

<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>1 感染拡大防止</p> <p>(1) 本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインの作成</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本市事業</div>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：危機管理局危機管理課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p><b>1 経過及び目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の発生時には、本市職員及び本市施設における感染対策に関し、統一的な基準を示すために、危機管理局においてガイドラインを作成している。今回の新型コロナ対応においても、令和2年2月25日に、国の新型コロナウイルス感染症対策本部において新型コロナ対策の基本方針が決定され、国の今後の感染対策の考え方等が示されたことから、本市においても全庁的な感染対策の基準を示すために、令和2年2月27日に本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>†7</sup>を作成し庁内へ周知した。</li> <li>・ 本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインの主な内容は、本市が主催するイベントの開催における感染対策の考え方や、本市の市民利用施設を含む各種施設における感染防止策、職員の出張時の留意点等について示すものである。</li> <li>・ 令和2年2月27日以降、国の基本的対処方針<sup>†17</sup>の変更が生じた際や、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県民への要請内容が示されるなど、状況の変化に応じて随時見直しを行い、全庁あて周知した。また、市ホームページへも掲載し周知した。</li> <li>・ 改訂においては、危機管理局において作成のうえ全庁あて確認依頼を発出し、各局等の修正意見を反映し、作成した。</li> </ul> <p><b>2 各局区等における対応</b></p> <p>危機管理局が示したガイドラインに基づき、各局区等においては所管する各種イベントの開催における感染対策への反映や、所管する市民利用施設への周知を行った。</p> <p>また、当該ガイドラインは主に本市職員に市有施設の運営や事業の実施にあたっての新型コロナ対応の基準を示した内部向けのものであったが、イベント参加者や施設利用者等の市民等への要請にも直結する内容が含まれていたこと等から、各局区等で必要に応じて、地域の町内会や市民、事業者等への周知・啓発にも活用した。</p>		
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年2月27日に暫定版として作成してから、新型コロナの5類感染症への位置づけの変更により、令和5年5月7日に廃止するまで、38回の改訂を行った。</li> <li>・ 国が発出する新型コロナ対策の基本的対処方針の要請や県の感染対策に係る要請内容が変更された際に、随時速やかに本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインに反映し周知することで、迅速な情報共有を行うことができた。</li> <li>・ 地域や市民向けへの周知・啓発にも活用され、市民等への感染対策の普及促進に寄与した。</li> </ul>		
<p><b>課 題</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインは、本市職員に市有施設の運営や事業の実施にあたっての新型コロナ対応の基準を示した内部向けのものであったが、地域行事等の実施の判断基準や中止の要請を行う場合等の内容が含まれていたことから、担当部署から町内会等への周知にあたり、そのまま送付した。改訂にあたっては、その都度、担当部署から送付したところ、発出する回数を重ねるごとに、町内会から「地域活動を行ってよいのかどうか分からない」との声が寄せられたほか、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインの送付それ自体を市の自粛要請と捉える町内会もあり、地域活動を委縮させる結果となった。</li> </ul>		

本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインは元々本市職員に市有施設の運営や事業の実施にあたっての新型コロナ対応の全庁的な基準を示す内部文書であることから、町内会等の市民向けの周知・展開の際は、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインをそのまま使用するのではなく、真に必要な情報だけを周知するなど、市民に誤解を与えないような周知方法やタイミングを検討する必要がある。

- ・ 51 ページ「第1節1(1) 体制運営及び意思決定」でも挙げられた課題だが、国や県の要請内容の変更に応じて速やかに作成・周知が必要であり、修正内容の決定から改訂案の作成、全庁宛確認依頼の実施及びとりまとめについて、短時間で急ぎの対応が求められる場面が多々発生した。

感染状況によっては急ぎ作成のうえ発出が求められることや、今回の新型コロナ対応においても作成初期において、各局より様々な修正意見等を受け改訂してきた実績があることから、今回の対応を踏まえて必要項目等を盛り込んだ雛形をあらかじめ作成しておくなど、平時における備えを検討する必要がある。

<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>1 感染拡大防止</p> <p>(2) クラスター対策・対応</p> <p>ア クラスター対策</p>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期</p> <p>～第8波</p>
<p>担当部署：健康福祉局感染症対策室、各区管理課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>1 概要・目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対応初期に、国内の複数地域で、感染経路が明らかではない患者が散発的に発生し、一部地域では小規模患者クラスターが把握されたことから、令和2年2月に国の新型コロナウイルス感染症対策本部で決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」において、「感染の流行を早期に終息させるためには、クラスターが次のクラスターを生み出すことを防止することが極めて重要であり、徹底した対策を講じていくべきである。」と記載された。</li> <li>・ これを踏まえ、令和2年2月26日付厚労省通知「新型コロナウイルス感染症における患者クラスター（集団）対策について」により、クラスターの早期探知と対策について示された。</li> <li>・ 本市においては、クラスター発生時の対応は各保健所支所<sup>†5</sup>（各区管理課）が実施し、感染拡大時には、厚労省クラスター対策班からの支援を受け、下記のとおり市内の施設内感染の拡大防止に係る指導や支援を講じた。</li> </ul> <p>【参考】クラスター対策の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 積極的疫学調査<sup>†14</sup>として、陽性者が滞在した施設に対し、感染管理の状況の把握や感染対策に係る助言・支援等を実施してきたが、上記厚労省通知に基づくクラスター発生施設については、より重点的に感染対策に係る助言・支援等を実施した。</li> <li>・ 具体的には、換気、消毒、パーティションの設置、マスクの着用等の基本的な感染対策のほか、施設の特性に応じた内容（高齢者等入所施設についてはゾーニング方法や個人防護具の着脱方法、各種介助方法等）についての助言・支援を行った。</li> </ul> <p>2 感染のピークごとの主な特記事項</p> <p>(1) 第1波</p> <p>施設において感染者が発生した際、各保健所支所において、電話により、施設における感染対策をどのように行っているかなどの状況を聞き取り、必要に応じて助言・指導を行った（第7波まで継続）。</p> <p>(2) 第2波から第3波まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年10月、高齢者通所施設・入所施設でクラスターが初めて発生したため、感染対策の立入調査を開始。</li> <li>・ クラスターが発生した高齢者施設、障害者支援施設、医療機関からの要請に基づき、仙台市感染制御地域支援チームの派遣も開始。</li> </ul> <p>※ 仙台市感染制御地域支援チームについては、190ページ「第3節1(4) 仙台市感染制御地域支援チームの設置・対応」参照</p> <p>(3) 第4波から第7波まで</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4波における本市の突出した感染状況を受け、令和3年4月に臨時的に厚労省からDMAT<sup>†9</sup>が派遣されることとなり、クラスター発生施設（陽性患者発生初期の施設も一部含む）へ訪問し、現状の把握、施設の求める支援内容の確認（患者入院、職員派遣、物資提供等）を行った。</li> <li>・ 厚労省から派遣されたDMATを始め、宮城DMAT等の専門家から感染対策支援を受けた。</li> </ul>	

(4) 第8波

- ・ 陽性者数の大幅な増加に伴い、施設入所者についての個別の調査ではなく、施設単位での調査対応を行った。
- ・ 高齢者施設・障害者施設において、陽性者が発生したことがある施設が増加したため、施設より電話相談があった際に助言するなどの対応が中心となった。

実績・効果

1 実績

クラスター発生状況や呼びかけ基準に基づく業種業態の公表については、各保健所支所<sup>†5</sup>からの報告に基づき、保健所本所<sup>†5</sup>で取りまとめ、実施した。

クラスター発生件数<sup>\*1</sup>：330件（令和2年4月1日～令和5年5月7日<sup>\*3</sup>）

業種業態公表件数<sup>\*2</sup>（上記件数含む）：433件（令和2年9月2日～令和5年5月7日<sup>\*3</sup>）

\*1 同一の場において、5人以上の感染者の接触歴が明らかとなっていることが目安

\*2 感染者と濃厚接触した可能性のある者を特定できていると思われる場合には、施設名は公表しないが、施設の業種・業態、また、施設内の状況で感染拡大に影響があると推測される事項について情報提供を実施

\*3 最後の発生・公表は、令和5年4月28日

2 効果

- ・ 積極的疫学調査として、感染状況の把握や助言・指導<sup>\*</sup>を行ってきたが、クラスター発生施設に対し、各施設の特性に応じた、より効果的な対策を提案することができた。

\* 高齢者施設等について、適切な感染対策やゾーニング等の助言を行ったほか、必要に応じて施設現地に伺い、当該施設の状況に合わせた指導を行うなど

- ・ クラスターとして認定されることで、感染対策の重要性について、当該事業者に改めて認識を促すことができた。

- ・ 施設の集団発生件数が増加し、各保健所支所職員のみでの施設指導が困難となったため、DMAT、宮城DMAT、仙台市感染制御地域支援チーム等に施設指導を依頼することで、施設への指導・助言を継続することができた。

課題

1 感染拡大期におけるクラスター対策の必要性及び効果

- ・ クラスター発生施設を公表して積極的疫学調査を行ったことは、発生初期には感染拡大防止につながったと考えられるが、第2波以降に関しては、感染者数が急激に増加したため、施設名の公表及び積極的疫学調査による感染拡大防止の効果は限定的だった。

- ・ クラスター発生施設を公表するための施設への聞き取りや資料作成の負担が大きく、他の業務に支障をきたしたほか、店舗や利用客にとっては公表によるデメリットが大きいため、店舗や利用客が店舗の利用状況や陽性者情報を提供しなくなったことで、感染状況の実態把握がより困難になった。

- ・ 感染拡大に伴い、事業者にとってクラスターとして認定されることの重要性が、感染初期と比較して低下していったこと等を踏まえ、状況に応じて、クラスター対策のあり方についても臨機応変な対応の検討が求められる。

## 2 関連する施設や部署との連携・役割分担

- ・ 介護や障害福祉サービス事業者（施設系・通所系・訪問系を含む全サービス）に対して、市保健所から感染対策に対する助言、指導を行うことが多々あったが、その際に施設や事業者における感染対策に係るマニュアルの整備不足や、職員の意識・理解の向上の必要性が感じられる場面もあった。
- ・ 高齢者や障害者が集団で生活（利用）する施設の事業者について、今回のコロナ禍でクラスターが多発したことや、平時からの感染対策の備えが不十分であった事業者が多かったことを踏まえ、平時から担当課が行う立ち入り検査等により、感染対策や衛生管理等が適切に行われているか確認する取組みを強化すべきと考える。
- ・ また、クラスターが多発しクラスター認定による感染拡大防止効果の範疇を超えた場合には、施設所管課が対応するなど、市保健所が実施すべき対応と、それ以外の対応のすみ分けを整理しておくべきであった。

<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>1 感染拡大防止</p> <p>(2) クラスター対策・対応</p> <p>イ 感染拡大防止に協力した事業者への支援等</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期</p>
<p>担当部署：経済局中小企業支援課</p>		
<p>対 応 経 過</p>		
<p>1 感染拡大防止協力事業者特別支援金</p> <p>(1) 制度設立の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年7月、県と本市が共同で呼びかけ基準を策定。呼びかけ基準により店舗等での感染状況等に関する疫学情報（クラスターが発生した業種業態や要因等）を積極的に公表するなどの情報提供を保健所が行うことになった。</li> <li>・ 同時期に市内飲食店を中心にクラスター案件が発生。施設名を公表された事業者の風評被害等の影響を鑑み、不特定多数の方が利用する施設を経営する事業者の事業再開や事業継続の支援と適切な感染対策の取組みを推進するため本事業を制度化した。</li> </ul> <p>(2) 制度概要</p> <p>新型コロナの感染拡大防止のため、市保健所<sup>†5</sup>が行う積極的疫学調査<sup>†14</sup>と施設名の公表等に協力いただいた事業者に対して、円滑な事業再開や感染対策に向けた経済支援を行うもの。</p> <p>(3) 支給要件（いずれにも該当する場合に支給）</p> <p>ア 市内に所在する施設を運営する事業者であること</p> <p>イ 呼びかけ基準で定める疫学調査の結果を公表する基準に基づき、本市が施設名を公表した場合又は本市が施設の業種・業態等を公表しその施設名を事業者自らが公表した場合のいずれかに該当すること</p> <p>ウ 施設が、特措法第24条第9条に基づく措置として、施設の使用停止及びイベント開催の停止の協力を要請した施設でないこと</p> <p>エ 次の項目について同意すること</p> <p>(ア) 本市が派遣する感染症の専門家等の指導を受け、本市や業界団体等が策定する感染拡大予防に関するガイドライン等に基づき感染対策を講じること</p> <p>(イ) (ア)により実施した事項及び施設名について、市が公表することに同意すること</p> <p>オ その他市が行う調査等、感染拡大防止のための必要な求めに対して全面的に協力すること</p> <p>(4) 支給額</p> <p>市内施設の利用者又は従業員等から複数人に感染者が確認された際に下記の対応を講じた場合、当該施設を運営する事業者に対して最大100万円を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設名が公表された者又は自ら施設名を公表した場合 50万円（定額）</li> <li>・ 専門家の助言や業種別ガイドライン<sup>†21</sup>等に基づく感染対策を実施する際に、対策に要した経費に対し、上限50万円（補助率10/10）</li> </ul> <p>(5) 周知方法</p> <p>市ホームページでの広報のほか、施設名が公表された事業者への個別の声掛け等により、周知を図った。</p> <p>(6) 申請の受付</p> <p>令和2年8月15日に制度創設を発表し、令和2年度補正予算（第3回定例会）にて予算成立。令和2年10月7日より申請受付を開始し、令和4年3月31日まで申請を受付けた。</p>		



## 2 感染防止対策奨励金事業

## (1) 制度概要

新型コロナの拡大防止を図りながら社会経済活動を維持するため、業界団体等が定める感染対策に率先して取り組む事業者に対して奨励金を支給するもの。

## (2) 支給要件（いずれにも該当する場合に支給）

ア 令和2年6月以前から自身が所有又は賃借する市内の施設で事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること

イ 当該施設が不特定多数の人が利用し、有人でサービスを提供している施設であること

ウ 当該施設において仙台感染拡大防止ガイドブック又は業種別ガイドラインに基づき感染対策を実施していること

エ 感染対策の取組みを公表することに同意すること

オ 令和2年2月から9月の間で前年同月比で売上等が20%以上減少している月があること

※ 本制度の対象となる中小事業者は、中小企業、その他法人（公共法人を除く）、個人事業者

※ 中小企業に該当しない大企業、みなし大企業（資本関係等により大企業が実質的に事業活動を支配している会社）は対象外

## (3) 支給額

1施設あたり10万円、1事業者あたり5施設50万円上限

## (4) 周知方法

市ホームページや経済局 Facebook への掲載のほか、地元新聞への広告掲載、各支援機関のメールマガジンでの配信、各業界団体への協力依頼等により、周知を図った。

## (5) 経過

- ・ 令和2年10月7日 制度概要の公表
- ・ 令和2年10月14日 申込多数につき、説明会の定員拡大（各回100名→150名）  
23日、24日、26日の説明会に26日2回目の枠を追加
- ・ 令和2年10月23、24、26日 奨励金説明会・感染防止対策セミナーを開催
- ・ 令和2年10月28日 申請受付開始
- ・ 令和2年11月27日 申請締め切り（消印有効）

## 実績・効果

## 1 感染拡大防止協力事業者特別支援金

## 【実績】

- ・ 支給実績は以下のとおり。

令和2年度 施設名公表分8施設、感染対策実施分6施設

令和3年度 施設名公表分17施設、感染対策実施分19施設

	令和2年度	令和3年度
補助金支給額	6,172,797	17,462,904
その他経費	590,000	1,680,000
事業費総額	6,762,797	19,142,904
(交付金充当額)	(4,590,000)	(15,298,350)

- ・ 各施設の感染対策事例を本市ホームページにて公開（令和2、3年度合計で25施設分）

## 【効果】

- ・ 施設名の公表等感染症拡大防止に協力した施設に対し、東北大学感染管理室と連携して感染対策に関する具体的方策等の情報を提供することで、円滑な事業再開を支援できた。
- ・ 各施設の特性に応じた感染対策事例を市ホームページに掲載することで、同種施設における感染対策に寄与した。

2 感染防止対策奨励金事業

【実績】

- ・支給実績は以下のとおり。

申込件数：5,645 件

(うち支給件数：5,337 件、・不交付決定件数：223 件・申請取下げ件数：85 件)

令和2年度	
補助金支給額	660,500,000
委託費	64,992,400
事業費総額	725,492,400
(交付金充当額)	(725,492,400)

- ・奨励金説明会・感染防止対策セミナーの開催

日程	事前申込数	実参加人数
10/23 (金)	157	135
10/24 (土)	136	118
10/26 (月) ①	160	128
10/26 (月) ②	171	136
合計	624	517

【効果】

新型コロナウイルスの感染拡大の抑制と社会経済活動の維持に向け、仙台感染拡大防止ガイドブックや業種別ガイドラインに基づく感染拡大防止対策を実施する事業者の取組みを後押しした。

課 題

1 感染拡大防止協力事業者特別支援金

- ・ 感染対策を実施していることを広く周知し、他の施設でも感染対策の参考としていただく趣旨で、「専門家の指導に基づき実施した感染対策を本市のホームページに掲載すること」を支給要件としていたが、事業者によっては掲載されることにより新たな風評被害が生じることを懸念し、申請に至らなかったケースがあった。

呼びかけ基準の趣旨は、当時、クラスター発生源とされた不特定多数が利用する飲食店等に対する感染対策の教示、事業の早期再開の支援であり、本来であれば、呼びかけ基準による施設名公表により事業者が受ける影響を考慮し、呼びかけ基準に基づく施設名公表の運用と公表による影響への対応策である本事業を併せて実施すべきものであったと考えられる。

- ・ 本支援金の対象となる情報(感染者数、施設図面等)は、市保健所(健康福祉局感染症対策室)から得ていたが、市保健所の業務が繁忙となったことから、タイムリーな情報入手が困難になった。

2 感染防止対策奨励金事業

- ・ 科学的根拠に基づく感染対策の実施を促すことを目的としていたものの、事業者によっては、専門家や関係省庁の助言等を踏まえてまとめられた業種別ガイドラインと、効果が実証されていない製品の効能を謳う宣伝を混同し、業種別ガイドラインに合致しない対策を導入する事例もあった。本来、そのような不適切な感染対策を実施している事業者に対しては、個別に正確な情報を提供し、場合によっては、是正を促すことが理想的であったが、多数の申請に対して迅速に支給することを優先せざるを得なかったため、適切な対策の理解とその実施を促す体制、手法を整えることが課題と考えられる。

- ・ 電子申請に不慣れな事業者への配慮から、郵送での申請受付としたが、感染対策の実施状況を確認するために添付資料としてプリントアウトした写真の提出も求めていたことから、申請書類が煩雑となり、審査業務の負担になった。次の感染症危機に際しては、事務処理の負担を考慮し、電子申請の導入が望ましいと考えられる。



<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>2 各種施設における感染対策</p> <p>(1) 市立学校の対応</p> <p>ア 臨時休業への対応</p>	<p>実施期間： 流行初期</p>
<p>担当部署：教育局健康教育課、教育指導課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p><b>1 経過と目的</b></p> <p>感染症拡大防止のために、令和2年2月25日に国から全国の教育委員会へ、学校の臨時休業の検討について依頼があった。</p> <p>その後、令和2年2月27日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が国より示された。</p> <p>国の決定や、緊急事態宣言<sup>†1</sup>の発出を踏まえ、本市において臨時休業を以下のとおり決定し、実施した。</p> <p>令和2年2月28日 市立学校(幼稚園及び特別支援学校を除く)の3月2日～24日の臨時休業決定</p> <p>令和2年4月6日 市立学校(幼稚園及び特別支援学校を除く)の4月8日～14日の臨時休業決定</p> <p>令和2年4月13日 市立学校(幼稚園及び特別支援学校を除く)の始業式及び入学式を4月15日又は16日に実施し、その翌日～5月6日の臨時休業を決定</p> <p>令和2年4月14日 市立学校(幼稚園及び特別支援学校を除く)の始業式及び入学式を5月7日以降とすることを決定</p> <p>令和2年4月22日 あきう幼稚園及び鶴谷特別支援学校における4月25日～5月6日の臨時休業を決定</p> <p>令和2年4月30日 市立学校及びあきう幼稚園の臨時休業について5月31日まで延長を決定</p> <p>令和2年6月1日 市立学校再開、始業式及び入学式実施(一部学校を除く)</p> <p><b>2 臨時休業中の対応</b></p> <p>時差登校や学習課題の提供、教職員による家庭訪問の実施、定期的な電話連絡等を実施し、児童生徒の学習保証や健康状態・安否確認に努めた。</p> <p><b>3 始業式及び入学式の再延期</b></p> <p>始業式及び入学式の再延期については、市内における一日の新規陽性者数が過去最多となったことが前日の夕方に判明したこと、無症状の子どもの感染が確認されたことなどを考慮し、児童生徒の健康や安全を第一と考え、専門家の意見も踏まえ、ぎりぎりの状況の中で判断に至った。十分な周知を行うことができなかつたこともあり、多くの保護者や児童生徒にご迷惑をかける結果となった。</p> <p>周知においては、保護者あてに緊急の連絡を行うため、各市立学校で把握している電子メールの連絡網を活用したが、年度始めのため、新一年生の連絡先を把握しきれていない状況だった。</p> <p>また、確実に伝えるため、電話による連絡も行ったことから、電話回線が逼迫した。</p> <p>以上を踏まえ、感染状況によっては再び臨時休業が必要となる場合も想定されたことから、迅速・確実に伝えることができるよう、メールアドレスの早期把握や市立学校ホームページへの緊急連絡の掲載、市立学校ホームページのこまめな確認を保護者に依頼するなど、保護者あての連絡方法を工夫した。</p>	

実績・効果
<ul style="list-style-type: none"> <li>国の決定により開始された臨時休業措置に加え、当時の緊急事態宣言の発出に基づき、新型コロナへの対応として本市が臨時休業を決定したものである。</li> <li>児童生徒の学習保障や健康状態、安否確認のため、時差登校や学習課題の提供、教職員による家庭訪問の実施、定期的な電話連絡等を実施した。</li> <li>臨時休業により、児童生徒等を中心とした感染拡大や学校クラスター発生を抑制できたと考えられる。</li> </ul>
課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年3月から5月末まで(3ヶ月)の長期にわたる市立学校休業により、児童生徒の心・体・学習に少なからず影響があったと推察される。</li> <li>児童生徒が長期にわたり日中の在宅を余儀なくされ、家庭の負担も大きかった。日中の児童生徒の受皿整備に限界があった。</li> <li>授業時間数確保や未履修解消のための、夏休み等の日数削減や体験的活動、学校行事の縮減を余儀なくされた。</li> <li>上記についての苦情のほか、臨時休業の賛否両意見、臨時休業の決定や延長の判断が急遽だったことに対する市の対応への不満が寄せられた。</li> <li>始業式、入学式の再延期については、その決定を発表したのが前日の午後9時40分であったことから、その周知が徹底せず、延期を知らないまま登校する児童もおり、市立学校が事情を説明して帰宅させるなどの混乱が生じた。また、その判断について「対応が遅すぎる」「もっと早く判断できなかつたのか」といった不満の声が寄せられた。</li> <li>次の感染症危機に際しては、ICTを活用し、市立学校の教育活動を止めないための工夫、休校に伴う児童生徒の生活習慣・運動習慣の乱れを防止するための工夫と対策を取る必要がある。</li> <li>児童生徒の定期健康診断については、学校保健安全法施行規則により毎年6月30日まで実施することとされているが、臨時休業により期日までに終了することができず、結果の返却や統計調査等に支障が生じたことから、次の感染症危機に際しては、様々な場面を想定し、迅速な対応ができるよう関係機関との連携を図る必要がある。</li> </ul>

<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>2 各種施設における感染対策</p> <p>(1) 市立学校の対応</p> <p>イ オンライン学習の実施</p>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期 ～第7波</p>
<p>担当部署：教育局教育指導課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>市立学校の ICT 環境の整備に関しては、令和元年度から複数年計画で進めていたが、令和3年4月に、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、児童生徒1人1台端末の整備スケジュールの加速、在宅・オンライン学習に必要な通信環境の整備等を図るとともに、学習・評価が可能なプラットフォームの実現を目指すとの方針が示された。</p>	
<p>これを受け、感染症や自然災害等による臨時休業時における学びの機会を確保するため、市立学校の ICT 環境の整備スケジュールを前倒しするとともに、学校と家庭をつないだオンラインを活用した学習支援の取組みを進めた。</p>	
<p>【令和2年度】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年3月、市立学校への1人1台端末の配備が完了した。また、新型コロナの感染拡大等の様々な事由によって生徒の登校が困難となる状況が発生した場合を想定し、1人1台端末を活用した校内の体制づくりや家庭におけるオンライン学習(持ち帰り)練習の実施等、学校と家庭を繋いでオンライン学習が実施できる体制づくりを進めるよう市立学校あてに通知を発出した。</li> </ul>	
<p>【令和3年度】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワークの増強工事が完了するのが8月であったため、当初は全校一斉でのオンライン通信は難しく、それまでは各学校で時間ごとに使用学年を制限するなどして端末を活用していた。ネットワーク増強後は、各学校で計画的に学校と家庭をつないだオンライン学習の練習を1回以上実施することとし、9月中旬には全学校がオンライン学習の練習を実施した。その後も各学校の実情に合わせてオンライン学習の練習を継続した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9月の緊急事態宣言<sup>†1</sup>期間中、非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導に関して、試行的に ICT を活用した学習支援を進め、1月には、さらに積極的に対応していくよう各学校へ周知を行った。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 11月、学校と家庭との学びの往還や、家庭学習での ICT 活用等を進める目的から、平常時における家庭への端末持ち帰りを進めるよう通知を発出した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3月、土日祝日を含まない連続5日以上臨時休校等を行った場合は、オンラインを活用した学習支援を必ず実施するよう基準を定めた。なお、5日以内であっても、学校の判断でオンラインを活用した学習支援を実施することができる旨通知した。</li> </ul>	
<p>【令和4年度】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5月「仙台市 GIGA スクールの方向性」を発出し、端末・クラウドの日常利用化(授業と家庭学習等の連携)を進めた。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 12月、平常時における家庭への端末持ち帰りの更なる推進について通知し、持ち帰りにおける今年度中の学校全体の取組方針について、各学校で策定することとした。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3月、学校教育の情報化を計画的に推進するため、「仙台市学校教育情報化推進計画」を策定した。</li> </ul>	
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>	
<p>【実績】</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年8月に実施したアンケート(対象：市立全学校188校)の結果、夏休み前に平常時の端末持ち帰りを「毎日行っている」学校は18校(9.6%)あった。「毎日」を含め、「毎週末」「週に数回」「学年ごと」等、何らかの形で行っている学校は132校(70.2%)であった。</li> </ul>	

### 第3章 各対応の経過及び検証

	毎日	毎週末	平日 週 3~4 回	平日 週 1~2 回	その他	実施して いない	合計
校数	18	10	3	4	97	56	188
割合	9.6%	5.3%	1.6%	2.1%	51.6%	29.8%	100.0%

- また、夏季休業中には、57校（30.3%）の学校が端末持ち帰りを実施した。
- 令和4年9月に実施した教員を対象とした調査（対象：小学校・中学校・中等教育学校教員）の結果、学校と家庭をつないだオンラインを活用した学習支援を1回以上実施した学校は143校（183校中で78.1%）であった。

#### 【効果】

- 国の方針を受け、市立学校のICT環境の整備スケジュールを前倒しするとともに、学校と家庭をつないだオンラインを活用した学習支援の取組みを進めたことで、感染症等による臨時休業時における学びの機会を確保する体制を整えることができた。

#### 課 題

- 学校と家庭をつないだオンラインを活用した学習支援の必要性について、各市立学校に対して通知等で意思統一を図ってきたが、一部でまだ一步を踏み出せない学校が見受けられたり、平常時の端末持ち帰りの取組みにも学校によって格差が見られたりする状況であった。今後、各学校の実情を加味しながら、授業を中心に日常的な端末の活用に取組み、家庭と学校の学びの往還を確立するなどにより、有事への備えを進める。また、必要に応じ、教育局教育指導課や教育センターで直接支援するとともに、研修を充実させる必要がある。
- 令和4年度の市立学校での感染症拡大防止対策は、学級閉鎖や学年閉鎖がほとんどであり、学級や学年単位でのオンラインを活用した学習支援が主流となった。学校一斉対応ではないことから、各学校の教員間でもオンラインを活用した学習支援について、差が生じることがないように進める必要がある。
- 8割近くの市立学校は、学校と家庭をつないだオンラインを活用した学習支援を少なくとも1回以上実施できているが、未実施の学校に対しては、教育局教育指導課や教育センターで直接支援し、全ての学校で実施できるよう取り組むほか、オンラインを活用した学習支援が日常的に行えるよう、研修を充実し、更なる推進に努める必要がある。

<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>2 各種施設における感染対策</p> <p>(1) 市立学校の対応</p> <p>ウ 市立学校における感染対策</p>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：教育局健康教育課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>本市においては、令和2年3月2日から、国の要請により一斉臨時休業を行い、その後、4月7日に国の緊急事態宣言<sup>†1</sup>が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置<sup>†22</sup>の対象となったこと等を受け、5月末までの臨時休業を行った。</p> <p>しかし、その後は、国の方針を受け、持続的に児童生徒等の教育を受ける権利を保障していくため、その時々感染状況等に合わせて様々な感染対策を講じ、市立学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減したうえで、学校運営を継続したところである。</p> <p>なお、教育局における新型コロナ対応の役割分担は、主に以下のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育局健康教育課：市立学校全体の感染対策、児童生徒の陽性者発生時の対応</li> <li>・教育局人事課、教職員課：教職員（教員以外の職員含む）の陽性者発生時の対応</li> </ul> </div> <p><b>1 陽性判明時の対応</b></p> <p>【表：連絡経路】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>(1) 児童生徒の陽性判明時</p> <p>保護者→学校→教育局（健康教育課）→市保健所<sup>†5</sup>→濃厚接触者<sup>†13</sup>（児童生徒の場合は保護者）*1</p> <p>(2) 教職員（教員以外の職員含む）の陽性判明時</p> <p>本人→学校→教育局（人事課）*2→市保健所→濃厚接触者（児童生徒の場合は保護者）</p> </div> <p>*1 濃厚接触者への連絡は、個人情報保護のため、市保健所から直接行った。</p> <p>*2 当初は、教員は教育局教職員課、教員以外の職員は教育局人事課と、連絡先が分かれていたが、学校側の負担を軽減するため、教育局人事課が主で管理する形を取り、教育局教職員課が協力して対応した。</p> <p><b>2 臨時休校等の対応</b></p> <p>児童生徒や教職員で初めて陽性が判明したのは、令和2年7月で、判明から5日間の臨時休校措置を取った。以後、陽性者が出た場合には5日間（その後段階的に短縮）を基本に臨時休校とし、感染拡大を防ぐ措置を取った（臨時休校の場合、原則として学校名を公表）。</p> <p>一方で、臨時休校は学校活動への影響が大きいことから、令和4年1月27日以降は、臨時休校ではなく、学級閉鎖や学年閉鎖での対応も可能とした。陽性者が発生した際にどのような対応を取るかは、学校長と教育局健康教育課が協議して決定した。</p> <p><b>3 一般的な感染対策</b></p> <p>市立学校における感染対策に関しては、令和2年5月に作成された「学校における新型コロナウイルス感染予防等に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(以下、本項において「衛生管理マニュアル」という。)に従い、基本的な感染対策を実施したほか、その時々感染状況に応じ、国等から発出される通知や、本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>†7</sup>に基づき、随時必要な対策を実施した。</p>	



4 市立学校における感染対策の経緯

【令和元年度】

- ・ R2. 2. 1 新型コロナを指定感染症として定めるなどの政令が施行され、学校長は学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで出席を停止させることができることとなった。
- ・ R2. 2. 25 新型コロナに係る予防措置及び発生時の対応について保護者あて通知
- ・ R2. 3. 2～24 市立学校（幼稚園及び特別支援学校を除く）臨時休業

【令和2年度】

- ・ R2. 4. 8～5. 31 市立学校（幼稚園及び特別支援学校を除く）臨時休業
- ・ R2. 4. 13 新型コロナ対策に係る良好な環境の保持（消毒・換気）等について市立学校あて通知
- ・ R2. 4. 25～5. 31 あきう幼稚園及び鶴谷特別支援学校臨時休業
- ・ R2. 5. 1 学校給食における新型コロナ感染対策について市立学校あて通知
- ・ R2. 5. 15 新型コロナ感染対策に係る家庭と連携した取組み、市立学校内での取組みについて保護者あて通知
- ・ R2. 5. 22 学校体育におけるマスクの着用の留意点について市立学校あて通知
- ・ R2. 5. 22 「市立学校における新型コロナウイルス感染予防等に関する指針」取りまとめ
- ・ R2. 5. 22 文科省の衛生管理マニュアル（2020. 5. 22 Ver. 1）発出
- ・ R2. 6. 1 市立学校再開、始業式及び入学式実施（一部学校を除く）
- ・ R2. 6. 15 感染が判明した児童生徒及び濃厚接触者に特定された児童生徒に加えて、発熱等の風邪の症状が見られる児童生徒に対しても、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取るようになった。
- ・ R2. 6. 16 文科省の衛生管理マニュアル（2020. 6. 16 Ver. 2）発出
- ・ R2. 7. 14 市立学校に感染症対策用品（アルコール・フェイスシールド）を配当
- ・ R2. 7. 29 市内小学校で児童1名の陽性が判明、市立学校で初めて5日間の臨時休校措置をとった。
- ・ R2. 8. 5 陽性者が出た場合には5日間を基本に臨時休校とし、原則として学校名を公表することとした。
- ・ R2. 8. 6 文科省の衛生管理マニュアル（2020. 8. 6 Ver. 3）発出
- ・ R2. 8. 20 清掃・消毒について、「消毒の効果を取り入れた清掃活動」に移行することにより、児童生徒等に「新しい生活様式<sup>†6</sup>」を学ばせながら校内の良好な衛生環境を保ち、併せて教職員の負担軽減を図っていく方針とした。
- ・ R2. 9. 3 文科省の衛生管理マニュアル（2020. 9. 3 Ver. 4）発出
- ・ R2. 9. 4 市立学校に感染症対策用品（フェイスシールド）を配当
- ・ R2. 9. 18 「学校における新型コロナウイルス感染症対策の継続と徹底について（通知）」として、市立学校及び保護者あてに知事、市長、県・市医師会会長による共同メッセージを周知
- ・ R2. 9. 29 市立学校に感染症対策用品（除菌ウェットティッシュ）を配当
- ・ R2. 10. 27 臨時休校期間について、陽性判明後3日間を基本とすることに変更
- ・ R2. 12. 3 文科省の衛生管理マニュアル（2020. 12. 3 Ver. 5）発出
- ・ R3. 1. 8 臨時休校期間について、陽性判明後1日を基本とすることに変更
- ・ R3. 1. 20 地域の感染レベルが2に引き上げられたことに伴う対応について市立学校あて通知
- ・ R3. 1. 25 同居の家族に風邪症状がみられる場合にも出席停止の措置を取るようになった
- ・ R3. 2. 4 緊急事態宣言の対象区域の拡大とそれに伴う感染拡大の予防について市立学校あて通知
- ・ R3. 3. 15 卒業後及び学年末・学年始休業期間中に児童生徒等が新型コロナに感染した場合の対応等について、市立学校及び保護者あて通知
- ・ R3. 3. 19 県・市の緊急事態宣言に伴い、児童生徒等の不要不急の外出や移動の自粛を呼びかけ

## 【令和3年度】

- ・ R3. 4. 28 文科省の衛生管理マニュアル（2021. 4. 28 Ver. 6）」発出
- ・ R3. 5. 12 熱中症事故の防止として、場合によってはマスクを外すこと、換気や十分な距離を保ち、活動中でも水分補給をさせること等、児童生徒の健康確保に十分配慮するよう市立学校あて通知
- ・ R3. 7. 20 夏季休業に向けた新型コロナ対策の徹底について市立学校あて通知（感染対策の徹底、部活動、水泳授業や学校プールの開放、熱中症の予防、登校日、家庭との連携）
- ・ R3. 8. 23 県・市へのまん延防止措置<sup>†2</sup>の再適用にあたり、学校及び保護者あて、家庭と学校が連携した児童生徒の健康管理等について通知
- ・ R3. 8. 27 県に8月27日から9月12日まで緊急事態宣言が発出、地域の感染レベルが3に変更されたことに伴う対応の変更について市立学校あて通知（教材教具の貸し借りをしない、共用器具の使用前後の手洗い、長時間・密集・近距離での活動を避ける、学校行事は感染リスクの高い内容は行わない、修学旅行は県境をまたぐ活動については延期を検討、部活動は原則自粛等）
- ・ R3. 8. 30 「新型コロナウイルス変異株<sup>†11</sup>について（お願い）」として、市立学校及び保護者あてに仙台市感染制御地域支援チームからの衛生管理と予防方法についての助言を周知
- ・ R3. 9. 3 文科省「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドライン」発出
- ・ R3. 9. 13 県・市へのまん延防止措置再適用及び地域の感染レベル2への変更について市立学校及び保護者あて通知
- ・ R3. 9. 30 10月1日から10月31日までのリバウンド防止徹底期間の再設定及び感染レベル2の維持について市立学校及び保護者あて通知
- ・ R3. 10. 28 10月31日でのリバウンド防止徹底期間終了と11月1日からの地域の感染レベル1への変更について市立学校及び保護者あて通知
- ・ R3. 11. 22 文科省の衛生管理マニュアル（2021. 11. 22Ver. 7）」発出
- ・ R4. 1. 11 文科省通知に基づき、オミクロン株<sup>†11</sup>についての知見及び市立学校における感染対策について周知、改めて換気の徹底を促した。
- ・ R4. 1. 17 1月14日からの地域の感染レベル2への変更について市立学校及び保護者あて通知
- ・ R4. 1. 27 概ね1日程度の休校とするそれまでの対応に加え、市立学校と教育委員会とで協議のうえ、学級閉鎖や学年閉鎖での対応も考慮することとした。
- ・ R4. 2. 3 濃厚接触者の出席停止期間の基準について、それまでは最終接触日の翌日から2週間であったところ、オミクロン株に関しては7日間となった。

## 【令和4年度】

- ・ R4. 4. 1 文科省の衛生管理マニュアル（2022. 4. 1 Ver. 8）発出
- ・ R4. 4. 21 児童生徒が陽性となり感染可能期間の登校があった場合には、市保健所が定める基準により市立学校が調査を行い、「感染の恐れがある者」を特定することとした。
- ・ R4. 6. 10 夏季における児童生徒のマスクの着用について改めて通知
- ・ R4. 6. 30 「学校における今後の新型コロナウイルス感染症対応に係る留意事項について」として、マスク着用の必要がない場面の確認や、感染の恐れがある者の特定についての考え方、保護者へのメール通知の留意点を周知
- ・ R4. 7. 14 夏季休業に向けた新型コロナ対策について通知
- ・ R4. 8. 9 県の「みやぎ BA. 5 対策強化宣言」の実施に伴い、基本的な感染対策の確実な実施、部活動における対策の徹底を通知

- ・ R4. 10. 3 「みやぎ BA. 5 対策強化宣言」が9月30日で終了することに伴う学校の対応について、基本的な感染対策の確実な実施や部活動における対策の徹底等を市立学校及び保護者あて通知
- ・ R4. 11. 15 新型コロナと季節性インフルエンザの同時流行も見据えた今後の感染対策として、体調不良時に登校を控えることや換気及びマスクの着用に関するリーフレット等について周知
- ・ R4. 11. 18 同一学級で複数の陽性者報告があり、かつ当該学級内に感染拡大の可能性が高まっていると判断した場合以外には、原則として感染の恐れがある者の特定は行わず、保護者へのメール配信を行わなくてもよいこととした。
- ・ R4. 12. 6 県の「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」の実施に伴い、基本的な感染対策の確実な実施や部活動における対策の徹底を通知
- ・ R4. 12. 12 基本的対処方針の変更に伴い、給食等の食事をとる場面において児童生徒等の間で話を行うことを可能とすること等について市立学校及び保護者あて通知
- ・ R5. 1. 17 県の「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」が2月13日まで延長することに伴う学校の対応について、基本的な感染対策の確実な実施や部活動における対策の徹底を通知
- ・ R5. 2. 14 県の「みやぎ医療ひっ迫危機宣言」が2月13日で終了したことに伴う学校の対応について、基本的な感染対策の確実な実施や部活動における対策の徹底を通知
- ・ R5. 3. 20 文科省の衛生管理マニュアルの改定（2023. 4. 1 Ver. 9）に伴い、4月1日以降は児童生徒に対しマスクの着用を求めないこと等について市立学校及び保護者あて通知
- ・ R5. 5. 1 5月8日付で新型コロナが感染症法上の5類感染症に移行することに伴い、出席停止の基準を「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とすることなどについて市立学校及び保護者あて通知



校舎入口に設置した手指消毒用アルコール



手洗い場におけるソーシャルディスタンスの確保のための誘導表示

**実績・効果**

- ・ 新型コロナ感染対策に関する通知やリーフレットにより、各校での感染対策が促進された。
- ・ 国の通知をもとに感染対策等を定期的に周知することができた。
- ・ 県とも連携し、足並みをそろえながら感染対策を取ることができた。
- ・ 適切な新型コロナの予防のため、衛生管理マニュアルの変更や感染状況に合わせて、適宜、取扱いを変更し、感染状況にあった対策を行った。具体例としては、教室等の日常的消毒に関し、当初は薬液を使用していたが、衛生管理マニュアルの変更に合わせ、日常清掃での衛生管理により感染症予防を行うこととした。また、日常的な消毒に関しても、スクールサポートスタッフ等外部の方をお願いした。
- ・ 感染状況を見ながら、休校期間を段階的に短縮し、学級閉鎖・学年閉鎖での対応も可能としたことで、感染拡大を防ぎながら学校教育活動が継続できた。

## 課 題

## 1 感染対策における課題

- ・ 新型コロナ対策が長引くことによる対策への疲れや緩みがみられることもあった。
- ・ 過度な対策による児童生徒の心身への影響に配慮する必要がある（メリハリのある適切な対策が必要）。
- ・ 現場の状況を把握するとともに、迅速な対応及び情報提供を行う必要がある。
- ・ 市保健所との連携を強化し、ウイルスの特性を理解した適切な対応について周知徹底を行う必要がある。
- ・ 県教委と市教委で対応に相違が無いように、情報交換、連携を密にしていく必要がある。

## 2 臨時休校等における課題

- ・ 臨時休校の判断について、市保健所の積極的疫学調査<sup>†14</sup>により濃厚接触者が特定されなければ判断することができず、翌日の対応が夜になっても決められないという状況が多くあった。
- ・ 令和4年1月27日以降は、臨時休校ではなくクラス単位での学級閉鎖や、学年閉鎖での対応を可能としたが、教職員から陽性者が出ると、学級閉鎖の対応だけでよいのか、判断に苦慮した。

## 3 対応する人員体制における課題

- ・ 教育局の業務は、感染拡大時に停止できるものが少なく、特に新型コロナ対応に主として当たった3課（健康教育課・人事課・教職員課）は、通常業務に加えて新型コロナ対応業務が重なった。日中は、陽性者発生時の対応や臨時休校等の判断に追われ、時間外勤務にて通常業務を行うような状況となった。
- ・ 陽性者発生時の校内の消毒作業は、教育局内の持ち回りで対応したものの、上記の業務は基本的に3課の職員のみでの対応となった。
- ・ 新型コロナの対応にあたるチームの設置を、令和3年度に検討したが、感染第5波及び第6波の拡大が極めて急速だったため、目下の対応に追われ、体制の構築には至らなかった。
- ・ その後、感染第6波の途中で積極的疫学調査の重点化が図られたことで、業務負担が減少した。
- ・ 次の感染症危機においても、直接対応する部署は目前の対応に追われることが想定されるため、局全体で対応する体制をとる必要がある。



<p>第5節 予防・まん延防止 2 各種施設における感染対策 (1) 市立学校の対応 エ 学校職員の感染対策や感染者発生時の対応</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本市事業</div>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：教育局人事課、教職員課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p><b>1 服務上の取扱い等の整理・通知（令和2年2月～）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的な感染対策を徹底し、児童生徒の学びを保障するため、市長部局における取扱いを参考に、職員本人に体調不良等の感染が疑われる症状がある場合、PCR検査<sup>†10</sup>等を受検することとなった場合、新型コロナへの感染が確認された場合や濃厚接触者<sup>†13</sup>に特定された場合等における服務上の取扱いを数次にわたり整理し、職員の健康管理及び職場環境管理上の留意点と併せ、教育局内各課室公所長及び各市立学校・幼稚園長あて通知した。</li> <li>・ 当該服務上の取扱いは、基本的に教育局内各課室公所と各市立学校・幼稚園共通の内容としていたが、学校職員（園を含む、以下同じ）においては、児童生徒を含む学校内における感染拡大防止の観点から、職員の同居家族が濃厚接触者と特定された場合のみならず、職員の同居家族がPCR検査等を受検することになった場合についても職務専念義務免除の対象とした（令和4年10月18日をもって廃止）。</li> <li>・ なお、市立学校の臨時休業期間のうち、令和2年4月24日～5月31日の間は、在宅勤務の実施等により、校務運営上支障のない範囲で可能な限り出勤者の削減にも取り組んだ。</li> </ul> <p><b>2 職員の感染が確認された際の学校運営継続に向けた支援（令和2年12月以降本格化）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校職員においては、令和2年4月1日に外国語指導助手（ALT）2名の感染が確認されたが、その後は、同年12月14日までの間、感染者の発生はなかった。</li> <li>・ 市立学校において職員の感染が確認された場合で、感染可能期間における出勤歴がある場合も、学校内における濃厚接触者の有無の特定及び消毒作業が完了していれば、授業等の学校運営を継続することができたことから、教育局人事課及び教職員課（以下、本項において「人事担当課」という。）では、教育局健康教育課と連携しながら、主に以下の取組みを実施し、可能な限り臨時休校を回避し、学校運営を継続できるよう努めた。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 各学校長に対しては、従前から、職員本人のみならず、職員の同居家族がPCR検査を受検することになった段階から、受検予定日や結果判明予定日等について、週休日・休日を含め、人事担当課に報告するよう依頼していたが、これらに加え、職員本人の症状の有無や出勤状況を詳細に聞き取り、学校との間で、感染可能期間における出勤歴がある可能性のある職員を共有するとともに、感染確認を想定した準備を行っていた時期もあった（令和4年6月30日からは職員本人が感染した場合のみ報告するよう対応を縮小）。</li> <li>(2) 職員の感染が確認された後は、人事担当課において、当該職員の行動記録、校舎配置図や職員室内座席表等を学校から入手し、各保健所支所<sup>†5</sup>に提供するなど、各保健所支所による施設調査に協力した（令和4年4月21日陽性判明分まで）。</li> <li>(3) 教育委員会事務局職員を中心に、学校職員の協力のもと、学校施設の必要箇所について消毒作業を実施した（令和3年8月末まで。令和3年9月以降は学校職員による作業に変更）。</li> </ol> </li> <li>・ なお、教育職員が多数感染した場合には、教育局教職員課や教育センターの教員出身者（行政教員）を応援派遣するほか、必要に応じ教育局健康教育課の養護教諭・栄養教諭出身者（行政教員）及び栄養士による支援等も行った。</li> </ul> <p style="margin-left: 20px;">新型コロナ発生以前は、学校において教職員が同時に複数欠員する想定をしていなかったた</p>		



め、学校長から教育局教職員課への相談を受け、個別に対応する形を取っていた。

- ・ 第8波から、教職員のうち概ね5名程度が欠員した場合に応援派遣を行う旨を明確化した。
- ・ 応援で派遣する教員（教育局で勤務する行政教員）が、すぐに授業を行うことは難しい為、授業実施は学校内の職員でやりくりし、職員室での対応等を応援教員が行った。
- ・ 同時に多数の学校で教員が不足する事態には至らなかったため、教育人事部に在籍する行政教員で対応できた。

### 3 希望する教職員へのワクチン接種促進（令和3年5月～）

- ・ ワクチン接種時等における服務上の取扱いを整備し、接種しやすい環境づくりに取り組んだ。また、大規模接種にかかる情報提供のほか、民間事業者における職域接種や大学拠点接種に学校職員を加えてもらうなど、接種方法の選択肢を増やすための取組みを行った。
- ・ このほか市医師会からの要請に応じ、予約の急なキャンセルや予診での接種見合わせ等により、学校医や学校近隣の個別接種医療機関においてワクチンに余りが発生した場合には、これらを無駄に廃棄しないよう学校職員への接種に活用することとし、各学校長に対し協力依頼を行った。

### 4 その他

- ・ 令和2年7月から、各市立学校の実情に応じ、教室内の消毒作業等に従事するスクール・サポート・スタッフ(会計年度任用職員)を配置し、教員の業務負担を軽減しつつ、衛生的環境の確保に努めた。
- ・ 給食調理員については、児童生徒による下膳の分散や給食終了後の配膳室の消毒作業等に伴う業務量増に加え、令和2年7月及び8月においては、夏季休業期間中の授業日設定に伴う給食提供により作業日が例年より多くなったことから、職員の体調管理に注意を促すとともに、スポットクーラーや扇風機、経口補水液等、熱中症対策のための予算を配当するなどの取組みを行った。
- ・ 学校が集団生活を行う場であることを踏まえ、児童生徒と同様、感染が確認された学校職員の出勤に際し、陰性であることを確認するための公費によるPCR検査を受検してもらうこととした（令和3年3月末をもって廃止）。
- ・ 国で実施する、感染状況のモニタリングを目的とした無症状者に対するPCR検査について、検査の概要や参加方法等について各市立学校長に周知した。

### 実績・効果

- ・ 市立学校においては、児童生徒の感染例が先行し、教育局健康教育課や各学校における対応のノウハウが蓄積されていたこともあり、職員の感染が確認された場合にあっても学校運営が継続できた。

### 課題

- ・ 市立学校においては、児童生徒の感染が確認される場合、教職員の感染が確認される場合、双方で感染が確認される場合が起こり得るが、教育局の担当課について、児童生徒の場合は教育局健康教育課、職員の場合は人事担当課と窓口が分かれ、煩雑となっていたほか、特に感染者が同時多発した際の情報共有の不十分さや、課横断的な対応の欠如が生まれる一因にもなった。
  - ・ 職員の感染は記者発表の対象とされていたが、これを優先するあまり、市保健所<sup>15</sup>や学校における対応を急かしたり、また、学校から保護者への通知よりも早く報道されたりする例も見られた。
  - ・ 人事担当課においては、縮小や停止できる業務がほとんどなく、本対応は純粋な業務量増となった。また、もともと学校とは紙ベースでのやり取りが多かったところ、新たな職務専念義務の免除等により、さらなる書類の増、申請内容の確認や決裁に要する時間の増にもつながった。
- これ以外にも、学校との情報のやり取りは紙ベースが基本となっており、非効率であることから、

電子化等の工夫ができないか、検討を進める必要がある。

- ・ 市立学校職員の在宅勤務について、他の指定都市同様、職種によっては、在宅での具体的な対象業務の設定に苦慮するなどの課題も明らかになった。
- ・ 上記以外にも、継続的な対応となることで、経験則や不明確な分担による対応、特定職員への過度な負担の集中といった課題が顕在化した。また、職員の感染が確認された場合も、濃厚接触者の有無の特定等、児童生徒への対応に影響が及ぶことが少なくなかったことから、課横断的な学校対応・支援チームの設置（組織改正や兼務発令は必須ではない）について、検討する必要がある。

<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>2 各種施設における感染対策</p> <p>(1) 市立学校の対応</p> <p>オ 部活動等における対応</p>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期</p> <p>～第8波</p>
<p>担当部署：教育局健康教育課、教育指導課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>新型コロナの国内感染者数の増加に伴い、全国的に部活動等による練習や対外試合への集団移動、同じ寮での生活等により新型コロナの感染が拡大した例が見られるようになった。</p> <p>これを受け、国では、部活動の内外を問わず、学生等が集団で長時間の活動を行う場合における感染対策の徹底を指示した。</p> <p>本市においても、国の方針を受け、その時々々の感染状況等に合わせ、活動の自粛を含め、様々な感染対策を講じ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減する取組みを行った。</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2.2.28 市立学校（幼稚園及び特別支援学校を除く）において、臨時休業を決定（3/2～5/31）</li> </ul> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2.6.1 市立学校再開、市中学校総合体育大会（水泳、駅伝を含む）中止決定 当面の間、授業日のみの活動</li> <li>・R2.10.10～11 市新人大会開催（無観客開催）</li> <li>・R3.1.8～ 感染対策を徹底したうえで活動を実施</li> <li>・R3.3.25～ 活動を自粛。大会等への参加については主催者が定める感染対策を確認のうえ判断</li> </ul> <p>【令和3年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R3.4.12～ 活動は校内のみとし、通常の活動を再開。練習試合等は自粛</li> <li>・R3.5.12～ 練習試合等は県内の学校間において必要最小限での移動であれば可</li> <li>・R3.6.12～14 市中学校総合体育大会開催（無観客、もしくは会場規模に応じた入場制限） ※これ以降、県、東北、全国の大会は全て開催</li> <li>・R3.6.14～ 県代表として東北大会や全国大会に出場する市立学校は県外との交流も可</li> <li>・R3.7.14～ 県高校新人体育大会や国体予選、県高校総合文化祭に向けた対外試合や合同練習会については、県内又は隣県の学校間において必要最小限の範囲で可</li> <li>・R3.8.20～ 感染の拡大を受け、活動は校内のみ、練習試合や合同練習会は自粛 ※全国大会につながる大会等への参加については、参加の必要性を十分に検討したうえで慎重に判断</li> <li>・R3.8.27～ 緊急事態宣言<sup>†1</sup>を受け、活動は原則自粛 ※全国大会及びそれにつながる大会への参加については、参加の必要性を十分に検討したうえで慎重に判断、原則として校内での活動のみ、他校との練習試合や合同練習会等は自粛</li> <li>・R3.9.13～ 活動は校内のみとし、通常の活動を再開。部活動等における練習試合や合同練習会等は自粛 ※全国大会につながる大会等への参加については、参加の必要性を十分に検討したうえで慎重に判断</li> <li>・R3.9.15 市駅伝競走大会開催 トラックレース（無観客開催） ※緊急事態宣言が発出されたため、9月1日開催の予定が変更となった。</li> <li>・R3.10.1～ 練習試合等は県内の学校間を原則とし、高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会に向けた対外試合や合同練習会については、その必要</li> </ul>	

性と感染対策上の合理性（移動の距離や両方の地域の感染状況等）を十分に検討したうえで、県内又は隣県の学校間において必要最小限の範囲で可

- ・ R3. 10. 9～10 市新人大会開催（原則無観客又は会場規模や競技専門部の実情に応じた入場制限）
- ・ R3. 11. 1～ 練習試合以外の制限を解除し、通常の活動を再開
- ・ R4. 1. 17～ 練習試合等は県内の学校間において必要最小限での移動で可
  - ※ 高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会等及びそれにつながる大会に向けた対外試合や合同練習会については、その必要性和感染対策上の合理性（移動の距離や両方の地域の感染状況等）を十分に検討したうえで、県外の学校との交流も必要最小限の範囲で可
- ・ R4. 2. 1～ 感染の拡大を受け、活動を原則自粛
  - ※ 高体連・高文連主催や、その他の公式の全国大会及びそれにつながる大会への参加と、それに向けての練習については、その開催の概ね1か月前から、必要性を十分に検討したうえで、必要最小限の範囲で可
- ・ R4. 3. 12～ 市立学校の学校種ごとに対応を変更し、以下のとおりとした。
  - ・ 高等学校、中等教育学校の部活動：3月12日から3月21日までの期間は、高体連・高文連主催やその他の公式の全国大会に向けたものに限り可。ただし校内活動のみとし練習試合や合宿は自粛
  - ・ 中学校の部活動：3月14日から3月24日までの期間は校内活動のみとし練習試合や合同練習会は自粛
  - ・ 小学校の吹奏楽・合唱等：3月22日から3月24日までの期間は校内活動のみとし合同練習会等は自粛

【令和4年度】

- ・ R4. 4. 11～ 感染対策の徹底を継続し、宿泊を伴わない範囲で実施
  - ※ 高体連・高文連主催やその他の公式の全国大会及びそれにつながる大会への参加は可
- ・ R4. 4. 27～ 市立高等学校、中等教育学校後期課程において、宿泊を伴う練習試合等は、特に必要となる場合に限り可
- ・ R4. 5. 16～ 市立学校の学校種ごとに宿泊の取扱いを指示
  - ・ 高等学校、中等教育学校後期課程においては学校長の認めるところにより参加
  - ・ 小学校、中学校、中等教育学校前期課程においては、公式の全国大会及びそれにつながる大会への参加は宿泊も含め可。また、練習試合等については、その必要性和地域の感染状況を踏まえたうえで、学校長の認めるところにより、原則として宿泊を伴わない範囲で実施
- ・ R4. 6. 11～13 市中学校総合体育大会開催（無観客、もしくは会場規模に応じた入場制限）
- ・ R4. 8. 31 市駅伝競走大会開催 襷渡しを実施（登録選手の保護者は各家庭2名まで入場可）
- ・ R4. 10. 8～9 市新人大会開催（入場制限、もしくは無観客）

実績・効果

- ・ 文科省通知や中学校体育連盟等運動部関係団体、吹奏楽連盟等文化部関係団体からの通知、ガイドライン等に従い、部活動の活動制限や活動方法が示され、各市立学校はこれに従い実施の判断等を行った。
- ・ 各種大会やコンクール等は、中止、実施方法変更、無観客開催等、感染レベルに沿って主催者（本市共催を含む）が判断した。
- ・ 活動制限等により、感染拡大や学校クラスター発生を抑制できた。

## 課題

- 教育課程外の活動とはいえ、部活動の意義は大きく、令和2年3月から5月末まで(3ヶ月)の長期学校休業による部活動休止や、その後の大会、コンクール等の中止は、児童生徒の心身の成長に影響があったと考えられる。
- 市立学校の教育活動である部活動と学校外のスポーツクラブや音楽活動等は、必ずしも活動制限の条件が同じではなかった。



<p>第5節 予防・まん延防止 2 各種施設における感染対策 (2) 児童福祉施設等の対応</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：こども若者局総務課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>1 子育てふれあいプラザ（のびすく） 各区に1館 計5館</p> <p>(1) 対応の経過</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年3月1日から5月31日までの2か月間、国の緊急事態宣言<sup>†1</sup>や本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>†7</sup>の発出を受け、全館臨時休館とした。</li> <li>・ 令和2年6月1日より開館したが、利用は市内在住者のみとした。ひろば事業は、定員を設け事前予約制とし、午前午後の入れ替え制で実施した。一時預かり事業は、定員を引き下げて実施した。</li> <li>・ 令和3年3月26日から5月11日まで、令和3年8月30日から9月12日までの2回、感染拡大状況や国・県の宣言発出等を受け、全館臨時休館とした。再開後も、ひろば事業や一時預かり事業における定員等の各種制限は継続した。</li> <li>・ その後は感染状況に応じて、ひろば事業や一時預かり事業における定員制限の緩和等、各種制限の調整を行った。</li> <li>・ 令和4年7月1日より、一時預かり事業における定員制限を廃止した。</li> <li>・ 令和4年10月20日より、一時預かり事業における居住地による制限を廃止した。</li> <li>・ 令和5年4月1日より、ひろば事業における居住地による制限を廃止した。</li> <li>・ 令和5年5月8日より、ひろば事業における事前予約制、午前午後の入れ替え制、飲食制限、施設利用時の検温等を廃止し、従前通りの運営を再開した。</li> </ul> <p>(2) 基本的感染対策</p> <p>本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインや業種別ガイドライン<sup>†21</sup>等に従い、以下のような対策を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マスクの着用、手指の消毒の徹底 職員、利用者ともに、館内でのマスクの着用、こまめな手指の消毒を徹底した。</li> <li>・ 換気、消毒 開館前、閉館後に加えて、開館中においても定期的な換気と消毒を行った。利用者は午前午後の入れ替え制とし、この入れ替えの間にも館内の消毒作業を行った。</li> <li>・ 検温、チェックシートの記入 来館者に対し、受付での検温、体調確認のチェックシートの記入を求めた。</li> </ul> <p>(3) その他の対策等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 臨時休館や利用制限等の実施 本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインや業種別ガイドライン等に従い、臨時休館、ひろば利用の予約制導入等の開館時における定員設定等の措置を適宜実施した。</li> <li>・ 衛生用品等の購入費の補助 感染拡大防止対策を図りながら事業を継続するため、衛生用品等（マスクや消毒液等）の購入費用を指定管理料に加算するなどの対応を行った。</li> <li>・ オンライン相談及びオンラインイベントの体制整備及び実施 令和2年度末にオンライン相談及びオンラインイベントの体制を整え、令和3年4月から運用を開始した。</li> <li>・ 施設の職員向けの抗原検査<sup>†10</sup>キットの配布 令和4年9月5日に県から発出された「みやぎ BA.5 対策強化宣言」を受けた検査体制強化</li> </ul>		

の一環として、感染状況を的確に把握するとともに、感染対策を早期に実施するため、各施設の職員向けに抗原検査キットの配布を行った。

また、施設内で感染が拡大した場合に、施設に速やかに配布できるよう、頻回検査用の抗原検査キットを一定数確保した。

## 2 児童養護施設等

対象施設 児童養護施設4施設、乳児院2施設、児童心理治療施設1施設、自立援助ホーム1施設、ファミリーホーム6施設、母子生活支援施設2施設 計16施設

### (1) 対応の経過

児童養護施設等については、児童が入所する施設等であるため、施設の休止は行わなかった。平時は基本的感染対策を行い、陽性者が確認された場合には、その都度、施設から本市へ報告することとし、感染者の隔離期間終了まで新規の受入れを止めるなど、感染拡大防止を図った。

### (2) 基本的な感染対策

本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインや業種別ガイドライン等に従い、対策を取った。

- ・ 職員については、手指消毒、マスク着用等の基本的感染対策とともに、陽性となった場合は、症状に応じて自宅や宿泊療養施設等で療養することを徹底した。また、接触があった児童・職員については抗原検査キット等で検査を行った。
- ・ 児童については、手指消毒、少人数に分かれて食事を取るなどの感染対策を行った。児童が感染した場合は、隔離スペース（空き部屋等）に移動させ、他の児童との接触を避け、対応する職員は特定の職員とし、感染が拡大しないよう留意した。また、接触があった児童・職員については抗原検査キット等で検査を行った。

### (3) その他の対策等

消毒用アルコール、マスク等の衛生用品等は各施設で購入し、申請のあった施設には、本市から、国の臨時交付金を活用した補助金を交付した。また、感染が急拡大した時期には、本市でマスクや抗原検査キット等を購入し配布した。

## 3 児童館・児童クラブ

対象施設 児童館・児童センター 112館

### (1) 対応の経過

- ・ 児童館においては、令和2年3月2日からの市内小中学校等の臨時休校を受け、児童クラブ登録児童のうち自宅で過ごすことのできない児童の受入れを行ったが、児童館施設における密度を下げるため、低学年の児童については、小学校の協力を得て、通常時の在校時間中は市立小学校で受け入れてもらうなどの対応をとった。この間、児童クラブ以外の児童館事業（乳幼児親子や小中高生の自由来館等）の休止又は一部利用制限等の措置を講じた。
- ・ 令和2年6月1日からの小学校の再開に伴い、徐々に児童館事業を再開してきたが、令和3年3月26日の県と市の緊急事態宣言の発出を受け、児童クラブ以外の児童館事業を休止した。その後も行動制限を伴う宣言が発出された期間中は、感染拡大防止の観点から児童クラブ以外の児童館事業を休止した。
- ・ 令和4年7月1日より、乳幼児親子の自由来館について、全市一律の利用制限を廃止した。各館において、感染状況等により、必要に応じて人数や時間を制限しながら受入れを行った。
- ・ 令和4年10月1日より、小中高生の自由来館について、全市一律の利用制限を廃止した。各館において、感染状況等により、必要に応じて人数や時間を制限しながら受入れを行った。
- ・ 令和5年5月8日に新型コロナが5類感染症に移行したことに伴い、児童クラブの対応についても市内小学校の対応に準じ、利用時の検温や日常的な消毒作業、食事等の場面において会話を控えること（黙食）を不要とし、マスクの着用は求めないことを基本とした。

(2) 基本的感染対策

- ・ 本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインや業種別ガイドライン等に従い、職員は、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒等の基本的な感染対策を徹底しながら、児童等の受入れを実施した。また、行事の再開等にあたっては、利用者間の3密の回避や換気等の感染対策を徹底するよう努めた。

(3) その他の対策等

- ・ 感染初期においては、発症した職員が、感染したと思われる日以降に出勤していたと市保健所<sup>†5</sup>が判断した場合、市保健所の疫学調査及び館内の消毒が終わるまでの期間（1日程度）、児童館を臨時休館した。
- ・ また、小学校に在籍する児童や教職員等の感染が判明し、小学校が臨時休校となった場合、地域における感染拡大防止の観点から、当該校に準じ児童館を臨時休館とした。
- ・ 令和2年6月から、児童クラブの利用に際して、感染拡大防止のため可能な限り利用を控えてもらうため、月間利用回数に応じた負担金額を設定した（令和4年3月で終了）。  
0～5回：1,000円（令和2年度は0回：0円、1～5回：1,000円）、6～10回：2,000円、11回以上：3,000円
- ・ 施設内の感染拡大防止の観点から、児童クラブ利用児童に対して、距離の確保や手洗いの実施、マスクの着用等児童館で実施する感染拡大防止対策について理解してもらうとともに、保護者に対して理解と協力を求めた。
- ・ 感染拡大防止対策を図りながら事業を継続するため、衛生用品等（マスクや消毒液等）の購入費用について、本市から、国及び県補助金等を活用した補助金を交付した。また、感染が急拡大した時期には、本市で抗原検査キットを購入し配布した。
- ・ 職員の事務負担軽減につながる入退館管理のためのシステムの導入に係る費用についても助成を行った。

4 保育所等

保育所等（幼稚園含む） 653施設

(1) 対応経過

- ・ 令和2年4月に市内保育施設で新型コロナが発生したことを受け、感染症への注意喚起及び臨時休園等に関する目安について各施設へ通知した。
- ・ 地域子育て支援事業を実施する29園について、令和2年5月31日まで一部事業の利用を休止した。令和2年6月1日以降、一部利用制限を行ったうえで自由来園等を再開した。
- ・ その後は、本市及び各施設の感染状況等に応じて、随時臨時休園等の措置や子育て支援事業の一部利用制限等を行ないながら事業を継続した。
- ・ 令和4年6月13日から、保育所等については積極的疫学調査<sup>†14</sup>の対象外となったため、保育所等における感染者発生時の取扱いの変更点等について施設及び保護者へ周知した。
- ・ 令和5年5月8日から、新型コロナが5類感染症に移行したことに伴い、罹患した児童の登園の目安や保育所での感染対策等の対応について、施設及び保護者へ周知した。

(2) 基本的感染対策

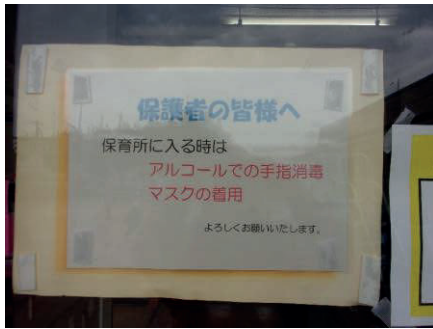
その時々々の感染状況に応じて、本市保育所のほか、民間保育園や認可外保育施設に対し、通知を发出し、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインや業種別ガイドライン等に従い、手指消毒、職員のマスク着用の励行、施設や玩具等の消毒、こまめな換気等の基本的な感染対策の実施に努めた。

(3) その他の対策等

- ・ 施設内での感染が拡大している場合には、状況に応じて臨時休園等の措置を講じた。
- ・ 感染拡大防止のため、令和2年4月13日から5月31日にかけては、家庭での教育・保育を

依頼（登園自粛要請）した。

- ・ 保育所内における感染防止の取組みに対し、保護者の理解を得るため、保護者あてに保育所のコロナに係る予防措置及び発生時の対応について文書（随時改訂）を发出し、理解を求めるとともに協力を依頼した。
- ・ 感染が急拡大した時期等においては、本市で抗原検査キット等を購入し、本市保育所のほか、民間保育園や認可外保育施設に対して配布した。
- ・ 職員へのワクチン接種について、希望する職員が速やかに接種できるよう各施設宛周知した。
- ・ 本市保育所については、職員が感染した場合には、担当課で報告を受け、今後の対応の相談や施設内の感染状況の確認等を行った。



保育所における  
保護者への呼びかけ



児童館の  
掲示物

人來田マイスクール児童館



出入口への  
アルコールの  
設置

実績・効果

1 子育てふれあいプラザ（のびすく）

(1) 施設の運営について

- ・ 状況に応じ、臨時休館や利用制限等を実施したことにより、利用者数は新型コロナ以前に比べて減少したが、来館者が安心して施設を利用できる環境を提供することができた。
- ・ オンライン相談を通して子育てに関するさまざまな困りごとや悩みごとに個別に対応するとともに、オンラインイベントでは、のびすくの紹介、遊びやおもちゃづくりの紹介を実施するなど、利用制限をしながらも、相談支援及びイベント参加の機会を提供することができた。

【実績】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
オンライン相談	32件	6件	2件
オンラインイベント	106件 (239組 456人参加)	17件 (34組 62人参加)	2件 (4組 8人参加) ※R5.6.30時点

- ・ 施設の職員が体調不良となった際に速やかに感染の有無を確認し、施設内における感染拡大防止を図ることができた。

(2) 施設の運営事業者への本市の支援

- ・ 衛生用品等の購入費用を本市が負担することで、各施設において、適切な衛生管理体制を確



保できた。

- ・ 感染急拡大時に、本市が配布した抗原検査キット等の実績は以下のとおり。

抗原検査キット：175 個

## 2 児童養護施設等

- ・ 消毒用アルコール、マスク等の衛生用品等の購入補助、配布等は、感染拡大防止に一定程度寄与したものと考えられるが、入所施設であり長時間の関わりが不可避であるため、感染を確実に防ぐことはできなかった。
- ・ 感染急拡大時に、本市が配布したマスクや抗原検査キット等の実績は以下のとおり。  
マスク 大人用 45 箱（1 箱 50 枚入り）、学童用 33 箱（1 箱 40 枚入り）、  
抗原検査キット 940 箱（1 箱 5 回分入り）

## 3 児童館・児童クラブ

- ・ 一部利用制限を行ったことで、児童館内における感染拡大の防止を図ることができた。
- ・ 施設内の児童の密集を緩和するため、利用回数に応じた負担金を設定するとともに、保護者にできるだけ利用を控えるなどの呼びかけを実施したことで、児童クラブ利用時における感染拡大の防止に寄与することができた。
- ・ 各児童館に対して抗原検査キットの配布のほか、消毒液やハンドソープ等の感染対策に係る消耗品購入費用の補助を行うことで、基本的な感染対策の推進を図ることができた。
- ・ 感染急拡大時に、本市が配布した抗原検査キット等の実績は以下のとおり。  
抗原検査キット：2,150 個

## 4 保育所等

- ・ 感染対策を徹底することにより、感染拡大下においても可能な限り事業を継続しており、社会経済活動の維持に寄与した。
- ・ 令和 2 年 4～5 月にかけての登園自粛要請は、国の緊急事態宣言の発出に基づき実施したが、感染拡大防止に一定程度寄与したものとする。
- ・ 民間施設においては、効果的な感染対策を講じるため、コロナ補助金を活用して講師を招き、研修を実施した実績もあった。
- ・ ワクチン接種の勧奨や検査キットの配布等により、保育所等職員の不安解消や感染防止に寄与した。
- ・ 感染急拡大時に、本市が配布した抗原検査キット等の実績は以下のとおり。  
抗原検査キット：10,445 個

## 課 題

### 1 子育てふれあいプラザ（のびすく）

- ・ 次の感染症危機に際しても、今回の新型コロナへの対応等を踏まえ、施設の運営事業者等と連携しながら感染防止策の徹底を図り、感染者発生時には市民への影響が最小限となるよう対応する必要がある。
- ・ 予約の受付方法が電話であったため、電話が繋がらないことへの利用者の不満や対応する職員の業務負担増加等があった。次の感染症危機に際しては、混雑状況の情報提供や受付体制の改善等について検討する必要がある。



## 2 児童養護施設等

- ・ 同時に複数の児童や職員が陽性になった場合など、対応する職員の人手が不足することがあり、超過勤務やシフトの変更等で対応したが、職員の負担は大きかった。
- ・ 施設によっては風呂・トイレ独立の隔離スペースを確保できず、他の児童が利用しない時間帯に入浴させるなど、対応に苦慮した。
- ・ 次の感染症危機に際しては、基本的な感染対策に加え、施設内で感染が広がらないよう陽性者の隔離等の対応を行いつつ、入所児童の生活になるべく制限をかけないような対応について検討する必要がある。

## 3 児童館・児童クラブ

### (1) 施設運営について

- ・ 子どもたちの健康管理や距離の確保、手指消毒の励行等の実施に加え、館内の換気や消毒作業の実施等、感染対策のための業務量の増加が職員にとって大きな負担となった。  
職員に感染が広がった場合、児童クラブ実施に必要な人員を確保できない可能性があった。
- ・ 限られた児童館施設等において、いかに3密<sup>†20</sup>を回避し、感染対策に努めながら子どもたちの受入れを行うかが課題である。
- ・ 次の感染症危機に際しては、児童の入退館の管理や保護者との連絡手段の確保のためのシステムやアプリ等のデジタル機器を導入し、職員の事務負担軽減を図る必要がある。
- ・ 今回の新型コロナ対応においては、感染対策を考慮した、これまでとは違った児童との接し方や地域との関わり方が求められており、職員の対応力の向上を図るための研修等の取組みを進める必要がある。

### (2) 事業運営について

- ・ 利用制限を行ったことで、地域の乳幼児親子や子どもたちの居場所としての機能の確保が難しくなった。また、これまで行われていた地域との交流活動にも制約が生じた。
- ・ 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育てていくためには、地域の実情等に応じた工夫ある取組みを実施し、多くの児童や大人と幅広く交流し、多様な体験、活動を行う機会を確保する必要がある。次の感染症危機に際しては、このような機会の充実と、基本的な感染対策の徹底の両立を図る必要がある。

## 4 保育所等

- ・ 児童の健康管理や距離の確保、手指消毒の励行等の実施に加え、施設内の換気や消毒作業の実施等、感染対策のための業務量の増加が保育現場にとって大きな負担となった。
- ・ 施設内で児童及び職員に感染者が発生した場合も、保育現場では保護者への連絡、市保健所との連絡調整、保育士の人員確保等、様々な対応に追われることになった。
- ・ 児童との接触機会が多いことや児童のマスク着用が難しい場合など、一般の事業所等と比較して感染対策を講じることが困難な場合があった。
- ・ 抗原検査キットについては、財政的な理由から配布できる数に限りがあり、継続的な配布が困難であった。
- ・ 次の感染症危機に際しては、安定的に保育サービスを提供できる体制を維持するため、これらの課題について、各施設に過度の負担が生じない効果的な運用方法を検討する必要がある。

<p>第5節 予防・まん延防止                  2 各種施設における感染対策                  (3) 障害者施設・高齢者施設等の対応                  ア 障害者施設・高齢者施設等における感染対策</p> <p>担当部署：健康福祉局障害者支援課、障害福祉サービス指導課、介護事業支援課、保健管理課</p>	<p>実施期間：                  流行初期                  ～第8波</p>
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>障害者施設・高齢者施設等においては、施設の特性上、重症化リスクの高い方が多く、また感染症流行時においても施設運営を継続する必要があるため、施設内での感染対策の徹底はもとより、各施設の特性に応じた様々な支援を実施した。</p> <p>以下のとおり、実施した取り組みごとに項目を分けて記載する。</p> <p><b>1 感染対策物資の支援</b></p> <p>(1) マスク・消毒用アルコール・使い捨て手袋の一斉配布（令和2年2月～令和3年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者施設・高齢者施設に対して、令和2年2月より、厚労省から提供されたマスク・消毒用アルコール・使い捨て手袋の一斉配布を随時行った。</li> </ul> <p>(2) 新型コロナ発生後より随時実施した取組み（令和2年8月～）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者施設・高齢者施設から新型コロナ感染者発生 of 報告を受けた際、物資の不足・調達の遅れについても聞き取り、必要に応じて感染対策物資の配布を行った。感染対策物資は、厚労省から自治体へ随時配布されたため、別に保管場所を設け、在庫を管理した。</li> <li>物資の配布は、原則来庁を依頼していたが、施設職員数が少ない施設等でクラスターが発生し、来庁が難しい場合は、市職員が直接施設まで届けることもあった。</li> <li>令和4年7月の感染第7波では、非常に多くの施設で感染が発生したため、厚労省より配布されたアイソレーションガウンが不足する事態が生じた。そのため、令和4年10月以降、健康福祉局介護事業支援課で、アイソレーションガウンを計6,750枚購入し、継続的に物資を支援できるよう努めた。</li> </ul> <p><b>2 感染予防等の周知について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国等から発出された新型コロナ感染予防等に係る通知を、メール配信サービス等を活用し、各障害者施設・高齢者施設に随時周知した。特に感染拡大期には、国のガイドラインや市保健所<sup>†5</sup>からの案内等を用いて、重点的に感染予防等の周知を行った。</li> <li>ワクチン接種に関するもの等、関係機関からの周知依頼を受けることも多く、その場合は上記と同様に施設等への通知のほか、本市ホームページでも周知を行った。</li> </ul> <p><b>3 陽性者の報告について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市内障害者施設・高齢者施設で新型コロナ感染者が発生した場合、1人発生する都度、健康福祉局介護事業課・障害者支援課・障害企画課・障害福祉サービス指導課において報告を受け、各施設の運営状況や物資の不足状況を把握することとした。</li> <li>また、クラスター発生が疑われるときは市保健所への情報提供を行った。</li> <li>高齢者施設については、当初は各施設から健康福祉局介護事業支援課へ電話で報告することとしていたが、報告に係る負担軽減の観点から、令和4年12月より、みやぎ電子申請サービス<sup>†12</sup>による報告体制を整備した。</li> <li>また、報告のタイミングも、1人目の発生時と5人以上の発生時の2回に統一した。</li> </ul>	

#### 4 研修会等の実施

##### (1) 介護保険施設等感染拡大防止対策研修会

介護保険サービス事業所を対象に、新型コロナウイルス感染者が発生した場合に備えて、ケアの提供にあたっての留意点や施設内ゾーニング、積極的疫学調査<sup>14</sup>への協力等、感染拡大を防止するための知識や手法を学ぶ機会として、令和2年9月に感染対策の専門家を招き、「介護保険施設等感染拡大防止対策研修会」を実施した。

##### (2) 障害者支援施設（入所施設）等の感染拡大防止対策研修等

障害者施設のうち入所系施設等より、新型コロナウイルスのクラスターが発生した際の対応に係る研修の実施を望む声が多く寄せられたことから、令和2年度及び令和3年度に、感染対策に関する基本的な考え方や各施設の特色に応じた対策を学び、各施設における感染対策を万全にすることを目的とし、感染対策の専門家による講義研修と、施設現場でのゾーニング指導を行った。

#### 5 「新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口（障害福祉施設）」

障害者施設の利用者は、新型コロナウイルスの重症化リスクが高く、加えて、感染者が発生した場合は施設・事業所内での感染拡大によるクラスターの発生により、サービス実施の継続が困難となる危険性があった。このような状況を踏まえ、令和2年8月19日より、県において、適切な感染対策によりコロナ禍においても継続したサービスの提供を支援し、障害者の安定した生活の維持に寄与することを目的に、施設からの相談を受け付ける「新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口（障害福祉施設）」を開設した。令和2・3年度は県の単独実施事業であったが、令和4・5年度は県と市で共同実施しており、総事業費の一部負担（県と市1/2ずつ）を行った。

#### 6 福祉サービス事業所等へのサービス継続支援事業

- 福祉サービスを行う障害者施設・高齢者施設に対し、感染者の発生や、感染拡大防止のための休業等、サービスの実施が困難な状況となった場合でも、感染拡大防止策を徹底しながらサービス提供を継続するための、かかり増し経費\*の支援を、令和2年度に行った。
- 高齢者施設については、令和3年度以降は、県が実施主体となって継続することとなった。障害者施設については、令和3年度以降も市が引き続き主体となり実施した。

\*かかり増し経費：新型コロナウイルスが発生したことで、通常サービス提供で発生する費用とは別に、追加で発生する経費のこと。

### 実績・効果

#### 1 感染対策物資の一斉配布

- 物資の支援が必要な施設に対し、可能な限り早急に支援を行うことができた。
- マスク、消毒用アルコール、使い捨て手袋の配布数については以下のとおり。

##### (1) 高齢者施設等に対する物資の一斉配布

###### ア マスク・消毒用アルコールの一斉配布（令和2年2・3月）

(ア) 令和2年2月、県の依頼を受け、市内高齢者施設に対して、マスク・消毒用アルコール等の不足状況の調査を実施のうえ、同年3月に対象事業所にマスク・消毒用アルコールを配布

(イ) 令和2年2月に本市の備蓄マスクを市内216事業所へ計42,500枚配布

(ウ) 令和2年2月、手指消毒用アルコールを市内129事業所へ計447本配布

###### イ 使い捨て手袋・マスクの一斉配布（令和2年12月～令和3年2月）

(ア) 対象事業所に通知を発出したうえで、備蓄量をみやぎ電子申請サービスにて回答してもらい、備蓄が近日中に不足する見込みのある市内高齢者施設に対し、マスク及び使い捨て手袋を一斉配布

(イ) 令和2年12月～令和3年2月には、使い捨て手袋・マスクの一斉配布を計6回行い、手袋を計593,700枚、マスクを計24,300枚配布

(2) 障害者施設等に対する物資の一斉配布

ア マスクの配布

- (ア) 令和2年3月に障害者支援施設(入所系施設)等に対し本市の備蓄マスク計2,350枚を配布
- (イ) 令和2年3月及び4月に、障害福祉サービス事業所等職員及び利用者へ、国が一括購入した布製マスクを1人1枚ずつ配布
- (ウ) 令和2年4月、マスク10,000枚の寄付を受け、共同生活援助73事業所、262住居へ配布
- (エ) 令和2年4月から令和2年8月にかけて、障害福祉サービス事業所等181事業所に対し24,060枚のマスクの優先販売を実施
- (オ) 令和2年7月に障害福祉サービス事業所等744事業所に対し計205,610枚を配布(※新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業(国2/3、市1/3)を活用して購入)
- (カ) 令和2年7月に、国から障害福祉サービス事業所等での感染症発生に備えた衛生・防護用品の配布を受け一括管理、必要に応じて障害福祉サービス事業所等へ配布
- (キ) 令和2年8月～令和3年1月、国から本市へ配布された、障害福祉サービス事業所等向けのマスクについて、751事業所に対し計310,200枚を配布

イ 消毒用エタノールの配布

- (ア) 令和2年3月に、障害福祉サービス事業所等運営法人に対し手指消毒用エタノールを324法人へ計327ℓを配布(※新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業を活用(国補助10/10))
- (イ) 令和2年4月から令和3年3月にかけて、障害福祉サービス事業所等及び在宅の要医療ケア児者等へ、8回にわたり、延べ1,570か所、合計約6,800ℓを配布(※新型コロナウイルス感染症対策に係る特別事業(国補助2/3)を活用)

ウ 使い捨て手袋の配布

国から配布された使い捨て手袋について、令和2年12月及び令和3年3月に、障害福祉サービス事業所等延べ200事業所に対し合計288,300枚を配布

2 感染予防等の周知について

関係機関からの周知依頼に関しては、可能な限り速やかに周知を行い、障害者施設・高齢者施設等ごとの適切な感染対策へとつなげた。

3 陽性者の報告について

施設からの陽性者の報告を、電話からみやぎ電子申請サービス等に移行したことで、報告を受け付ける際の事務負担が軽減された。また、感染対策物資の支援等の速やかな対応につなげることができた。

	陽性者報告件数(高齢者施設等)	感染対策物資の随時配布(高齢者施設等)
R2	64	37
R3	257	72
R4	1,591	150

4 研修会等の実施について

(1) 介護保険施設等感染拡大防止対策研修会の実施(令和2年度)

場所：市役所本庁舎8階ホール

講師：東北医科薬科大学医学部病院教授 遠藤 史郎氏(市感染制御地域支援チーム委員)

東北大学大学院医学系研究科助教 吉田 眞紀子氏(市感染制御地域支援チーム委員)

東北大学大学院医学系研究科准教授 青柳 哲史氏(市感染制御地域支援チーム委員)

対象：市内の介護保険サービス事業所(205事業所が参加)



- 内容：・施設における日常の感染対策  
 ・感染者が発生した場合の注意事項  
 ・感染者が発生した場合の行政の対応  
 ・各種支援制度の紹介

## (2) 障害者支援施設（入所施設）等の感染拡大防止対策研修等

## ア 令和2年度（講義研修）

場所：市役所本庁舎 8階ホール

講師：東北大学病院 特命教授 徳田浩一 氏（市感染制御地域支援チーム委員）

対象：市内の障害者支援施設や共同生活援助事業所等の入所系施設の職員

内容：新型コロナウイルス感染症—現状と今後の対応— 等

## イ 令和3年度（講義研修）

場所：Web 会議システムを使用したオンライン研修

講師：東北大学病院 特命教授 徳田浩一 氏（市感染制御地域支援チーム委員）

対象：市内の入所系施設及び障害福祉サービス事業所等の通所系施設の職員

内容：新型コロナウイルス感染症の現状と対策 等

## ウ 実地指導

令和2年10月、令和3年10月には市感染制御地域支援チームが市内の障害者支援施設に赴き、ゾーニングや動線確認等の指導・助言を行った。

## 5 「新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口（障害福祉施設）」について

## (1) 相談対応

## ア 主な業務内容

- ・ 看護師等医療・福祉の現場における経験及び知識を有するコーディネーターが、感染対策、従事者向けマニュアルの策定等の相談に対応し、状況の把握及び必要な情報提供、助言を行った。
- ・ 相談内容を踏まえ、必要に応じ障害者施設へ専門家を派遣する場合の調整を行った。

## イ 受付期間

- ・ 月曜日～金曜日（祝日を除く）
- ・ 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで除く）

## (2) 実地指導

## ア 主な業務内容

派遣の必要があった場合に感染管理認定看護師が障害者施設を訪問し、ゾーニング指導やマニュアルの指導等医学的見地から具体的な助言を行った。

## (3) 研修会

## ア 主な業務内容

感染管理認定看護師等を講師に、座学での感染対策に関する研修会を開催した。

## イ 対象

本市を含む県内の障害者施設

## ウ 委託先

公益社団法人宮城県看護協会

## (4) 事業実績

令和2年度【委託期間：令和2年8月～令和3年3月（8ヶ月）】

	相談件数	講師派遣件数	研修会開催数	委託費(円)
県内合計	103	51	1	6,498,800（県契約額）

令和3年度【委託期間：R3.4-R4.3（12ヶ月）】

	相談件数	講師派遣件数	研修会開催数	委託費(円)
県内合計	86	34	2	9,727,247（県契約額）

※令和2年度、3年度の市内外別の件数内訳は不明

令和4年度【委託期間：R4.4-R5.3（12ヶ月）】

	相談件数	講師派遣件数	研修会開催数	委託費(円)
仙台市外	54	28	1	4,773,183（県契約額）
仙台市内	79	27		4,773,183（市契約額）
県内合計	133	55	1	9,546,366（総事業費）

(5) 効果

医学的見地から必要な情報提供や具体的な助言等を迅速に行うことができる体制を整備したことで、施設等の感染拡大防止及び施設等従業者や利用者等の不安の解消に寄与したものと考えられる。

6 福祉サービス事業所等へのサービス継続支援事業

(1) 高齢者施設への交付実績

- 令和2年度 28施設分 36,367千円 ※令和3年度以降は県が主体となり実施

(2) 障害者施設への交付実績

- 令和2年度 6施設分 1,164千円
- 令和3年度 27施設分 5,718千円
- 令和4年度 83施設分 19,520千円

課 題

1 感染対策物資の支援について

- 令和4年11月にアイソレーションガウンを購入した直後に、市内の感染状況が落ち着いたほか、令和5年5月に5類移行される見込みとなったため、施設から物資の支援を求められることが少なくなった。流行時期の前に購入し、流行時期に十分な在庫が確保できていれば、必要な時に配布できたと考えられる。
- 物資を長期間地下に保管した結果、結露による劣化が発生した。適切な保管場所の確保について、関係課と調整することが必要である。
- 高齢者施設については、事業所数が多いこともあり、職員が電話で報告を受け付ける際の負担が大きく、通常業務の遂行に長期間影響が生じた。前述のとおり、結果的にはみやぎ電子申請サービスの活用により負担軽減を図ることができた。

感染症危機においては、通常時に比べ、業務量が非常に多くなるため、職員の負担を軽減する取組みをより早期に検討していく必要がある。

2 「新型コロナウイルス感染症防止対策相談窓口（障害福祉施設）」について

障害福祉サービス等の利用は障害者及びその家族等の生活に欠かせないものであり、感染症が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要であることから、当該事業終了後も、施設内で感染症が発生した場合には、感染拡大前の早期に、施設が自力で対応できる体制づくりができるようサポートしていく必要がある。



<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>2 各種施設における感染対策</p> <p>(3) 障害者施設・高齢者施設等の対応</p> <p>イ 障害者施設・高齢者施設等におけるクラスター対応</p>	<p>実施期間：</p> <p>第4波 ～第7波</p>
<p>担当部署：健康福祉局障害者支援課、介護事業支援課、保健管理課、感染症対策室</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>実施した取組みについて、以下のとおり項目を分けて記載する。</p> <p><b>1 DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4波における本市の突出した感染状況を受け、令和3年4月に臨時的に国からDMAT<sup>†9</sup>が派遣され、障害者・高齢者の入所施設、療養型病院*におけるクラスター対応の支援にあたった。</li> <li>・ 施設において感染者が発生した場合、市保健所の情報をDMATと共有し、支援が必要と判断されたクラスター発生施設（クラスターには至らない陽性患者発生施設も一部含む）に対し、DMATが訪問し、現状の把握、施設の求める支援内容の確認（患者入院、職員派遣、物資提供等）を行った。入院が必要な場合は県医療調整本部と連携し、受入医療機関の調整を行った。</li> <li>・ また、必要に応じてメンタル不調を訴える施設職員との面談を行い、相談窓口への案内も行った。</li> <li>・ 令和3年5月以降は国から派遣されたDMATの機能を県内医療機関（東北大学病院、仙台市立病院等）等により構成される宮城DMATが引継ぎ、県医療調整本部の判断により、必要に応じて施設へ派遣する体制とした。</li> <li>・ 本市は、施設支援班（後述）を中心に、クラスター情報の提供や、関係機関との調整等、DMATの活動支援を行った。</li> </ul> <p>* 療養型病院：長期療養を必要とする比較的重度の要介護者を対象とする病院</p> <p><b>2 感染対策物資の配布</b></p> <p>令和2年8月から、クラスター等が発生し、物資の不足が見込まれる施設に対し、サージカルマスクやアイソレーションガウン等の防護用品の配布を随時実施した。</p> <p><b>3 施設支援班の設置・対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第4波における感染拡大への対応策の一つとして、令和3年4月に、障害者・高齢者の入所施設、療養型病院における、新型コロナウイルス感染者の発生時の感染制御、業務継続支援のため、県と市が合同で支援班を県庁に設置し、市側に施設支援班を置いた。</li> <li>・ 施設支援班は、同月に創設された総務グループに置かれ、全庁応援体制による応援職員2名を配置して業務を開始した。主な業務として、障害者・高齢者の入所施設、療養型病院に関する保健所本所<sup>†5</sup>・各保健所支所<sup>†5</sup>・関係課からの情報収集を行い、各施設等への支援に関して医師や県との連絡・調整を行った。</li> <li>・ また、県市の情報共有や活動報告、今後の活動の方向性の確認等を目的として、県市間でのWeb会議を、感染状況等に応じて都度実施した。市側の参加者は、保健所長、保健所支所職員、健康福祉局介護事業支援課職員、施設支援班担当等</li> </ul> <p>(1) 第4波（令和3年4～6月）における対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染が入居者等だけでなく施設職員にまで拡大し、施設の看護師・介護職員が足りず、入居者への必要な介助等ができない施設が少なからず発生した。</li> </ul>	

- ・ 施設支援のための看護師の派遣は、県医療人材対策課のスキームを利用していたが、看護師を手配するまでにどうしても数日間が必要となるため、その間施設側で対応せざるを得なかった。緊急時には上記スキームの看護師が支援に入るまでの間、DMAT の看護師に対応してもらうなどの調整を行った。
- ・ 施設支援のための介護職員の派遣は、県長寿社会政策課のスキームを利用していたが、玉突き支援（陽性者が発生している施設を運営する法人が、当該施設とは別に運営する施設の介護職員を陽性者が発生している施設の支援にまわし、その介護職員が抜けた施設に当該スキームの介護職員を派遣するもの）が前提となっていたため、また看護師同様、支援開始までのインターバルがあったため、利用される機会は少なかった。どうしても運営に支障をきたすような場合には、DMAT の看護師に支援に入ってもらったこともあった。

(2) 第5波（令和3年7～9月）における対応

令和3年8月以降、高齢者施設等での陽性者が増加し、令和3年4月以降継続して実施してきた県・市関係課、県医療調整本部等が参加する Web 会議（支援が必要な施設がある場合に随時開催）にて対応中の施設状況を共有した。病床が逼迫する中、高齢者施設等で経過観察中の陽性患者の夜間救急入院が増加し、その中には必ずしも重症ではない患者が含まれていたことから、市医師会から施設の主治医等を担う会員あてに救急要請の要否判断等への協力に係る依頼文を送付した。

(3) 第6波以降（令和4年1月～）における対応

- ・ 感染規模が過去の感染の波を大きく上回り、クラスターの発生件数も大幅に増加した。これにより、各保健所支所管理課の保健師等が主に行っていたクラスター発生施設への聞き取りや、感染制御地域支援チームへの同行といった業務の人員確保が困難となったことから、これらの業務については、保健衛生部と各保健所支所内から応援保健師を出して対応した。
- ・ これまでと異なり、小規模障害者施設（グループホーム等）での感染が多発（施設職員含む）した。元々施設職員が少ないため、至急の看護師派遣を求める要請が多く、県医療人材対策課のスキームによる看護師の派遣が行われるまでの間を埋める DMAT の看護師調整に苦慮した。
- ・ 軽症の感染者が多数発生した施設も多く、そういった場合には、施設職員も混乱していることがあり、感染状況の確認・整理に時間を要した。
- ・ 施設の担当医が、陽性者の発生した施設の相談・診察を拒むケースが発生した。そういったケースについては、医師を含めた DMAT を派遣していたが、DMAT を派遣する医療機関自体が、新型コロナ対応で極めて繁忙な状況にあり、調整に苦慮した。
- ・ 第7波以降は、保健所本所において、対応可能な担当者を事前に決めることで対応した。

4 高齢者施設を対象とした感染管理認定看護師による感染症対策研修の実施

- ・ 令和3年6月より、感染対策に習熟した現場職員育成のため、感染管理認定看護師\*が施設を訪問し、介護職員に対し、具体的かつ実践的な感染対策を指導する研修を、県長寿社会政策課運営指導班が主体となって実施した。
- ・ 本市においては、健康福祉局介護事業支援課が担当となり、感染対策に係る指導を希望する市内の高齢者施設への研修の案内及び申込受付を行った。また、各保健所支所の保健師も当該研修に参加した。

\*感染管理認定看護師：感染対策における高度な専門知識や実践力を持つと認定された看護師

## 実績・効果

## 1 クラスタ発生時の施設への支援について

- 施設支援班の設置等により、感染者が発生した高齢者施設等の情報を速やかに DMAT と共有し、早期に派遣することにより、適切なゾーニングの指導助言や支援等を行うことができた。
- DMAT の医師が施設を訪問し、施設及び入所者の状況を直接確認し、施設内で療養可能な入所者か、入院が必要な入所者かを判断することにより、病床が逼迫する状況下で入院受入病床の効率的な運用につなげることができた。
- 専門家が現場で必要に応じて施設職員と面談を実施することで、新型コロナに対する不安が強い施設職員の心理的なケアを行うことができた。
- 感染制御地域支援チームへの市保健所職員の同行については、情報の共有等による円滑な支援の実施という面から、極めて有効であった。同行する職員の確保については、第6波以降、困難を極めたが、第6波においては、保健衛生部・保健所本所等から応援保健師等を出して対応し、第7波以降は、保健所本所において、対応可能な担当者を事前に決めることで対応した。これにより、同行者の決定に係る調整時間を短縮でき、スムーズな支援の実施に結び付けることができた。

## 2 感染管理認定看護師による感染症対策研修

感染対策における具体的かつ実践的な内容を、高齢者施設の職員に直接指導する機会を設けたことで、感染拡大を防止しつつ事業を継続することにつながった。

- (1) 令和3年度受付実績 22 事業所
- (2) 令和4年度受付実績 18 事業所

## 課題

- 感染拡大期に、障害者施設・高齢者施設等で同時多発的にクラスターが発生した場合、マンパワー不足となるため、県と市が連携を密にして対応する必要がある。
- 研修の実施等、障害者施設・高齢者施設等における感染拡大防止の取組みへの支援は、感染拡大期以外においても必要となる。一方で、今回の感染管理認定看護師による感染症対策研修の受付件数は、対象となる事業所数と比較すると多くないため、より積極的に受講してもらえる方策を検討するとともに、周知を強化する必要がある。

<p><b>第5節 予防・まん延防止</b></p> <p><b>2 各種施設における感染対策</b></p> <p>(3) 障害者施設・高齢者施設等の対応</p> <p>ウ 施設従事者向け検査の実施</p>	<p>実施期間：</p> <p>第4波 ～第8波</p>
<p>担当部署：健康福祉局介護事業支援課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p><b>1 施設従事者向け検査の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国の基本的対処方針<sup>†17</sup>に基づき、重症化リスクが高い高齢者等への感染防止を図るため、令和3年4月から障害者施設・高齢者施設の従事者を対象とした検査を実施した。</li> <li>・ 検査は、開始当初は抗原定量検査<sup>†10</sup>だったが、令和3年7月以降は、迅速な感染拡大防止を図るため、その場で結果の分かる抗原定性検査<sup>†10</sup>に変更した。</li> <li>・ 抗原定性検査に変更後の検査の流れは、概ね以下のとおりだった（検査の頻度等は、感染状況に応じて変更）。</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 検査の期日等について、メール配信サービスにより各施設へ連絡</li> <li>(2) 施設担当者が、本市ホームページの受付フォーム（みやぎ電子申請サービス<sup>†12</sup>を活用）へ、検査対象者の人数等を入力</li> <li>(3) 申請があった施設に対して抗原定性検査キットを配布</li> <li>(4) 従事者自らが検査を実施</li> <li>(5) 各施設が、みやぎ電子申請サービスにより抗原定性検査キットの使用個数を報告</li> <li>(6) 結果が陽性だった場合、人数を報告。併せて市保健所<sup>†5</sup>の指示を受け対応</li> </ol> <p><b>2 施設従事者向け検査実施の経過（時系列）</b></p> <p>令和3年4月～ 入所系480施設の従事者を対象に抗原定量検査の定期検査を月3回程度実施</p> <p>令和3年6月末～ 対象施設に通所系約1,000事業所追加</p> <p>令和3年7月～ 検査方法を抗原定性検査に変更</p> <p>令和3年9月～ 対象施設に訪問系約830事業所を追加</p> <p>令和3年11月～ 定期検査を一時休止し、出勤後に発熱等の症状が現れた従事者がいる場合の有症状者向けの検査に変更（ワクチン接種が進み、感染状況が一定程度落ち着いていること等を考慮したもの）</p> <p>令和4年2月～ 第6波の急拡大を受け、定期的検査を再開（月1回程度の実施）</p> <p>令和4年3月～ 発熱等の有症状者向け検査中止。定期的検査を月2回程度の実施に変更</p> <p>令和4年8月～ 月3～4回程度の定期的検査実施に変更</p> <p>令和5年1月～ 厚労省より配布された検査キットを各事業所に配布する対応に変更</p> <p style="padding-left: 20px;">※ 検査キットが不足した施設には、健康福祉局介護事業支援課で保管している検査キットを随時配布</p> <p>令和5年4月～ 配布方法を、各施設に受取りに来てもらう形に変更</p> <p>令和5年5月～ 厚労省からの検査キット配布終了。以降、本市で調達し、配布</p> <p><b>3 事業者との契約について</b></p> <p>検査キット配布は、業務委託により行った。</p> <p>【令和3年4月～令和4年12月】</p> <p>検査キットの確保から配送までを行う事業者と契約した。</p> <p>※ 施設からの検査キットの申込は、健康福祉局介護事業支援課にて収集し、申込データを事業</p>	

者に共有した。

【令和5年1月～令和5年3月】

厚労省から配布された検査キットを配布するため、検査キットの梱包作業を行う事業者と、検査キットの配送を行う事業者と、それぞれ契約した。

【令和5年4月～令和5年5月】

配布方法を変更し、施設に自ら取りに来てもらう方式に変更したことから、業務委託を終了した。

4 検査キット配布に係る予算の確保について

検査キットの確保及び配送に係る委託費については、感染症対策費から支出し、半分が国庫補助で半分が一般財源だった（予算主管課は健康福祉局健康安全課）。

※ 前述のとおり、令和5年1～5月は、厚労省が配布した検査キットを活用

実績・効果

【実績】

- ・ 令和3年度 抗原定量検査実施報告数 64,095件（うち陽性 38件）  
                   抗原定性検査実施報告数 136,542件（うち陽性 31件）  
                   委託費 751,991千円
- ・ 令和4年度 抗原定性検査実施報告数 266,236件（うち陽性 462件）  
                   委託費 447,776千円
- ・ 定期的検査のほか、陽性者が多数発生した入所系施設を中心に抗原検査キットの追加配布を随時実施

【効果】

検査の実施により、早期に感染者を発見し、適切な措置を講じることが可能となり、重症化リスクが高い障害者施設、高齢者施設の利用者への感染拡大防止を図ることができた。

課題

令和5年5月の新型コロナの5類感染症移行後も、障害者施設・高齢者施設においては依然として感染拡大リスクを抑える必要があることから、厚労省の通知に基づき当該事業を継続することとしたが、いつまで継続するかの判断が難しい。厚労省から発出される通知や県の実施状況等を踏まえ、今後の対応について、判断していくとともに、次の感染症危機に向け、今回の対応経過を整理し、適切に引き継いでいく必要がある。



<p>第5節 予防・まん延防止 2 各種施設における感染対策 (4) 市民利用施設等の対応 ア 市民利用施設等における感染対策</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：関係局区等</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>新型コロナの発生に伴い、市民センターや公園施設等の市民利用施設においては、施設の職員、利用者等の感染防止や施設の安定的運営を図るため、それぞれの施設の性格、状況に応じて、様々な対策を講じた。</p>		
<p><b>1 職員等の健康管理及び施設における感染対策</b></p>		
<p>感染対策の実施にあたっては、本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>†7</sup>や業種別ガイドライン<sup>†21</sup>等のほか、以下の通知に基づき、各施設管理者や施設の運営管理を行う指定管理者、委託業者等が、それぞれの施設等の性格、状況に応じて対策を行った。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策の徹底について」 (令和2年2月4日付、危機管理室危機管理課長・総務局厚生課長・健康福祉局健康安全課長名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安について」 (令和2年2月21日付、危機管理室危機管理課長・総務局厚生課長・健康福祉局健康安全課長名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る職員の健康管理について」 (令和2年4月13日付、仙台市総括安全衛生管理者名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る職員のメンタルヘルスマネジメントについて」 (令和2年4月20日付、総務局厚生課長名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安について」 (令和2年5月12日付、総務局厚生課長名)</li> <li>・「職場における感染症拡大の防止及び職員の健康管理の徹底について」 (令和2年10月9日・令和3年6月1日・令和3年9月13日・令和4年5月24日付、市総括安全衛生管理者名)</li> </ul>		
<p><b>【具体的対策】</b></p>		
<p>(1) 共通の対策 各施設の状況に応じ、取られた対策には若干の相違があるが、以下の対策については、ほとんどの施設で共通して実施した。</p>		
<p>手指消毒用アルコールの設置、職員のマスク着用（聴覚障害者対応時は、口話が読み取れるよう透明なマスクの着用）、利用者への感染対策に係る注意事項の説明、利用者へのマスク着用の要請（マスクを所持していない利用者へのマスクの配布）、予防対策チェックシートの配布、咳等の症状がある利用者への利用自粛要請、定員の半数での施設利用、利用スペースの一部閉鎖、大声を出すなど感染リスクの高い活動の自粛要請、執務室におけるデスクパーティションの設置、窓口におけるパーティション、ビニールカーテン等の設置、定期的な換気の実施、室内・備品等使用後の定期的な消毒、冷水器の使用停止、3密<sup>†20</sup>回避の取組み（利用者への換気の要請等）、ハンドドライヤーの使用停止、感染対策を呼びかけるポスター等の掲出</p>		
<p>また、大規模な施設において実施した対策として、以下のものがある。</p>		
<p>施設入口へのサーマルカメラの設置、職員及び利用者へ感染対策の徹底やワクチン接種等と呼びかけるアナウンスの実施</p>		

**(2) その他の対策**

上記のほか、各施設の状況に応じて行われた対策としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ CO<sub>2</sub>測定器、空気清浄機等の設置
- ・ ソーシャルディスタンステープの設置
- ・ 施設利用者への感染予防啓発チラシの配布
- ・ 職員又は利用者に新型コロナ感染の疑いがあった場合の行動マニュアルの策定
- ・ 施設のホームページへの新型コロナ感染防止の特設ページの設置
- ・ 施設出入口、窓への網戸の設置
- ・ イベント等での利用時に、主催者等が実施する新型コロナ対策に関する資料の要求
- ・ 市民会館、文化センター等不特定多数の来館が見込まれるホール等を持つ施設における、非接触型体温計の主催者への貸与と、自主事業（イベント等）での活用
- ・ 市民センター及び文化センターにおける公衆無線 LAN 環境整備
- ・ 市科学館における展示物の抗ウイルスコーティング施工やスイッチの非接触式のものへの切り替え
- ・ 仙台国際センターにおけるオンライン会議・ハイブリッド会議のための各会場専用インターネット回線の利用サービス（有料サービス）の開始
- ・ 仙台国際センターにおけるアクリル製飛沫防止板・足下シート等の感染症対策備品の有料レンタルの開始
- ・ 仙台国際センターにおける各室の空調の常時運転対応（利用時間中）
- ・ 宮城社会福祉センターにおける市民開放浴場での事前予約制の導入
- ・ 健康増進センターにおけるトラックランニング、トレーニング機器、シャワー、シューズロッカーの使用制限
- ・ 各文化センター等における自主事業時のチケット購入者の連絡先把握、入場者自身によるチケットのもぎり、開場時の整理券順による入場及び終演後の分散退場の実施
- ・ 各文化センター等における利用者との打合せ等へのメールの活用等、来館せずに処理できる対応の実施
- ・ 発達相談支援センター（北部・南部）における保険診療（週1回実施）にて、希望者へ対面ではなく電話での診療を実施
- ・ 発達相談支援センター（北部・南部）において、相談1件に係る来所者の人数を可能な限り減らす取組みのほか、1回あたりの相談時間の短縮を実施
- ・ 令和2年度のお花見関連イベントについて、主催者が独自に自粛を決定し、本市は広報車による広報活動、公園内のパトロールを実施
- ・ 令和3年度のお花見関連イベントについて、主催者に自粛を要請
- ・ 令和4年度のお花見関連イベントについて、主催者に感染対策の徹底を要請するとともに、公園内及び出店テントに感染対策の徹底を促す看板の設置、広報車による広報活動、主催者と共同での公園内のパトロールの実施

**2 市内の感染拡大防止のための取組み****(1) 施設の臨時休館等**

市民利用施設等については、新型コロナの発生以降も、感染防止策の実施の徹底を図りつつ、開館していたが、緊急事態措置<sup>†22</sup>やまん延防止措置<sup>†2</sup>の対象地域に指定された場合等には、感染拡大防止を図るため、以下のとおり、臨時休館等の対応を行った。

なお、これ以外の期間は、基本的に、施設や利用者の特性、実施可能な感染防止策等を考慮し

たうえで、施設ごとに利用の休止等を判断する取り扱いとした（令和5年5月7日まで継続）。

**ア 令和2年4月30日から5月14日の期間**

令和2年4月16日に、全国が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域に指定され、4月24日には、県知事と市長等が共同記者会見を行い、「東北・新潟緊急共同宣言」を発出したことを受け、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインにおいて、4月30日から5月31日までの期間、全市民利用施設の臨時休館を指示した。その後、5月14日に緊急事態宣言が解除されたことから、同時に全施設一斉の臨時休館も解除した。

**イ 令和3年3月26日から5月11日の期間**

令和3年3月からの第4波を受け、3月18日に「県・市独自の緊急事態宣言」を発出したが、当該宣言以降も感染者が増加傾向にあったことから、3月26日から当面の間、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインにおいて、全市民利用施設を原則休館とするか、又は利用者に利用の自粛を呼びかけることとした。4月5日には、県がまん延防止措置区域に指定されたことから、5月12日に県のまん延防止措置区域の指定が解除されるまで、当該対応を継続した。

**ウ 令和3年8月20日から9月30日の期間**

令和3年7月からの第5波において、県が、8月20日から26日までまん延防止措置区域に、8月27日から9月12日まで緊急事態措置区域に、そして、9月13日から9月30日までは、再びまん延防止措置区域に指定された。これを受け、本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン等において、まん延防止措置を実施する地域として指定されている期間中においては、開館は原則午後8時（イベント開催があるときは午後9時）までとした。また、緊急事態措置を実施する地域として指定されている期間については、全市民利用施設を原則休館とするか、又は利用者に利用の自粛を呼びかけることとした。

**(2) 新型コロナの拡大防止のためのイベント中止等に係る市民利用施設使用料等の返還措置**

令和2年2月27日より、イベント等の主催者や利用者が新型コロナの感染拡大防止を主な理由として使用を取り消す場合については、利用者の責めによらない事由として取り扱い、既納の使用料を全額返還（キャンセル料の減免を含む。以下同じ。）する措置をとった。なお、当該返還措置の適用期間は、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインにより庁内に周知したが、繰り返し感染の波が発生し、感染の規模、期間ともに拡大していくなかで、適用期間が延長され、結果として、ほとんどの期間において、返還措置が適用されることとなった。

**(3) 市施設の使用料減免等**

- ・ 令和2年6月19日より、新型コロナの感染対策を行いながら公演実施を目指す文化芸術関係者への支援のため、イベントに使用される市のホール系施設、展示系施設等の使用料について、定員の半数以下の人数で利用することを条件に使用料の減免を行い、屋内イベントの開催を支援する取組みを実施した。
- ・ 対象は、ホール系施設、展示系施設、スポーツ施設（計24施設）とした。
- ・ 当初、令和3年9月30日までを対象期間としていたが、新型コロナの感染拡大に伴いイベントの開催制限が長期化していることを踏まえ、対象期間を令和4年3月31日まで延長した。

**実績・効果**

**1 施設運営について**

- ・ 本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン等に基づき、適切な感染防止策を徹底した運営を行うことにより、利用者に安心して利用してもらうことができた。
- ・ 職員や利用者が感染した場合のマニュアル等を整備することで、開催された催事において感染者が発生した場合にも、迅速に対応することができた。
- ・ オンラインによる会議等の実施がみられ、接触機会の低減が図られた。

- お花見期間中、感染拡大防止の取組みを実施したことにより、お花見会場でのクラスター発生等は確認されなかったため、一定の効果があったものと考えられる。

## 2 新型コロナの感染拡大防止を理由とした市民利用施設使用料等の返還実績

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
件数	10,686件	14,280件	12,567件	6,526件	96件
金額	90,819千円	198,517千円	110,432千円	37,989千円	886千円

※ 令和元年度は令和2年2月29日から、令和5年度は令和5年5月7日までの期間が返還対象

※ 当該件数及び金額には、一部、新型コロナの拡大防止以外の事由による返還も含まれている。

### 課 題

#### 1 感染対策について

- 感染状況に合わせ頻繁に改訂される本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインや細かな規定・対策方法について、広く確実に周知することが課題であった。また、本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン等による感染対策等の利用者負担が大きく、利用率低下も懸念された。
- 本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン改訂の都度、ホームページや館内掲示物の作成等の方法により利用者への周知を徹底し、受付窓口の混乱を避けたが、周知徹底のための業務量が増大した。
- 貸室の鍵のほか、マイク、ホワイトボード用マーカー等の共用備品を利用の都度消毒していたため、利用者からは安心して利用できること評価を得たが、消毒作業に多くの手間と時間を要した。
- 手指消毒用アルコールについて、設置場所によって使用頻度が異なるため、補充の管理が手間だった。
- 消毒の範囲、程度、方法等、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインに示されない詳細の部分で判断に迷うことが多く、施設による対応の違いを利用者から指摘されることがあった。
- 施設定員の定め等がないため、人数の上限等の判断に苦慮した。
- 音を出す利用（楽器の練習や合唱等）について、窓がない部屋においては換気が難しく、逆に換気のために入口を開けたことにより、他の利用者から苦情を言われることがあった。
- お花見関連イベントの開催については、会場によって開催可否の判断が分かれ、市民から賛否の声が寄せられた。
- 利用者に対し、施設利用時の留意事項を指導したほか、主催者側で実施する新型コロナ対策に関する資料の提示を求める等の対応を実施したが、職員が実際の状況を把握することは難しく、適切に対策が実施されているか不明な場合があった。
- 新型コロナ対応の長期化により、感染対策のため中止した団体の受入れ再開や、一時的に撤去した展示等の再開の時期の判断に苦慮した。
- 今回の新型コロナへの対応を基に、次の感染症危機に備え、インターネット環境や換気設備等のハード的な対策を講じるとともに、利用者への周知方法や対応について、オンライン化・DX化も含めて検討していく必要がある。
- 次の感染症危機に向け、感染症発生時を想定した研修等を実施して、問題点等を事前に洗い出しておくことが必要である（災害時研修のようなイメージ）。

#### 2 感染拡大防止を主な理由として施設利用予約を取り消す場合の返還措置の取扱いについて

通常の予約のキャンセルでは、定められた期間以降にキャンセルする場合は、使用料の全額を返



還することができないため（例：七北田公園体育館の予約を使用日の1か月前までにキャンセルした場合、返還するのは使用料の2割となる）、感染拡大防止を理由としたキャンセルであっても、返還措置の適用期間以外については、使用料を全額返還することができなかった。

このため、感染拡大等により、適用期間を延長する必要性が生じた場合、延長前に予約を取り消していた利用者に対しても返還措置を遡及適用する必要性が生じ、以下のような問題が発生した。







- ・ 当該ガイドラインで「発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ」をしている一方、返還措置の期間は限定されていたため、対象外となった利用者から「市の施策は矛盾している」との意見等が寄せられた。
- ・ 施設使用料のキャンセル時に、既に自粛要請等が発出され、イベント等の実施が困難であることが明らかであるにも関わらず、返還措置の適用期間外であるために使用料の返還が一部になってしまう場合があり、利用者の納得を得られにくい場合があった。
- ・ ホール施設（主に興行主）については、数か月前から準備を進める関係上、返還措置の期間をもっと長期にして欲しいとの声があった。
- ・ 返還措置が適用される明確な基準が無いため、現場での適用可否の説明が難しかった（施設側で説明しても納得を得られず、施設所管課に多くの苦情が入った）。
- ・ 返還期間を数週間遡及適用する際、施設側は、その期間にキャンセルをした利用者に個別に連絡し、キャンセル事由を確認したうえで還付処理を進める必要があり、作業量が多大となった。
- ・ 還付手続きが煩雑だった。特に、二重還付（8割相当額を還付後、全額還付となった案件）の場合は、利用者にとっても分かりにくく、そのうえ件数も多いと施設側での把握も困難であった。また、初めて還付を受ける利用者からは、そんなに面倒なら還付はいらないなどのお叱りの声もあった。
- ・ 還付申請書の書き方（団体・代表者名と振込先が異なる場合等）や押印について苦言を呈されることが多く、現金還付を可とする例外や、新型コロナによる臨時休館及び還付が見込まれる期間における後納適用等、特例が広く適用されることが望ましい。
- ・ 市民利用施設予約システムでキャンセルを行う施設等の場合、1週間以上前のキャンセルについては、キャンセルの理由が判別できなくなるため、返還措置の遡及適用の際、対象施設の確認作業に苦慮した。

### 3 次の感染症危機への備えについて

上記1、2の課題については、事前の備えが必要であるため、業務所管課と連携し、今回実施した感染対策の整理、課題の洗い出しを行ったうえで、基本的な感染対策（消毒場所、手指消毒用アルコール等利用者の感染拡大防止用物品の設置位置、感染状況に応じた利用禁止場所等）のほか、下記の事業を始めとする各種事業等に関する基本的対応等をまとめた感染症危機対応時のマニュアルが必要である。

- ・ 市民利用施設使用料等の返還への対応
- ・ 郵送やオンラインでの申請等に対応できる体制の整備（機器の整備や職員の技術向上）



<p>第5節 予防・まん延防止 2 各種施設における感染対策 (4) 市民利用施設等の感染対策 イ 市博物館等における新たな取組み</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本市事業</div>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>		
<p>担当部署：建設局八木山動物公園、教育局博物館、科学館</p>				
<p><b>対 応 経 過</b></p>				
<p><b>1 概要</b> 市博物館、市科学館及び八木山動物公園等においては、本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>17</sup>等に則った感染対策以外にも、各施設の特性を踏まえた独自の対策をとった。 また、臨時休館や展示の休止等が行われる中で、それに代わる新たな取組みとして、インターネットを活用し、自宅等でも体験ができる機会を設けた。</p> <p><b>2 市博物館における取組み</b> 市博物館では、新型コロナの流行に伴う展覧会の中止や休館の際に、自宅等でも仙台の歴史・文化・美術に触れる機会を提供することを目的に、市ホームページ上で「おうちで楽しむ展覧会(現「おうちで楽しむ仙台市博」)」のページを開設し、開催を見送った展覧会で展示予定であった資料の一部を紹介する「おうちで楽しむ展覧会」の取組みをはじめたほか、キッズコーナーページや動画コンテンツの充実を図った。 また、北海道博物館が全国に呼びかけて始めた「おうちミュージアム」に参加し、市博物館のホームページを訪れたこどもたちが他館の取組みも楽しく学べるきっかけづくりを行った。</p> <p><b>(1) 動画配信</b> 収蔵資料や仙台の歴史・文化を紹介するため、奥州・仙台おもてなし集団「伊達武将隊」と共同で制作した動画等を仙台市公式動画チャンネル「せんだいTube」で配信した。</p> <p><b>ア 仙台市博物館オリジナル動画</b></p> <p style="text-align: center;"><b>仙台市博物館オリジナル動画</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>Let's家紋(カモン) もんきり遊びをしてみよう!(令和4年1月27日～)</p>  </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>のぞいてみよう参勤交代—仙台藩 お殿さまの旅(令和4年10月7日～)</p>  </td> </tr> </table>			<p>Let's家紋(カモン) もんきり遊びをしてみよう!(令和4年1月27日～)</p> 	<p>のぞいてみよう参勤交代—仙台藩 お殿さまの旅(令和4年10月7日～)</p> 
<p>Let's家紋(カモン) もんきり遊びをしてみよう!(令和4年1月27日～)</p> 	<p>のぞいてみよう参勤交代—仙台藩 お殿さまの旅(令和4年10月7日～)</p> 			

イ 「伊達武将隊と行く！はっけん！仙台市博物館」シリーズ

「伊達武将隊と行く！はっけん！仙台市博物館」シリーズ

特集展示「支倉常長帰国400年」Part1 (令和2年9月29日～令和3年6月15日)	特集展示「支倉常長帰国400年」Part2 (令和2年10月15日～令和3年6月15日)	特集展示「仙台藩の絵画」Part1 (令和2年11月11日～令和3年6月15日)	特集展示「仙台藩の絵画」Part2 (令和2年11月18日～令和3年6月15日)
特集展示「福島美術館の優品」Part1 (令和3年1月7日～令和3年10月8日)	特集展示「福島美術館の優品」Part2 (令和3年1月7日～令和3年10月8日)	高札場を考察?! (令和3年5月12日～)	政宗公の具足体験! (令和3年5月12日～)
お出掛け編〈大橋〉 (令和5年4月6日～)	お出掛け編〈仙台城登城〉 (令和5年4月6日～)		

(2) キッズコーナーの充実

小学生・中学生を対象に、自宅や学校で楽しく取り組めるような、仙台の歴史に関するクイズや、郷土玩具づくりなどを市博物館のホームページで紹介した。

ア クイズにチャレンジしてみよう！

市博物館にある資料についてのクイズを出題した。

- ・クエストチャレンジ！「ローマ市民権証書」の謎を追え！

イ 作ってみよう！遊んでみよう！

市博物館にある、「みて、ふれて」などが体験できる「プレイミュージアム」で実施したイベントを、自宅でもできるように3つ紹介した。

- ・「もんきりがた」であそぼう！
- ・世界にひとつだけの「マンダラ風ぬりえ」をかんせいさせよう！
- ・からくり屏風「ぺたくた」をつくってみよう！

3 市科学館における取組み

(1) 動画配信

市科学館では、市内全中学校の2年生を対象とした科学館学習や、簡単な実験や工作が体験できるチャレンジ・ラボコーナー等の取組みを行っているが、新型コロナの流行に伴い、これらが中止を余儀なくされたことから、自宅でも学習や体験ができる機会を提供することを目的に、令和2年4月に市科学館ホームページ上に動画配信ページを作成し、様々な動画を配信した。

ア 小学生向け学習動画・中学生向け学習動画

コロナ禍では、実験室使用の制限や対面授業の制限等で、十分な実験が実施できない状況であったことから、子どもたちの学びの継続と実験学習機会の確保を図るため、学習動画を配信した。また、新たな動画配信時は、授業等で活用されるよう、市立小中学校へお知らせした。

イ おうちでチャレンジ・ラボ

コロナ禍の外出自粛等により、体験できる場所や機会が減少したことから、子どもたちが家庭で気軽にできる科学工作や実験に挑戦して、科学に触れることができるよう、「おうちでチャレンジ・ラボ」と題した動画を配信した。

【図：おうちでチャレンジ・ラボの例】

実験・工作の紹介動画「おうちでチャレンジ・ラボ」を公開しています

動画は外部サイト「YouTube」にリンクします。

動画一覧		
1 水中シャボン玉 	2 ラフンのタネ 	3 ソーマトロープ 
4 まゆ玉ころころ 	5 プンブンごま 	6 ミニ空気砲 
7 紙トンボ 	8 メルティスタンプ 	9 うかぶ絵・きえる絵 

(2) 非接触型スイッチへの交換

触れて試すことをコンセプトにしている市科学館では、触れられないことで体感できなくなる展示物が多数あるため、スイッチボタンを非接触型スイッチに交換することで、展示物を通した体験や学びができるようにした。

なお、液体を適量滴下するもの等のように、展示物によってはボタン型であるからこそ学習できるものがあることから、こうしたボタン型スイッチについては定期的な消毒等により感染予防措置を取った。



4 八木山動物公園における取組み

(1) 感染対策

- ・ 例年混雑が見込まれるゴールデンウィークにおいて、事前予約制による入園制限を行った。
- ・ 夏休み期間中の恒例イベントである「ナイトゾージアム」も、同様に混雑が見込まれるため、事前予約制による入園制限を行った。
- ・ 3密<sup>†20</sup>回避のため、屋内展示場（ふれあい館、は虫類館、サイ・カバ屋内展示場）を休止したほか、園内観覧通路を一方通行とした。

(2) 動画配信

- ・ 臨時休園期間中は、動物の様子を YouTube 等で動画配信した。

実績・効果

1 市博物館

(1) 動画公開数（令和5年5月までの実績）

- ・ 仙台市博物館オリジナル動画 2本
- ・ 「伊達武将隊と行く！はっけん！仙台市博物館」シリーズ 10本\*
- ・ \* 特集展示に伴う動画は、展示期間終了に伴い順次公開終了

(2) 動画の活用

- ・ これらの取組みは、新型コロナの流行に伴い始めた企画ではあるものの、令和3年10月からの大規模改修工事による約2年半の休館もあり、休館中も楽しみ、かつ、再開館した際に来館したくなることを意識した動画を公開した。「伊達武将隊と行く！はっけん！仙台市博物館」シリーズでは、令和4年度、「お出掛け編」を公開。市博物館を起点とし、周辺の歴史をたどり



ながら、当館収蔵資料も紹介することで、再開館時には、市博物館を訪れ、実際の資料を見た後に、周辺の歴史をたどるといった楽しみ方もできるような仕組みとした。

また、「調べ学習」で活用している学校もあり、地域の遺跡等の紹介動画があるとさらに嬉しいという声も寄せられた。

- ・ 江戸時代の参勤交代の関連資料「楽山公行列図巻」(仙台藩の大名行列図)を紹介したオリジナル動画「のぞいてみよう参勤交代—仙台藩 お殿さまの旅」は、学校の授業において、貸出教材「楽山公行列図巻パネル」と一緒に活用されることを意識して作成したところ、公開から1年経たない段階で、他の動画を上回る伸びで視聴数が増えた(令和5年6月時点で約2,500回)。実際に活用した教職員からも、「短い時間で地域の歴史を紹介することができるので、授業の補助資料としても使い勝手がよい」などの声が寄せられた。

このように、動画の内容の工夫等により、学校関係者を中心に広く活用されることが分かった。

## 2 市科学館

### (1) 動画公開数(令和5年5月までの実績)

- ・ 小学生向け学習動画 13本
- ・ 中学生向け学習動画 121本
- ・ おうちでチャレンジ・ラボ 24本

### (2) 動画視聴回数

全合計 40万回

### (3) 学習動画の活用

各小中学校で、実験ができない時期には学習プリントも含め多く活用された。

## 3 八木山動物公園

事前予約による入園制限や一部の園内観覧通路の一方通行等の感染対策を行ったことで、3密の発生等を防ぎ、来場者の方々に安心して見学を楽しんでいただくことができた。

## 課題

### 1 市博物館

- ・ 特集展示等を動画化する際に、本来であれば、「展示期間中の来館者のみが資料を観覧できる」ものを、「来館しなくても観覧できる」ようにするため、公開期間をどのようにするか(展示期間とあわせるか、展示終了後も一定期間視聴可とするか)が課題となった。
- ・ ホームページ上の企画や動画配信は、視聴者の感想や意見を広く収集することが困難である。特に休館中ということもあり、出前講座等の際に、学校関係者から直接感想等を伺うことはできたが、来館者からの意見収集が難しく、どのような効果・反響があったかを詳細に知ることはできなかった。

### 2 市科学館

科学館学習が中止された期間中、多くの動画制作を行ったが、科学館学習をはじめ、学校が通常通り再開された現在においては、学習指導要領の改訂や教科書の変更によって、各校のカリキュラムが変更された場合に、それに応じた内容の更新が難しくなっている。

### 3 八木山動物公園

感染拡大防止のため臨時休園や入園制限等の対策を実施したことで、当該期間中は市民等の来園ニーズに十分応えることができなかったため、今後、同様の対策が必要になった場合、動物たちの様子等をSNSを効果的に活用して発信するなど、市民等に満足度の高い情報発信を行っていく必要がある。

<p>第5節 予防・まん延防止 2 各種施設における感染対策 (4) 市民利用施設等の対応 ウ 市交通局における感染対策</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：交通局総務課</p>		

**対 応 経 過**

**1 車両及び駅の感染対策について**

- ・ 新型コロナの発生を受け、令和2年2月バス・地下鉄車内の定期消毒を開始した。当初は週1回程度であったが、5月にはバスの定期消毒は週5回、地下鉄車内は週4回程度まで増やした。また、地下鉄駅舎内の手すりや改札部も消毒を行い、抗ウイルス加工処理も施した。
- ・ 定期消毒と合わせ、地下鉄主要駅や各定期券発売所、バス営業所窓口等に手指消毒用アルコール及び透明アクリル板を設置したほか、バス車内運転席付近に飛沫防止スクリーンを設置した。
- ・ 車両への抗ウイルス加工処理は、令和2年10月に開始し、バスは約2か月、地下鉄は約3か月で完了した。
- ・ 令和3年4月以降には地下鉄各駅のエレベーターやトイレ内の手すり、定期券発売所等にも抗ウイルス加工処理を施した。



飛沫防止スクリーンを設置した運転席



地下鉄内の抗ウイルス加工処理作業

- ・ 令和5年5月8日、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、抗ウイルス加工処理や飛沫防止対策を停止した。

**2 車内の換気対策**

- ・ 令和2年4月から、バスについては窓開け、バス停停車時の前・中扉開放、換気扇活用による車内換気を開始した。
- ・ 地下鉄南北線では窓開け、東西線では強制換気装置による車内換気を開始した。地下鉄車両の換気は当初朝夕の混雑時のみに限定していたが、令和3年3月に終日換気へ変更した。
- ・ 令和3年5月から6月にかけて、換気扇が設置されていないバス車両において、雨の日でも窓を開けて換気ができるように、雨除けバイザーを設置した。
- ・ 令和5年5月8日、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、車内換気について、地下鉄は通勤通学等ラッシュ時のみの換気とするよう運用変更を行った。

**3 市バス・地下鉄の減便・運休について**

令和2年4月には全国を対象に緊急事態宣言<sup>†1</sup>が発出される事態となり、この間の学校等の休校や外出自粛等の影響によって、4月及び5月の市バス・地下鉄の利用者は、前年と比べて半数程度



まで落ち込んだ。こうした状況を踏まえ、5月に、市バスは平日で約1割、地下鉄は平日で約1.5割、土日で約5割の減便を行う運行ダイヤの見直しを図り、また、毎週金曜日の地下鉄最終便（増発分）の運休を実施することとなったが、学校等の再開に伴い、地下鉄最終便（増発分）の運休を除き、6月から通常のダイヤによる運行に戻した。

4 その他の対策 ※車内の呼びかけ、分散乗車等

- 令和2年1月、営業所等で感染対策ポスターを掲示し、また、交通局ホームページ、Twitter、地下鉄車内・駅構内放送、ホーム案内表示器で、咳エチケット等の感染対策への協力の呼びかけを開始した。
- 令和2年5月には、バス路線沿線の学校に対し、通学時の感染対策への協力を文書により依頼した。
- 令和2年6月からは、バス・地下鉄車内にて咳エチケットへの協力や会話を控える旨の案内放送を開始した。
- 地下鉄は令和2年6月より、市バスは同年7月より、交通局ホームページ等で、時間帯ごとの車内混雑状況を定期的に公表することで、分散乗車への協力を呼びかけた。
- 令和5年5月8日、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、地下鉄及びバス混雑状況の周知を休止した。



図：感染対策ポスター

仙台市営バス混雑状況（仙台駅方面）

（令和5年2月10日更新）

- 時差出勤や混雑回避の参考情報としてご活用いただくため、バスの混雑状況をご案内しております。
- 12か所の主要バス停を通過する仙台駅方面の路線について主要バス停の到着時間帯別にご案内いたします。
- 混雑状況は、バス車内の人数が最も多い時点での目安を表すもので、「どこバス仙台」と同じ3段階でご案内いたします。
- 当日の混雑状況は「どこバス仙台」で、ご確認ください。

URL：<https://www.dokobasu.kotsu.city.sendai.jp>

○1か月間の平日の利用状況を基に作成し、毎月更新いたします。

令和5年1月のご利用状況

停留所：北六番丁小学校前 仙台駅方面(上り)

系統番号	始発地	主な経由地	6:00~	6:30~	7:00~	7:30~	8:00~	8:30~	9:00~	9:30~	10:00~
S110	市営バス東仙台営業所前	二の森・中江・県庁市役所	■	■	■	■	■	■	■	■	■
S120	旭ヶ丘駅・鶴ヶ谷七丁目	鶴ヶ谷四丁目・ガス局前・中江・県庁市役所	—	■	■	■	■	■	■	■	■
S130	市営バス東仙台営業所前・台原駅・安養寺二丁目	高松・県庁市役所	—	■	■	■	■	■	■	■	■
S135	台原駅	安養寺二丁目・幸町一丁目・県庁市役所	—	—	—	■	■	■	■	■	■
S140	旭ヶ丘駅	南光台入口・県庁市役所	—	—	—	■	■	■	■	■	■

※上記の混雑状況は目安です。同時時間帯でも便や天候によって異なります。  
 ※最大車内人数が40名以上となることを「たいへん混雑」としています。

混雑の目安  
 ■ たいへん混雑しています。  
 ■ やや混雑しています。  
 ■ すいています。

図：交通局ホームページの市バスの車内混雑状況のお知らせ

5 新型コロナ対策ガイドラインについて

バス及び地下鉄については、我が国において新型コロナの感染拡大が始まった当初から様々な取

組みを実施していたが、国が令和2年5月4日付の基本的対処方針<sup>17</sup>において「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めること」との方針を示したことを受け、バス事業及び鉄軌道事業の業界団体において、専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」に記載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」等に留意しながら、5月14日に新型コロナウイルス感染対策ガイドラインを作成した。

これ以降、本市のバス及び地下鉄における感染対策は当該ガイドラインに従って行った。

令和5年5月8日、新型コロナ感染症法上の位置づけが5類感染症に移行したことに伴い、当該ガイドラインは廃止された。

**実績・効果**

- ・ 早期に抗ウイルス加工処理を実施したことにより、当初実施していた消毒では心配な利用者等の不安感の払拭に寄与した。また、バス運転席付近に飛沫防止スクリーン等を設置することで、利用者対応を行う運転士をはじめとする職員及び利用者の感染予防に寄与した。
- ・ 車内及び駅構内の消毒や換気、マスク着用等咳エチケットの呼びかけを行うことにより、利用者の安全・安心等につなげることができた。

**【事業費】**

- ・ 抗ウイルスコーティング及び運転席周囲の防護スクリーン設置（バス） 16,142千円  
（うち国補助充当8,462千円、市補助（臨交）7,397千円）
- ・ 抗ウイルスコーティング（地下鉄）8,622千円（うち市補助（臨交）充当7,838千円）
- ・ 自動水栓化\*（バス）550千円
- ・ 自動水栓化（地下鉄・南北）2,556千円
- ・ 自動水栓化（地下鉄・東西）941千円（うち市補助充当855千円）

\* 他都市において地下鉄運転士間でのクラスターが発生した際、トイレ等の蛇口を経由しての接触が一因とされたことから、トイレ等の蛇口の自動水洗化を行ったもの。

**課題**

- ・ 抗ウイルス加工処理については効果持続性の確保等継続的なメンテナンス等が必要である。
- ・ 減便の実施によって、地下鉄駅構内や車内が一時的に混雑した時間帯があったことや、利用者への周知期間の確保等に課題があった。
- ・ 運転手等の職員の感染の発生に伴う減便等が発生しないようシフトを調整する必要があり、業務継続性の確保は引き続き課題となっている。
- ・ 次の感染症危機に向けて、職員の感染拡大防止策とともに、感染リスクのある職員の感染状況を早期に確認するなどの対策を講じ、職員の罹患による減便等が発生しないよう業務継続性を確保する対策について検討する必要がある。

<p>第5節 予防・まん延防止 2 各種施設における感染対策 (5) 仙台市庁舎における感染対策</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：関係局区等</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>新型コロナの発生に伴い、本市職員、来庁者等の感染防止や本市の業務継続性の確保を図るため、市役所本庁舎をはじめとして、区役所庁舎、企業局庁舎等において、様々な対策を講じた。</p>	
<p>1 職員の健康管理及び庁舎等における感染対策</p>	
<p>(1) 感染対策の徹底に係る周知</p>	
<p>市庁舎等における感染対策の実施にあたっては、本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>†17</sup>のほか、以下の通知等により基本的な対策を示し、これに基づき、各施設管理者等が、それぞれの施設等の状況に応じて、対策を行った。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策の徹底について」 (令和2年2月4日付、危機管理室危機管理課長・総務局厚生課長・健康福祉局健康安全課長名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安について」 (令和2年2月21日付、危機管理室危機管理課長・総務局厚生課長・健康福祉局健康安全課長名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る職員の健康管理について」 (令和2年4月13日付、仙台市総括安全衛生管理者名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る職員のメンタルヘルス管理について」 (令和2年4月20日付、総務局厚生課長名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症の相談・受診の目安について」 (令和2年5月12日付、総務局厚生課長名)</li> <li>・「職場における感染症拡大の防止及び職員の健康管理の徹底について」 (令和2年10月9日・令和3年6月1日・令和3年9月13日・令和4年5月24日付、市総括安全衛生管理者名)</li> <li>・「新型コロナウイルス感染症に係る職員のマスク着用の考え方の見直しについて」 (令和5年3月7日付、総務局人事課長・厚生課長名)</li> <li>・「職場における基本的感染対策及び職員の健康管理について」 (令和5年5月8日付、仙台市総括安全衛生管理者名)</li> </ul>	
<p>(2) 市役所本庁舎等における具体的対策</p>	
<p>ア 共通の対策</p>	
<p>各施設の状況に応じ、取られた対策には若干の相違があるが、以下の対策については、ほとんどの施設で共通して実施した。</p>	
<p>手指消毒用アルコールの設置、職員のマスク着用（聴覚障害者対応時は、口話が読み取れるよう透明なマスクの着用）、執務室におけるデスクパーティションの設置、窓口におけるパーティション、ビニールカーテン等の設置、定期的な換気の実施、室内、備品等の定期的な消毒、流行初期における感染者発生時の庁舎の消毒（業務委託）、3密<sup>†20</sup>回避の取組み（来庁者用スペースにおける待合椅子の配置見直し等）、ハンドドライヤーの使用停止、感染対策を呼びかけるポスター等の掲出</p>	

また、大規模な施設において実施した対策として、以下のものがある。

施設入口へのサーマルカメラの設置、本市職員及び来庁者に感染対策の徹底やワクチン接種等と呼びかけるアナウンスの実施

## イ その他の対策

上記のほか、各施設の状況に応じて行われた対策としては、以下のようなものが挙げられる。

- ・ CO<sub>2</sub>測定器、空気清浄機等の設置
- ・ 窓口の混雑時に施設外に出していただき、順番が来た際に携帯電話で連絡を行う。
- ・ 窓口の混雑状況や呼び出し状況を確認できる「待合状況公開システム」の活用
- ・ 来所者への体調チェックシートによる確認や来庁者カード（会社名、氏名、連絡先等を記入）の配布
- ・ 施設管理部署において、職員が感染した際に事務室の消毒作業をするための消毒セットを準備し、貸出しを実施
- ・ 事務室の空気環境測定の頻度を上げることによる空気環境管理の強化
- ・ 郵送等で対応可能な行政手続き等について、市ホームページ等により積極的な利用を呼びかけ
- ・ 高齢者との会話等、パーティションを設置することで会話が困難となる場合に対応するため、パーティション越しに双方がスピーカーマイクを使用し会話が可能となる窓口用のインターフォンを設置

### (3) 市議会出席者の調整

令和2年第2回臨時会（令和2年7月30日開会）以降、新型コロナの感染状況を踏まえながら、3密回避のため、定例会、臨時会、常任委員会等において、出席者の調整を行った。また、出席調整により議場に入室しない説明員は、別室において、市議会モニター中継を視聴した場合もあった。

### (4) 対策に係る物品等の調達

これらの対策の実施にあたっての物品等の調達は、基本的には、各施設の施設管理部署又は施設の所管部署が購入し、それぞれの施設、課公所等に配布する例が多かったが、新型コロナへの対応が始まった当初等、至急対策が必要な場合には各施設、課公所等で購入したり、既存品を流用して対応する場合もあった。

なお、手指消毒用アルコールに関しては、安全衛生委員会等において職員の感染予防への具体的対策が必要との意見、要望が出されたこと、また、令和2年12月8日付の総務省通知により、手指消毒用アルコールを職場へ備え付けて使用することが推奨されたことなどを受け、職員の感染対策として、総務局厚生課が、以下のとおり、各施設、課公所等への手指消毒用アルコールの配布を行った。

- ・ 配布期間：令和3年3月8日～3月23日
- ・ 配布先：市長部局、行政委員会、教育局（市立学校含む）、消防局
- ・ 配布基準：職員数10人ごとに1本（1L）
- ・ 購入金額：750円/本×3,990本×1.1＝3,291,750円

## 2 その他の対策

各施設等における対策のほかに、市職員の勤務形態を変更することで行われた対策として、以下のものが挙げられる。

### (1) 時差出勤の活用

- ・ 新型コロナの感染拡大を受け、接触機会の低減のため令和2年2月28日から公共交通機関利用者を対象に時差出勤を実施した（通常午前8時30分出勤に、午前8時出勤～9時30分出勤の3区分を追加）。
- ・ その後、緊急事態宣言が本市を含む全国に発出され、業務を継続することを優先したうえで



可能な範囲で出勤者削減に取り組むよう求められたことを受け、同年4月21日より時差出勤の運用を拡充。対象を会計年度任用職員等も含む全職員とするとともに、時差出勤の区分を9区分（7時出勤～13時出勤）に拡充し、各職場において8時以前出勤・10時以降出勤・その他で概ね職員の3分の1ずつの出勤者となるよう目安を設けた。

- ・ その後、緊急事態宣言の解除を受け、同年6月1日より時間帯ごとの出勤者の目安の運用を停止し、9区分による時差出勤の実施を継続した。

(2) テレワークの活用

新型コロナの流行を踏まえ、感染症まん延時における業務継続及び職場での接触機会低減を図ることを目的としてテレワークの活用を進め、令和2年度から職員研修所にサテライトオフィスを設置した。また、子育てや介護等の事情を抱える職員であっても働きやすい環境を整備すること、感染症まん延時における業務継続・職場における接触機会低減を図ることを目的として、在宅勤務用端末を活用した在宅勤務を令和3年度より試行的に開始した。

※ テレワークの活用の対象は、市長部局、議会事務局、各行政委員会事務局（教育局を除く）の全ての部署

ア サテライトオフィス

- ・ 期間：試験実施 令和2年5月25日～6月5日  
本格実施 令和3年2月15日～
- ・ 開設場所：仙台市役所 職員研修所（試験実施：大研修室、本格実施：第三研修室）
- ・ 業務用端末設置台数：試験実施期間 20台、本格実施期間 5台

イ 在宅勤務

- ・ 期間：令和3年11月22日～
- ・ 在宅勤務用端末台数：10台

(3) バックアップオフィスの整備

令和3年4月、バックアップオフィスとしての運用を想定し、各区会議室に端末2台と庁内LAN環境を整備した。

実績・効果

1 職員の健康管理及び庁舎等における感染対策

(1) 感染対策の徹底に係る周知

- ・ 市内感染者数の推移と同様の傾向で市職員の感染者数も増減したため、定期的に通知を发出し、対策の周知に努めるとともに、職員向けの電子掲示板等で注意喚起に努めることで感染予防意識の醸成に寄与した。

(2) 市役所本庁舎等における具体的対策

- ・ 対策に努めたことで、市庁舎内における本市職員及び来庁者の感染予防とともに、市民への感染対策の普及にもつながった。
- ・ 対策に努めたことで、市庁舎においては、クラスターの発生はほとんどなかった。

(3) 対策に係る物品等の調達

- ・ 手指消毒用アルコールを課・公所（365か所）、小・中・高校・幼稚園・特別支援学校（191か所）に配布し感染対策と社会機能維持に寄与した。

2 その他の対策

(1) 時差出勤の活用

- ・ 時差出勤者は、令和2年4月20日時点では全職員（変則勤務職場等の職員を除く）のうち約2割で、同年4月21日の運用変更以降については、5月は全職員のうち約4割、6月は3割強となった。令和2年6月以降は、時差出勤の運用を変更せずに実施しているところであり、令和4年4月は約2割5分となった。



- ・ 当該取組みにより、通勤途上及び職場内における接触機会の低減を一定程度図ることができた。今後の社会情勢等を踏まえながら、引き続き実施のあり方について検討していく。
- ・ なお、副次的な効果として、新型コロナの軽症者等の宿泊療養施設運営や夜間緊急電話対応、入院・入所調整班等の通常の勤務時間外に行われた業務について、時差出勤を活用することで、可能な限り超過勤務時間を減らし、職員の負担軽減に繋げることもできた。

## (2) テレワークの活用

- ・ テレワーク（在宅勤務及びサテライトオフィス）は、令和5年4月までに606件の利用があり、当該取組みにより、職場における感染拡大防止と業務継続の両立を一定程度図ることができた。
- ・ また、子育てや介護等の事情を抱える職員をはじめ、職員の働きやすい環境整備にもつながっており、令和5年5月に新型コロナが5類感染症に移行した後も、本制度を継続している。

## 課題

### 1 職員の健康管理及び庁舎等における感染対策

- ・ 感染対策は国・県・市の方針を注視しながら、臨機応変に対応する必要があり、判断に迷う場面があった。また物資の調達には社会情勢や供給の状況等に左右されるため、適切な時期に行うことが難しい場面もあった。次の感染症危機に際しては、国・県・市の動向を踏まえつつ、関連部署と連携し、有効な感染対策に関する情報を収集し、その中から実施可能な感染対策と物品の調達をする必要がある。
- ・ 市庁舎内は機械換気されている施設が多いが、そういった施設においても、感染対策として1日2回、定期的に窓開け換気をしているため、空調の効率が低下した。
- ・ サーマルカメラは、他に用途が見込めないため、コロナ収束後は不要になる可能性が高い。
- ・ 新型コロナへの対応が始まった当初は、各施設、各課公所等の予算での対応となったところも多かったため、パーティションの設置等の対策については、各施設、各課公所等によって、設置のタイミング、設置数、設置場所等対応の程度が異なる場合があった。この違いについて、市民から指摘されることがあったため、感染症発生時の感染対策用品の設置方法や設置の仕方等を、より具体的に整理しておく必要がある。
- ・ 窓口での手続きが必須の制度について、新型コロナの影響で来庁困難となった場合の対応について検討が必要である。
- ・ 郵送申請を実施したが、申請時の書類の不備が多く、問合せ等に時間を要した。
- ・ 感染対策物品の調達にあたっては、有効な手段の情報を収集し、その中から実施可能な感染対策を判断し、物品の調達を行う必要がある。
- ・ 繁忙期には、待合スペースが不足し、多くの市民が狭いスペースに密集する状況が見られた。別のフロアの会議室を待合スペースとすることもあったが、離れた場所の管理のために人員を割くことも難しく、市民から見ても不便であり、あまり利用されなかった。
- ・ 感染対策を講じない来庁者への対応に苦慮することがあった。特に感染症発生初期に関しては、感染症拡大対策に関する宣言等も出ていなかったため、案内も難しかった。
- ・ 会議等でマスク着用を呼びかけても、着用せずに大声で話す方もいた。大人数が集まる場面での程度の声掛けをするべきか、対応が難しかった。

### 2 その他の対策

#### (1) 時差出勤の活用

公務に支障をきたさないようにしつつも、接触機会の低減を図るため、時差出勤を実施したが、時差出勤だけでは接触機会を十分になくすことは難しいという課題があった。

今回の対応によりノウハウが蓄積されているため、今後、同じような事態が発生した際には、迅速な対応が可能なよう整理する必要がある。

#### (2) テレワークの活用

- ・ 試行中の在宅勤務については、職員の接触機会の低減に効果的であるものの、専用端末がスタンドアロン端末であり実施可能な業務が限定的である点が課題であったため、令和4年12月中旬から、庁内LANに接続可能な端末を導入した。

今後、平時から可能な範囲でテレワークの活用を図ることで、感染症まん延時等に円滑な対応が可能となるよう努める必要がある。

- ・ 窓口での市民対応が主たる業務であるなど、業務上テレワークが馴染まない部署も多いが、平時から無理のない範囲でテレワークを進めることにより、感染症まん延時等に円滑な業務継続が可能となるものと考えられる。

<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>2 各種施設における感染対策</p> <p>(6) 避難施設等における感染対策</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">本市事業</div>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：危機管理局防災計画課、減災推進課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>新型コロナの感染拡大を受け、避難所においても感染対策の取組みを行い、「仙台市避難所運営マニュアル」の作成等や感染症対策物資の配備を行った。</p>		
<p>1 「仙台市避難所運営マニュアル（別冊）新型コロナウイルス対策追加事項」の作成等</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li> <p>・ 令和2年5月</p> <p>新型コロナの感染拡大を受け、避難所における感染対策について、地域団体、避難所担当課（市）、施設管理者、避難者（地域住民）と共有し、基本的な対策を進めるため、仙台市避難所運営マニュアルに追加する「（別冊）新型コロナウイルス対策追加事項」（以下、本稿において「新型コロナ編」という。）の作成に着手した。</p> </li> <li> <p>・ 令和2年6月</p> <p>新型コロナ編（令和2年6月暫定版）を作成したことについて、各局区等主管課及び施設管理者に通知（令和2年6月5日付 R2 危防第479号）するとともに、避難所における感染症への対応について6月から7月にかけて避難所担当課及び各区の連合町内会長に対して説明会を実施した（令和2年6月9日付 R2 危防第477号及び令和2年6月12日付 R2 危防第523号）。この通知や説明会において、地域の実情に応じ避難所運営委員会が作成する「地域版避難所運営マニュアル」において、新型コロナ編の内容を反映するよう依頼した。また、市議会に対しても新型コロナ編を作成したことについて報告を行った（令和2年6月8日付 R2 危防第489号）ほか、市ホームページの避難所運営マニュアルのページに、新型コロナ編を掲載した（令和2年6月8日）。</p> </li> <li> <p>・ 令和2年7月</p> <p>コロナ禍における災害対応力を向上させるため、避難所担当課を対象として、新型コロナ編に即した避難所運営実働訓練を実施した（令和2年7月9日付危減第738号）。</p> </li> <li> <p>・ 令和3年3月</p> <p>市防災会議において、市地域防災計画の主な修正事項として「避難所における感染症対策」を議事に挙げた。新型コロナ等の感染症対策として実施している事項（避難所運営体制の整備、避難所の空間配置、公的備蓄を行う品目、避難時の携行品例）を市地域防災計画に追記することについて書面会議による審議を経て、令和3年5月に市地域防災計画を修正した。</p> </li> <li> <p>・ 令和3年6月</p> <p>令和3年度避難所担当課職員研修会において、新型コロナ編の内容に基づき、避難所における新型コロナへの対応についての説明を実施した（令和3年6月7日）。</p> </li> <li> <p>・ 令和3年7月</p> <p>新型コロナ編の一部修正を行うため、各局区関係課に対して修正に関する照会を実施（令和3年7月8日付 R3 危防防第740号）し、修正内容を取りまとめた。</p> </li> <li> <p>・ 令和3年8月</p> <p>市地域防災計画等の修正を踏まえ、自宅療養者の避難先や、避難所の感染症対策物資等について新型コロナ編の見直しを行い、令和3年8月暫定版に更新したことについて、各局区等主管課に通知した（令和3年8月6日付 R3 危防防第891号）。また、市ホームページの避難所運営マニュアルのページに、更新した新型コロナ編を掲載した（令和3年8月10日）。</p> </li> <li> <p>・ 令和5年3月</p> <p>基本的対処方針<sup>17</sup>におけるマスクの着用の考え方の変更に伴い、避難所でのマスク着用の考え方について、各課室公所及び施設管理者に通知した（令和5年3月10日付 R4 危防防第2368</p> </li> </ul>		

号)。また、市ホームページの避難所運営マニュアルのページに、補足を付記した新型コロナ編を掲載した（令和5年3月13日）。

- 令和5年5月

新型コロナの感染症法上の位置づけが変更され、5類感染症に位置づけられたことに伴い、新型コロナ編の取扱いについて、各課室公所及び施設管理者に通知した（令和5年5月8日付R5危防第377号）。また、市ホームページの避難所運営マニュアルのページに、補足を付記した新型コロナ編を掲載した（令和5年5月8日）。

## 2 感染症対策物資の配備

- 新型コロナの感染拡大を受け、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使用し、以下の感染症対策物資を配備した。

### (1) 避難者用物資

感染症対策物資	配備数量（単位）	
	指定避難所	補助避難所
プラスチック段ボールパーティション	10（組）	2（組）
アルミマットセット	20（枚）	4（枚）
ワンタッチパーティション	4（張）	2（張）
ブルーシート	30（枚）	10（枚）
簡易ベッド	2（台）	2（台）

### (2) 避難所受付用

感染症対策物資	配備数量（単位）	
	指定避難所	補助避難所
避難所受付用 デスクパーティション	4（枚）	4（枚）
フェイスシールド （フレーム・シールド）	30（個）	20（個）
フェイスシールド （予備シールド・使い切り）	120（枚）	80（枚）
アイソレーションガウン	30（着）	20（着）
簡易レインコート	24（着）	12（着）
非接触型体温計	2（台）	1（台）
作業用手袋	30（双）	20（双）
クリップペンシル ※1,000本入り	1（箱）	1（箱）



【写真：避難者用物資】



【写真：避難所受付用物資】

## (3) 避難所運営用（消毒・衛生用品）

感染症対策物資	配備数量（単位）	
	指定避難所	補助避難所
養生テープ	10（巻）	5（巻）
塩素系漂白剤※600ml	2（本）	1（本）
アルコール手指消毒液 ※1,000ml	10（本）	10（本）
ハンドソープ ※500ml	6（本）	3（本）
簡易レインコート	24（着）	12（着）
非接触型体温計	2（台）	1（台）
作業用手袋	30（双）	20（双）
クリップペンシル ※1,000本入	1（箱）	1（箱）
使い捨て手袋（ポリエチレン） ※100枚入	2（包）	2（包）
使い捨て手袋（ニトリルゴム製） ※100枚入	2（包）	—
ペーパータオル※200枚入	6（包）	6（包）
ゴミ袋（大）	100（枚）	100（枚）
ゴミ袋（小）	600（枚）	300（枚）
除菌アルコールシート ※20枚入	50（個）	20（個）
雑巾 ※10枚入	3（包）	1（包）

- 令和4年度には、東日本大震災で400人以上の避難者実績のある指定避難所に、プラスチック段ボールパーテーションを追加配備した。
- 津波避難施設（市有・民間協定施設）にも、感染症対策物資としてアルコール手指消毒剤、マスク等を配備した。



【写真:避難所運営用消毒・衛生用品】

## 実績・効果

## 1 「仙台市避難所運営マニュアル（別冊）新型コロナウイルス対策追加事項」の作成

- 新型コロナウイルス編を定めたことにより、避難所における感染対策について、地域団体、避難所担当課（市）、施設管理者、避難者（地域住民）と共有し、地域の実情に応じた「地域版避難所運営マニュアル」に基本的な対策を反映することができた。

## 2 感染対策物資の配備

- 避難所における感染対策に必要な物資を配備することができた。

## 課題

- 避難所等における感染症対応については、国や県の通知や本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインの更新等によって内容が見直されているため、これに基づき、新型コロナ編を必要に応じて更新、周知する必要がある。
- 避難所運営体制の整備、避難所の空間配置、公的備蓄を行う品目等について、必要な見直しを行っていく必要がある。
- 避難所担当課職員研修会で、避難所開設時の感染症予防対策や物資の活用方法は説明したが、新型コロナ感染症拡大の影響で、感染症に対応した訓練の機会を十分に確保できなかった。  
今後、訓練を実施し、実際の運営において得られた結果と併せ、検証し、見直しを行うことで、さらに実効性を高めていく必要がある。



<p>第5節 予防・まん延防止 3 市職員の感染者発生時の対応</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：総務局広報課、人事課、厚生課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>職員の健康管理、感染した職員又は感染が疑われる職員が発生した場合の対応等について、担当部署から全庁へ各種通知を发出し、主に以下の対応を行った。</p>		
<p><b>1 健康管理の徹底</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体的距離の確保、マスク着用、十分な手洗い、共有部分の消毒、換気励行等の基本的感染対策や3密<sup>†20</sup>回避を励行した。</li> <li>・ 各所属長には、職員の健康状態に十分に留意し、体調の変化について適切に報告するよう指示するとともに、普段の健康状態と異なる症状が認められる場合は、適切な受診又は療養を指導し、感染拡大防止に努めることを依頼した。</li> </ul>		
<p><b>2 感染等に係る庁内の報告</b></p>		
<p>(1) 当初の対応</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員の感染が判明した場合又は濃厚接触者<sup>†13</sup>となった場合、所属長を通じて総務局人事課に報告</li> <li>・ 総務局人事課は報告を受けた内容について、必要に応じて関係課に共有</li> </ul>		
<p>(2) 令和2年9月30日以降の対応</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所属長へ報告する対象が拡大</li> <li>・ 所属長は、対象職員に係る必要事項を局区主管課、総務局秘書課、広報課、人事課に口頭で速やかに報告。その後できる限り速やかに対象職員の行動歴を把握し、報告書を作成のうえ、各局区主管課及び総務局人事課に提出</li> <li>・ 総務局人事課は報告を受けた内容について、必要に応じて関係課に共有</li> </ul>		
<p>主な報告対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染した職員</li> <li>・ 感染が確認された者の濃厚接触者と認定された職員</li> <li>・ クラスターが発生した場所に発生日に滞在していた職員</li> <li>・ 体調不良、感染者との接触等により感染確認の検査（PCR検査<sup>*10</sup>等）を受検する職員</li> <li>・ 同居の家族の感染が確認された職員</li> </ul>		
<p>(3) 令和4年4月14日以降の対応</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告対象に該当する職員は、所属長へ報告（報告対象職員は変更なし）</li> <li>・ 所属長は、対象職員に係る必要事項を局区主管課及び総務局人事課にメールで報告</li> <li>・ 所属長は、職員の感染が判明した場合は、局区主管課及び総務局人事課にメールで報告（従前の報告書の提出は不要。）。また、感染した職員の行動歴を把握し、所管事業や他部署への影響があると考えられる場合は、適切に対応</li> </ul>		
<p>(4) 令和4年11月15日以降の対応</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 報告対象に該当する職員は、所属長へ報告（報告対象職員は変更なし）</li> <li>・ 所属長は、対象職員に係る必要事項を適宜、局区主管課へ報告（感染が疑われる段階では総務局人事課への報告は不要）</li> <li>・ 所属長は、職員の感染が判明した場合は、局区主管課へ報告し、総務局人事課へ電子申請の入力フォームから報告。また、感染した職員の行動歴を把握し、所管事業や他部署への影響が</li> </ul>		

あると考えられる場合は、適切に対応

#### (5) 令和5年5月8日以降の対応

令和5年5月8日より、新型コロナの感染法上の位置づけが5類に見直されたことから、令和5年4月26日付通知により、感染又は感染が疑われる場合の報告の運用を廃止

### 3 服務上の取扱いの整理

#### (1) 令和5年5月7日までの対応

- ・ 感染した場合は病気休暇の対象とする。
- ・ 体調不調により感染が疑われる場合、濃厚接触者となった場合、新型コロナによる学校の臨時休業への対応等は、職務専念義務の免除の対象とする。
- ・ 新型コロナワクチン接種に係る服務上の取扱いについて、医療従事者等の優先接種対象となる職員は、業務遂行のために必要な行為である観点から職務扱いとし、それ以外の職員は、接種しやすい環境の整備を図る観点から、接種等に要する時間について、公務の運営に支障のない範囲内で職務専念義務を免除する。

#### (2) 令和5年5月8日以降の対応

- ・ 令和5年5月8日より、新型コロナの感染法上の位置づけが5類に見直されたことから、令和5年4月26日付通知により、新型コロナに係る職務専念義務の免除の運用を廃止とした。
- ・ なお、感染した場合は引き続き病気休暇の対象とした。

### 4 感染者発生時の庁舎の消毒

#### (1) 当初の対応

- ・ 総務局人事課より財政局庁舎管理課等施設管理担当課へ感染した職員の情報共有
- ・ 財政局庁舎管理課等施設管理担当課は、感染者の行動歴等に基づき、所属長等と調整のうえ庁舎の全部又は一部を閉鎖したうえで、業務委託による消毒を行う。
- ・ 消毒・閉鎖の範囲等については、各保健所支所<sup>†5</sup>の助言等により判断する。

#### (2) 令和3年6月1日以降の対応

感染した職員の所属長は、市保健所<sup>†5</sup>より消毒範囲等の助言に基づき、必要に応じて各職場で消毒を実施し、財政局庁舎管理課等施設管理担当課へ報告する。ただし、感染者が複数発生した場合は、業者による消毒について財政局庁舎管理課等施設管理担当課と協議する。

### 5 職員が感染した場合の公表

職員が感染した場合、窓口等の市民サービスや、業務継続への影響についても公表する必要があることから、本市においては、市内の感染状況等についての記者発表と併せて、職員が感染した場合の公表を行った。

※ 市内の感染状況等に係る記者発表については、227 ページ「第4節 1(1)ア 感染状況等に係る情報発信」参照

#### (1) 当初の対応

- ・ 職員が感染した場合、市内の感染状況等に係る報道機関へのクラブレク時に併せて公表
- ・ 公表内容は、年代や性別等の基本的な事項のほか、職員の所属や所属における対応（消毒作業や窓口の状況）等

#### (2) 令和3年6月1日以降の対応

報道機関への公表方法を、クラブレクから投げ込みに変更

(3) 令和4年7月1日以降の対応

職員が感染した日ごとの公表から、週ごとに所属（原則、課単位）ごとの感染者数を集計しての公表に変更（毎週木曜日）

(4) 令和4年12月1日以降の対応

公表について、職員の感染等により業務継続や本市所管施設等の運営に影響がある場合など、市民に広くお知らせする必要がある場合のみに変更

6 待機期間短縮のための検査キット購入

- 令和3年1月に発出された国の通知により、社会機能維持者が濃厚接触者となった場合は、薬事承認された抗原定性検査<sup>\*10</sup>キットで陰性が確認されれば待機期間の短縮が可能となった。

通常の濃厚接触者の待機期間

- 7日間無症状であれば、8日目から待機解除

社会機能維持者が濃厚接触者となった場合の待機期間

- 無症状かつ4日目と5日目に検査キットで陰性であれば、5日目から待機解除

※ 令和4年7月以降は、待機期間が5日間（6日目解除）に短縮されたほか、社会機能維持者であるか否かに関わらず、2日目と3日目に検査キットで陰性であれば3日目から解除されることとなった。

- 使用する検査キットは事業者の費用負担とされたことから、市職員のうち社会機能維持者が濃厚接触者となり、待機期間を短縮する必要がある場合に使用する抗原定性検査キットを購入し、各職場で検査キットを調達することが困難な状況にある職場に配布した。

7 マスク着用の考え方の見直し

令和5年3月13日より、国の方針により、マスクの着用は個人の判断に委ねることを基本としたうえで、高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐために、一定の場合にマスクの着用が推奨されることとなった。これを受け、本市職員においても、この方針に沿って適切に対応するよう、同年3月7日付で通知した。

特に窓口での接客や自宅訪問等においては、高齢者等重症化リスクの高い者と接する可能性があることから、国方針においてマスクの着用が推奨される場面に準じると想定される場合には、職員に対し適切にマスクの着用を推奨した。

【主な関係通知】

○ 1、2、3、7関係

- 新型コロナウイルス感染症に関する服務上の取扱い等について（通知）  
（令和2年3月2日付 総務局人事課長、厚生課長名）  
（令和3年5月14日付、令和4年10月11日付 総務局人事課長名）
- 新型コロナウイルスワクチン接種に関する服務上の取扱い等について  
（令和3年5月31日付 総務局人事課長名）
- 新型コロナウイルスの感染が疑われる職員が発生した場合の対応について（通知）  
（令和2年9月30日付、令和3年11月9日付、令和4年4月14日付 総務局人事課長名）
- 新型コロナウイルス感染症に関する服務上の取扱い等の見直しについて  
（令和5年4月26日付 総務局人事課長、厚生課長名）

## ○ 4 関係

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する庁舎の消毒について（通知）  
（令和2年4月21日付、令和3年6月1日付 財政局庁舎管理課長名）

## 実績・効果

## 1 職員の感染状況等の報告

- ・ 職員の感染状況等の報告については、新型コロナ流行当初は、新型コロナに係る行動制限や濃厚接触者の考え方等は一般的ではなく、都度個別の対応が必要であり、業務への影響も不透明であったことから、感染拡大防止及び業務体制の維持に向けた対応を図るため、基本的に総務局人事課に情報を集約し、関係課への情報共有をはじめ、必要な対応を実施した。
- ・ 職員又は家族の感染を迅速に把握し、適切な対応をとることで、職場における感染拡大を最小限にとどめ、業務継続が困難になる状況の発生を防止することができた。

【表：職員の感染者数の推移（公表資料ベース）】

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度 ※11月末まで	合計
感染者数	60	526	3,731	4,317

## 2 待機期間短縮のための抗原定性検査キットの配布

保育所や児童相談所等での感染拡大は、市民や利用者への影響が大きく、こうした職場に従事する社会機能維持者に抗原定性検査キットを配布し、待機期間短縮に活用することで、業務を継続することができた。

【表：配布実績】

年度	配布実績	事業費
令和3年度	50本	183,040円
令和4年度	90本	88,000円
合計	140本	271,040円

## 課題

- ・ 職員等の感染状況の把握については、感染拡大状況に合わせて、報告等のあり方を都度見直したが、その時点より前の報告方法で報告する部署もあり、情報の集約に労力を要する場合があった。
- ・ 抗原定性検査キットの配布については、物資の供給が、社会情勢や供給バランス等により左右されるため、適切な時期に必要な量の確保を行うことが難しい場面があった。
- ・ 今回の新型コロナは、前例のない感染症であり、当初は、報告体制や庁舎消毒の方法等が十分に確立されていない中で対応する局面もあったことから、次の感染症に向けては、今回蓄積されたノウハウを確実に継承していく必要がある。

<b>第5節 予防・まん延防止</b> <b>4 ワクチン接種に係る対応</b>	<b>実施期間：</b> <b>流行初期</b> <b>～第8波</b>
<b>担当部署：健康福祉局新型コロナウイルスワクチン接種推進室</b>	
<b>対 応 経 過</b>	
<p><b>1 実施概要</b></p> <p>(1) 根拠</p> <p>新型コロナに係るワクチン接種は、令和2年12月2日に可決成立し、12月9日に公布、施行された改正予防接種法において、感染症のまん延予防上緊急の必要があると認めるときに実施する臨時接種の特例に位置づけられ、同法附則第7条第1項には、厚生労働大臣の指示のもと都道府県知事の協力により市町村長が実施することが規定された（令和4年12月9日に施行された予防接種法の一部改正後は、附則第7条は廃止され、経過措置によりこれまでの大臣指示について、改正予防接種法第6条第3項の指示とみなして継続実施することを可能とした。）。</p> <p>(2) 実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナに係るワクチンの特例臨時接種の実施期間は、当初、令和3年2月から令和4年2月末までであった。その後、追加接種や小児接種等の実施に伴い、令和4年9月末まで延長され、さらに令和4年秋開始接種等の実施に伴い、令和5年3月末まで延長された。</li> <li>・ 令和5年5月8日に新型コロナの感染症法上の位置づけが5類に変更されるにかかわらず、ワクチンについては予防接種法に基づいて実施していくということで、必要な接種は引き続き自己負担なく受けられるよう、特例臨時接種の実施期間が令和6年3月末まで延長された。一方で、令和4年度までは全額国費により財政措置されてきたが、令和5年度は国庫補助に接種回数に応じた上限額が設定された。</li> <li>・ なお、令和6年度以降に新型コロナに係るワクチン接種を継続する場合には、安定的な制度の下で実施することが適当であり、安定的な制度の下での接種への移行を見据えると個別医療機関を中心とする体制への移行を進めることが適当との方針が国から示されており、今後は国の方針に基づき対応していく。</li> </ul> <p>(3) 接種体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別接種：医療機関にて接種するもの。市内の約400の医療機関の協力により接種を実施。</li> <li>・ 集団接種：会場と日程、時間を決めて接種するもの（本市が業務委託により運営）。民間ビルを活用して利便性の高い市中心部に会場を設置したほか、市民センター等を活用して各地域に会場を設置することで、市内全域の接種ニーズに対応。</li> <li>・ 大規模接種：会場と日程、時間を決めて大規模に接種するもの（県が東北大学ワクチン接種センターとして運営）。</li> <li>・ 職域接種：企業や大学等において、職域（学校等を含む）単位で接種するもの。</li> <li>・ 医療機関における従事者向け接種：医療機関の従事者が勤務先の医療機関等で接種するもの。</li> <li>・ 高齢者施設等における巡回接種：高齢者施設等に医療機関等が赴き、接種するもの。</li> </ul> <p><b>2 接種経過</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年2月に初回接種（1回目接種・2回目接種）として医療従事者向け先行接種を開始し、4月20日に主に高齢者施設入所者を対象とした接種を開始した。接種開始当初は国において十分な量のワクチンを確保できていなかったため、各自治体等に供給される量が限定的で要望してもなかなか供給を受けられない状況が続いたが、5月から高齢者向け接種を本格化させ、7月末には希望する高齢者への初回接種（1回目接種・2回目接種）を概ね完了した。</li> <li>・ 令和3年6月18日より、64歳以下の市民に対し、年齢階層別に順次、接種券を送付した。接</li> </ul>	



種券到着後の予約については、優先接種対象者（基礎疾患がある方や高齢者施設等の従事者等）に該当する方から順に、予約受付を開始した。

- ・ 令和3年7月6日、ワクチンの供給が本市の希望量の半分以下程度に絞られたこと、さらには8月以降の具体的な供給見通しが立たないことから、新規予約受付を停止した。
- ・ 国から令和3年9月までの供給見込みが示されたこと等を受け、8月10日より64歳以下の優先接種対象者の方から新規予約受付を再開し、8月23日より優先接種対象者以外の新規予約受付を再開し、11月末までには希望者への接種を概ね完了した。
- ・ 令和3年12月からは、第1期追加接種（3回目接種）を開始した。接種券の配布促進や接種会場の増設、職域接種の積極的な活用の推進に加え、地域における社会機能を維持するために必要な事業に従事する方への接種を推進した。
- ・ 令和4年3月8日からは、5歳から11歳までの小児に対する初回接種（1回目・2回目接種）を開始した。丁寧な対応が求められることから、接種体制は、医療機関における個別接種のみとした。
- ・ 令和4年3月下旬からは、12歳から17歳までの方への第1期追加接種（3回目接種）を開始した。
- ・ 令和4年5月下旬からは、重症化予防を目的とした第2期追加接種（4回目接種）を開始した。接種対象は、60歳以上の方や18歳以上60歳未満の方で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクの高い方だった。
- ・ 令和4年7月22日からは、第2期追加接種（4回目接種）の接種対象が拡充され、18歳以上60歳未満の方で重症化リスクの高い方が多数集まる医療機関・高齢者施設等の従事者が新たに対象となった。接種券については、接種対象の拡充を見越し、基礎疾患の有無に関わらず18歳以上の方全員に送付することで、拡充後の対象者に円滑かつ迅速な接種機会を提供した。
- ・ 令和4年9月下旬からは、5歳から11歳までの小児に対する第1期追加接種（3回目接種）を開始した。
- ・ 令和4年9月27日からは、令和4年秋開始接種として、12歳以上の初回接種（1回目・2回目接種）を完了した者を対象に、オミクロン株<sup>†11</sup>対応型ワクチンの接種を開始した。
- ・ 令和4年10月21日からは、追加接種を受ける際の接種間隔が、最終の接種から「5か月以上」とされていたものが「3か月以上」に短縮されるとともに、国は、例年年末年始に新型コロナが流行することに備え、「接種希望者の年内接種」を強力に推進した。
- ・ 令和4年11月上旬からは、生後6か月から4歳までの乳幼児に対する初回接種（1回目・2回目・3回目接種）を開始した。小児接種同様、接種体制は、医療機関における個別接種のみとした。
- ・ 令和5年3月上旬からは、初回接種（1回目・2回目接種）を完了した5歳から11歳までの小児を対象に、小児用オミクロン株対応型ワクチンの接種を開始した。
- ・ 令和5年5月8日からは、令和5年春開始接種として、初回接種（1回目・2回目接種）を完了した65歳以上の方や5歳以上65歳未満の方で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクの高い方、医療機関・高齢者施設等の従事者を対象にオミクロン株対応型ワクチンによる追加接種を開始した。

### 3 組織体制と庁内連携

#### (1) 組織体制

ア 令和2年9月16日に健康福祉局健康安全課に担当係長1名（事務）を増員した。

- ・ 令和2年9月25日にワクチン接種の「中間とりまとめ」が公表され、国・都道府県・市町村それぞれの役割分担案が公表された。

イ 令和2年10月1日にワクチン担当として健康福祉局健康安全課の主事3名（事務）を兼務とした。

- ・ 令和2年10月23日に補助金交付要綱案及び県・市の具体的な事務の列举、作業内容等を

まとめた「要領」が公表された。

- ・ 令和2年12月18日に自治体向け説明会開催。今後のスケジュールが公表された。
- ・ 令和2年12月25日に接種券等の印刷及び発送に係る事務連絡が通知された。

ウ 令和3年1月1日に健康福祉局健康安全課・保健管理課兼務として主任1名（事務）・主事1名を（事務）増員した。

エ 令和3年1月25日に健康福祉局に「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を創設した（総括担当、管理担当、運営担当の3チーム体制）。

オ 令和3年6月15日、接種が本格化したことを踏まえ、室内に新たに企画担当チームを新設した。

カ 令和5年4月1日、接種事業が落ち着きつつあることを踏まえ、企画担当チームと運営担当チームを企画運営担当チームに統合した。

(2) 庁内連携

ア 大規模接種会場の運営や個別・集団接種に係る運営支援のため、令和3年5月から庁内各部署から応援職員の派遣を受けた（令和4年度からは会計年度任用職員を任用して対応）。

イ 令和3年3月から区役所に接種券の再発行申請書の受付等を行う特設窓口を設置して市民からの問合せに対応したほか、市民局の協力のもと集団接種会場として令和3年6月から市民センターを活用できた。また、集団接種会場でのアナフィラキシー反応時の救急搬送等は消防局の協力を受けたほか、ホームレスの人々への接種や高齢者や障害者への情報提供等について庁内関係部署の協力を得ながら行った。

4 県との連携

- ・ 国民への円滑な接種を実施するため、国の主導的役割、広域的視点、住民に身近な視点から、国、都道府県及び市町村の主な役割分担について、国が作成する「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に示されており、それぞれの役割分担のもと対応した。

国	都道府県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン、注射針・シリンジ（注射筒）等の購入等</li> <li>・ 接種順位の決定</li> <li>・ ワクチンに係る科学的知見の国民への情報提供</li> <li>・ 副反応疑い報告制度の運営</li> <li>・ 健康被害救済制度に係る認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の卸業者等との調整</li> <li>・ 市町村事務に係る調整</li> <li>・ 医療従事者等への接種体制の確保</li> <li>・ 高齢者施設の入所者等への接種体制構築</li> <li>・ 5歳以上11歳以下の者への接種体制構築の支援</li> <li>・ 専門的相談体制の確保</li> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン等の割当て（新型コロナウイルスワクチン等について、各都道府県に割り当てられた量の範囲内で、市町村別の人口や接種順位の上位となる者の数等の概数、流行状況等に応じて、市町村等ごとの割当量を決定する。また、医療従事者等への接種を実施する医療機関等への割当量を決定する。接種開始後は、新型コロナウイルスワクチン等の使用実績や接種実績も踏まえて、割当量を決定する。）</li> <li>・ 各種新型コロナウイルスワクチンの接種機会の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療機関等との委託契約、接種費用の支払い</li> <li>・ 医療機関以外の接種会場の確保等</li> <li>・ 住民への接種勧奨、情報提供、相談受付</li> <li>・ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の構築</li> <li>・ 健康被害救済の申請受付、給付</li> <li>・ 新型コロナウイルスワクチン等の割当て（新型コロナウイルスワクチン等について、各市町村に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てる。）</li> </ul>

- ・ 第1期追加接種（3回目接種）開始当初は、国から供給されるワクチンの種類に偏りがあり、市町村の希望とのミスマッチから県で調整を行った結果、配分の決定及び供給に時間を要することとなった。

- ・ 本市においては、ワクチンの供給量が増えた段階においては、県との良好な関係の下、使用期限の近いワクチンを互いに接種可能な接種会場で融通するなどの対応を行った。
- ・ また、大規模接種会場の設置について、当初、県知事から市長に共同設置の提案があった。令和3年7月末までに希望する高齢者への初回接種（1回目接種・2回目接種）を完了するためには大規模接種会場を設置する必要があったが、設置までの準備期間も短いことから、会場設置・運営の準備や接種予約に関するノウハウのある本市が大規模接種会場の設置に協力することとした。その後、運営ノウハウが蓄積されるなど共同設置の必要性がなくなった状況を踏まえ、県単独設置に移行したうえで、各々の役割分担に応じた接種体制を整えた。

## 5 医療機関等との連携

- ・ 市民へのワクチン接種を円滑に進めるため、医師会との協力体制を確立し、市民が接種を受けやすい体制・環境づくり、集団接種にかかる医療従事者等の確保等について、令和3年1月から医師会と協議を重ねた。医師会との協議においては、会長や副会長、理事等をメンバーとするプロジェクトチームと定期的に打合せを行った。
- ・ 市医師会を通じて個別の医療機関に協力を依頼し、令和3年5月から個別接種を実施した。
- ・ 集団接種会場の運営にあたっては医療従事者を確保することが肝要であり、市医師会や市歯科医師会、市薬剤師会の協力のもと令和3年6月から集団接種会場への医療従事者の派遣を受けたほか、繁忙期等により、三師会(市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会)を通じて医療従事者を確保できない場合には、派遣業者を活用した。
- ・ 集団接種会場において、アナフィラキシー等のリスクが高い方が来場され、予診を行った結果、集団接種会場での接種不可と判断された場合には、仙台オープン病院を紹介して個別接種を受けてもらうなど、設備の整っている医療機関と連携して対応した。

## 6 民間事業者の活用

- ・ 国の方針決定が遅く接種開始までの期間が短い中で、接種券の発行、個別医療機関へのワクチン配送や集団接種会場の運営、市民からの予約受付や問合せへ対応するためのコールセンターやシステム開発等、様々な業務を民間事業者に委託して実施した。
- ・ 民間事業者の人材やノウハウを活用することにより、個別医療機関への確実なワクチン配送や集団接種会場における安定した運営を行うことができ、接種希望者へ円滑な接種を実施することができたほか、多くの市民からの予約受付や様々な問合せに対する対応等も、効率的かつ円滑に行うことができた。
- ・ なお、事業規模が大きく、また迅速かつ的確に事業運営する必要があったことから、契約の相手方は首都圏に本社を有する事業者が中心となったが、地域経済への波及効果の観点から、委託業務の一部においては再委託の際に市内に本店を有する事業者の中から優先して選定するよう努めることを仕様書に明記するなど、地元事業者の優先活用に努めた。

## 7 市民への周知広報

- ・ ワクチン接種に関する情報(接種対象者の要件や使用するワクチンの種類等)を市民に周知するため、接種券に同封するチラシのほか、本市ホームページや市政だより、新聞・テレビ等を活用した。
- ・ 接種の回数を重ねるごとに、ワクチンの種類や接種対象者の要件等が変更になるなど複雑化していく中で、市民に分かりやすく伝えるため、掲載内容を工夫しながら周知を行った。
- ・ 高齢者に比べて若年層の接種率が低い状況であったことから、LINE を通じた広告配信や地下鉄広告の掲出、中心部商店街の大型ビジョンでの動画配信等、若年層の接種率向上に向けた広報を実



施した。

- ワクチン接種は任意であるため、感染症予防の効果と副反応のリスク双方を踏まえ、市民が本人（保護者）の意思で接種するかどうかを判断することが大切であることから、接種券に同封するチラシや本市ホームページには、ワクチンの効果のみならず副反応についても合わせて掲載した。また、ワクチン接種により、健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が起きることがあるため、国において健康被害救済制度を設けており、当制度についてもあわせて周知を行った。なお、当制度の利用にあたって、市民からの個別の相談等に対応し、市民が安心して接種できる環境づくりに努めた。



【写真・集団接種会場  
（予診票確認コーナー）】



【写真・集団接種会場  
（接種室）】

実績・効果

1 実績

(1) 接種実績（回数別、年代別）

（令和5年5月7日時点）

年代	接種回数（回）					接種率					接種対象者数（人）
	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	
6か月～4歳	1,551	1,427	927	—	—	4.4%	4.0%	2.6%	—	—	35,460
5歳～11歳	13,901	13,661	5,304	556	—	22.3%	21.9%	8.5%	—	—	62,422
12歳～19歳	53,213	52,898	34,400	12,167	56	71.2%	70.8%	46.0%	—	—	74,723
20代	80,489	80,161	60,281	20,867	3,578	66.1%	65.8%	49.5%	—	—	121,765
30代	101,391	101,060	75,935	30,057	5,988	74.8%	74.5%	56.0%	—	—	135,638
40代	133,127	132,663	106,020	51,841	10,296	81.4%	81.1%	64.8%	—	—	163,549
50代	131,348	131,034	116,070	73,101	17,403	90.6%	90.4%	80.1%	—	—	144,940
60代	110,595	110,400	105,596	90,635	62,567	90.3%	90.1%	86.2%	74.0%	—	122,479
70代	113,882	113,640	111,332	104,325	88,527	95.9%	95.7%	93.7%	87.8%	—	118,777
80代	62,813	62,632	61,241	57,057	47,897	97.4%	97.1%	94.9%	88.4%	—	64,508
90代以上	16,976	16,915	16,561	15,506	12,625	98.9%	98.5%	96.5%	90.3%	—	17,165
全体	819,286	816,491	693,667	—	—	77.2%	76.9%	65.4%	—	—	1,061,426
うち高齢者 4回目のみ60歳以上 その他は65歳以上	248,672	248,098	242,253	—	186,203	94.8%	94.5%	92.3%	—	71.0%	262,422
	—	—	—	267,523	—	—	—	—	82.8%	—	322,929
全体	819,286	816,491	693,667	456,112	248,937	76.9%	76.6%	65.1%	—	—	1,065,365

※1 「ワクチン接種記録システム（VRS）」に登録された数値を集計（死亡者及び転出者に係る分を除く）

※2 接種対象者数は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳による年齢別人口

「6か月～4歳」は、0歳～4歳の人口に10分の9を乗じて小数点以下を切り上げたもの

※3 従来の4回目の対象者は、①60歳以上の方、②18歳以上60歳未満の方で、基礎疾患を有する方  
その他重症化リスクが高いと医師に認められた方並びに医療従事者等及び高齢者施設等の従事者

(2) 副反応疑い報告件数等の状況（令和5年5月7日時点）

- 推定接種回数 3,217,934回  
※「ワクチン接種記録システム（VRS）」に登録された数値を集計（死亡者及び転出者に係る分を含む）
- 副反応疑い報告の件数

	副反応疑い報告数	うち重篤報告数	うち死亡例
予防接種法に基づく医療機関からの副反応疑い報告	155件 (0.0048%)	53件 (0.0016%)	9件 (0.0003%)

※ 上記報告数には被接種者の住民票所在市町村に提供されるため、市外接種会場で接種した案件が含まれている。



## (3) 健康被害救済制度の申請件数等 (令和5年5月7日時点)

- ・ 申請件数 76 件
  - うち、審査未了件数 59 件
  - うち、国の審査結果到着件数 17 件 (認定 15 件、否認 2 件)

## 2 効果

- ・ 市民に対し、個別接種や集団接種、大規模接種等様々な接種体制により実施した新型コロナワクチンの円滑な接種を通じて、新型コロナによる死亡者や重症者の発生をできる限り減らし、結果として新型コロナのまん延の防止が図られた。
- ・ 接種体制の構築にあたっては、市民が接種を受けやすい体制・環境づくり、集団接種にかかる医療従事者等の確保について市医師会と協議を行うとともに、市医師会を通じて医療機関に個別接種の実施について協力を依頼するなど、市医師会の協力を得ながら対応した。令和3年6月からの集団接種の実施にあたっては、市医師会とともに、市歯科医師会と市薬剤師会の協力も得て、医療従事者の派遣を受けた。
- ・ 一方で、ワクチンの接種後に副反応が疑われる症状を呈しているとして医療機関から国に報告された事案があり、その中には重篤な事例や死亡例の報告もあった。

## 課 題

## 1 組織体制

- ・ 令和2年9月以降、ワクチン接種準備要員として係長職1名、係員3名が市保健所<sup>†5</sup>に順次配置されたが、この時点ではワクチン接種に向けた国の具体的方針が決まっておらず、具体的な検討・準備作業に着手できない状況であった。
- ・ 令和2年秋から冬にかけて、国から徐々に接種体制構築に向けた検討状況が公表され、集団接種体制構築に向けた検討や関係機関折衝を本格的に進めていくべき状況となったが、市保健所は新型コロナ対応で繁忙を極めており、組織的対応ができる状況ではなかった。
- ・ 国から具体的な接種体制等が示されてから室の創設まで1か月の期間を要したため、少数の兼務職員等で対応したがマンパワー的に限界があり、接種開始までの準備作業が滞った。  
また、室の創設から接種開始までの期間が非常に短く、必要な準備業務が多岐にわたる中で、室の創設前から検討に関わっていた職員(兼務含め)が2名しか室に配置されなかったことから、予備知識を有する職員が少なく、接種開始までの準備に支障を来した。
- ・ 次の感染症危機に向けては感染症部門とは別に、ワクチン接種体制構築を担う専門部署を速やかに設置できるように、柔軟な組織体制を検討していく必要がある。また、新組織の創設前に検討に関わる職員を多く配置し、新組織創設の際にはそれらの職員を配置するとともに、国から具体的な接種体制等が示される前に、あらかじめ庁内調整を進める必要がある。
- ・ 予防接種等保健衛生・医療分野の知識を有する医師・保健師等の専門職員が室に配置されず(医師は令和4年3月末まで兼務)、集団接種会場の体制構築にあたっての検討に支障が生じるとともに、会場運営の際のイレギュラー対応のほか、副反応の疑いや健康被害が生じた場合の対応に苦慮したことから、ワクチン接種に関する新組織創設の際には保健衛生・医療分野の知識を有する医師・保健師等の専門職員を配置する必要がある。

## 2 集団接種会場の確保・設置

- ・ 集団接種会場として市民センターを活用できたことが大きく、市民センター以外の市有施設や民間施設で適切な会場を見つけることは難しい状況であった。
- ・ また、集団接種会場の設置にあたっては、運営の効率化を考慮する一方で、利便性を高めるため、できる限り接種会場を増やさなければならない難しさがあった。

- ・ 集団接種会場の設置にあたっては、会場の規模や地域性等も考慮しつつ、県との役割分担等も踏まえながら、検討していく必要がある。

### 3 ワクチンの確保

- ・ 接種開始当初は、国におけるワクチン供給見通しの不透明な期間が長かったため、接種会場や従事する医療従事者等の確保等に係る準備に着手できず、また、各医療機関からのワクチン配分等に関する問合せ対応に多くの時間を費やすこととなった。
- ・ 接種開始当初、国からのワクチン供給が十分でなかったため、県によるワクチン配分において、他市町村への供給の兼ね合いもあり、本市が希望した量のワクチンが供給されなかった。
- ・ 次の感染症危機に備え、国に対し、接種開始当初にワクチンの安定的な供給体制を確立するよう働きかけを行っていく必要がある。

### 4 国の方針決定

- ・ 国の方針決定が遅いため、接種開始までの期間が短い中で関係機関との調整や接種体制の検討をせざるを得なかったほか、接種券の同封チラシに十分な情報を掲載できず、情報が示されないことに対して市民から苦情が多く寄せられた（市民からの苦情、問合せがコールセンターに集中した。当初コールセンターではナビダイヤルを導入していたことから、ナビダイヤルへの不満も多数寄せられたため、令和4年1月からナビダイヤルからフリーダイヤルに変更した）。
- ・ 次の感染症危機に備え、国に対し、自治体の準備期間や住民への広報を考慮し、実施時期・接種回数・種類等の具体的な方針について早期に提示するよう働きかけを行う必要がある。

### 5 大規模会場の開設

- ・ 大規模接種会場は、当初、県と東北大学病院と連携し共同開設したが、国の早期接種完了の方針が打ち出されてから開設まで3週間しかなく、設置までの期間が非常に短かった。本市は、会場選定・設営、医療設備手配、運営、実施規模の検討、予約システム設定等を担ったため、対応に苦慮した。
- ・ 準備期間がない中で県等と連携し事業を行う場合は、関係者への説明や費用分担、責任の範囲等を調整したうえで実施する必要がある。

### 6 医療機関の負担

- ・ ワクチン接種の回数を重ねるごとに、ワクチンの種類や有効期限、接種対象者の要件等が変更・追加・複雑化し、接種を担う医療機関の従事者にとって負担が増えることとなり、個別接種を行う医療機関数の減少にもつながった。

### 7 アナログ的な手法による業務実施

- ・ 本人確認や接種記録の登録にあたり紙の予診票や接種券を用いたり、接種費用の請求にあたり紙の予診票を医療機関から市町村に送付したり、医療機関への照会や情報提供においてはFAXが活用されたりするなど、アナログ的な手法により業務が実施されてきた。
- ・ 予防接種事務の効率化を図るため、令和4年12月に予防接種法が改正され、マイナンバーカードを活用したオンライン対象者確認や接種記録の電子データを送信することによるオンライン費用請求ができるようにするとともに、予防接種の実施状況等に係るデータベースの整備等を進めていくこととなった。
- ・ オンラインによる費用請求等を行っていくためには、医療機関や自治体等予防接種事務に関わ

る関係機関全体のデジタル化を進めていく必要があり、国に対して医療業界における DX の加速化を要請するとともに、本市においても、今回の経験からデジタル化によって効率化が可能と考えられる業務の DX を進めていく必要がある。

#### 8 ワクチンの安全性や副反応等に関する周知

- ワクチンの安全性についての不安等から、市民の中には接種をためらう方もおり、回数を重ねるごとに接種率が低下するとともに、小児・乳幼児接種においては初回接種の接種率も低い状況であった。また、接種にあたって感染予防の効果と副反応のリスクを考慮したうえで、接種を判断するため、副反応のリスクについてより詳細な情報を周知すべきとの声もあった。
- これまで国に対し、ワクチンの特性や安全性、副反応に関する情報について、十分に周知するよう働きかけを行うとともに、本市でも、市ホームページやチラシ等での情報提供に努めてきた。次の感染症危機においても、市民が接種にあたって正しい情報により、適切に判断できるよう、正確かつ適切な情報提供に努めていく必要がある。

#### 9 健康被害救済制度の申請に係る審査

- ワクチン接種により健康被害が生じた際の健康被害救済制度の申請について、国へ進達してから、国の審査結果を受理するまでに、1年以上の時間を要する案件もあった。
- 健康被害を受けた方を迅速に救済するという制度の趣旨を踏まえ、次の感染症危機においては、接種開始当初から、速やかに健康被害救済制度の申請に係る審査を行える体制を確保するよう、国に対し働きかけを行っていく必要がある。

<p>第5節 予防・まん延防止 5 大規模イベントに係る対応 (1) 東京オリンピック・パラリンピックに係る対応</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第5波</p>
<p>担当部署：文化観光局スポーツ振興課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>東京2020オリンピック・パラリンピック（以下、本項において「東京オリパラ」という。）については、東日本大震災からの復興を世界に発信する復興オリンピック・パラリンピックと位置づけられ、東京近辺のみならず、宮城県、福島県においても、各種競技が行われることとなった。</p>	
<p>また、本市は、東京オリパラに参加するイタリア・キューバ選手団のホストタウンともなったことから、国、県と連携し、開催に向けた情報発信や選手団の受入準備等の活動を実施した。</p>	
<p><b>1 東京オリパラ延期（令和2年）までの経過等</b></p>	
<p>(1) 国における対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年3月11日、WHOが新型コロナをパンデミックと表明した。これを受けて、3月24日に国と国際オリンピック委員会（以下、本項において「IOC」という。）が会談を行い、大会の延期及び遅くとも令和3年夏までに開催することで合意した。</li> <li>・ 令和2年3月30日、IOCの臨時理事会で延期日程が承認され、延期後の日程が公表された。</li> </ul>	
<p>(2) 本市における対応</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年2月27日、国内における各種イベント等の自粛が国から要請がされたことから、予定していたホストタウン関連イベントの中止を決定した。</li> <li>・ 令和2年3月21日、県主催の「復興の火」記念式典にて、聖火が「復興の火」として仙台駅東口に展示された。なお、展示の際に本市が掲出を予定していた「仙台復興の歩み」パネル展示については、感染対策のため中止した。</li> <li>・ 開催の延期発表を受け、事前キャンプの受入れ等のホストタウン事業及び県内で開催されるサッカー競技や聖火リレー等の関連事業等について、新たな日程で施設等の予約の取り直しを行った。また、事前キャンプの受入れを予定しているイタリア・キューバの各スポーツ団体との再交渉、市内の競技団体や地域団体等との再調整等を行った。</li> </ul>	
<p><b>2 東京オリパラ開催（令和3年）までの経過等</b></p>	
<p>(1) 開催に向けた各種調整</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年9月3日、大会開催における新型コロナ対策を総合的に検討、調整するため、国、東京都、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下、本項において「組織委員会」という。）による「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」が設置され、令和3年4月まで計7回開催された。</li> <li>・ 上記会議において協議、決定された内容をホストタウン自治体に説明するため、会議後には内閣官房主催の「ホストタウン自治体等オンライン会議」が開催され、本市も出席した。当会議において、事前キャンプを受け入れる自治体に対し、選手団の移動、宿泊、食事、練習、検査等の各場面における感染対策を定めた受入れマニュアル作成手引きが示され、これに基づきマニュアルを作成のうえ、相手国と合意書を取り交わすことを求められた。</li> <li>・ また、令和2年12月以降、市保健所<sup>†5</sup>との連携や検査実施、入院医療機関や宿泊療養施設の調整等、競技開催地の自治体に対する組織委員会からの依頼事項について、組織委員会、県、市による意見交換会を複数回実施した（県、市保健所も必要に応じて参加した）。</li> <li>・ 令和3年3月20日、IOC、国際パラリンピック委員会、国、東京都、組織委員会からなる五</li> </ul>	



者協議において、本大会に海外からの観客を受け入れないことを決定した。

- ・ 令和3年6月21日、五者協議において、全会場の観客上限を収容定員の50%かつ1万人とすることが決定された。
- ・ 令和3年7月8日、関係自治体との会議の結果、首都圏の1都3県（埼玉県、千葉県、神奈川県）の無観客開催が決定された。

## (2) 感染対策に係る関係各所への要望等

### ア 組織委員会に対する要望等

県内におけるサッカー競技の開催にあたり、防疫措置の全体像等、必要な情報が組織委員会からなかなか開示されなかったほか、特に大会関係者（海外メディア、協賛企業等）に対する行動管理の手法や宿泊ホテルでの感染対策についての説明がなく、感染対策の実行性が担保されなかったことから、折に触れて本市から組織委員会に対し、要望や抗議等を行った。

- ・ 令和3年2月9日、組織委員会との意見交換会の場において、来仙する観客や関係者の情報をできるだけ早く共有すること、選手のみならず大会関係者やメディアも含めて主催者（組織委員会）が受入責任者として万全な感染対策を行うこと等について要望した。
- ・ 令和3年4月30日、組織委員会に対し、本市で4月に開催されたサッカー国際大会と同様に、主催者（組織委員会）の責任において選手等の検査や行動管理を行う等、組織委員会による積極的な対応を念頭に置いた事業スキームを再考すること等について要望書を提出した。

※ サッカー国際大会においては、主催者が選手等の検査や行動管理を厳格に行い、市保健所が、陽性者が確認された場合の積極的疫学調査<sup>†14</sup>を行う等、事前に役割分担の調整を行ったことで大きな問題もなく開催されていた。一方で、東京オリパラについては、当初示された事業スキームにおいて、主催者（組織委員会）が行う検査の対象や頻度、行動管理の手法等が示されなかったことから、積極的な対応を行うよう、再考を求めたもの。

- ・ 令和3年6月22日、組織委員会、県、本市による意見交換会の場において、組織委員会に対し、来仙する関係者の人数等の情報について改めて情報提供を要請し、また、会議後に各種感染対策について質問書を送付した。
- ・ 令和3年7月13日、大会関係者の行動管理方法、来仙者の情報、濃厚接触者<sup>†13</sup>の取扱い等について不明瞭な部分が多く、本市から提出した質問書への回答もなされない状況が続いたことから、組織委員会に対し、宮城会場を無観客開催とすること、本市に滞在する大会関係者の人数や期間、管理手法等を早急に提示すること等について、要望書を提出した。なお、同日、組織委員会より来仙者の滞在先、人数、日程等について情報提供があり、既に7月1日から滞在していたことが判明した。
- ・ 令和3年7月14日、大会関係者の宿泊先ホテルにヒアリングを行い、大会関係者と思われる外国人宿泊客について、組織委員会が示したルールが遵守されていないことを確認したほか、組織委員会から宿泊先ホテルに対し、一般客との動線分離等の感染対策に関する指示、依頼が無かったことも判明した。
- ・ 令和3年7月19、20日、大会関係者の宿泊先ホテルでの感染対策について、組織委員会、県、本市（市保健所を含む）で現地調査を行い、必要な感染対策について確認した。

### イ その他の要望等

- ・ 令和3年5月28日、県に対し、6月21日実施予定のオリンピック聖火リレーにおける規模縮小（本市中心部のリレー中止）を要請した。その後、6月2日の聖火リレー宮城県実行委員会（書面開催）にて協議され、規模縮小が決定された。
- ・ 令和3年6月14日、本市主催で実施予定だったパブリックビューイングについて、全て中止することを決定した。

- 令和3年6月15日、東京都、組織委員会が本市内で開催予定だったライブサイト（パブリックビューイングイベント）について、両者へ中止を要請した。その後、6月29日に東京都が中止を正式に決定した。

### 3 東京オリパラ開催の対応と感染対策

#### (1) 利府町での有観客試合に係る対応

- 令和3年7月21日～31日、利府町で有観客のサッカー競技が開催された（計10試合）。
- 国際オリンピック委員会（IOC）が「プレイブック」（大会関係者別に感染対策を定めたルールブック）を作成し、大会関係者に対し周知・徹底を図った。

#### (2) ホストタウンの事前キャンプ受入れにおける対応

- 令和3年7月10日～20日、ソフトボールイタリア代表（選手・スタッフ計約25名）の事前キャンプ受入れを実施し、市内中学生とのオンライン交流、有観客による壮行試合等を行った。
- 令和3年8月12日～26日、パラリンピック4競技（車いすフェンシング、水泳、シッティングバレーボール、陸上）のイタリア代表（選手・スタッフ計約100名）の事前キャンプ受入れを実施し、各競技の公開練習、オンラインを活用した選手へのインタビュー、シッティングバレーボール競技体験、園児との交流等を行った。
- 事前キャンプ受入れにあたっては、内閣官房から提示された手引きに基づき、各場面における感染対策を定めたマニュアルを作成し、対策を行った。具体的には、基本的な感染対策のほか、市民との動線分離を目的とした新幹線の一両借りや宿泊施設のフロア貸し切り、選手団やアテンドスタッフ等のPCR検査<sup>†10</sup>等を行った。

※ 事前キャンプ受入れに係る感染症対策費：27,793,630円（※県による「ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策補助金」対象経費）

### 実績・効果

- 本市はホストタウンとして、5つの競技のイタリア代表キャンプを受け入れたが、万全な対策のもと、一人の感染者も出ることなく、練習や宿泊等の面でサポートを行い、本大会へ選手団を送り出すことができた。
- 市保健所管轄内においては、本大会における大会関係者（外国籍）について、航空機内の濃厚接触候補者及びスクリーニング検査による陽性者について、再検査のうえ3名の陽性を確認し、宿泊療養施設への入所調整や健康観察等を行った。

### 課題

- 組織委員会が本市の求める情報をなかなか開示せず、また、質問をしても他の部署が担当なので回答できないという事項が多く、市保健所が逼迫する中で感染対策や陽性者への対応等における調整に大変苦慮した。
  - 組織委員会が大会関係者に「プレイブック」の遵守を要請していたが、実際には本市内に滞在する大会関係者の行動管理がなされていないなど、ルール遵守の実行性に乏しい対策だった。
- ※ 参考：東京オリパラ全体で、プレイブック違反行為による罰則実績は、大会参加資格を証明するカード剥奪18名、一時的な効力停止10名、嚴重注意61名であった。

<p>第5節 予防・まん延防止</p> <p>5 大規模イベントに係る対応</p> <p>(2) 本市で開催される大規模イベントに係る対応</p>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期</p> <p>～第8波</p>
<p>担当部署：文化観光局観光課、スポーツ振興課、文化振興課</p> <p>各区まちづくり推進課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>コロナ禍では、多くの人で賑わうイベントの開催が制限されたが、令和3年度以降は、新型コロナ対策と社会経済活動の両立が意識され、各イベントにおいて感染拡大防止の工夫を行いながら、徐々に開催されるようになった。</p> <p>本市は、それぞれのイベントへの関わりに合わせ、適宜、主催者に感染状況や感染拡大防止に関する情報等を提供するなどし、開催の判断や感染拡大防止の取組みが適切に行われるよう努めた。</p> <p>本市で開催された主な大規模イベントについての本市の対応、開催内容等は以下のとおりである。</p> <p><b>1 仙台・青葉まつり</b></p> <p>仙台・青葉まつり協賛会が主催。本市が協賛団体のひとつとなったイベント</p> <p>(1) 令和2年度の対応</p> <p>新型コロナの感染状況を踏まえ、中止された。</p> <p>(2) 令和3年度の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東北医科薬科大学藤村茂教授監修のもと、協賛会がイベントの特性に基づいた感染拡大防止のためのガイドライン(以下、本項において「感染拡大防止ガイドライン」という。)を策定した。なお、内容の検討にあたっては本市も参画し、行政の立場から、知見の提供等を行った。当該ガイドラインは、感染拡大防止対策に用いられるだけでなく、当該ガイドラインをクリアできる場合に開催する等、コロナ禍における開催可否の判断基準としても用いられた。</li> <li>また、これ以降に開催された仙台七夕まつり等の大規模イベントにおいても、本イベントに倣い、それぞれに感染拡大防止ガイドラインを作成することとなり、本市におけるコロナ禍の大規模イベント開催の先例となる取組みとなった。</li> <li>・ 感染拡大防止ガイドラインに基づき、規模縮小のうえ開催を予定していたが、開催期間中における県域へのまん延防止措置の適用が発表されたことにより、中止となった。</li> <li>・ 代替イベントとして、公式ホームページにて、各 SNS を通じて投稿された「おうちで仙台すずめ踊り」の演舞動画のほか、「すずめでつなごう！仙台すずめ踊り on WEB」と題した各祭連の紹介動画が公開された。</li> <li>・ また、6月24日から27日の間、一番町サンモール商店街に山鉾等、定禅寺通中央緑地帯に復興提灯が設置された。</li> </ul> <p>(3) 令和4年度の対応（入込数 43.3万人）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のとおり感染拡大防止策を講じ、規模縮小のうえ開催された。 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 出演者、スタッフに対し、ワクチン2回以上接種、直前のPCR検査<sup>†10</sup>又は抗原検査<sup>†10</sup>での陰性確認</li> <li>イ 出演者、スタッフは、10日間前から健康確認チェックシートの記入を行い、まつり参加時は不織布マスクを着用</li> <li>ウ 市民広場に設置する演舞場は入れ替え制とし、来場者はQRコード等により連絡先を登録のうえ、入場口で検温及び手指消毒の実施</li> <li>エ 勾当台公園を飲食エリアとし、市民広場演舞場及び定禅寺通り観覧エリアでの飲食を禁止</li> <li>オ 接触を避けるため、観客導線と出演者の導線の分離</li> </ul> </li> </ul>	

カ 来場者に向けて、不織布マスクの着用、検温や手指消毒、3密<sup>†20</sup>回避等にご協力いただくよう、公式ホームページやチラシ、会場看板による周知のほか、当日もアナウンス及び会場スタッフによる呼びかけを実施

(4) 令和5年度の対応（入込数 87万人）

基本的な感染対策を講じつつ、内容を平時に戻して開催された。

【参考】令和元年度入込数 97.15万人

2 仙台七夕花火まつり・仙台七夕まつり

仙台七夕まつり協賛会が主催（仙台七夕花火まつりについては仙台青年会議所との共催）。本市が協賛団体のひとつとなったイベント

(1) 令和2年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ、中止された。

(2) 令和3年度の対応（仙台七夕まつりの入込数 134.1万人）

- ・ 当該イベントでも、東北医科薬科大学藤村茂教授監修のもと、感染拡大防止ガイドラインが策定された。
- ・ 仙台七夕花火まつりについては、会場の様子をオンラインで配信する無観客の開催となった。
- ・ 仙台七夕まつりについては、以下のとおり規模縮小のうえ、2年ぶりに開催された。
  - ア 中心部商店街の七夕飾りの規模を大幅に縮小（周辺地域商店街は例年同規模での開催）
  - イ 感染拡大防止のため、七夕飾りは見物客が触れないよう2メートル以上の高さに取り付け
  - ウ 勾当台公園市民広場を会場に実施している「おまつり広場」等のイベントを中止
  - エ 県境を超えた人流の抑制のため、県外に向けた来場自粛の呼びかけ
  - オ 飲食物の販売を一部制限（酒類の提供の禁止）

(3) 令和4年度の対応（仙台七夕花火まつりの入込数 45万人、仙台七夕まつりの入込数 225万人）

- ・ 仙台七夕花火まつりについては、3年ぶりに有観客の開催となった。
- ・ 仙台七夕まつりについては、令和3年度に引き続き、規模縮小のうえ開催したが、七夕飾りの数については、例年並みの本数に増やされたほか、取付けの高さについても、令和3年度より低い位置とされた。

【参考】令和元年度入込数 仙台七夕まつり：224.9万人、仙台七夕花火まつり：47万人

3 定禅寺ストリートジャズフェスティバル

定禅寺ストリートジャズフェスティバル協会が主催。本市が共催したイベント

(1) 令和2年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ、中止された。

(2) 令和3年度の対応

- ・ 新型コロナの感染状況を踏まえ、中止された。
- ・ なお、代替イベントとして、オンラインによる演奏の配信イベントが実施された。

(3) 令和4年度の対応（入込数 20万人）

- ・ 当該イベントでも、東北医科薬科大学藤村茂教授監修のもと、感染拡大防止ガイドラインが策定された。
- ・ フェスティバル開催による人流、移動の増大や、多人数の発声による感染拡大を回避することを目的とし、出演者やボランティアの居住地、演奏ジャンル等を一部限定するなど、開催規模を縮小したうえで開催された。

【参考】令和元年度入込数 77万人



#### 4 みちのく YOSAKOI まつり

みちのく YOSAKOI 協議会・みちのく YOSAKOI まつり実行委員会が主催。本市が後援したイベント

##### (1) 令和2年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ、中止された。

##### (2) 令和3年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ、中止された。

##### (3) 令和4年度の対応（入込数 25万人）

- ・ 当該イベントでも、東北医科薬科大学藤村茂教授監修のもと、感染拡大防止ガイドラインが策定された。
- ・ 以下のとおり感染拡大防止策を講じ、開催規模を縮小した上で開催された。
  - ア 18歳以上の踊り手について、ワクチンの3回接種を参加の必須条件として決定
  - イ 大会当日朝にチーム全員による抗原検査の実施
  - ウ 余裕をもった観覧席の配置
  - エ 来場者テント等にて検温・手指の消毒、マスク着用確認
  - オ 検温で37.5℃以上の方、又は体調が優れない方には入場を控えるように周知
  - カ 観覧エリアでは、熱中症対策のための水分補給を除き飲食禁止

【参考】平成30年度入込数 45万人

#### 5 SENDAI 光のページェント

SENDAI 光のページェント実行委員会が主催。本市は実行委員として参加したイベント

##### (1) 令和2年度の対応（入込数 26万人）

- ・ 以下のとおり感染拡大防止策を講じ、開催規模を縮小したうえで開催された。
  - ア 密集対策のため、点灯期間を延長して実施（令和2年12月18日～31日、令和3年1月2日、3日、9日、10日、11日）
  - イ 車両観覧者増を想定し、交通渋滞緩和と感染対策のため、点灯時間を遅らせて実施
  - ウ 各種イベントの中止（点灯式セレモニー、スターライト・ウイंक、スターライトリンク等）
  - エ 感染拡大により消灯をやむなくする場合、又は場内で密集が発生した場合に当初の実実施スケジュールを変更した緊急消灯の準備

##### (2) 令和3年度の対応（入込数 110万人）

- ・ 当該イベントでも、東北医科薬科大学藤村茂教授監修のもと、感染拡大防止ガイドラインが策定された。
- ・ 以下のとおり感染拡大防止策を講じ、開催規模を縮小した上で開催された。
  - ア 車両観覧者増を想定し、交通渋滞緩和と密集対策のため、点灯時間を遅らせて実施
  - イ 点灯区間、点灯期間の縮小
  - ウ 車両観覧者増を想定し、交通渋滞緩和と密集対策のため、点灯時間を遅らせて実施
  - エ 各種イベントの中止（スターライト・ウイंक等）
  - オ 感染拡大により消灯をやむなくする場合、又は場内で密集が発生した場合に当初の実実施スケジュールを変更した緊急消灯の準備

##### (3) 令和4年度の対応（入込数 170万人）

基本的な感染対策を講じつつ、実施イベント等は平時に戻して開催された。

【参考】令和元年度入込数：285万人

## 6 仙台国際ハーフマラソン大会

本市、市スポーツ振興事業団、宮城陸上競技協会等が主催したイベント

## (1) 令和2年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ、中止した。

## (2) 令和3年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ、中止した。

## (3) 令和4年度の対応（参加者数 3,732人）

- ・ 当該イベントでも、東北医科薬科大学藤村茂教授監修のもと、感染拡大防止ガイドラインが策定された。
- ・ 以下のとおり感染拡大防止策を講じ、開催規模を縮小してチャレンジレースとして開催した。
  - ア 全参加者を対象とした抗原検査の実施
  - イ 大会1週間前から大会当日までの検温、体調等の提出
  - ウ 式典の規模縮小

【参考】令和元年 参加者数：13,198人

## 7 全日本大学女子駅伝対校選手権大会

日本学生陸上競技連合、読売新聞社が主催。本市が共催したイベント

## (1) 令和2年度の対応（参加チーム数：26チーム）

以下のとおり感染拡大防止策を講じ、沿道応援を自粛しての開催

- ア 選手や関係者の体調管理チェックシートを実施
- イ 控室等の椅子や机について、間隔を空けて設置
- ウ 会場内について、手指消毒用アルコールの設置及び適切な換気と消毒の実施
- エ 式典の規模縮小

## (2) 令和3年度の対応（参加チーム数：26チーム）

令和2年度と同様の感染拡大防止策を講じ、沿道応援を自粛しての開催

## (3) 令和4年度の対応（参加チーム数：26チーム）

令和2年度と同様の感染拡大防止策を講じ、沿道応援箇所や声出しを限定し、開催

【参考】令和元年 参加者チーム数：26チーム

## 8 仙台国際音楽コンクール（コロナ禍においては令和4年度が開催年）

本市、仙台国際音楽コンクール組織委員会、市市民文化事業団が主催したイベント

- ・ 以下のとおり感染対策を講じたうえで、感染拡大防止の観点から一部企画※を中止したほかは、平時と同様に対応した。

※ ホームステイ受入れボランティアによる出場者の受入れ、出場者と市民との交流企画、さよならパーティー

- ア 来場者へ、感染者発生時の公的機関への情報提供を目的とした緊急連絡先の提出のお願い
- イ サーモグラフィーカメラ、非接触型体温計による検温
- ウ 会場内について、手指消毒用アルコールの設置及び適切な換気と消毒の実施
- エ 出場者、審査委員がコロナ陽性となった場合の対応フローの作成
- オ 出場者に対する毎朝の健康チェック、マスク着用、手指消毒の徹底
- カ 出場者、審査委員、スタッフに対する滞在期間中の定期的なPCR検査又は抗原検査の実施
- キ クラシック音楽公演運営推進協議会が発表している「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に則した取組みの実施

- ・ 過去最高の申込者数となる 573 人のうち、予備審査を通過した 68 名が出場。
- ・ 期間中 9,772 人の観客が来場。動画配信の視聴回数は 45 万回を超えた。(前回は 40%増)

## 9 仙台クラシックフェスティバル

本市、仙台市市民文化事業団、仙台フィルハーモニー管弦楽団、河北新報社、宮城テレビ放送、市交通局が主催したイベント

### (1) 令和2年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ中止としたが、代替事業として「クラシックエール仙台」が開催され、10月第1週に2日間で計15公演を開催し、約3,430人の観客が来場したほか、公演の一部をオンラインで配信した。

### (2) 令和3年度の対応

- ・ 以下のとおり感染拡大防止策を講じたうえで、平時と同規模で開催した。
  - ア 来場者へ、感染者発生時の公的機関への情報提供を目的とした緊急連絡先の提出のお願い
  - イ サーモグラフィカメラ、非接触型体温計による検温
  - ウ 休憩スペースの椅子や机について、間隔を空けて設置
  - エ 会場内について、手指消毒用アルコールの設置及び適切な換気と消毒の実施
  - オ 託児サービス、自動水飲み機のサービスの中止
  - カ 出演者のサイン会及び面会の中止
  - キ 出演者、スタッフについて、健康チェック、マスク着用、手指消毒の徹底、抗原検査の実施
  - ク 舞台と客席の間の適切な距離の確保
  - ケ 舞台上での出演者同士の適切な距離の確保
  - コ クラシック音楽公演運営推進協議会が発表している「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に則した取組みの実施
- ・ 2年ぶりの開催となった令和3年度は、約21,200人の観客が来場した。

### (3) 令和4年度の対応

- ・ 令和3年度と同様の感染拡大防止策を講じたうえで、平時と同規模で開催。
- ・ 約25,500人の観客が来場した。

【参考】令和元年度来場者数：37,700人

## 10 区民まつり

各区の実行委員会、協議会等が主催したイベント

### (1) 令和2年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ、中止した。

### (2) 令和3年度の対応

新型コロナの感染状況を踏まえ、中止した。

なお、青葉区、若林区及び太白区においては、以下の代替イベントを開催した。

ア 「あおばまるごと秋まつり-青葉のたまたま箱 2001→2021-」（青葉区）

- ・ 市民広場の周りをフェンスで囲って入場を管理し、入場時には二次元コード等による来場者登録や、消毒・検温、入場者判別リストバンドの配布を行った。
- ・ そのほか、観客席のソーシャルディスタンスの確保や、会場内のスタッフによる消毒等の感染対策を行い開催した。

イ 「2021 若林区民オンラインまつり」（若林区）

- ・ 区内の団体や学校のパフォーマンス動画を特設サイト（10月1日から31日まで開設）

に掲載し、10月17日には若林区文化センターホールにて当動画のパブリックビューイングを実施した。

- ・ 10月1日から28日まで、若林区文化センター1階ロビーに、区内幼稚園・保育園の作品を展示した。なお、感染対策のため、展示期間を1週間設けた。
- ・ 10月1日から28日まで、区内10店舗・施設をスタンプスポットとした「2021若林区民オンラインまつりスタンプラリー」を開催した。

ウ 「動画で見る太白区民まつり」（太白区）

区内の中学校、高等学校、団体の吹奏楽やダンス等を撮影し、太白区チャンネル（YouTubeの太白区公式動画チャンネル）で配信し、令和4年2月1日から28日まで（一部15日まで）太白区役所ロビー、秋保総合支所、太白区文化センター、長町駅前プラザ、秋保・里センター、ララガーデン長町において上映した。

(3) 令和4年度の対応

全区において、以下の感染拡大防止策を講じ、規模縮小のうえ開催した。

（括弧書きで区名を表記しているものは、当該区独自の対策である）

- ・ 会場運営スタッフ、出演者、出店者のマスク着用
- ・ 来場者へのマスク着用、アルコール消毒、ソーシャルディスタンスの確保等の呼びかけ
- ・ 会場入り口での検温の実施
- ・ 会場出入口及び会場内各所への手指消毒用アルコールの設置
- ・ 来場者が手を触れると想定する箇所（テーブル、椅子、乗車体験車の持ち手等）への消毒除菌作業の実施（青葉区・宮城野区・太白区）
- ・ まつり実行委員、出店者、ステージ出演者等への体調管理チェックシートの提出依頼（青葉区・宮城野区）
- ・ 入場者数を把握し混雑時は入場制限を実施（宮城野区・太白区）
- ※ 実際は制限にまで至ることはなかった
- ・ まつり会場内での食べ歩き禁止（青葉区）
- ・ まつり会場内での飲食禁止（宮城野区・太白区）
- ・ 飲食可能スペースを設け、その場所以外での飲食禁止（若林区）
- ・ 例年夜に花火を打ち上げていたが、来場客が会場内で密集することを避けるため、前日にサプライズ形式で打ち上げ（泉区）
- ・ 青葉区 約16,000人、宮城野区 約10,000人、若林区 約15,000人、太白区 約17,000人、泉区 約16,000人が来場した。

【参考】令和元年度来場者数

青葉区 約59,000人、宮城野区 約50,000人、若林区 約40,000人、太白区 約52,000人、泉区 約152,000人

**実績・効果**

本市で開催された多くの大規模イベントについて、東北医科薬科大学藤村茂教授監修のもと、各イベントの特性を捉えた感染対策を講じた個別のガイドラインを作成し対応したことで、効果的な感染対策のもと、安全にイベントを開催することができた。

また、区民まつりについても、業種別ガイドライン<sup>†21</sup>や、本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>†7</sup>に基づく感染対策のもと、安全に開催することができた。

**課題**

コロナ禍におけるイベントの開催に際し、本市においては、それぞれのイベントの関わりに合わせ、感染対策に関する情報や知見を提供し、イベントが安全に実施されるよう対応した。次の感染症危機においても、主催者が適切にイベントの実施又は中止を行えるよう、適宜情報提供等に努める必要がある。



<b>第5節 予防・まん延防止</b> <b>6 その他</b> <b>(1) 窓口業務に係る対応</b>	<b>実施期間：</b> <b>流行初期</b> <b>～第8波</b>
<b>担当部署：市民局戸籍住民課</b>	
<b>対 応 経 過</b>	
<p>市民からの窓口における各種届出に関して、市民及び職員の感染予防及び感染拡大防止のための対応を行った。</p>	
<p><b>1 国からの各種通知等による対応</b></p>	
<p><b>(1) 総務省自治行政局住民制度課からの通知</b></p>	
<p>令和2年3月以降、コロナ禍における届出業務等に関する対応を示した各種通知が発出されたため、当該通知に基づく本市の対応について、各区・総合支所の戸籍（税務）住民課へ通知を発出した。</p>	
<p><b>ア 国から発出された通知</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務等の取扱いについて（通知）」（令和2年3月6日付）</li> <li>・ 「住民基本台帳事務等を取り扱う市区町村窓口における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月10日付）</li> <li>・ 「電子証明書の更新手続における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る取扱いについて」（令和2年3月13日付）</li> <li>・ 「令和2年4月中に在留期間が満了する中長期在留者等に係る住民基本台帳法第30条の50に基づく通知の取扱い等に関する出入国在留管理庁通知について（通知）」（令和2年3月16日付）</li> <li>・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う諸情勢等を踏まえた住民基本台帳事務におけるDV等支援措置の取扱いについて（通知）」（令和2年4月21日付）</li> <li>・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた代理人に対するマイナンバーカードの交付について」（令和2年4月21日付）</li> <li>・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響及び感染拡大の防止に伴う住民基本台帳事務の取扱いに係る質疑応答について」（令和2年5月15日付）</li> </ul>	
<p><b>イ 本市における対応</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転出届等の届出の取扱いについて、届出資料を郵便等により行うことができるようにしたほか、転出証明書の交付についても、同じく郵便等を利用する方法により行うことができるようにした。</li> <li>・ 新型コロナの感染拡大の影響に伴う諸情勢等を考慮し、転入届等の届出期間（届出の事由が生じた日から14日以内）を経過した者について、当該期間の経過は「正当な理由」があったとみなし、簡易裁判所への違反の通知をしないこととした。</li> <li>・ 定期的な換気、手指消毒用アルコールの設置、来庁者が利用するスペース・備品等の定期的な消毒、待合スペース等に応じた待合者間の距離の確保について対策を講じた。</li> <li>・ 窓口職員については、咳エチケットの徹底、手洗い・うがいの実施等に努めることとし、来庁者に対しても、咳エチケットの徹底等をポスターやアナウンス等を通じて呼びかけた。</li> <li>・ 窓口への来庁を抑制する観点から、市ホームページにより、住所変更の届出期間緩和や郵送による届出の推奨、各種証明書のコンビニ交付サービス利用の推奨、マイナンバーカードの交付期限の延長、電子証明書の更新等について、周知・広報を行った。</li> </ul>	

- ・ DV等支援措置の実施を求める旨の申出及び延長の申出については、窓口での手続きを求めることなく、郵送等により申出書、本人確認書類の写し等を送付により本人確認を行うことで受け付けることとした。
- ・ マイナンバーカードの交付について、新型コロナの感染拡大を受け、外出自粛を行っている交付申請者については、代理人に交付することとした。

**(2) 出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課からの通知**

令和2年2月以降、コロナ禍における市区町村在留関連事務に関する対応を示した各種通知が発出されたため、当該通知に基づく本市の対応について、各区・総合支所の戸籍（税務）住民課へ通知を発出した。

**ア 国から発出された通知**

- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いについて（通知）」（令和2年2月28日付）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う本年4月中に在留期間が満了する者等に係る情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いについて（通知）」（令和2年3月16日付）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いについて（通知）」（令和2年4月2日付）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特別永住許可及び住居地の届出に係る事務の取扱い等について（通知）」（令和2年4月23日付）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う在留関係処分に係る出頭期限を経過した者の情報連携事務及び市区町村在留関連事務の取扱いについて（通知）」（令和2年4月27日付）
- ・ 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う情報連携事務及び市区町村在留関連事務に係る対象者の拡大について（通知）」（令和2年5月11日付）

**イ 本市における対応**

- ・ 令和2年3月～7月に在留期間が満了する者等について、一定の期間、日本に合法的に在留する中長期在留者等として取り扱い、在留者申請の受付期間を延長することされたため、国からの通知に基づく事務を行った。
- ・ 特別永住許可について、令和2年3月～7月に出生等の事由が生じた日から60日を経過した場合、一定の期間、日本に合法的に在留する外国人として取り扱い、特別永住許可申請を受け付けることとされたため、国からの通知に基づく事務を行った。
- ・ 上記期間中に有効期限を経過した在留カード又は特別永住者証明書を所持する者が、新規上陸後の住居地届出等を行った場合、券面に記載された有効期間満了日から一定の期間を経過していないときは、通常通り受け付けることとした。

**(3) マイナポータルによる転出届・転入（転居）予約の開始**

マイナンバーカード所有者がマイナポータル（国が運用する行政手続オンライン窓口）から転出届の提出や転入（転居）予約を行うことができるサービスが、令和5年2月6日より全国一斉に開始された。これにより、転出届については窓口への来庁が不要となり、転入及び転居については市区町村があらかじめ届出書を印刷準備する等、来庁時の時間短縮等が図られた。

**2 その他の取組み**

- ・ 令和2年度から青葉区、令和3年度から全区にて、窓口の待合状況をホームページで確認できる「待合状況公開システム」を導入した。

- ・ 3、4月の住所異動繁忙期には、従来から実施していた窓口時間の延長や日曜日の開庁を行い、来庁者の分散を図った。

### 実績・効果

#### 1 国からの各種通知等による対応

届出期間の緩和やこれまで窓口へ来庁を求めていた手続を郵送により対応したほか、当該取組みについて周知・広報を行ったことで、窓口への来庁を抑制し、感染対策に寄与した。

#### 2 その他の取組み

3、4月の住所異動繁忙期において、窓口時間の延長や日曜日の開庁により、来庁者の集中による、窓口の閉鎖等もなく対応することができた。

### 課題

- ・ 各種手続の対応は、国の方針や通知を注視しながら対応する必要があるため、判断に迷う場面や対応に苦慮する場面があった。
- ・ 国及び県の動向等を踏まえた市民対応を検討する必要があるため、関連部署との連携や情報共有が必須となる。
- ・ コロナ禍における窓口対応等の周知・広報について、市ホームページやチラシによる効果には限界があり、窓口が混雑してしまう場面が見受けられた。これらの媒体以外にも、様々な媒体を通して、より効果的な広報を行う必要がある。

第5節 予防・まん延防止 6 その他 (2) 幼児健康診査の一部個別検診による実施	実施期間： 流行初期
担当部署：こども若者局こども家庭保健課	
<b>対 応 経 過</b>	
新型コロナの影響により、令和2年3月～同年5月の幼児健康診査を一時休止した。一時休止期間中に健診対象となっていた児の健診を迅速に進めるとともに、健診の平常化を図るため、個別健診を行う特例対応を実施した（通常は全ての健診項目を健診会場にて行う集団健診を実施している）。	
<b>【1歳6か月児健康診査】</b> 特例健診の対象者：令和2年6月以降に1歳6か月となった幼児（宮城総合支所・秋保総合支所管内を除く） ※ 宮城総合支所及び秋保総合支所は集団健診を実施 実施期間：令和2年6月18日より集団健診にて再開し、9月14日より集団健診と小児科診察部分のみ個別健診を組み合わせて実施。12月2日より小児科診察部分を集団健診に戻して実施 実施方法：1 各区役所にて問診、歯科健康診査等を受診 2 後日、登録医療機関にて小児科診察を受診	
<b>【2歳6か月児歯科健康診査】</b> 特例健診の対象者：令和2年6月以降に2歳6か月となった幼児（秋保総合支所管内を除く） ※ 秋保総合支所は集団健診を実施 実施期間：令和2年6月16日から7月16日まで一時集団健診にて再開し、8月1日より登録医療機関での個別健診にて実施。12月1日より集団健診に戻して実施 実施方法：1 各区役所・総合支所に問診票を返送 2 登録医療機関にて歯科健診を受診	
<b>【3歳児健康診査】</b> 特例健診の対象者：令和2年6月以降に3歳7か月となった幼児（秋保総合支所管内を除く） ※ 秋保総合支所は集団健診を実施 実施期間：令和2年6月16日より集団健診にて再開し、8月4日より集団健診と歯科診察部分のみ個別健診を組み合わせて実施。12月1日より歯科診察部分を集団健診に戻して実施。 実施方法：1 区役所にて問診、小児科健康診査等を受診 2 後日、登録医療機関にて歯科健康診査を受診	
<b>実 績 ・ 効 果</b>	
<b>【1歳6か月児健康診査】</b>	
1 特例健診の対象者 ※日程変更により通常の集団健診を受けた人数を除く	3,106人
2 特例の集団健診を受診した人数	3,032人
3 特例対応健診の受診率	97.6%
4 2のうち特例健診小児科受診者数	2,838人
5 特例健診小児科受診率	93.6%
※ 宮城総合支所及び秋保総合支所は集団健診実施のため含まない。	



## 【2歳6か月児歯科健康診査】

1 特例健診の対象者 ※日程変更により通常の集団健診を受けた人数を除く	6,259人
2 特例の集団健診を受診した人数	5,438人
3 特例対応健診の受診率	86.9%

※ 秋保総合支所は集団健診実施のため含まない。

## 【3歳児健康診査】

1 特例健診の対象者 ※日程変更により通常の集団健診を受けた人数を除く	5,082人
2 特例の集団健診を受診した人数	4,858人
3 特例対応健診の受診率	95.6%

※ 秋保総合支所は集団健診実施のため含まない。

(備考)

- ・ 特例健診の対象者には令和2年3月～5月までの間に受診予定だったが、未受診のため特例健診の対象としたものを含む。

## 【効果】

- ・ 一時健診を休止したことにより多くの対象者に影響が出たが、特例健診を行うことにより休止期間中の対象者の健診を迅速に進めるとともに、コロナ禍でも健診の平常化を図ることができた。

## 課 題

- ・ 新型コロナによる外出制限や受診控え等の影響により、通常の健診時よりも受診率がやや低下する結果となった。

第5節 予防・まん延防止  
6 その他  
(3) 選挙に係る対応

本市事業

実施期間：  
第5波  
～第8波

担当部署：選挙管理委員会事務局選挙管理課

対 応 経 過

1 選挙事務に係る感染拡大防止対策

新型コロナの発生以降に実施した選挙においては、感染を予防するため、以下の対策を講じた。

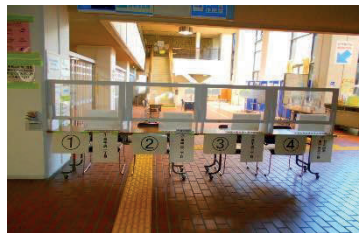
(1) 投票所の対策

投票所では、従事者及び来場者の感染拡大防止のため、下記の対策を講じた。

- ・ 手指消毒用アルコールの設置（会場出入り口、記載台、トイレ、従事者休憩場所等）
- ・ 来場者のソーシャルディスタンス確保のため、会場入り口及び各窓口（名簿対照、投票用紙交付等）前に、床用ステッカーを貼り付け
- ・ 各窓口パーティションを設置
- ・ 投票用紙記載台を間隔を空けて設置
- ・ 感染拡大防止を呼びかける掲示物を会場内外に掲出
- ・ 来場者が使用する筆記用具について、使用の都度回収
- ・ 感染拡大防止対策実施のための庶務係の増員
- ・ 定期的な記載台等の消毒、換気の実施
- ・ 従事者に対するマスク着用をお願い
- ・ 感染者等が来場した際の他選挙人との別動線の確保
- ・ 来場者への案内や投票用紙交付時にはビニール手袋やゴム手袋を着用



クリップ鉛筆の設置



窓口にパーティションを設置



投票用紙記載台

(2) 開票所の対策

開票所では、従事者の感染拡大防止のため、下記の対策を講じた。

- ・ 手指消毒用アルコールの設置（会場出入り口、トイレ等）
- ・ 従事者に対するマスク着用をお願い
- ・ 開票所内での定期的な換気
- ・ 各窓口パーティションを設置
- ・ 作業時にはビニール手袋を着用

2 感染拡大防止対策実施に係る従事者の確保

- ・ 感染拡大防止対策を実施するため、平時より各投票所庶務係を1名増員した。
- ・ 増員した庶務係は、来場者のソーシャルディスタンス確保のための人員整理対応、記載台等の消毒等の業務に従事した。

実 績 ・ 効 果

- ・ 十分な感染対策をとったことで、市民が不安を感じて来場を躊躇するようなことなく選挙事務を遂行できた。

- ・ 事前に備えを講じたことで、陽性者が急に投票所へ来場した際も、他の選挙人と動線を分け、選挙事務を安全に遂行することができた。
- ・ 令和5年市議選は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが5類に移行したことから、従来の感染拡大防止対策を大幅に縮小し、投票所では、手指消毒用アルコールの設置とマスク着用のみの対応とした。なお、感染対策の変更について、来場した選挙人等からの意見等は寄せられていない。

【対策を実施した選挙】

- ・ 仙台市長選挙（令和3年8月1日執行）
- ・ 宮城県知事選挙（令和3年10月31日執行）
- ・ 衆議院議員総選挙（令和3年10月31日執行）
- ・ 参議院議員通常選挙（令和4年7月10日執行）
- ・ 仙台市議会議員一般選挙（令和5年7月30日執行）  
 ※ 感染対策を大幅に縮小して実施

【感染拡大防止対策に要した費用】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
消耗品費	—	約20,000千円	約4,000千円

課 題

- ・ 従事者には基本的にマスク着用をお願いしていたが、夏の時期の選挙において、特に空調のない会場においては、熱中症リスクが懸念された。
- ・ 開票事務においては、どうしても従事者が密集して作業しなければならない場面があり、ソーシャルディスタンスの確保が難しく、対応に苦慮した。
- ・ 例年でも従事者の確保に苦慮することが多い中で、感染拡大防止対策のための従事者を増員することは大変困難だった。
- ・ 令和5年市議選では、選挙当日5日前くらいから、従事予定者や事務局職員又はその家族に感染者が出て、代替りの従事者を探すような事態が続出した。コロナ禍に行われた選挙のうち、当該選挙が、このような事例が一番多かった。

<p>第5節 予防・まん延防止 6 その他 (4) 職員採用試験等に係る対応</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第5波</p>
<p>担当部署：教育局教職員課、人事委員会事務局任用課、交通局総務課、市立病院総務課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>1 職員採用試験に係る対応（事務職等）</p> <p>(1) 職員採用試験の実施に係る日程及び会場の調整</p> <p>ア 6月実施試験（大学卒程度・社会人経験者採用試験等）</p> <p>(ア) 試験日程の決定</p> <p>県外からの受験者も相当数いるため、令和2年度については、緊急事態宣言<sup>†1</sup>や県境をまたぐ移動の自粛要請等により、当初は採用試験の実施が危ぶまれたが、全国の感染状況等を注視しながら、同日に試験を実施する各指定都市や県と情報交換を行った（各指定都市の取りまとめは、大都市人事委員会連絡協議会幹事都市の横浜市が対応）。結果的に緊急事態宣言や県境をまたぐ移動の自粛要請が解除されたことで、例年通りの日程で実施することができた。また、令和3年度以降についても例年通りの日程で実施することができた。</p> <p>(イ) 試験会場の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度については、仙台会場、東京会場ともに、例年採用試験の会場として使用していた大学から、施設内での感染の懸念により、貸出しについて慎重な姿勢が示された。</li> <li>・ 仙台会場については、感染対策を徹底すること等により、使用の了承を得ることができた。なお、3密<sup>†20</sup>対策として、受験者の座席間隔を通常より空けたことで受験室数が増えたため、会場使用料は例年と比較して約997千円増額となった。</li> <li>・ 東京会場については、施設内でのクラスター発生予防のため、借用がかなわず民間の貸し会議室に会場を変更して試験を実施した。会場使用料は当初より約753千円増額となった。</li> <li>・ 令和3年度以降も同様の対応を行っている。</li> </ul> <p>イ 9月実施試験（高校卒程度等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度は、申込者数の増加及び本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>†7</sup>に基づく収容人数50%以下での運用により、例年会場として使用している市立中学校2校では受験者を収容しきれなかったことから、市立高校を新たに会場に加え、計3校において試験を実施した。</li> <li>・ 令和3年度以降は、安定した試験運営を確保するため、試験会場を1か所にまとめることとし、大学で試験を実施した。なお、会場使用料は従来と比較して約694千円増額となった。</li> </ul> <p>ウ 障害者選考</p> <p>令和2年度は、申込者数の増加及び本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインに基づく収容人数の50%以下での運用により、例年会場として使用している障害者総合支援センター（ウェルポートせんだい）のほか、新たに市役所本庁舎8階ホール（令和3年度以降、オンワード樫山仙台ビル10階）を会場に加えて実施した。</p> <p>(2) 職員採用試験に従事する職員の業務及び配置</p> <p>採用試験に従事する職員の業務は、各受験室での試験監督等のほか、コロナ禍においては、会場内の消毒作業や会場内外における受験者の滞留防止のための見回り等を追加した。なお、各試験における個別の事項は以下のとおり。</p> <p>ア 6月実施試験（大学卒程度・社会人経験者採用試験等）</p> <p>6月実施試験では、令和2年度以降受験室が増えたことにより、試験監督等を増員するため、</p>		



追加で約 20 名の応援職員が必要となり、増員分については各局への応援増員依頼により対応している。

#### イ 9月実施試験（高校卒程度等）

- ・ 9月実施試験については、令和2年度は市立中高3か所の会場に分けて試験を実施したことにより、例年と比較して約40名の応援職員の増員が必要となった。加えて、採用試験に従事する職員を3会場に分割して配置したため、事務局として1か所あたりに配置できる人事委員会事務局任用課職員も減らさざるを得ず、庁内から任用課経験職員の応援を受けて対応したが、当日の試験係員からの問合せ対応等に苦慮した。
- ・ なお、令和3年度以降、会場を大学1か所へ集約したことに伴い受験室数が減り、令和2年度の約半数の職員で対応可能となった。

#### ウ 障害者選考

障害者選考については、2か所の会場に分かれて試験を実施することとなったため、人事委員会事務局任用課経験職員による応援を増員して対応している。

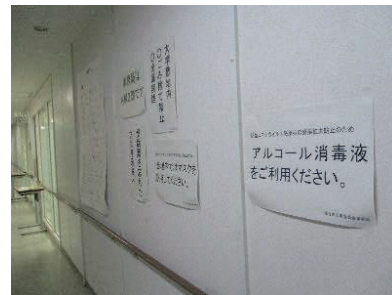
#### (3) 採用試験会場における感染対策

採用試験会場における感染対策は以下のとおりである。

- ・ 各受験室及びトイレの出入り口への手指消毒用アルコールの設置
- ・ 面接会場等における飛沫防止のためのパーティションの設置
- ・ 会場内の定期的な換気
- ・ 受験室や事務局等の座席について、間隔を空けた配置
- ・ 間隔を空けた入退場や、受験者が滞留ししやすい会場出入り口付近での会話や滞留を控えるよう、職員による声かけの実施
- ・ 受験者の写真照合時の対応変更（写真照合時のみ一時マスクを外していただき、その際の返事は不要とした。）
- ・ 使用後の会場について、机、椅子、出入り口ドアの持ち手等のアルコール消毒の実施
- ・ 会場のトイレについて、出入り口ドア、各トイレ等のアルコール消毒の実施
- ・ 会場内外に感染対策を呼びかける掲示物の掲出
- ・ 会場内外に受験後に体調が悪化した場合の連絡先（事務局、受診・相談センター等）を掲出



空席を「×」で表示（受験室）



感染対策表示（採用試験会場内）

#### (4) 令和3年8月採用の対応（事務・保健師）

- ・ 新型コロナ対策に伴う行政需要の増加に対応する人員を確保するため、令和3年8月1日付の採用に応じることができる職員を、事務（短大卒程度）と保健師の2職種で募集した。
- ・ 当該任用に係る採用試験は、令和3年6月に実施した大学卒程度・社会人経験者採用試験等と同日、同会場にて実施し、事務（短大卒程度）は362名、保健師は12名の受験申込があり、それぞれ336名（受験率92.8%）、11名（受験率91.7%）が受験した。
- ・ 緊急の募集であり、8月1日からすぐに対応可能な即戦力の人材を募集することから、第一次試験は教養試験のみ、第二次試験は面接試験のみを実施した。

## 2 その他の試験等における対応

概ね、「1(3) 採用試験会場における感染対策」と同様の対応を行ったが、独自の対応として実施したものは以下のとおりである。

## (1) 教育局実施試験（市立学校教員採用選考）

- ・ 一部の実技試験の時間短縮のほか、同日に実施する個人面接及び集団面接等の日程を午前又は午後のいずれかに収めるなど、昼食の時間をはさまない試験日程を組み、昼食時における感染リスクを防止した。
- ※ やむを得ず昼食の時間をはさむ場合には、広いスペースの昼食会場を確保して対応した。
- ・ 試験当日に発熱した受験者について、新型コロナに感染していないことを確認したうえで、当該受験者が別室にて試験を継続できる体制を整えた。
- ・ 平時においては大学を訪問して行っていた説明会について、オンデマンド又はオンライン形式で実施した。

## (2) 交通局実施試験

## ア 高速鉄道運輸職員採用試験

- ・ 本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインに基づく収容人数 50%以下の運用により、例年会場として使用している職員研修所では、一室内に全受験者を収容できないため、会場を変更する必要が生じた。
- ・ なお、会場の分散は、試験係員間の連絡体制が困難になるほか、試験係員を増員する必要が生じてしまうため、試験係員の人数を必要最小限に留めるよう、一室内で全受験者の収容が可能な市役所本庁舎 8 階ホール（令和 3 年度以降、オンワード樺山仙台ビル 10 階）へ会場を変更して試験を実施した。
- ・ 採用予定者に対する事前の説明会について、通常対面形式で実施しているが、コロナ禍により対面での実施が困難であったため、令和 3 年度においては説明用の動画を作成した。

## イ 仙台市交通局職員（バス運転手）採用選考

申込者数の増加及び本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインに基づく収容人数 50%以下の運用により、例年会場として使用している交通局 7 階研修室では受験者を収容できないため、令和 2 年度及び 3 年度は会場を職員研修所（令和 4 年度以降、オンワード樺山仙台ビル 10 階）に変更して実施した。

## (3) 市立病院（看護師採用試験等）

## ア 令和 2 年度における対応

- ・ 特定地域\*の居住者又は 2 週間以内に特定地域に訪問した受験者（以下、本項において「特定地域受験者等」という。）について、別室で受験する体制を整備
- ※ 特定地域：市立病院において特定した地域（東京・千葉・埼玉・神奈川・北海道）のこと。
- ※ 訪問歴がある場合には、事前に連絡するよう、受験票返送時の通信欄を使用し周知した
- ※ 特定地域受験者等と、それ以外の受験者の試験会場内の動線を分けるよう配慮した
- ・ 会場入室前の検温の実施

## イ 令和 3 年度における対応

基本的には令和 2 年度と同様の対応を行ったが、診療放射線技師及び臨床検査技師の二次面接（令和 3 年 8 月）については、新型コロナの感染拡大を踏まえ、オンラインにて実施した。

※ 一次考査の合格通知時に、二次考査をオンラインにより実施する旨を併せて通知

## ウ 令和 4 年度における対応

基本的には令和 2 年度からの対応を継続したが、試験実施時における感染状況が落ち着いていたこと等を踏まえ、特定地域居住者等の別室受験対応を終了した。

## 3 職員採用広報活動における対応

## (1) 職員採用セミナー及びせんだいナビゲーター業務のオンライン化

コロナ禍において、本市職員採用のPRとして実施している職員採用セミナーや、せんだいナビゲーター業務（若手職員による採用希望者への個別面談等）等の対面形式での実施が困難となったため、例年実施していた以下の取組みについて、一部をオンラインに替えて対応した。

- ・ 仙台市職員採用セミナー（4月・7月）
  - ※ 令和2年度は中止、令和3年度からオンラインで再開（東京での実地開催は行わず）。
- ・ しごとセミナー（12月）
  - ※ 令和2年度からオンラインでの実施に切替（東京での実地開催は行わず）。
- ・ 民間企業や大学等が主催する採用セミナー、説明会への出席
  - ※ 令和2年度は一部オンラインに切替え実施、一部中止。令和3年度は、概ねオンラインで実施され、令和4年度は民間企業が主催するセミナーを中心に対面での実施を再開。
- ・ せんだいナビゲーター業務（個別面談、対大学向け説明会への参加等）
  - ※ 個別面談については、令和2年度及び令和3年度はオンライン、令和4年度はオンラインと対面の選択式で実施。対大学向けの説明会については概ねオンラインで参加。



職員採用セミナー（ナビゲーターの様子）



職員採用セミナー（オンライン端末）

## (2) 職員採用ウェブセミナーの実施

- ・ 令和2年度から、事務職職員によるトークセッションや、技術職職員による業務内容の説明（1日のスケジュール、ワークライフバランス、仕事のやりがい）等を通じて、仕事の魅力ややりがいを伝える動画を作成し、配信を開始した。
- ・ コロナ禍において、本市に関心を持つ就職・転職希望者が、本市の業務内容等を職員の生の声として聞くことができる重要なツールの一つとなった。



職員採用ウェブセミナー（撮影の様子）



職員採用ウェブセミナー（配信動画）

## 実績・効果

- ・ 新型コロナ対策に伴う行政需要の増加に対応する緊急の募集として、令和3年8月1日付の採用に応じることができる職員を緊急で募集し、事務30名と保健師6名を採用することができた。
- ・ コロナ禍において、Web会議システム等が全国的に浸透したことで、オンラインによる採用セミナーや説明会の実施が定着し、首都圏等の遠隔地にいる方も参加しやすい環境が整備される等、広報ルートを拡充することができた。

課題

- ・ 試験会場の確保について、6月実施試験は約2,000名規模、9月実施試験は約1,000名規模の試験会場を確保する必要があり、使用可能な場所の検討及び予算の確保等、限られた時間の中での対応に苦慮した。
- ・ 令和3年8月採用の対応は、採用試験に伴う事務作業（試験案内の作成、発送物のダブルチェック等）量が、当該採用試験分純増したほか、採用試験実施の決定（令和3年3月下旬）から合格発表日（令和3年7月中旬）まで期間が短いことも重なり、準備に係る職員の負担が大きかった。
- ・ 面接試験時のマスクの着用は、受験者と面接官双方で声が聞き取りにくくなるなど、実施の際に配慮が必要となった。
- ・ 市立病院で行ったオンラインでの面接について、オンライン接続に必要なEメールアドレスを事前に連絡するよう対象者へ通知したが、期限までに回答が得られない場合があった。二次考査までの期間が短いことも原因と考えられるが、通知時の表示を目立たせるなど、工夫の余地があった。  
 また、オンラインによる面接は、電波の状況等により通信不具合が想定されるため、あらかじめ余裕をもったスケジュールを設定しておくほか、受験者と面接官の間のタイムラグ、ハウリング等に対応するため、リハーサルの実施や、スピーカーの工夫等を行う必要がある。  
 ※ なお、ハウリング対策として、イヤホンの装着が有効な場合があった。
- ・ セミナーや説明会のオンラインでの実施においては、実施内容や運営体制の見直し、Web会議システムによる実施のための各種マニュアルの整備に加え、新たに動画の制作に取り組むなど、従来業務の変更、新たな業務の増加が相次いだことから、事務を定着化させることに苦慮した。
- ・ 新型コロナ対策業務の増加により、全庁応援体制も強化される中において、所管業務に優先順位をつけながら適切な採用事務の実施手段を確保していくことに苦慮した。



<b>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</b> <b>1 生活に係る相談</b> <b>(1) こころの電話相談</b>	<b>本市事業</b>	<b>実施期間：</b> <b>流行初期</b> <b>～第8波</b>
<b>担当部署：健康福祉局精神保健福祉総合センター</b>		
<b>対 応 経 過</b>		
<p><b>1 経過及び目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの発生により、老若男女を問わず多くの市民が感染に対する不安や動揺を感じていたほか、借金や生活苦、失業、家族関係の問題等、多様な生活上の困りごとを抱えることとなり、心のケアの必要性が高まっていた。</li> <li>・ そこで、コロナ禍によるつらさや精神的不調に対応するため、以前から実施されていた通常の相談の場において、令和2年3月より新型コロナ感染拡大による不安やストレス等を感じる市民に対し、こころの電話相談を周知し実施した。</li> <li>・ また、医療従事者等の過重な業務に伴い生じる心身の負担やストレスの増大を踏まえ、心の健康を保つための啓発と共に、心の健康相談について周知し実施した。</li> <li>・ 令和2年4月16日より新型コロナ感染者の宿泊療養施設への入所が開始となり、隔離された状態の感染者が孤立感や感染による自責感等により強いストレス状態に置かれることが懸念され、心のケアの必要性が高いことから、宿泊療養施設入所者及び宿泊療養施設の従事職員を対象とした心の健康に関する電話相談を開設した。</li> </ul> <p><b>2 実施内容</b></p> <p><b>(1) 市民や医療従事者等への啓発・相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ こころの電話相談のパンフレットを作成し、新型コロナ感染による強い又は慢性的なストレスが継続することによる心身の変化を示し、回復のためセルフケア等の対処法を紹介するとともに、一人で抱え込まずに相談したり、自身の気持ちを話すことの必要性を伝えた。</li> <li>また、医療従事者等、新型コロナ対応業務に従事する職員対象のパンフレットを作成し、市民同様ストレスの増大や慢性化により起こる心身の変化やセルフケア等心の健康を保つうえで必要なことと共に、相談先として心の健康相談について記載した。職員研修や各講演会の場でこれらのパンフレットを配布したほか、当センターのホームページに掲載し、広く周知した。</li> <li>その他、デイケア等事業や心のケア従事者研修会など、コロナ禍における心の健康の講話の際にもパンフレットを用いて周知した。</li> <li>・ 新型コロナに関するこころの電話相談は、感染拡大前から実施している心の健康に関する電話相談「はあとライン」「ナイトライン」にて対応し、新型コロナに限らず一般的な心の悩みにも応じられる形態とし相談を実施した。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">【開設時間】 はあとライン：平日 10時～12時、13時～16時  ナイトライン：18時～22時 年中無休</p> <p><b>(2) 宿泊療養施設入所者を対象とした心の健康相談</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年4月16日より新型コロナ感染者の宿泊療養施設開設に伴い、心の健康に関する電話相談を県精神保健福祉センターと共同で開設した。宿泊療養施設入所者及び従事職員にパンフレットを配布し、施設入所中のストレス反応による心身の変化やその対処法、相談窓口について周知し相談を実施した。</li> </ul> <p style="margin-left: 40px;">【開設時間】 令和2年4月16日～令和2年5月10日：9時～12時、13時～19時  年中無休  令和2年5月11日～令和4年5月29日：9時～12時、13時～17時</p>		

年中無休

令和4年5月30日～令和5年5月7日：9時～12時、13時～17時、18時～22時

年中無休

**実績・効果**

**1 市民や医療従事者等への啓発・相談**

**【相談件数】**

	令和元年度 (令和2年2月～)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
件数	94	820	1,191	458	2,563

**【事業費】**

当センターのこころの電話相談「はあとライン」「ナイトライン」の一環として実施しているため、特化した予算措置はなし。

**【効果】**

- ・ 感染者の増減に伴い相談件数も同様に推移しており、令和3年度が最も多い件数であったが令和4年9月以降は減少傾向にある。相談内容は、感染への不安に関する項目が最も多く、次いで解雇や収入減等経済面の不安、他者との交流の減少によるストレス、ワクチン接種への不安等が聞かれて、相談することで安心感に繋がる相談者が多かった。
- ・ 新型コロナの影響による心のケアの啓発・相談により、コロナ禍での心身の反応を知ることや悩みや心配を一人で抱えず話すことで、不安やストレスの軽減に繋がったと考えられる。

**2 宿泊療養施設入所者を対象とした心の健康相談**

**【相談件数及び事業費】**

事業総額：108,495円（令和2・3年度）

内訳：役務費 82,095円 備品購入費 26,400円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計
件数	31	51	81	163

**【効果】**

- ・ 入所者数の増減に伴い相談件数も同様に推移しており、令和4年度が最も多い件数であった。相談内容は、療養期間や療養環境に関するものが多かったが、感染したことでの罪悪感や周囲への感染の心配、隔離された環境による孤独感等の相談も見られた。入所者からの相談を傾聴することで安心感に繋がり、療養期間を継続するうえでの心身の安定に役立った。

**課題**

- ・ 市民からの相談では、新型コロナに関する知識や情報をタイムリーに把握しきれず、情報収集しながら同時進行で相談を受けており、応対する職員も戸惑いがあった。新型コロナの病態や療養方針、支援制度等様々な情報を定期的に収集し、整理するなど、迅速に把握しつつ相談対応することが必要だった。
- ・ 「新型コロナに関する心の相談」と広報しているが、相談の中には検査や療養に関する問合せ等心の相談と関連が薄い内容も寄せられ、一部の相談者に混乱をきたす事態が生じていた。  
 広報の際には、パンフレット等の記載内容やデザイン等を工夫するなど、心の相談であることをよりわかりやすく周知する工夫が必要だった。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>1 生活に係る相談</p> <p>(2) いのちを支えるLINE相談</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本市事業</div>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：健康福祉局障害者支援課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p><b>1 経過と目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 若年者は、電話や面接に対する心理的なハードルの高さから、相談窓口へのつながりにくさが指摘されている。本事業は、対話や対面ではなく、若者になじみの強いチャット方式による文字情報での相談応需の仕組みである。これにより、相談に対する敷居の高さを下げ、自死に関連する様々な要因の早期解消を目指すものである。具体的には、若年者への普及率の高いスマートフォンアプリ LINE を活用した SNS 相談窓口を設置し、多様な困りごとや悩みごとに対応する。事業は民間業者への業務委託とし、令和元年度の自殺対策強化月間*である3月に初めて実施した。</li> <li>・ 令和2年度は、新型コロナによる市民生活への影響を鑑み、令和2年6月に補正予算を編成し、従来の自殺対策強化月間に加え、令和2年12月からの前倒し実施も行った。</li> <li>・ 令和3年度からは、事業を通年で実施することとし、自殺者数が増加する前後の曜日となる日曜・月曜・祝日・祝翌日の18：00～21：00に相談窓口を開設した。</li> <li>・ 令和4年度は、通年での実施に加え、自殺対策強化月間である3月中については窓口開設を毎日とした。</li> </ul> <p>*自殺対策強化月間：国が3月を「自殺対策強化月間」と定めており、関係府省庁、自治体、関係団体等が連携し、自殺防止に向けた集中的な啓発活動を実施している。</p> <p><b>2 実施内容</b></p> <p>主に39歳以下の若年者層（若年者以外の利用を妨げない）に身近なコミュニケーションツールであるSNS（LINE）を活用し、新型コロナを背景とした問題を含む、様々な困りごとや悩みに応じた相談をチャット形式で行った。相談は専門の相談員が応じ、その悩みに応じた適切な相談窓口の紹介や具体的な対応方法を提供することで、自死の背景となる要因の早期解消を目指した。</p>		
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>		
<p>【令和2年度～令和4年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談開設日数 353日</li> <li>・相談延人数 1,736人</li> <li>・相談実人数 1,194人</li> </ul>		
<p><b>課 題</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対面や電話といった相談窓口につながりにくい若年者の特徴や対人接触が制限されたコロナ禍において、SNSを活用した相談手法は、悩みを抱え込ませず、不安感を軽減するという点で一定の効果があつたと考えられる。</li> <li>・ 一方で、相談者が抱える困りごとそのものの解決については、SNS上の相談のみでは対応することが困難であり、必要に応じ適切な社会資源につないでいくことが必要である。そのために、本事業の相談員の能力を高めるとともに体制の整備に努めていく。</li> </ul>		

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>1 生活に係る相談</p> <p>(3) 暮らし支える総合相談</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：健康福祉局障害者支援課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>1 経過と目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの拡大に伴い、他者との接触を極力回避するため、社会全体として、行動制限が敷かれた。これにより、経済生活、労働・雇用、家族関係、心身の健康など市民を取り巻く生活状況の悪化が予測され、市民全体の自死リスクの高まりが懸念された。</li> <li>・ こうした状況を踏まえ、新型コロナ拡大に伴う市民の多様な生活上の困りごとの相談に応じ、自死を未然に防ぐことを目的に、令和2年10月から「仙台市暮らし支える総合相談事業」を開始した。</li> </ul> <p>2 実施内容</p> <p>(1) 弁護士や臨床心理士等の専門職種による対面相談の実施          専門職種（弁護士、臨床心理士、司法書士、社会保険労務士、宅建士等）による対面での相談会を実施。多角的な対応ができるよう1回の相談会につき、複数の専門職種を配置した。</p> <p>(2) ソーシャルワーカーによる伴走型支援の実施          専門職種による対面相談における助言内容を踏まえ、専任のソーシャルワーカーが生活上の困りごとの解決に役立つ社会資源の利用提案・利用調整（コーディネート）などの伴走型支援を行った。</p> <p>(3) 関係機関・団体等とのネットワーク形成          経済生活、労働・雇用、家族関係、心身の健康等の問題に関わる機関・団体等に呼びかけ、ネットワーク会議を実施した。会議においては、本事業において対応した事例の支援経過等を共有し、より効果的な連携のあり方について検討を行った。</p>		
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>		
<p>【実績】</p> <p>1 専門職種による対面相談及びソーシャルワーカーによる伴走型支援（令和2年10月～令和5年3月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門職種による対面相談会実施回数 127回</li> <li>・ 相談者数（実人数） 352名</li> <li>・ 相談者のうち本事業における支援を終結した者の人数 182名</li> <li>・ 本事業における支援を終結した者のうち、生活上の困りごとが解決した、又は解決に役立つ社会資源につながった者の人数 170名（支援を終結した者の93.4%）</li> </ul> <p>2 関係機関・団体等とのネットワーク形成（令和2年10月～令和5年3月末）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネットワーク会議の開催回数 5回</li> <li>・ 延べ参加機関数 84機関（関係各課、NPO、若年者支援機関等）</li> </ul> <p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの影響により、経済生活、労働・雇用、家族関係、心身の健康など生活状況が悪化し、悩み等を抱えた市民の相談を受け付け、寄り添うことで、自死リスク等の低減に寄与した。</li> </ul>		
<p><b>課 題</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 相談者の抱える生活上の困りごとは多様であり、また、複合的に問題を有しているケースが少ない。その点、分野が異なる複数の専門職種により相談に応じる手法は効果的であった。</li> </ul>		



また、専門職種の助言内容を受け、確実な問題の解決を図っていくうえで、伴走型支援を行うソーシャルワーカーは非常に重要な役割を果たしてきた（令和4年度にはソーシャルワーカーを1名増員し、2名体制に拡充した）。

- 今回の新型コロナの発生により、社会活動が制限されることで、自死の要因となり得る多様な生活上の問題につながる事が明らかとなった。市民の抱える生活上の問題が、自死につながり得る可能性があるという共通認識のもと、本事業も含めた多機関の連携協働体制の拡大・強化をしていく必要がある。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>1 生活に係る相談 (4) 人権・労働相談</p>	<p>労働相談のみ 本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>												
<p>担当部署：人権相談：市民局区政課 労働相談：市民局市民生活課</p>														
<b>対 応 経 過</b>														
<p>1 人権相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの感染拡大に伴い、感染者及びその家族、医療従事者、新型コロナワクチン未接種者に対する不当な差別といった新たな人権課題が見られるようになった。</li> <li>・ 本市では各区役所において月2回、人権相談を実施していたが、令和2年4月24日から令和2年7月31日までの期間は新型コロナの感染拡大に伴い中止し、令和2年8月1日から再開した。</li> <li>・ 人権相談においては、他の人権課題に関する相談と同様、新型コロナに関連する不当な差別等、偏見やいじめについての相談に人権擁護委員が対応しており、市ホームページの「新型コロナウィルス感染症に関する個人向け支援メニュー」にも掲載していた。</li> <li>・ また、市ホームページの市民局関連リンク内にある「差別に関する相談案内」ページに、新型コロナ及びワクチン接種に関連した誤解や偏見に基づく差別は決して許容されるものではない旨の文言を掲載し、上記の人権相談を含む専門の相談窓口相談するよう案内していた。</li> <li>・ なお、県においては、社会福祉士が電話相談に応じ、必要に応じて法務局や労働局、警察、弁護士会などの関係機関の窓口を紹介する「みやぎ新型コロナ人権相談ダイヤル」を開設していた。</li> </ul> <p>【参考】各区役所における人権相談の開催日時（いずれも12:00～13:00を除く）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>青葉区役所</th> <th>宮城野区役所</th> <th>若林区役所</th> <th>太白区役所</th> <th>泉区役所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人権相談</td> <td>第2・4水曜 10:00～15:00</td> <td>第1・3木曜 10:00～15:00</td> <td>第2・4木曜 10:00～15:00</td> <td>第1・3火曜 10:00～15:00</td> <td>第1・3水曜 10:00～15:00</td> </tr> </tbody> </table>				青葉区役所	宮城野区役所	若林区役所	太白区役所	泉区役所	人権相談	第2・4水曜 10:00～15:00	第1・3木曜 10:00～15:00	第2・4木曜 10:00～15:00	第1・3火曜 10:00～15:00	第1・3水曜 10:00～15:00
	青葉区役所	宮城野区役所	若林区役所	太白区役所	泉区役所									
人権相談	第2・4水曜 10:00～15:00	第1・3木曜 10:00～15:00	第2・4木曜 10:00～15:00	第1・3火曜 10:00～15:00	第1・3水曜 10:00～15:00									
<p>2 労働相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市では社会保険労務士が、毎週火曜日の10:00～12:00及び13:00～16:00に労働相談にあたっていたが、相談の中で新型コロナに関連する労働相談があった場合は、通常の労働相談と同様に助言を行うとともに、適切な相談先（労働局など）を案内した。</li> <li>・ 開始時期を流行初期（第1波～第3波）としているが、新型コロナの感染拡大前から実施している事業である。</li> </ul>														
<b>実 績 ・ 効 果</b>														
<p>1 人権相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページの「差別に関する相談案内」ページを見た市民から、新型コロナに係る差別の相談を受け付け、人権相談の案内に至った事例もみられるなど、新型コロナに係る人権相談の窓口として一定の効果があったものと考えられる。</li> </ul> <p>2 労働相談</p> <p>新型コロナに関連する労働相談の受付実績は下記のとおり。</p> <p>【令和3年度】計3件 4月：1件（安全衛生）、8月：1件（その他）、3月：1件（その他）</p> <p>〔相談内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じ室内で仕事をする方がマスク無し、フェイスガードのみで仕事をしているため、感染が怖い。マスクをつけてもらうにはどうしたら良いか。</li> </ul>														

- ・ 新型コロナの影響で、労働時間が5時間→3時間に短縮されている。短縮分2時間が4日分(8時間)となると、年次有給休暇が1日消化となり、自身が希望していないのに有給休暇が消化されている。これは許されるのか。
- ・ パートとして働いているが、コロナの影響で客が少ない。勤務中に上司から「今日はお客さんが来ないから帰っても良い」と言われてしまった。

【令和4年度】計2件

6月：2件(休業、その他)

〔相談内容〕

- ・ 新型コロナの影響で賃金が下がり収入が減少した。当該会社とは別にアルバイトを行いたいが可能か。
- ・ 給与に未払い分がある。(会社は実質休業状態、新型コロナの影響で海外の建築資材の納期が遅延し、価格も高騰している。)

【令和5年度 ※5月末時点】計0件

### 課題

- ・ 仙台法務局における人権相談については、新型コロナの5類への位置付けの変更まで対面による相談は原則見合わせており、電話やインターネットにより相談を受け付けていた。また、区役所における人権相談については、感染拡大に伴い対面での実施を中止せざるを得ない期間があったが、そうした場合に、相談者が相談機関から忌避されていると感じることのないよう、本市における対面以外の相談手法や、差別と感染拡大防止を混同しないよう啓発を行うといった対応・配慮を考える必要がある。
- ・ 新型コロナに係る差別への対応については、仙台法務局や仙台人権擁護委員協議会との協力が不可欠であった。次の感染症危機に備え、今回の対応を整理し、関係機関と相互の取組みを共有し、必要に応じて適切な相談機関を案内する体制を構築する必要がある。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>2 生活支援</p> <p>(1) 生活困窮者等への支援</p> <p>ア 特別定額給付金の支給</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第5波</p>
<p>担当部署：市民局市民生活課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>1 事業概要等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年4月20日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として、全国一律で各自治体において、基準日（令和2年4月27日）に住居基本台帳に記録されている者等に対し、<u>1人あたり10万円を給付する事業</u>（全額国費充当）が実施されることになった。</li> <li>・ 新型コロナ感染対策のため、原則として窓口を設置せず、電話や封書のやり取りを基本とした。</li> <li>・ 本市の給付対象者は、約106万5千人（約52万3千世帯）であり、一部の事例（親族からの暴力を理由に避難している等）を除き、給付金は原則として世帯主に一括で給付される仕組みで行われた。</li> <li>・ 申請方法及びそれぞれの受付期間は以下のとおり。※（ ）内の数値は世帯全員が給付を希望しない等の申請分を含めた実際の申請件数である。</li> </ul> <p>(1) <b>オンライン申請（19,222件）</b> 令和2年5月18日～8月26日</p> <p>マイナンバーカードを所有する方が、パソコン又はスマートフォンを利用して、国のマイナポータルサイトの特別定額給付金申請画面より申請するもの。</p> <p>(2) <b>特例申請（6,389件）</b> 令和2年5月18日～5月29日</p> <p>生活に困窮している等、一刻も早く給付金を必要とする方のための処理で、ホームページから申請書をダウンロードし、世帯主や世帯構成員等の全ての必要事項を記入し、関係書類を添付して郵便で申請するもの。一部の自治体での実施例を参考に本市も実施することとしたもの。</p> <p>(3) <b>郵送申請（494,831件）</b> 令和2年5月26日～8月26日</p> <p>全世帯の世帯主宛に発送した申請書に必要事項を記入して、本人確認書類と振込口座の写しを添付し、同封の返信用封筒により郵送で申請するもの。</p> <p>※ 郵送申請の件数には給付を希望しないという内容の申請175件と、申請書の不備による振込み不能で給付ができない場合等で市が連絡・確認に努めたが補正が行われず申請取下とみなした15件を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市では、前述の特例申請による受付が事実上最初の申請と見なすことができ、当該申請に対する給付は、最も早い方で令和2年5月28日に本人口座へ振込が完了している。一方、受付期限内に申請書が提出されたが、本人確認書類の不備等を理由に、最終的に振込日が令和3年3月下旬となるケースもあった。</li> </ul> <p>《主な経過抜粋》 ※一部再掲の部分も有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年4月30日 国の補正予算成立</li> <li>5月2日 市議会（第1回臨時会）にて補正予算議決</li> <li>5月18日 コールセンター開設、オンライン申請及び特例申請受付開始</li> <li>5月25日 事務センター開設、郵送申請用申請書発送開始</li> <li>5月26日 郵送申請受付開始</li> <li>5月28日 給付金振込開始</li> <li>7月22日 勸奨通知送付（1回目）</li> <li>8月7日 勸奨通知送付（2回目）</li> <li>8月26日 申請受付締切り</li> </ul>	



2 事務の流れ・実施体制等

- 申請の多くを占めた郵送申請についての申請から給付までの流れは、(A)申請書受領→(B)開封・必要書類の確認→(C)住民基本台帳情報との突合→(D)給付金システムへの入力・銀行持込データ作成→(E)支給決定・口座入金となる。
- 実施体制に関しては、大きく分けると下記(1)～(3)のとおりであるが、担当部署が設置される前段では、戸籍住民課・市民生活課主導で市民局内にプロジェクトチームが設置され、令和2年4月22日～5月8日までに9回以上の打ち合わせ等の場が設けられると共に、連日局内応援職員の協力（ゴールデンウィークも無く毎日深夜までの作業となり、かつ、休日も返上）も得ながら業務を進めており、これらの協力は不可欠なものであった。

(1) 庁内担当部署の設置（市民局市民生活課内に設置：最大時11名体制）

- 5月1日付け3名発令（担当課長兼務、担当係長、主任兼務）
- 5月8日付け2名発令（主任兼務、主事兼務）
- 5月28日付け1名発令（主事兼務）
- 6月1日付け2名発令（主任兼務2名）、会計年度任用職員3名配置

(2) 事務センターの設置（トッパン・フォームズとキャリアリンクの共同事業体へ委託）

- 5月25日に開設。通常165名程が稼働している状況であった。
- 申請受付、内容確認・審査、システム入力（パンチデータ作成）等の支給決定前段までの処理等を担当（上記、申請から給付までの流れに記載の(A)～(D)を主に担っていた）。

(3) コールセンターの設置

- 0次コールセンター（キャリアリンクへの委託）  
5月11日～5月20日（1次が始まるまでの問合せ対応として市民局市民生活課内に2名（業務委託）を配置）
- 1次コールセンター（トッパン・フォームズへの委託：最大で30回線を用意）  
5月18日～9月30日（申請方法等問合せ対応のため設置）最大で約3,000件/日の問合せ
- 2次コールセンター（事務センター内に委託により設置：最大で10回線を用意）  
5月26日～9月30日（対象者確認や不備申請への対応等、個別案件について市民と連絡をとるため）

※ 当該事業の周知啓発への協力や、個別事情等への配慮が必要となるケース（原則は世帯主給付だが、施設入所者やDV等による避難者の場合は本人給付）への各種協力を関係部に依頼する必要がある、予め下表の役割分担等を行い適宜対応した。

局	担当課	役割等
市民局	地域政策課	町内会等への協力依頼
	男女共同参画課	DV等避難者関係
健康福祉局	社会課	民生委員への協力依頼
	介護事業支援課	高齢者施設・介護サービス事業者・地域包括支援センター等への協力依頼
	障害者支援課・北部アール	障害者・児施設への協力依頼 福祉事務所との調整 障害者への広報
	保護自立支援課	ホームレスの人々・自立支援センター関係
子供未来局	子供家庭支援課	児童施設への協力依頼 児童相談所、子供相談支援センター等各種相談機関との調整
文化観光局	交流企画課	外国人への多言語対応関係

3 広報に関すること

(1) 一般向け広報の実施

記者発表（市長記者会見：5月12日受付開始・7月21日申請勧奨、資料提供：5月25日）、市ホームページ作成、市政だより（6月・7月・8月）への記事掲載、新聞等を活用した周知啓発等

(2) 要配慮者向け広報の実施

- ・ 入所施設（児童・障害・高齢）への協力依頼  
申請サポートや施設長による代理申請について依頼
- ・ 介護・障害者サービス事業所・地域包括支援センター等への協力依頼  
申請サポート、声掛け、詐欺防止について依頼
- ・ 民生委員児童委員への協力依頼  
申請サポート、声掛け、詐欺防止について依頼
- ・ 視覚障害者・知的障害者・聴覚障害者向けの対応  
健康福祉局の協力により、視覚障害者協会等を通じた周知や、各区役所・総合支所の障害者支援窓口での申請サポートに係る対応依頼、市ホームページ上に別途視覚障害者等向けページを作成。また最終的には、自宅訪問等による申請勧奨等も実施した。
- ・ 外国人（多言語）対応  
文化観光局の協力により、同局及び多文化共生センターと連携して、さまざまな周知を実施。ホームページには外国人専用ページを作成、やさしい日本語のほか5か国語で、申請案内・記入例を掲載するなどした。
- ・ ホームレスの人々や刑務所入所者対応等

(3) 申請勧奨の実施

- ・ ①令和2年7月22日と②令和2年8月7日に申請勧奨を行った。
- ・ ①は7月17日時点での未申請世帯23,648世帯（全世帯の4.5%）に対し、②は8月3日時点の未申請世帯14,248世帯（全体の2.7%）に対して勧奨通知を送付し、申請を促した。
- ・ 特に視覚障害者・知的障害者・外国人・単身世帯高齢者・病院・施設等入所者は支援がないと申請率が低い傾向があり、申請サポート等の周知をピンポイントで行うことで、大幅に未申請者が減少した。

4 補助金対応・申請書類保管関係

- ・ 当該事業は冒頭記載のとおり、全額国費充当事業であり、国との間でも事務処理を行っている。
- ・ 補助金は「①特別定額給付金給付事業費補助金」と「②特別定額給付金事務費補助金」の2種類で、それぞれについて事前の交付申請や交付決定等、書面でのやりとりを複数回実施している。
- ・ ①は概算払で受領後、精算（残額は返納）→決算額1,063億420万円 ※1人あたり10万円給付の原資
- ・ ②は実績確定後に請求、受領 →決算額9億9,536万4,410円（人件費を含む） ※当該経費の約8割は委託料
- ・ また①の補助金受領に関連し、当該事業で給付に際し使用した書類等（支出内容を証する書類）については、事業完了日の属する年度終了（令和2年度末）から5年間の保存を、国の要綱で規定されており、令和7年度末（令和8年3月）まで保管が必要となっている。現在民間の貸倉庫へ業務委託により保管中である（ファイル数は約3,600冊、箱数は約900箱）。

実績・効果

1 給付実績等

- ・ 当該事業の実施効果に関しては、コロナ禍で厳しい生活状況に陥られた方々にとって、非常に有効な資金になったものと考えられる。
- ・ 給付実績を数値でまとめると次のとおり。

- 【給付世帯】 520,252 世帯（給付対象世帯数は 522,933 世帯であり、全体の約 99.5%に給付）  
 【給付人数】 1,063,042 人（給付対象者数は 1,065,000 人であり、全体の約 99.8%に給付）  
 【給付額計】 106,304,200,000 円（上記人数×10 万円）  
 【給付方法】 下表のとおり

	給付世帯数	(%)	給付額 (円)	(%)
口座振込	519,738	99.90%	106,250,900,000	99.95%
窓口給付	143	0.03%	16,200,000	0.02%
現金書留	371	0.07%	37,100,000	0.03%
計	520,252	—	106,304,200,000	—

※ 表中の補足：窓口給付：ホームレスの人々等への支給

現金書留：刑事収容施設等入所者への支給

- 未給付世帯は 2,681 世帯である。このうち 2,491 世帯は申請書が未提出であった世帯。175 世帯は申請書内において、世帯全員が「給付を希望しない」と回答した世帯。残りの 15 世帯については、申請書の不備による振込み不能で給付ができない場合等で、市が連絡・確認に努めたが、補正が行われず、申請取下とみなしたものである。

## 2 事業費（人件費を除く。）

107,288,457,426 円

（内訳）

- ・ 給付金支給額 106,304,200,000 円
- ・ 委託料 794,928,687 円
- ・ 役務費 177,462,965 円
- ・ その他 11,865,774 円

## 課 題

### 1 全般的なこと

- 当該事業に係る本市としての業務は、国による説明会（令和 2 年 4 月 21 日）後から開始したが、市民局市民生活課が担当部署と決まったのも直前で、体制が未構築のまま通常業務と並行して作業開始とならざるを得なかった。令和 2 年 5 月当初に発令された 5 名（兼務含）の担当職員は全員が月 200 時間ペースの残業となった。

また、準備期間が極めて短い中、給付金システムの構築、事務センターやコールセンターの設置に係る委託契約の締結、事務センター自体の設置場所（テナント）の確保や、執務室内の様々な設備工事の実施、複合機や電話回線等の設置、申請書の印刷発注等、多数の契約事務等も必要となった。迅速に体制を構築するうえで、経験者や契約関係事務に精通した職員を確保する必要性は極めて高い。

次の感染症危機に際しては、国からの必要な情報開示を強力に求めつつ、可能な限り事前に検討を進め、必要時に速やかに適正な人員体制を構築するとともに、直近に行われた類似業務の経験者を配置することと、契約関係業務に慣れた職員の配置も視野に入れておく必要がある。

- 国からの通知等は連日発出されていたが、新型コロナ対策関連部署に対する限定的なネットワークの中で共有されていたため、当初、市民局市民生活課にはダイレクトに情報が入らず、関係部局に届く通知等を間接的に把握しなければならなかった（後に国からの通知等を收受するフォルダに対するアクセス権限を市民生活課にも付与してもらい、確認できるように改善された）。

### 2 申請書の送付に関すること

- 申請書のひな型が、水道料金、住民税、児童手当等の口座情報等の承諾欄や給付金の支給希望をしない場合にチェックを求め等、実務上、十分な準備期間がなければ利用できないあるいは

申請者に誤解を生じさせる内容となっており、本市独自に申請書の様式を見直す作業が生じ、発送作業に影響を与えた。

- ・ 大量の申請書の郵送を必要とし、かつ、あらかじめ市民の個人情報に印字する必要があることから、受注可能で迅速な印刷が可能な工場（材料調達を含む）等を有し、個人情報の適正な取扱いの確保について研修を受け、基準を満たした設備を有する事業者でなければ、受託業者にはなれない等の制約があり、手続や業者選定に時間を要し、郵送作業の初動が遅れる要因となった。
- ・ 発送については、配達する日本郵便から処理能力に限界があるため、持ち込み部数の上限を求められたため、発送回数を分割する必要が生じ、全世帯発送終了まで約2週間を要した。
- ・ 虐待を受け居所が住民票と異なる給付対象者の事務処理は、高齢者等の属性ごとに4月22日から五月雨式に通知がなされたことや、ゴールデンウィーク中で、作業時間が短かったこと等により、福祉施設や自治体間の調整、対象者への周知が不十分なまま申請書データの作成をせざるを得なくなり、その後の重複申請の遠因となった。
- ・ 県内では、令和2年5月中旬までに申請書類が送付される市町村が多く（富谷市は5月5日）、本市の郵送による申請書の送付開始（5月25日）について、遅いとの苦情が多く寄せられることとなった。
- ・ 送付にあたっては、6回に分けて段階的に送付していることの周知不足や、住所地ごとに発送したものでなかったため、「近所の住民には届いているが自分には届かない」という苦情や、「同住所で別世帯となっている場合の申請書が同じ日に届かない」等といった問合せが多数寄せられることとなった（同住所で別世帯となっている市民は、転勤等で一旦本市を離れた後、本市に再転入時、同一世帯化の処理をしていないことがこの問合せの原因と考えられる。今後、世帯単位のサービス提供について住民票をもとに実施する際には、同様の問題が生じる可能性がある）。

### 3 申請方法に関すること

- ・ 本市では、先に記載のとおりオンライン、特例、郵送の3種類により受付を行ったが、国ではマイナンバーを活用した電子申請（オンライン申請）も推奨しており、総務省の当初システムは重複申請防止や記入漏れ等のチェック機能が不十分であったこと、日常馴染みがない署名用電子証明書のパスワード（最大16桁）を要求したため、入力誤りでシステムロックが発生し、パスワードの再発行を求める市民が区役所等の窓口を訪れる結果となったこと、オンライン申請でも本市の会計処理上、大量の申請書出力作業を要したこと等、様々な問題が発生し、いち早く取り入れた先行する自治体の中には、オンライン申請の受付等に多大な時間を要し、受付停止に踏み切る都市もあった。そうした点が報道されたこと等もあり、後発である本市のオンライン申請数は少なかったと思われる。しかし、今後はオンライン申請が主流となっていく可能性が高く、使いやすいシステムの構築を国に求めていくことと併せ、本市でも電子申請システムの活用等の検討が必要になるものと思われる。
- ・ 一刻も早く給付金を必要としている世帯に給付するため、郵送申請の受付（5月26日～）に先んじて、特例申請（5月18日～）を設けて対応（他の自治体での実施例も少なく本市独自の受付方法ともいえる）しており、この実施意義は大きかったものと振り返っているが、どの位の申請が来るのか等、事前に想定することができず手探りの中で実施した取組みであった。また、各種情報の記載等を、全て申請者側に求めざるを得なかったため、確認作業等には非常に時間を要した。
- ・ 今回の事業に関し、問合せは約50,000件、不備申請は約20,000件（全体の約4%）であったことから、様式の簡素化・修正等により、誰にでもわかりやすく、間違いの少ない申請書様式等の作成は問合せや不備申請の減少につながると考えられる。

具体的な改善箇所として、申請書内のゆうちょ銀行専用欄の削除・記入すべき欄の色網掛け・原則本人口座記入の注意書き・マイナンバー記載書類の添付防止注意書き等が挙げられる。

### 4 給付金システムに関すること

- ・ 当該事業のシステム構築にあたっては、約52万世帯を対象にした個人情報を取り扱うことに



加え、給付事務の早期開始の観点から、令和元年度に「仙台市プレミアム付き商品券事業」で使用した管理システムの構築・保守業務を受託した日立製作所と特命随意契約を締結し、同システムを改修する形で構築した。しかしながら、他都市ではプロポーザル方式で業者を選定した例も見受けられた。

次の感染症危機に際しては、事業の規模や準備期間、本市の既存システム等の状況を勘案しつつ、適切な手法を検討・選定する必要がある。

※ なお、「仙台市プレミアム付き商品券事業」で構築したシステムは、その前段で実施された「臨時福祉給付金事業」で使用されたものを改修したものであり、さらに同システムはその以前に実施された「定額給付金（平成21年度）事業」で使われたシステムを改修したものである。

## 5 二重給付問題について

DV 避難者や施設入所児童等で、事情により世帯主から離れている（転出している）場合に、世帯主以外にも給付を認めるケースがあったが、事実関係の確認や自治体間での連絡調整に時間を要し、世帯主に対し、転出者の分も給付してしまい、後に返還を求めるといったケースが生じた。申請時の同意事項にて、一定の事由に該当する場合には返還いただくことについて了解は得ているが、実際の返還では、すぐには応じられない場合もあり、継続的に（分割も認めるなどして）返還を求め続けているケースもある。

## 6 その他

- ・ 給付対象世帯が約 52 万と膨大であり、前述の要因が重なった結果、給付金支給にはかなりの時間を要した。その間、一刻も早い支給を望む市民からの問合せや苦情は多く、コールセンターの回線が繋がらない時期には市民局市民生活課も対応を余儀なくされ、開庁時間中は本来業務が遂行できない状況となった。中には長時間にわたり電話や直接窓口で苦情を受ける場合も多く、実務に携わっていないにも関わらず、苦情を受ける職員の心的ダメージは大きかったと考える。今後、同様の事業では、十分な専属の人員体制配置や職員のメンタルケアが必要である。

- ・ 当該事業は令和2年度の事業であり、令和3年度の人事異動で実務に精通した職員が全て市民局市民生活課から異動した。当該事業の精算や決算処理等は、令和3年度の新体制下で担うこととなったが、制度の理解から始めなければならず、後任者は大変苦慮することとなった。とりわけ事業規模や取り扱う予算額も莫大で、こうした特殊な事業については、終了後の精算業務等まで見据えた人員体制を検討することが望ましい。

※ 令和3年11月17日、国(会計検査院)の実地検査を受けた際は当時の担当者に同席いただいた。

- ・ 本人の同意が必要となるが、今回のような事業の実施には、各局が有している個人情報や容易に統合あるいは連結できるシステムの構築が迅速な事務処理上必要と考える（口座情報、税情報、住民票情報等は関係局がそれぞれ管理しているため、今回のように、給付対象の確認等に要する書類提出を市民に求め、審査に時間を要する等の結果につながっている。）。

- ・ 全市民（世帯）を対象とした事業であり、日々膨大な事務処理が求められる一方で、正確、丁寧、迅速に事務を進めなければならないが、そうした中でも何か問題等に気付くためには、寄せられる苦情等に耳を傾けるだけでなく、処理状況等をできる限り数値化（見える化）し、把握することが重要である（実際に、申請受付状況や処理状況を見える化し、市民をどの程度待たせているのかといった点を把握し、そこから何がネックとなっているのか、課題の抽出に繋げ日々の業務改善を図っていた）。

- ・ 今後同様の事業が実施されることになった場合には、「9割の市民は即申請を行い（実際、当該事業においても申請書の送付後1週間以内に90%の方が申込をした）、2週間以内に給付されることを期待している」という前提で、給付までの計画を立てることが望ましい。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>2 生活支援</p> <p>(1) 生活困窮者等への支援</p> <p>イ 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金等の支給</p>	<p>冬季生活助成金 のみ本市事業</p>	<p>実施期間：</p> <p>第5波 ～第8波</p>
<p>担当部署：健康福祉局社会課</p>		

**対 応 経 過**

<経過及び目的>

**1 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金（令和3年度住民税非課税世帯等対象分）及び冬季生活助成金**

令和3年11月19日に国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が閣議決定され、12月に国から概要が示された。事業の実施にあたり、令和3年第4回定例会において、予算の補正措置を講じるとともに、専任職員4名を配置し、給付金の支給に向けた準備を進めた。令和4年1月24日に対象世帯への確認書の送付と合わせ、臨時特別給付金等事務センターを開設し、1月中に給付金の支給を開始した。

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金は、新型コロナウイルスの影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が速やかに生活や暮らしの支援を受けられるよう、1世帯当たり10万円を支給するもの。なお、エネルギー価格の高騰による影響を踏まえ、住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給対象者に対して、灯油購入費等に充ててもらうため、本市独自の冬季生活助成金を併せて支給した。

**【実施内容】**

**(1) 支給対象者**

基準日（令和3年12月10日）に住民基本台帳に登録されている方で、以下のいずれかに該当する世帯。住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。

- ・ 令和3年度住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）  
世帯員全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯
- ・ 家計急変世帯

住民税非課税世帯以外の世帯で、新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変（収入が減少）し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯。令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月の収入から推計した経済状態により判定（その後、令和4年度住民税非課税世帯等への支給にあわせ、6月1日以降の申請は、令和4年1月以降の任意の1か月の収入に変更）

**(2) 支給額**

- ・ 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金 1世帯当たり10万円
- ・ 冬季生活助成金 1世帯当たり5千円

**(3) 返送・申請期限 ※冬季生活助成金は令和4年5月31日まで**

- ・ 令和3年度住民税非課税世帯 令和4年5月31日（その後、令和4年度住民税非課税世帯等への支給にあわせ、事情により期限までに手続きできなかった世帯について9月30日まで受付）
- ・ 家計急変世帯 令和4年9月30日

**2 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金（令和4年度住民税非課税世帯等対象分）**

令和4年4月26日に国の「原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議」において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、新たに令和4年度住民税非課税世帯が支給対象に追

加された。事業の実施にあたり、専決処分により予算の補正措置を講じるとともに、事務センターの開設期間を延長した。支給対象世帯へは、令和4年7月13日から確認書を送付し、7月中に支給を開始した。

#### 【実施内容】

##### (1) 支給対象者

基準日（令和4年6月1日）に住民基本台帳に登録されている以下の世帯。なお、住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は対象外。また、既に住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給を受けた世帯又は当該世帯の世帯主を含む世帯は対象外。

- ・ 令和4年度住民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）  
世帯員全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

##### (2) 支給額

1世帯当たり10万円

##### (3) 返送・申請期限

令和4年10月31日

### 3 給付金支給にあたっての周知・広報

- ・ 制度の概要や必要な手続きについて、本市のホームページや市政だより、新聞広告、本市公式SNS等を活用して広報したほか、経済関係団体の協力を得て企業向けのメールマガジンやSNSでも周知を図った。

また、制度の概要をまとめたリーフレットを作成し、区役所・総合支所や関係団体の窓口等で配布した。

- ・ 障害者や外国人住民等、配慮を要する方に対しては、支給対象世帯に送付する確認書の封筒への点字シールの貼付や拡大文字の使用、やさしい日本語による案内の同封等、その特性に応じた配慮を行ったほか、外国人住民の方向けに、本市のホームページやコールセンター等で多言語による案内を実施した。

## 実績・効果

#### 【支給実績】

##### 1 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金（令和3年度住民税非課税世帯等対象分）

支給対象世帯数：112,437世帯  
支給額：11,243,700千円

##### 2 冬季生活助成金

支給対象世帯数：107,722世帯  
支給額：538,610千円

##### 3 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金（令和4年度住民税非課税世帯等対象分）

支給対象世帯数：13,275世帯  
支給額：1,327,500千円

#### 【効果】

- ・ 新型コロナの影響により、さまざまな困難に直面した方々に、速やかに給付金を支給したことで、生活、暮らしの支援に繋げることができた。

課題

- ・ 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金の支給にあたっては、対象となる世帯へ、迅速に支給を行うことが求められた。10万件以上の世帯が対象となったため、対象世帯へ送付する確認書等の書類の大量印刷・発送に加え、返送された確認書等の受付・審査・支給データ入力等の業務と、それらの進捗状況と連動し、市民からの問合せに対応するコールセンター業務を担う、事務センターの開設、運営を早期に開始する必要がある。
- ・ 併せて、対象世帯の抽出や支給管理等を行うための給付金管理システムの構築も並行して進めていく必要がある。システムの構築にあたっては、確認書等の発送と連動するため、支給対象外となる課税者に扶養されている世帯の除外や、重複支給の防止などの機能も盛り込みながら、早期の開始が求められた。
- ・ 住民税非課税世帯等を対象とした給付金の支給事務については、感染症の影響の長期化など、その時の社会、経済状況に応じて実施することが予想されることから、国の動向等を注視し、早期に支給開始できるよう、準備作業等に着手する必要がある。
- ・ 対象世帯の中には、障害者や外国人住民等、通常の広報のみでは、給付金の情報が伝わらないなど、配慮を要する方も含まれており、障害特性に配慮した対応が必要となるほか、本市で対象となる世帯を把握できない家計急変世帯への広報など、対象世帯に応じた効果的な広報を実施する必要がある。
- ・ また、国による報道等が先行するため、初期段階で市民からの問合せも発生し、担当課による対応には限界があり、応援職員の配置など組織的なバックアップも必要となる。



<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>2 生活支援</p> <p>(1) 生活困窮者等への支援</p> <p>ウ 市営住宅の一時的な提供</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：都市整備局市営住宅管理課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>○ 令和2年4月7日付けで国土交通省から、新型コロナウイルスの感染拡大の影響による解雇等により住居の退去又は避難を余儀なくされた者等に対し、市営住宅を一時的に提供する等の対応を行うことを求める通知が出されたことを受け、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により住居の退去又は避難を余儀なくされた者の仙台市営住宅の一時使用に関する要綱」（令和2年5月14日施行）を作成し、実施した。</p> <p>【制度概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者                     <p>新型コロナウイルスの感染拡大の影響による解雇等により住居の退去若しくは避難を余儀なくされた者又はこれらを余儀なくされることが確実な者（以下「退去者」という。）及びこれと現に同居し、又は同居しようとする親族で、次に掲げる場合のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 退去者が居住していた寮、社宅又は賃借していた住居（以下「住居」という。）が市内にあり、かつ、市内に勤務していた者</li> <li>2 住居が市内にあり、市以外に勤務していた者</li> <li>3 住居が市以外にあり、市内に勤務していた者</li> <li>4 その他、一時使用を認めることが必要であると市長が認める者</li> </ol> <p>※ ただし、退去者等に暴力団員が含まれている場合は許可しない。</p> </li> <li>・ 一時使用の許可期間                     <p>6か月。ただし、一時使用者が住居を確保できない場合で、真にやむをえない事情があると認められるときは、6か月を限度に2回まで延長可（最長で合計18か月）</p> </li> <li>・ 使用料の減免                     <p>一時使用者の生活困窮により自立支援の妨げになると認められる場合、使用料の全額を免除可とする。</p> </li> </ul> <p>○ 市営住宅の一時使用第1回募集（令和2年5月18日～5月22日） 周知については、市ホームページにより行った。</p> <p>○ 市営住宅の一時使用第2回募集（令和2年6月4日～6月12日） 周知については、市ホームページにより行った。</p> <p>○ 第2回募集終了後も相談・受付を継続 なお、状況が落ち着いた後は、状況を詳細に聴取し、要件に該当するかどうかを判断した。 結果として、令和4年度の申請は0件であった。</p>	
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>	
<p>【利用実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度 申請受付 10件（うち7件は退去。1件は、そのまま正式入居となり、2件は、使用料を滞納し、不法占有で法的措置をとった。）</li> <li>・ 令和3年度 申請受付 2件（2件とも退去）</li> </ul> <p>※ 申請受付数は新規受付分のみ計上しており、延長受付分は含めていない。</p>	

### 第3章 各対応の経過及び検証

#### 【使用料の減免実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
申請件数（全件受理）	10	11	1
減免した額（円）	1,953,423	1,918,158	39,118

#### 【効果】

- ・ 本事業の実施により、住居の退去又は避難を余儀なくされ市民等に住居を提供し、生活の安定に寄与した。

#### 課 題

使用料の滞納と、許可期間をすぎても、なお、当該住戸を不法に占有している利用者が生じた場合、それへの対応が必要となる（今回については、督促を行い、不法占有については、法的措置（明渡請求と使用料滞納分の請求）に移行する対応をとった。）。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 2 生活支援 (2) 子育て世帯への給付金等の支給</p>	<p>新生児臨時特別給付金のみ本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：こども若者局こども支援給付課</p>		
<p>対 応 経 過</p>		
<p><b>1 子育て世帯臨時特別給付金</b></p> <p>当該給付金は、新型コロナの影響を受け、事態収束も見通せずに日々の生活に困窮している方々に対し、迅速に、手厚い、思い切った支援の手を差し伸べる観点から、児童手当（本則給付）を受給する子育て世帯に対し支給したもので、令和2年4月7日に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、4月9日に国から概要が示された。</p> <p>事業の実施にあたり、令和2年第1回臨時会において、予算の補正措置を講じるとともに、専任職員1名を配置し給付金の支給に向けた準備を進めた。5月25日にコールセンターを開設し、6月中に給付金の支給を開始した。</p> <p><b>(1) 支給対象者</b></p> <p>対象児童（平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童）に係る令和2年4月分児童手当受給者及び令和2年3月分の児童手当受給者のうち児童の年齢到達又は死亡により令和2年3月に資格喪失した者</p> <p>※ 所得制限限度額以上のため、特例給付（児童一人につき月額5,000円）の支給を受けている受給者は支給対象外</p> <p>※ DV被害者及び児童養護施設等設置者が支給対象者になる場合有り</p> <p><b>(2) 支給額</b></p> <p>児童手当の対象児童1人につき1万円</p> <p><b>2 ひとり親世帯臨時特別給付金</b></p> <p>令和2年5月27日、低所得のひとり親世帯を対象に、新型コロナの影響による子育て負担の増加や収入の減少に対する支援を行うため、令和2年度第2次補正予算案が閣議決定され、国から概要が示された。事業の実施にあたり、令和2年第2回定例会において予算の補正措置を講じるとともに、専任職員1名を配置し給付金の支給に向けた準備を進めた。6月26日にコールセンターを開設し、8月中に給付金の支給を開始した。</p> <p><b>(1) 基本給付</b></p> <p><b>ア 支給対象者</b></p> <p>(ア) 令和2年6月分の児童扶養手当受給者</p> <p>(イ) 公的年金等を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止となる者（過去に児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止されたと推測される者も含む。）</p> <p>(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者</p> <p><b>イ 支給額</b></p> <p>1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円</p> <p><b>(2) 追加給付</b></p> <p><b>ア 支給対象者</b></p> <p>基本給付対象の（ア）又は（イ）に該当する者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した者</p> <p><b>イ 支給額</b></p> <p>1世帯5万円</p>		

### 3 新生児臨時特別給付金

新型コロナの影響による日々の生活への不安が続く中で、本市に生まれる子どもの誕生をお祝いするとともに、厳しい状況における子育てを応援するという趣旨のもと、財政状況も勘案し、市独自の取組みとして支給した。専任職員1名を配置し給付金の支給に向けた準備を進めた。令和2年8月27日にコールセンターを開設し、9月中に給付金の支給を開始した。

#### (1) 対象者

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生により仙台市に住民登録された新生児（市外で出産後転入した者は対象外、出産后市外へ転出した者は対象）を監護するとともに生計を同じくする母又は新生児を監護するとともに、生計を同じくする者。

※ 親族からの暴力等を理由に、仙台市への住民登録を行っていない新生児でも、特別定額給付金同様、一定の条件下で対象とする

#### (2) 支給額

児童1人につき5万円

### 4 子育て世帯生活支援特別給付金

#### (1) 令和3年度

当該給付金は、新型コロナによる影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、支給要件を満たす子育て世帯に対し支給したもので、令和3年3月16日に開催された「新型コロナに影響を受けた非正規雇用労働者等に対する緊急対策関係閣僚会議」において、緊急支援策として「食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（仮称）を支給する」ことが盛り込まれ、国から概要が示された。事業の実施にあたり、令和3年第2回臨時会で予算措置を講じるとともに、専任職員を1人配置し、給付金支給に向け準備を進めた。4月17日にコールセンターを開設し、4月中に給付金の支給を開始した。

#### 【ひとり親世帯】

##### ア 支給対象者

(ア) 令和3年4月分の児童扶養手当の支給要件に該当する方

(イ) 公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る）

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

##### イ 支給額

児童1人につき5万円

#### 【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯】

##### ア 支給対象者

(ア) 令和3年4月分の児童手当（特例給付含む）又は特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の者

(イ) 令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当（特例給付含む）又は特別児童扶養手当の受給者で、令和3年度分の住民税均等割が非課税の者

(ウ) 上記の他、対象児童の（18歳年度末までの子（障害児については20歳未満））の養育者であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者

※ 対象児童には、令和3年4月以降令和4年2月末までに生まれる新生児も含む。

※ 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給対象者を除く。

##### イ 支給額

対象児童1人につき5万円



## (2) 令和4年度

新型コロナの影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等の影響に直面する子育て世帯の生活を支援するため、低所得のひとり親世帯及び住民税均等割非課税の子育て世帯に対して支給したもので、令和4年4月26日、『コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」』において、真に生活に困っている方々への支援措置の強化として、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を給付することが盛り込まれ、同月28日に閣議決定された。事業の実施にあたり、専任職員1人を配置し、5月に市長専決で予算を講じ、6月中に支給を開始した。

## 【ひとり親世帯】

## ア 支給対象者

- (ア) 令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- (イ) 公的年金等の受給により、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない者
- (ウ) 家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している者と同じ水準となっている者

## イ 支給額

対象児童1人につき5万円

## 【ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯】

## ア 支給対象者

- (ア) 令和4年4月分の児童手当（特例給付含む）又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者
  - (イ) 令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当（特例給付含む）又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者
  - (ウ) 18歳年度末までの児童（障害児については20歳未満）の養育者であって、令和4年度分の住民税均等割が非課税の者
  - (エ) 18歳年度末までの児童（障害児については20歳未満）の養育者であって、家計が急変し、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者
- ※ 低所得のひとり親世帯の支給対象者を除く。

## イ 支給額

対象児童1人につき5万円

## 5 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナの影響等を踏まえ、子育て世帯に対する臨時特別的な給付措置の概要が国から示された。事業の実施にあたり、市長専決で予算を講じるとともに、専任職員1人を配置し、給付金の支給に向け準備を進めた。12月17日にコールセンターを開設し、12月中に支給を開始した。

## (1) 支給対象者

以下の対象児童を養育する者（※）・施設設置者等

- ア 令和3年9月分の児童手当にかかる児童（特例給付対象児童（所得制限超過者）を除く）
  - イ 基準日（令和3年9月30日）時点で高校生相当年齢の児童（就職している者は含むが、配偶者を有する者を除く）
  - ウ 基準日の翌日から令和4年3月31日までの間に出生した児童
- ※ イ、ウの児童を養育する者については、児童手当の所得制限額未満の者に限る。

## (2) 支給額

対象児童1人につき10万円

## 実績・効果

## 【支給実績】

## 1 子育て世帯臨時特別給付金

- (1) 一般分 支給件数： 70,063件  
支給額：1,122,550千円

- (2) 公務員分 支給件数： 7,689 件  
支給額： 128,140 千円

2 ひとり親世帯臨時特別給付金

- (1) 基本給付（6月児扶手当受給者分） 支給件数： 7,346 件  
支給額： 465,850 千円

- (2) 基本給付（申請分） 支給件数： 1,111 件  
支給額： 73,610 千円

種別	支給件数	支給額
公的年金（児扶認定有）	39 件	2,370 千円
公的年金（児扶認定無）	304 件	20,240 千円
家計急変	768 件	51,000 千円
計	1,111 件	73,610 千円

- (3) 追加給付 支給件数： 4,543 件  
支給額： 227,150 千円

種別	支給件数	支給額
6月児扶手当受給者	4,333 件	216,650 千円
公的年金（児扶認定有）	14 件	700 千円
公的年金（児扶認定無）	196 件	9,800 千円
計	4,543 件	227,150 千円

- (4) 基本給付（再支給分） 支給件数： 8,452 件  
支給額： 539,180 千円

種別	支給件数	支給額
6月児扶手当受給者	7,342 件	465,650 千円
公的年金（児扶認定有）	39 件	2,370 千円
公的年金（児扶認定無）	303 件	20,160 千円
家計急変	768 件	51,000 千円
計	8,452 件	539,180 千円

3 新生児臨時特別給付金

支給件数 7,079 件（うち双子 65 件）

4 子育て世帯生活支援特別給付金

(1) 令和3年度

ア ひとり親世帯分・申請不要分（令和3年4月分の児童扶養手当受給者）

支給件数： 7,139 件

支給額： 519,650 千円

イ ひとり親世帯分・申請分（公的年金受給者・家計急変者）

支給件数： 638 件

支給額： 47,450 千円

種別	支給件数	支給額
公的年金（児扶認定有）	12 件	700 千円
公的年金（児扶認定無）	180 件	13,700 千円
家計急変	446 件	33,050 千円
計	638 件	47,450 千円

ウ ひとり親世帯以外分・申請不要分（令和3年4月分の児童手当・特別児童扶養手当受給者）

支給件数： 5,010 件

支給額：440,500千円

エ ひとり親世帯以外分・申請分（年度末16歳～18歳到達児童（障害児は20歳未満）の養育者・家計急変者）

支給件数： 475件

支給額： 41,800千円

種別	支給件数	支給額
非課税	251件	18,950千円
家計急変	224件	22,850千円
計	475件	41,800千円

(2) 令和4年度

ア ひとり親世帯分・申請不要分（令和4年4月分の児童扶養手当受給者）

支給件数： 6,984件

支給額：510,900千円

イ ひとり親世帯分・申請分（公的年金受給者・家計急変者）

支給件数： 421件

支給額：31,000千円

種別	支給件数	支給額
公的年金（児扶認定有）	6件	350千円
公的年金（児扶認定無）	55件	3,950千円
家計急変	360件	26,700千円
計	421件	31,000千円

ウ ひとり親世帯以外分・申請不要分（令和4年4月分の児童手当・特別児童扶養手当受給者）

支給件数： 4,926件

支給額：431,300千円

エ ひとり親世帯以外分・申請分（年度末16歳～18歳到達児童（障害児は20歳未満）の養育者・家計急変者）

支給件数： 731件

支給額：55,400千円

種別	支給件数	支給額
非課税	426件	25,750千円
家計急変	305件	29,650千円
計	731件	55,400千円

5 子育て世帯への臨時特別給付金（支援給付金）

支給対象児童数 144,372人

【効果】

各事業の実施により、新型コロナにより生活に影響を受けた子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与した。

課題

国制度の給付金については、国から早期の支給を求められるほか、他自治体の支給時期や市民のニーズに応えるために、短期間で制度設計を行い、予算成立後には、各種手続・契約（システム改修・印刷・封入封緘・コールセンター等）・要綱の作成等々を行わなければならないが、業務量が膨大になったが、十分な専任職員を確保することができなかった。

第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 2 生活支援 (3) 就学支援制度等の学生等への支援制度	実施期間： 流行初期 ～第8波
担当部署：教育局学事課（就学援助担当）	

**対 応 経 過**

**1 就学援助制度**

本市では、経済的な理由などにより就学が困難と認められる市内の小中学校（私立を除く）に就学する児童・生徒の保護者に対して、就学援助制度を実施している。本制度は、以前より家計急変にも対応していたことから、新型コロナによる家計急変についても対象となる旨を周知することや、制度のお知らせを配布する回数を増やした。

また、令和2年度は、市立学校の臨時休業に伴い、例年であれば4月中の受付であった申請受付を6月まで延長した。

**2 高等教育の就学支援新制度等**

国からの案内のあったものについては各市立高校を通じ、保護者に周知した。

また、各種経済支援に関する情報について、市ホームページに掲載し、必要とする学生等が利用できるよう周知に努めた。

**実 績 ・ 効 果**

**【実績】**

就学援助制度の周知実績及び認定者数は以下のとおり。

年度	周知回数（周知した月）	認定者数
令和元年度（参考）	1回（4月）	6,863人
令和2年度	3回（4月・5月・10月）	7,001人
令和3年度	2回（4月・10月）	7,305人
令和4年度	2回（4月・10月）	8,366人

**【効果】**

就学支援制度等が新型コロナに伴う家計急変についても対象になることについての周知を強化することで、当該制度等の存在や、新型コロナに伴う家計急変について対象となることを知らず、経済的負担に悩む子育て世帯の負担軽減に寄与した。

**課 題**

就学援助については、支援を必要とする児童生徒が学校での教育を円滑に受けられるよう、制度の適切な運用と周知に努める。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>2 生活支援</p> <p>(4) 就労支援</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本市事業</div>	<p>実施期間：</p> <p>第4波 ～第8波</p>												
<p>担当部署：経済局商業・雇用支援課</p>														
<p><b>対 応 経 過</b></p>														
<p>&lt;経過及び目的&gt;</p> <p>新型コロナの感染拡大に伴う経済活動の停止により事業者による解雇や雇止め、採用の中止や延期など雇用情勢への大きな影響が見込まれたため、新型コロナによる離職者及び新規学卒者等の就職支援を実施した。</p> <p>〔就職氷河期世代就職支援事業〕</p> <p>就職氷河期世代で正規雇用を希望しながらも非正規雇用となっている者や、新型コロナの影響による失業者を対象に、正規雇用につながる就職支援を行う事業を令和3年度より開始した。</p> <p>(1) 事業概要</p> <p>就職支援に関する相談窓口の設置、スキルアップ研修、マッチングイベントの開催、専用ウェブサイトの開設等</p> <p>(2) 支援対象</p> <p>就職氷河期世代（大卒であれば昭和45年4月2日から昭和57年4月1日までに、高卒であれば昭和49年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者）</p> <p>(3) 事業目標（KPI）</p> <table border="1" data-bbox="304 1039 1289 1232" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 20%;">令和3年度</th> <th style="width: 20%;">令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>正規雇用就業者</td> <td>20名</td> <td>30名</td> </tr> <tr> <td>研修等によるスキル向上支援事業参加者（登録者数）</td> <td>60名</td> <td>100名</td> </tr> <tr> <td>求人企業数</td> <td>30社</td> <td>70社</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 事業に係る主な経過</p> <p>ア 令和3年度（令和3年6月～令和4年3月）</p> <p>就職相談のための専用窓口及びウェブサイトを開設し、個別面談や研修等を実施した。マッチングイベントは求職者と採用担当者が直接面談できるものとし、大会場での「就職相談会」2回と小規模イベント「ミニ相談会」1回を開催した。なお、就職相談会のうち9月開催分について、新型コロナの感染拡大に伴う緊急事態宣言発令を受け、急遽オンラインイベントに切り替えて実施した。</p> <p>イ 令和4年度（令和4年4月～令和5年3月）</p> <p>相談窓口の開設や個別面談等については前年度と同様に対応した。マッチングイベントは県との共催により規模を拡大することで、より多くの求職者と求人企業にマッチングの機会を提供することとし2回開催した。</p> <p>〔若者就労・定着支援事業〕</p> <p>新型コロナの拡大に伴う第二の就職氷河期世代の出現を防ぐとともに、地元企業の人材確保及び地域経済の活性化を図ることを目的として、コロナ禍により就職が困難な状況に置かれた新卒者や内定取消者、非正規雇用者や職を失った若者等を対象に就職・定着支援を行う事業を令和3年度から開始した。</p> <p>(1) 事業概要</p> <p>就職支援に関する相談窓口の設置、スキルアップ研修、マッチングイベントの開催、専用ウェブ</p>			項目	令和3年度	令和4年度	正規雇用就業者	20名	30名	研修等によるスキル向上支援事業参加者（登録者数）	60名	100名	求人企業数	30社	70社
項目	令和3年度	令和4年度												
正規雇用就業者	20名	30名												
研修等によるスキル向上支援事業参加者（登録者数）	60名	100名												
求人企業数	30社	70社												



ブサイトの開設等

(2) 支援対象

令和3年度：20歳～34歳、令和4年度：20歳～35歳

(3) 事業目標 (KPI)

項目	令和3年度	令和4年度
正規雇用就業者	20名	20名

(4) 事業に係る主な経過

ア 令和3年度（令和3年5月～令和4年3月）

就職相談のための専用窓口及びウェブサイトを開設し、個別面談や研修等を実施した。マッチングイベントは、求職者が採用担当者としてじっくり対話し企業理解を深められる少人数による「企業との本音トーク会」を3回開催した。

イ 令和4年度（令和4年9月～令和5年3月）

相談窓口の開設や個別面談等については前年度と同様に対応した。マッチングイベントを通じて求職者の就職支援・定着支援につなげていくこととし、秋と冬計2回の来場型イベントを開催した。

実績・効果

【実績】

〔就職氷河期世代就職支援事業〕

事業実績	登録者数	就職決定者数		マッチングイベント		
			うち 正規	実施内容	参加企業数	参加者数
令和3年度	97名	14名	13名	説明会(オンライン含む)・5回	計34社	計51名
令和4年度	116名	21名	10名	合同企業説明会・2回	計88社	計143名

○令和3年度の就職決定者の就職先（計14名）

医療・福祉業4名、サービス・専門サービス業3名、製造業1名、不動産業1名、建設業1名、電気・通信業1名、不明3名

○令和4年度の就職決定者の就職先（計21名）

サービス・専門サービス業8名、医療・福祉業3名、電気・通信業2名、運輸・配送業2名、印刷業1名、卸売業1名、小売業1名、製造業1名、土木・建築業1名、警備業1名

〔若者就労・定着支援事業〕

事業実績	登録者数	就職決定者数		マッチングイベント		
			うち 正規	実施内容	参加企業数	参加者数
令和3年度	31名	16名	13名	企業との本音トーク会・3回	計12社	計30名
令和4年度	24名	4名	4名	ジョブフェア・2回	計10社	計6名

○令和3年度就職決定者の就職先（計16名）

食品卸3名、建材商社1名、ソフトウェア関連1名、警察1名、職業紹介事業1名、建物管理業1名、臨床研究機関1名、電設資材商社1名、電気通信工事業1名、大学1名、飲食業1名、教材卸売1名、医療機関1名、人材サービス1名

○令和4年度就職決定者の就職先（計4名）

電気通信工事業1名、ソフトウェア関連1名、技能実習生の受入事業者1名、不明1名

**【効果】**

個々の状況に応じた個別相談やキャリアコンサルティング、求人企業とのマッチング等伴走型の支援を行うことにより、対象者の就職決定や自立的な就職活動につながった。

**【事業費】 ※いずれも国の交付金により実施**

	令和3年度	令和4年度
就職氷河期世代就職支援事業（委託費）	15,000千円	15,000千円
若者就労・定着支援事業（委託費）	8,000千円	5,000千円

**課 題**

- ・ 新型コロナの感染拡大の初期には、求職者側から見た雇用情勢の悪化が当然のものとして想定されたが、両事業ともコロナ禍の影響により就職が困難な状況に置かれた者の事業登録は少なく、期間中においても事業の見直しや終了など社会情勢に応じた柔軟な対応が必要であったと考える。
- ・ 一方、コロナ禍以前より顕著だった地元中小企業の人材不足の状況は改善しておらず、労働市場の構造的な事情（少子高齢化や地方からの人材流出、中小企業における慢性的な人手不足、若者世代の就職ツールの変化等）等も踏まえた就労支援を実施していく必要がある。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>2 生活支援</p> <p>(5) 税・公共料金の特例</p> <p>ア 各種公共料金の減免等</p>	<p>水道料金・下水道 使用料の特例の み本市事業</p>	<p>実施期間</p> <p>流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：水道局営業課、ガス局経営企画課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>1 水道料金・下水道使用料</p> <p>(1) 徴収の猶予</p> <p>新型コロナの影響を受け、収入が大幅に減少したなどの事情により、水道料金・下水道使用料の支払いが困難な方に対し、分割による支払いの受付、給水停止の延期や解除を実施。分割回数や給水停止の延期期間については、お客様の状況に応じて対応した。</p> <p><b>【経過】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年3月12日 新型コロナの影響を踏まえ、HPに支払いに関する相談受付を掲載</li> <li>・ 令和2年3月19日 国通知を受け、支払いの猶予を明記</li> </ul> <p><b>【広報の方法】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年3月12日に水道局ホームページ掲載</li> <li>・ 市政だより令和2年7月号に掲載</li> <li>・ 市ホームページの新型コロナ支援に関するページに掲載</li> <li>・ 令和2年4月から約1年間、ラジオ広報（エフエム仙台 ジョイフル SENDAI）で広報</li> <li>・ 水道局広報紙「仙台の水道 H20」に掲載</li> </ul> <p>令和2年度：6月号 令和3年度：6月号、12月号 令和4年度：6月号、12月号掲載</p> <p>(2) 減免の実施</p> <p>令和2年5月、緊急事態宣言が発出され、本市として、いわゆるステイホームや手洗いの励行などを市民に強く要請していた状況であったことから、これによって増加する水道料金・下水道使用料の負担を少しでも軽減するため、水道事業会計・下水道事業会計の負担で2か月分の基本料金・基本使用料の減免を実施した。</p> <p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象者 本市と水道・下水道を契約しているお客様</li> <li>・ 内容 水道の基本料金及び下水道の基本使用料（2か月分）の減免</li> <li>・ 対象期間 令和2年7月及び8月検針分</li> <li>・ 減免金額 平均的なご家庭（給水管の口径が20mmの場合）の減免金額 4,296円 水道基本料金 2,750円（税込み） 下水道基本使用料 1,546円（税込み）</li> </ul> <p>2 ガス料金の支払い猶予の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年3月19日、経済産業省資源エネルギー庁より、新型コロナの影響によりガス料金の支払いが困難な事情がある方に対して、迅速かつ柔軟に対応するよう要請があった。</li> <li>・ 令和2年3月25日、ガス料金の特別措置を実施し、新型コロナの影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」「総合支援資金」の貸付を受け、一時的にガス料金の支払いが困難となっている方を対象に、令和2年2月（支払期限日が3月25日以降のもの）、3月、4月検針分のガス料金について、お客様からの申し出により、支払期限を1か月間延長し、早収料金（納入通知書の発行日の翌日から起算して20日以内に支払う場合に適用される料金）を適用した。</li> <li>・ 令和2年4月7日、同日付で緊急事態宣言が発令されたことを踏まえ、経済産業省から更なる</li> </ul>		

対応を要請されたため、令和2年4月28日に5月検針分のガス料金について、令和2年5月25日に6月検針分のガス料金について、令和2年6月26日に7月検針分のガス料金について、令和2年7月27日に8月検針分のガス料金について、同様の措置を実施した。

### 実績・効果

#### 【実績】

#### 1 水道料金・下水道使用料

##### (1) 徴収の猶予

相談受付件数	家事用：	1,222件	家事用以外：	116件	計：	1,338件
支払猶予件数	家事用：	669件	家事用以外：	37件	計：	706件
支払猶予金額	家事用：	5,915,033円	家事用以外：	2,233,494円	計：	8,148,527円

【R5. 3. 15 厚生労働省最終報告】

##### (2) 減免の実施

減免総額 約19億7千万円

※ 水道事業会計及び下水道事業会計で負担

#### 2 ガス料金の支払い猶予の措置

申し出に基づき、特別措置が適用となったお客様数は21件、支払猶予金額の合計は963,345円

#### 【効果】

- ・ 新型コロナの影響により、水道料金・下水道使用料、ガス料金の支払いが困難な事情がある方等に対し、個々の状況に応じた柔軟な対応を行うことで負担軽減につながった。
- また、水道の基本料金と下水道の基本使用料の減免を実施することで、経済面の負担軽減につながった。

### 課題

#### 1 水道料金・下水道使用料

##### (1) 徴収の猶予

財産調査ができないため、困窮状況はお客様の話以外情報が無いこと。

##### (2) 減免の実施

- ・ 水道料金、下水道使用料は、各事業における施設の適切な維持管理や更新、老朽化対策等の財源となるため、減免の実施については、将来的な事業への影響等も踏まえ、慎重に判断する必要がある。
- ・ 長引くコロナ禍を受け、いかなる支援策を講ずるか、そのための財源をどのように工面するかについては、本市全体として総合的に検討、調整を行う必要がある。

#### 2 ガス料金の支払い猶予の措置

特別措置の期間設定については、その時点の状況を把握・分析したうえで検討を行うため、明確な期間設定に関する基準を設けることができなかった。

<p><b>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</b></p> <p><b>2 生活支援</b></p> <p>(5) 税・公共料金の特例</p> <p>イ 市民税・県民税の申告期限延長</p>	<p><b>実施期間</b></p> <p>流行初期 ～第4波</p>
<p>担当部署：財政局市民税企画課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p><b>【令和2年2月～4月における対応】</b></p> <p><b>1 実施までの経過</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年2月27日、国税庁において、新型コロナの拡大防止の観点から、確定申告の申告期限を令和2年4月16日まで延長するとの発表がなされ、同日、総務省から各地方団体に対し、地方税においても申告期限を延長することができることから、各地方団体において適切に運営するよう依頼があった。</li> <li>・ 国税庁の確定申告における対応及び総務省からの依頼を踏まえ、令和2年3月16日までであった令和3年度市民税・県民税の申告期限を令和2年4月16日までに延長することとした。</li> <li>・ 市民税・県民税の申告期限を延長することについて、令和2年2月28日に記者発表を行い、令和2年3月5日に仙台市市税条例の規定に基づく告示を行った。</li> </ul> <p><b>2 実務上の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年3月16日までの開設予定で各区・総合支所に申告会場を設けていたところ、延長後の申告期限まで全ての会場を確保することが困難であったことから、3月17日以降の申告については、青葉区役所及び市役所北庁舎の財政局市民税課において受け付けることとし、3月6日に申告会場に関する記者発表を行った。</li> <li>・ 市民周知に関しては、市ホームページ、市政だよりにより行った。</li> </ul> <p><b>【令和3年2月～4月における対応】</b></p> <p><b>1 実施までの経過</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年2月2日、国税庁において、緊急事態宣言の期間が確定申告期間と重なることを踏まえ、十分な申告期間を確保して確定申告会場の混雑回避を図る観点から、確定申告の申告期限を令和3年4月15日まで延長するとの発表がなされ、同日、総務省から各地方団体に対し、地方税においても申告期限を延長することができることから、各地方団体において適切に運営するよう依頼があった。</li> <li>・ 国税庁の確定申告における対応及び総務省からの依頼を踏まえ、令和3年3月15日までであった令和4年度市民税・県民税の申告期限を令和3年4月15日までに延長することとした。</li> <li>・ 市民税・県民税の申告期限を延長することについて、令和3年2月5日に記者発表を行い、令和3年2月15日に仙台市市税条例の規定に基づく告示を行った。</li> </ul> <p><b>2 実務上の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年3月15日までの開設予定で各区・総合支所に申告会場を設けていたところ、延長後の申告期限まで全ての会場を確保することが困難であったことから、3月16日以降の申告については、青葉区役所及び市役所北庁舎の財政局市民税課において受け付けることとし、2月5日に行った記者発表において、申告期限の延長と併せて発表した。</li> <li>・ 市民周知に関しては、市ホームページ、市政だよりにより行った。</li> </ul>	



## 実績・効果

## 【延長した期間に係る申告受付件数】

(単位：件)

		(参考)平成31年度	令和2年度	令和3年度
窓口 受付	～3/15(通常受付期間)	12,466	10,130	7,300
	3/16～4/15(延長期間)	-	1,248	1,135
郵送 受付	～3/15(通常受付期間)	8,527	7,563	9,463
	3/16～4/15(延長期間)	-	1,161	1,576
合計		20,993	20,102	19,474

※ 令和2年については3月15日が日曜日であったことから、通常受付期間は3月16日まで、延長期間は3月17日～4月16日までとなる。

- ・ 通常受付期間における申告会場の混雑緩和に一定程度寄与したものと考えられる。

## 【事業費】

	令和2年度	令和3年度
需用費	605,116円	374,166円
委託料	22,400円	-
使用料及び賃借料	23,793円	2,805円
合計	651,309円	376,971円

※ 使用用途：申告会場用の消毒液や飛沫防止パネル等の感染対策グッズの購入、申告会場の開設期間延長による備品リース料の増等

## 課題

- ・ 市民税・県民税の課税事務は、申告期限が3月15日であることを前提に納税通知書の発送スケジュールが組まれており、3月16日以降に提出された申告書については、その内容を当初送付した市民税の納税通知書に反映できない場合があった。次回の納期分で内容を反映させる処理を行ったが、この処理は職員が1件ずつ手入力で行わねばならないことから、担当職員の超過勤務が増加した。
- ・ 担当課の繁忙期が長期化した結果、税務調査が十分行えなかった。
- ・ 申告内容を当初の納税通知書に反映できなかった方で、その内容を反映すれば非課税となる方について、次回の納期分で内容を反映させる処理が行われるまでの間、非課税証明書を発行することができなかった。
- ・ 確定申告書の内容が当初課税時に反映されていないことにより、市民税・県民税情報を利用して負担額の算定や負担軽減措置を行っている各種制度において、負担額の変更や処理スケジュールの延期等が生じた。
- ・ 市民税・県民税の申告期限延長は、国税庁の確定申告における対応及び総務省からの依頼を踏まえて行ったものであり、あくまで緊急時のやむを得ない対応と評価すべきである。
- ・ 市民税・県民税の課税情報は、福祉分野などの他の行政事務などに広く活用されており、市の課税事務及び納税者への影響が大きい申告期限の延長は、原則として行うべきでない。
- ・ 市民税・県民税の申告における感染対策としては、郵送など、対面によらずに申告書を提出する方法を多くの方にご利用いただくことが効果的であり、令和3年度は郵送申告を奨励した結果、郵送受付件数が大きく増加し、申告会場の混雑緩和に寄与した。
- ・ 現在、地方税共同機構では市民税・県民税の電子申告システムの開発に着手しており、申告書の提出方法を多様化し利便性を向上させることで、対面によらない申告書の提出をさらに奨励していくことが必要である。

この取組みにより、申告会場の混雑緩和を図ることができ、次の感染症危機のみならず、季節性インフルエンザ等一般的な感染症の拡大防止の一助となる。

<p><b>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</b>  <b>2 生活支援</b>                  (5) 税・公共料金の特例                  ウ 市税の徴収猶予</p>	<p>実施期間：                  流行初期                  ～第6波</p>
<p>担当部署：財政局徴収対策課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>令和2年4月、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染症が社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、新型コロナ及びそのまん延防止措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとなった。</p> <p>イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、収入に相当の減少があった納税者・特別徴収義務者（個人法人、規模は問わない）の国税・地方税及び社会保険料について、無担保かつ延滞税（金）なしで納期限から1年間、納付を猶予する特例を設けた〔地方税法（附則部分）を改正し、令和2年4月30日施行〕。</p> <p><b>【制度概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象となる者は、次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者                     <ul style="list-style-type: none"> <li>① 新型コロナの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。</li> <li>② 一時に納付し、納入を行うことが困難であること（困難であることの判断については、向こう半年間の事業資金を考慮に入れて柔軟に行う。）。</li> </ul>                     なお、特例制度は令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するほぼ全ての税目を対象とした。                 </li> <li>・ 周知に関しては、市ホームページ、市政だより、市政ラジオ、税務広報物（わたしたちの市税、ポスター）により行った。</li> <li>・ 本市では、新型コロナの発生を受け、徴収猶予の特例制度が設けられる前の令和2年3月から、既存の徴収猶予の適用を柔軟に行うことにより対応を行っており、特例制度創設後は既存の猶予の期間経過後に特例制度への切替を進めた。</li> <li>・ 徴収猶予の特例制度開始に合わせてホームページの修正を行い、制度概要や申請方法の周知に努めた。また地方税共同機構（eLTAX）を通じての申請も可能になるなど、税務部システム担当とも調整を行い、申請者の負担軽減となる対応に取り組んだ。</li> <li>・ 徴収担当各課に対しては、定例会議を通して制度及び柔軟な対応を取ることにについて周知を図った。猶予期間の1年が経過する前には、対象者全てに対して、猶予期間満了が近いこと及び期間満了後もなお市税の納付納入が困難な場合には、納税者の実情に応じて既存の猶予制度での対応が可能であるので相談を行うよう促す旨を記載した文書を送付した。</li> <li>・ 積極的な周知に努め、また柔軟な対応に徹していたが、通常の催告等を重ねても納付・納入や相談に至らなかった者については、令和2年度においても滞納整理を実施した（処分数は令和元年度5,808件に対して令和2年度は4,715件と平年と比べ減少）。</li> <li>・ 令和3年度においても、新型コロナの影響により減収となっている者については、納税義務者の実情を把握し、既存の猶予制度につなげるよう納税部内で取組みを行った。</li> </ul>	
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和2年度において、約22億円の市税について徴収猶予の特例を適用した。うち、同年度内に約7億円が納付納入され、約15億円が令和3年度に収入未済額として繰り越された（税額の更正により、徴収猶予の特例を適用した繰越分は同年度末には約14億円に減少している。）。猶予適用</li> </ul>	

となった実対象者数は、個人が約 950 者、法人が約 650 者、合計約 1,600 者であった。

- 令和3年度に繰り越された徴収猶予の特例適用分については、同年度のうちに全体として90%以上が、概ね猶予期間満了前に納付納入された。大口納税者が多い固定資産税等、法人市民税及び事業所税で特に収入率が高くなったが、個人の市民税については7割弱の年度内収入率であった。
- 国等が実施した、個人への各種給付や事業者への支援金・給付金の支給、柔軟な融資制度等と併せて、徴収猶予の特例も含めた税制上の措置により、個人の生活不安や事業者の資金不安を軽減する効果は大きかったものと推測される。

### 課題

- 支援を要する者に対して、迅速かつ柔軟に対応をしていく必要性が求められる状況において、既存の猶予制度と比べて適用要件が緩和されたこともあり、真に新型コロナの影響を受けたことによるケースかどうか不明な場合もあった。
- 部内においては、適用条件が本市の判断によるものなどの項目について、同じ対応となるよう定例会議等を通じて調整を行った。なお、適用件数が多く、申請の背景も多種多様であったため、一様ではない対応も一部見られたが、納税者の実情に対応するための柔軟性を優先した。
- 感染拡大期については、既存の猶予制度だけでの対応は非常に困難であったと推測される。特例的な対応については、税という法律に基づいて執行される領域において、一自治体でできることには限界があるが、今回のような特例的な対応をするために、既存制度の限界や危機時における税制度について把握しておく必要がある。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>2 生活支援</p> <p>(5) 税・公共料金の特例</p> <p>エ その他税金支払への支援措置</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：財政局資産税企画課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>1 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に対する課税標準の特例</p> <p>新型コロナの影響に伴う地方税の対応として、令和2年4月30日に地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）が施行され、収入が減少した中小事業者等を対象とし、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税を軽減する措置が創設された。また、当該軽減措置を受けるためには、市町村へ申告が必要となっており、本市では令和3年1月4日から2月1日まで申告の受付を実施した。</p> <p>2 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置（令和3年度税制改正）</p> <p>新型コロナにより社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置により、税額が増加する土地について前年度の税額を据え置く特別な措置を講じた。</p> <p>3 土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置（令和4年度税制改正）</p> <p>景気回復に万全を期すため、土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の2.5%（現行：5%）とする措置を講じた。</p>	
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>	
<p>1について</p> <p>法定された期間内（令和3年2月1日まで）で、申請受付対応を完了させることができた。</p> <p>申請受付にあたっては、多数の問合せ、申告が来ることを想定し、専用電話の設置や作業室の確保等、万全の準備を図ったことで、法定期間内での対応はもちろん、特段の理由がある者の期限後申告についても、混乱なく対応できた。</p> <p>〔令和3年度実績〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 償却資産 適用件数：2,004件 軽減税額：536,474千円</li> <li>・ 事業用家屋 適用件数：2,201件 軽減税額：1,763,310千円</li> </ul> <p>1、2、3について</p> <p>新型コロナに係る軽減措置に対応するためのシステム改修を完了させたいえ、例年どおりのスケジュールで年度当初の課税を実施することができた。</p> <p>【事業費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パソコン・コピー機の賃借料 1,731千円</li> <li>※ 会計年度任用職員4名（R2.12～R3.3：2名）（R3.1～R3.3：2名）の給与とシステム改修費（他の税制改正と併せて対応）は含まない。</li> </ul>	
<p><b>課 題</b></p>	
<p>1について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回創設された当該軽減措置については、固定資産税・都市計画税における既存の軽減措置には存在しない新たな要件（事業者の減収割合）が設定され、市側の取扱いの整理に時間を要する</li> </ul>	

こととなった。また、事業者側に対しても、具体的な適用要件や申告手続き方法（申告書類については、確認機関となった税理士等からの確認サインが必須となる等）の理解が全国的に広がっていない状況であったため、広報や申告手続きに関する問合せへの対応に相当のマンパワーを割くこととなった。

- ・ 今回は、申告受付対応のために割かれたマンパワーの穴埋めが必要となった際、新型コロナの影響拡大に伴う緊急雇用対策を活用することで会計年度任用職員を雇用する等の対応を取ることができた。有事の際に必要な人員配備を柔軟かつ機動的に実現できるような体制を構築しておく必要があると考える。

## 2、3について

- ・ 緊急整備された負担調整措置に対応するためのシステム改修に苦慮した。



<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 3 事業者への支援及び経済回復策 (1) 時短・休業要請に係る協力金等の支給</p>	<p>本市事業（地域産業協力金、感染症拡大防止協力金への上乗せ）</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第7波</p>
<p>担当部署：経済局中小企業支援課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>&lt;目的・概要&gt; 本市においては、新型コロナによる地域経済への影響を最小限に抑えるため、令和2年3月に緊急経済対策を発表し、各種の支援施策を実施した。 こうした中、令和2年4月に緊急事態宣言<sup>†1</sup>が発令されると、休業要請等によりさらなる打撃が懸念されたため、県内一律の協力金制度に市独自の上乗せを加えた地域産業協力金の支給や、対象外となる事業者への地域産業支援金の創設等を盛り込んだ、緊急経済対策第2弾を発表した。 以後も、感染拡大やそれに伴う緊急事態措置<sup>†22</sup>、まん延防止措置<sup>†2</sup>等の度に、国・県の協力金等の支給や本市独自の支援策を緊急経済対策として実施し、売上が減少した事業者の事業継続の下支えを行うとともに、このような状況を乗り越えるため業態転換や前向き投資を行う事業者の支援に努めた。 ※ 本項では、緊急事態宣言・まん延防止措置に伴う各種要請・協力依頼に全面的に協力いただいた事業者への協力金の支給及び売上が減少した事業者への支援金の支給について掲載する。 業態転換や前向き投資を行う事業者の支援や割増商品券事業、デジタル商品券を発行するデジタルスタンプラリー事業等については、第6節3「事業者への支援及び経済回復策」の386ページ以降の各事業を参照。</p> <p>&lt;各事業の概要&gt; 1 地域産業協力金 (1) 制度概要 新型コロナの拡大防止のため、県の要請や協力依頼に応じ、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的に協力いただいた市内で施設を運営する中小の事業者に対して支給するもの。 (2) 支給要件 県の緊急事態措置で休業要請等の対象施設を運営し、対象期間となる令和2年4月25日～5月6日の全ての期間中、全ての施設で休業（飲食店などは営業時間の短縮）を行った中小の事業者であること（地域産業支援金の給付を受ける事業者は対象外）。 (3) 支給額 1事業者あたり40万円（2施設以上運営の場合80万円） ※ 本事業は県内一律の制度として県からの事業費補助金の交付を受けて実施したものである。県内一律の制度としては1事業者あたり30万円（事業費負担は県：市町村＝20万円：10万円）であるが、本市経済への影響等を考慮し、市独自の上乗せを実施した。 (4) 申請期間 令和2年5月13日～6月15日</p> <p>2 地域産業支援金 (1) 制度概要 県の緊急事態措置発出により、休業要請等の対象施設を運営する事業者に対しては地域産業協力金が支給されたが、それ以外の事業者に対しても、一時的な支援が必要な状況であると本市が判断し、地域産業協力金の支給を受けておらず、新型コロナにより、特に大きな影響を受けている中小企業、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業の継続を下支えするための支援金を</p>		

支給した。

(2) 支給要件

- ① 市内に本社・本店・主たる事務所を置く大企業以外の事業者であること
- ② 令和2年3月以前から事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- ③ 新型コロナの影響により、令和2年2月から6月までのうち、主たる収入が前年同月比で50%以上減少している月（対象月）があること（地域産業協力金を受給する事業者は対象外）

(3) 支給額

1事業者あたり20万円

(4) 申請期間

令和2年5月13日～7月13日（対象拡大後：7月31日）

3 感染症拡大防止協力金（第1期～12期）

(1) 制度概要

新型コロナの拡大防止のため、県が行う営業時間短縮等の要請（経過は別添のとおり）に全面的に協力いただいた飲食店等に対して支給するもの。

(2) 支給要件

- ① 協力要請以前から対象区域内で対象施設（店舗）を運営していること
- ② 協力要請の対象期間全てにおいて、営業時間短縮等の要請に全面的に協力いただくこと
- ③ 新型コロナの拡大防止のため、営業にあたり、業種毎に定められたガイドライン等を遵守し、感染対策を徹底しており、県の「新型コロナ対策実施中ポスター」等の取得及び掲示等をしていること
- ④ 対象施設（店舗）において、営業に関する必要な許認可等を取得していること

(3) 支給額

支給額は店舗ごとに「協力金単価×要請日数」で決定し、事業者ごとの支給額は運営する店舗の合計となる。本事業は県からの事業費補助金の交付を受け実施しており、当該要綱で設定されている協力金単価は国・臨時交付金協力要請推進枠で規定される単価に基づき設定されており、本市においても原則としてその単価を採用した。ただし、第6期については、長引く営業時間短縮等の要請による本市経済への影響を考慮し、国単価に本市独自上乗せを行い第5期延長相当の支給額とした。

要請	協力金単価	要請日数
第1期 (令和2年12月28日午後10時～令和3年1月12日午前5時)	4万円	15日
第2期 (令和3年1月12日午後10時～1月27日午前5時)	4万円	15日
第3期 (令和3年1月27日午後10時～2月8日午前5時)	4万円	12日
第4期 (令和3年3月25日午後9時～4月5日午前5時)	4万円	11日

第3章 各対応の経過及び検証

第3章

第6節

市民生活及び市民経済の安定の確保

第5期 (令和3年4月5日午後8時～5月6日午前5時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) ・売上高方式: 売上高×0.4(下限4万円、上限10万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円)	31日
第5期延長 (令和3年5月6日午後8時～5月12日午前5時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) ・売上高方式: 売上高×0.4(下限3万円、上限10万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円)	6日
第6期 (令和3年5月12日午後8時～6月1日午前5時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) つ上限額は売上高×0.3又は20万円のいずれか低い方となる) ・売上高方式: 売上高×0.4(下限3万円、上限10万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円)	20日
第7期 (令和3年6月1日午後9時～6月14日午前5時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) ・売上高方式: 売上高×0.3(下限2.5万円、上限7.5万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円又は売上高×0.3のいずれか低い額)	13日
第8期 (令和3年7月21日午後9時～8月17日午前5時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) ・売上高方式: 売上高×0.3(下限2.5万円、上限7.5万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円又は売上高×0.3のいずれか低い額)	27日
第9期 (令和3年8月17日午後8時～8月20日午前5時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) ・売上高方式: 売上高×0.3(下限2.5万円、上限7.5万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円又は売上高×0.3のいずれか低い額)	3日
第10期 (令和3年8月20日午前0時～8月27日午前0時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) ・売上高方式: 売上高×0.4(下限3万円、上限10万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円)	7日
第11期 (令和3年8月27日午前0時～9月13日午前0時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) ・売上高方式: 売上高×0.4(下限4万円、上限10万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円)	17日
第12期 (令和3年9月13日午前0時～10月1日午前5時)	次のいずれかにより決定(大企業は売上高減少額方式のみ選択可) ・売上高方式: 売上高×0.4(下限3万円、上限10万円) ・売上高減少額方式: 売上高減少額×0.4(下限0万円、上限20万円)	18日

(4) 申請期間

- 第1期: 令和3年1月12日～2月12日
- 第2期: 令和3年1月27日～2月26日
- 第3期: 令和3年2月8日～3月5日
- 第4期: 令和3年4月12日～5月14日
- 第5期・第5期延長: 令和3年5月12日～6月18日
- 第6期: 令和3年6月1日～7月2日
- 第7期: 令和3年6月21日～7月21日
- 第8期: 令和3年8月17日～9月17日
- 第9期・第10期・第11期: 令和3年9月13日～10月22日
- 第12期: 令和3年10月1日～10月29日

4-1 時短要請等関連事業者支援金（第1次）

(1) 第1次支援金制度概要

県による営業時間短縮の協力要請及びGoToキャンペーンの停止等により、令和2年12月～令和3年5月のいずれかの月の売上が前年同月比で30%以上減少している中小事業者に対して事業継続に向けた支援金を支給するもの。「関連事業者向け」と「時短要請対象者向け」の2区分がある。

(2) 第1次支援金支給要件

本市に法人登記がされている法人・住民登録又は事業所がある個人であり、①「関連事業者向け」又は②「時短要請対象者向け」のいずれかに該当すること（両方申請はできない）。また、協力要請(第4期)以降から要請対象となった事業者は、関連事業者向けの選択も可としている。

① 関連事業者向け

県による営業時間短縮の協力要請の対象飲食店以外の事業者で、次のいずれかの影響により、令和2年12月から令和3年5月のいずれかひと月の売上が前年同月比で30%以上減少していること

- ア 県による営業時間短縮の協力要請による影響
- イ GoToキャンペーン停止による影響
- ウ 県・仙台市による独自の緊急事態宣言による影響

② 時短要請対象者向け

県による営業時間短縮の協力要請の対象事業者であり、令和2年12月から令和3年5月のいずれかひと月の売上が前年同月比で50%以上かつ150万円以上減少していること。

(3) 第1次支援金支給額

① 関連事業者向け

売り上げ減少率	法人	個人事業主
30%以上 50%未満	最大 20 万円	最大 10 万円
50%以上	最大 30 万円	最大 15 万円

※ 売上減少額が上限となる。

② 時短要請対象者向け

対象月の売り上げ減少額	法人	個人事業主
150 万円以上 300 万円未満	20 万円	10 万円
300 万円以上 400 万円未満	50 万円	25 万円
400 万円以上 500 万円未満	60 万円	30 万円
500 万円以上 600 万円未満	70 万円	35 万円
600 万円以上 700 万円未満	80 万円	40 万円
700 万円以上 800 万円未満	90 万円	45 万円
800 万円以上 900 万円未満	100 万円	50 万円
900 万円以上 1,000 万円未満	110 万円	55 万円
1,000 万円以上	120 万円	60 万円

(4) 第1次支援金経過

県市町村補助金の創設や協力要請の延長等の事情変化を受け、追加の補正予算を含む制度の拡充を行った。

① 当初制度(令和3年第1回定例会当初提案)

【支給要件】

令和2年12月から令和3年2月のいずれかの月(対象月)の売上が前年比で50%以上減少している市内で事業を営む中小事業者で、以下のいずれかの要件をみたすこと

- ア 県による営業時間短縮の協力要請による影響を受けていること(要請の対象事業者を

除く)

イ GoTo キャンペーン停止による影響を受けていること(要請の対象事業者を除く)

ウ 要請の対象事業者であり、対象月の売上減少額が 300 万円以上であること

【支給額】

法人最大 20 万円、個人最大 10 万円

② 拡充 1 回目(令和 3 年第 1 回定例会追加提案)

県・事業者支援市町村補助金の創設を受け、当該補助金を財源に次のとおり拡充

要件ア・イに該当する者→支給額を法人最大 30 万円、個人最大 15 万円に引き上げ

要件ウに該当する者→支給額を法人 30 万円、個人 15 万円から売上減少額が 100 万円増えるごとに法人 10 万円/個人 5 万円を加算。最大支給額は減少額 1,000 万円

③ 拡充 2 回目(令和 3 年 3 月専決処分)

県・市による独自の緊急事態宣言の発令及び協力要請(第 4 期)が出されたことに伴い対象月に 3 月及び 4 月を追加し要件等を次のとおり拡充した。

ア 県による営業時間短縮の協力要請による影響を受けていること(要請の対象事業者を除く)

イ GoTo キャンペーン停止による影響を受けていること(要請の対象事業者を除く)

ウ 【新設】県・市による独自の緊急事態宣言による影響を受けていること(要請の対象事業者を除く)

エ 【拡充】要請の対象事業者であり、対象月の売上減少額が 150 万円以上であること

要件ア～ウに該当する者→③の要件新設に加え、売上減少率 30%以上 50%未満の事業者には法人最大 20 万円、個人最大 10 万円を支給することを追加

要件エに該当する者→売上減少額を 150～300 万円の事業者を新たに対象に追加(支給額は法人 20 万円、個人 10 万円)、減少額 300 万円以上の事業者の支給額を法人 20 万円/個人 10 万円ずつ引き上げ(最大支給額は減少額 1,000 万円)

④ 拡充 3 回目

まん延防止措置の適用が令和 3 年 5 月 11 日まで延長されたことに伴い、対象月に 5 月を追加し、受付期間を 6 月 18 日まで延長した。

⑤ 拡充 4 回目

受付期間を 6 月 30 日まで延長した。

4-2 時短要請等関連事業者支援金(第 2 次)

(1) 第 2 次支援金制度概要

県による営業時間短縮の協力要請・GoTo キャンペーンの停止・県・市による独自の緊急事態宣言による影響により、令和 3 年 5 月から 8 月のいずれかの月の売上が前々年又は前年同月比で 30%以上減少している中小事業者に対して事業継続に向けた支援金を支給するもの。「関連事業者向け」と「時短要請対象者向け」の 2 区分がある。

(2) 第 2 次支援金支給要件

本市に法人登記がされている法人・住民登録又は事業所がある個人であり、次の「関連事業者向け」「時短要請対象者向け」のどちらかに該当すること(いずれかしか申請を行うことができない)。

① 関連事業者向け

県による営業時間短縮の協力要請(第 6 期)の対象飲食店以外の事業者で、次のいずれかの影響により、令和 3 年 5 月から 8 月のいずれかの月の売上が前々年又は前年同月比で 30%以上減少していること。

ア 県による営業時間短縮の協力要請による影響



イ GoTo キャンペーン停止による影響

ウ 県・仙台市による独自の緊急事態宣言による影響

② 時短要請対象者向け

県による営業時間短縮の協力要請(第6期)の対象事業者であり、令和3年5月から8月のいずれかの月の売上が前々年又は前年同月比で50%以上かつ150万円以上減少していること。

(3) 第2次支援金支給額

① 関連事業者向け

売り上げ減少率	法人	個人事業主
30%以上 50%未満	最大 10 万円	最大 5 万円
50%以上	最大 15 万円	最大 7.5 万円

※ 売上減少額が上限となる。

② 時短要請対象者向け

対象月の売り上げ減少額	法人	個人事業主
150 万円以上 300 万円未満	10 万円	5 万円
300 万円以上 400 万円未満	25 万円	12.5 万円
400 万円以上 500 万円未満	30 万円	15 万円
500 万円以上 600 万円未満	35 万円	17.5 万円
600 万円以上 700 万円未満	40 万円	20 万円
700 万円以上 800 万円未満	45 万円	22.5 万円
800 万円以上 900 万円未満	50 万円	25 万円
900 万円以上 1,000 万円未満	55 万円	27.5 万円
1,000 万円以上	60 万円	30 万円

(4) 第2次支援金経過

① 拡充1回目

令和3年7月21日から行われている県による酒類を提供する飲食店等を対象とした営業時間短縮の協力要請の期間が9月1日まで延長されたことを踏まえ、当該支援金の申請期限を延長するとともに、対象月に7月と8月追加し、受付期間を9月17日まで延長した。

② 拡充2回目

受付期間を9月30日まで延長した。

4-3 時短要請等関連事業者支援金(第3次)

(1) 第3次支援金制度概要

緊急事態宣言・まん延防止措置等の影響により、令和3年8月又は9月のいずれかの月の売上が前々年又は前年同月比で30%以上減少している中小事業者に対して事業継続に向けた支援金を支給するもの。「関連事業者向け」と「時短要請対象者向け」の2区分がある。

(2) 第3次支援金支給要件

本市に法人登記がされている法人・住民登録又は事業所がある個人であり、次の「関連事業者向け」又は「時短要請対象者向け」のどちらかに該当すること(申請はいずれかのみ)。

① 関連事業者向け

県による営業時間短縮の協力要請(第11期)の対象飲食店以外の事業者で、緊急事態宣言・まん延防止措置等の影響により令和3年8月又は9月の売上が前々年又は前年同月比で30%以上減少していること。

② 時短要請対象者向け

県による営業時間短縮の協力要請(第11期)の対象事業者であり、令和3年8月又は9月の

売上が前々年又は前年同月比で50%以上かつ150万円以上減少していること。

(3) 支給額

① 関連事業者向け

売り上げ減少率	法人	個人事業主
30%以上 50%未満	最大 10 万円	最大 5 万円
50%以上 70%未満	最大 15 万円	最大 7.5 万円
70%以上	最大 30 万円	最大 15 万円

※ 売上減少額が上限となる。

② 時短要請対象者向け

売上減少率 50%以上 70%未満の場合

対象月の売り上げ減少額	法人	個人事業主
150 万円以上 300 万円未満	10 万円	5 万円
300 万円以上 400 万円未満	25 万円	12.5 万円
400 万円以上 500 万円未満	30 万円	15 万円
500 万円以上 600 万円未満	35 万円	17.5 万円
600 万円以上 700 万円未満	40 万円	20 万円
700 万円以上 800 万円未満	45 万円	22.5 万円
800 万円以上 900 万円未満	50 万円	25 万円
900 万円以上 1,000 万円未満	55 万円	27.5 万円
1,000 万円以上	60 万円	30 万円

売上減少率 70%以上の場合

対象月の売り上げ減少額	法人	個人事業主
150 万円以上 300 万円未満	20 万円	10 万円
300 万円以上 400 万円未満	50 万円	25 万円
400 万円以上 500 万円未満	60 万円	30 万円
500 万円以上 600 万円未満	70 万円	35 万円
600 万円以上 700 万円未満	80 万円	40 万円
700 万円以上 800 万円未満	90 万円	45 万円
800 万円以上 900 万円未満	100 万円	50 万円
900 万円以上 1,000 万円未満	110 万円	55 万円
1,000 万円以上	120 万円	60 万円

(4) 経過

県事業者支援市町村補助金(第三期)の創設を踏まえ当該補助金を財源とし、70%以上の事業者への支給額を増額する追加提案を実施した。

5 中小企業等事業復活支援給付金

(1) 制度概要

新型コロナの感染拡大が長期化し、市内事業者に広く影響が及んでいたことから、事業者の事業継続や回復を下支えするため、業種を問わず、売上高が30%以上減少し、国の「事業復活支援金」の給付決定を受けた個人事業者・中小企業等に、最大25万円を支給するもの。

(2) 支給要件

- ① 本市に法人登記がされている中小企業・その他法人、住民登録又は事業所がある個人事業者
- ② 国の「事業復活支援金」の給付決定を受けていること

(3) 支給額

事業復活支援金で申請した売上高減少率	個人事業主	法人		
		年間売上高 1億円以下	年間売上高 1億円超～5億円以下	年間売上高 5億円超
50%以上	5万円	10万円	15万円	25万円
30%以上 50%未満	3万円	6万円	9万円	15万円

(4) 経過（差額支給の申請受付開始、申請期限の延長）

- ・ 当初の申請期間：令和4年3月17日～7月29日
- ・ 国の「事業復活支援金」の差額給付開始に伴い、本事業についても差額支給の申請受付を開始。また、国制度の申請期限延長を受け、申請期限も延長(当初締切7月29日→8月31日)。

<周知・広報>

市ホームページや市政だよりへの掲載のほか、地元新聞への広告出稿、各支援機関のメールマガジン配信や機関誌への記事掲載等での周知依頼、各経済・業界団体への広報依頼、各区役所総合支所への手引き配架等により、周知を行った。

<人員体制>

令和2年4月、県による緊急事態措置の発出により、急遽、地域産業協力金及び地域産業支援金を創設することになった。当初は経済局地域産業支援課の職員が中心となり、通常業務を中止して対応していたが、事業者からの問合せなどが相次ぎ、地域産業支援課だけでは対応しきれなくなったことから、経済局産業政策部内での応援勤務により緊急的な対応を行った。その後、支給事務を外部委託により実施することになったが、事業者から想定以上の申請があったことと、申請書の審査業務の負担が大きくなったことから、外部委託に加えて局内及び全庁からの応援職員の協力を得て対応し、令和2年4月から令和3年度末まで延べ100人以上の職員が関連業務に従事した。

また、感染拡大により事業者支援金等の支給業務に専門的な対応が必要となったことから、令和2年5月、経済局内に緊急経済対策担当課長のポストを設置し、地域産業支援課内に緊急経済対策担当（令和3年度は地域経済再生担当）として専門的に対応する職員のチームを編成し業務を担った。当該チームを中心に、本市中小企業支援を継続的に行っていくため、令和4年度に経済局中小企業支援課に再編された。

なお、中小企業等事業復活支援給付金の実施に際しては、制度設計に際して国補助金の受給を前提とすることで審査業務の簡素化・迅速化を行い、外部委託ではなく専任の会計年度任用職員の雇用に切り替えるとともに、受給者の利便性の向上に努めた。

実績・効果

1 地域産業協力金

【実績】

申請件数：7,318件、支給件数：6,808件、支給額：3,066,800千円

2 地域産業支援金

【実績】

申請件数：17,893件、支給件数：16,895件、支給額：3,379,000千円

## 3 感染症拡大防止協力金

## 【実績】

要請	申請件数	支給件数	支給額
第1期	1,377件	1,355件	885,000千円
第2期	1,371件	1,355件	888,000千円
第3期	3,562件	3,524件	2,080,320千円
第4期	3,873件	3,845件	2,132,680千円
第5期	4,444件	4,415件	10,712,968千円
第5期延長			
第6期	4,179件	4,146件	4,473,680千円
第7期	2,735件	2,722件	1,490,463千円
第8期	3,971件	3,954件	4,704,985千円
第9期	4,455件	4,429件	7,364,743千円
第10期			
第11期			
第12期	4,278件	4,257件	4,400,604千円

## 4 時短要請等関連事業者支援金（第1次～第3次）

## 【実績】

	申請件数	支給件数	支給額
第1次	5,011件 (うち関連：4,449件) (うち時短：562件)	4,734件 (うち関連：4,238件) (うち時短：496件)	985,215千円 (うち関連：734,065千円) (うち時短：251,150千円)
第2次	3,816件 (うち関連：3,394件) (うち時短：422件)	3,710件 (うち関連：3,314件) (うち時短：396件)	413,434千円 (うち関連：305,809千円) (うち時短：107,625千円)
第3次	3,541件 (うち関連：3,150件) (うち時短：391件)	3,484件 (うち関連：3,106件) (うち時短：378件)	592,328千円 (うち関連：409,603千円) (うち時短：182,725千円)

## 5 中小企業等事業復活支援給付金

## 【実績】

申請件数：16,267件、支給件数：16,151件、支給額：1,216,536千円

## 【事業費】

	令和2年度	令和3年度 ※R2明許予算含む	令和4年度
事業費総額	10,726,756,463	38,298,827,382	1,178,687,560
交付金充当額	9,808,789,424	38,076,057,025	1,119,931,994

## 【効果】

令和3年2月に実施した「新型コロナに関連した事業者向け支援策利用状況調査」によると、感染症拡大防止協力金及び時短要請等関連事業者支援金を利用した事業者のうち95%以上が役立ったと回答しており、役立った事業分野としては、事業継続、雇用維持が多く挙げられていることから、これらの協力金等の支給は、休業要請等による影響を受けた事業者の事業継続に寄与したものと考えられる。

## 課題

- ・ 県による緊急事態宣言に伴う施設の利用制限等に協力いただいた事業者に対する協力金(地域産業協力金、感染症拡大防止協力金)について、対象施設の指定と利用制限は県が行い、支給事務を市町村が実施するという役割分担の結果、本市だけでは支給要件該当の判断ができない事例が一定数発生した。
- ・ 財源の制約もあり、支給単価が運営施設数や売上規模によらず一定とされた制度も多く、特に事業規模の大きな事業者については事業継続に必要な支給額となっていたかについては疑問がある。
- ・ 売上規模に応じた支給制度については支給額算定のため決算資料等が必要となるが、必然的に提出書類数が多くなり、申請時の負担になっていた側面がある。例えば国の一時支援金・月次支援金・事業復活支援金のようにオンライン申請に対応したシステムを構築し、一度オンライン提出を行った書類については再提出不要とするといった対応も考えられるが、市の例規上対応が困難な部分があったほか、システム構築に係る期間や開発・運用費用負担、オンライン申請に対応できない事業者への対応など、書面・オンラインいずれの対応においても課題がある。
- ・ 時短・休業要請等に係る協力金の支給等については短期間で大量の申請を処理しなければならぬため、担当局のみの対応は困難であり、外部委託や応援職員による対応を行った。一方、売上減少幅の確認・特例・特殊事情がある案件への対応といった非定型的かつ専門性が求められる案件も多数存在し、外部委託や短期間の応援職員では対応困難であったことから、一部担当職員に業務負担が集中するといった事例が発生した。
- ・ 感染症拡大に伴う時短・休業要請等の社会情勢の変化に合わせ、迅速に制度を立ち上げる必要があるが、一方で審査システムの構築や事務局体制の確保(特に人的側面)など準備に一定の期間を要することから、拡大初期から制度設計に着手できる仕組みの構築が必要である。



第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 3 事業者への支援及び経済回復策 (2) 中小企業支援金、商店街向け支援等の経済回復策の実施 ア がんばる中小企業応援事業	本市事業	実施期間： 流行初期 ～第8波
担当部署：経済局中小企業支援課		

**対 応 経 過**

**1 がんばる中小企業応援事業**

感染症の影響を乗り越えるため、国の各種補助金の活用や、国・県が認定等する計画の策定等、前向きな投資や事業活動を行う市内中小企業者等に対し、その取組みを後押しする「地域産業応援金」を支給するとともに、「補助金獲得支援」のためのセミナー等を開催した。また、市内の中小企業者が抱えるさまざまな課題に対応した各種セミナーを開催し、課題解決を支援した。

**1-1 地域産業応援金**

**(1) 事業設立の趣旨**

- ・ 新型コロナ拡大に伴う緊急事態宣言等により、いわゆる 3 密<sup>†20</sup>の回避や休業要請等の措置など、経済活動に大きな影響が出ている状況下において、国（経済産業省）では、この状況を乗り越えるために新製品・サービス開発や生産プロセス改善、販路開拓等の前向きな投資を行う中小企業の取組みに対し、既存の生産性革命推進事業関連補助金に新たに新型コロナ特別枠を追加し、コロナ禍における事業者支援の強化を図ることになった。
- ・ 過去の当該補助金の採択実績からは、市内事業者が積極的に活用している状況ではなかったため、国の補助金活用を後押しすることで、市内事業者の新型コロナ対策等の取組みを促進するため制度化したもの。

**(2) 制度概要**

新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために、国の「生産性革命推進事業」などを活用し、前向きな投資や事業活動を実施する市内事業者に対し、その取組みを後押しする応援金を支給するもの。

**(3) 対象者**

- ア 登記上の本店を市内に置いている中小企業、住民登録又は事業所の所在地が市内の個人事業主、主たる事業所を市内に置いているその他法人
- イ 対象補助金や対象計画に申請し、交付決定や認定等を受けていること
- ウ 市税を滞納していないこと

**(4) 支給額**

**ア 対象補助金※1の交付決定を受けた場合**

対象補助金の交付決定額	基本支給額	原油価格等加算額※2	支給額合計
50万円未満の場合	10万円	5万円	15万円
50万円以上500万円未満の場合	20万円	10万円	30万円
500万円以上の場合	50万円	25万円	75万円
1,000万円以上の場合※3	100万円	50万円	150万円

※1： 対象補助金は、国の生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金）、事業再構築補助金、業態転換等支援事業補助金、県の事業再構築支援補助金（県独自）

※2： 原油価格等加算額の対象は、令和4年6月24日以降に公募締切となる国の生産性革命推進事業（ものづくり補助金、持続化補助金、IT導入補助金、事業承継・引継ぎ補助金）、事業再構築補助金、業態転換等支援事業で原油価格等の影響を受けている事業者に限る。

※3： 国の事業再構築補助金（第6回公募以降）及び業態転換等支援事業に限る。

#### イ 対象計画の認定等を受けた場合

- ・ 「経営力向上計画」の認定又は「経営革新計画」の承認を受けた場合：10万円
- ・ 「事業継続力強化計画」の認定を受け、これに基づく訓練・教育を実施した場合：5万円

#### (5) 経過

- ・ 令和2年7月1日 地域産業応援金の申請受付開始
- ・ 令和3年8月18日 国の「事業再構築補助金」を対象補助金に追加
- ・ 令和4年4月18日 令和4年度地域産業応援金の申請受付開始
- ・ 令和4年6月24日 国の「業態転換等支援事業補助金」を対象補助金に追加し、同日以降に公募締切となる補助金については、新たに「原油価格・物価高騰等加算」の対象とし支給額を増額

### 1-2 補助金獲得支援

#### (1) 制度概要

事業者の前向きな取組みに活用できる国の事業再構築補助金等の獲得に向けて、国や県、各支援機関との連携によるセミナー等の開催を通じて、中小企業の挑戦を促し、地域経済の活性化を図るもの。

#### (2) 開催履歴

##### 【令和3年度】

##### ア 事業再構築補助金獲得セミナー

開催日：令和3年7月12日

場所：仙台市中小企業活性化センター 多目的ホール

講師：経済産業省東北経済産業局、市産業振興事業団、仙台商工会議所、七十七銀行、宮城県、仙台市

概要：事業再構築補助金の概要、補助金申請のコツ、各支援機関・自治体の支援制度等の説明

##### イ 第2回事業再構築補助金獲得セミナー

開催日：令和3年8月27日

場所：仙台市中小企業活性化センター 多目的ホール

講師：経済産業省東北経済産業局、市産業振興事業団

概要：事業再構築補助金の概要、補助金申請の具体的なポイント等の説明

##### ウ 小規模事業者持続化補助金（一般型）入門編セミナー

開催日：令和3年9月3日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：制度概要や事業計画の組み立て方、資料作成の方法等の説明

##### エ 小規模事業者持続化補助金（一般型）申請書の書き方ゼミ

開催日：第1回 令和3年9月6日、第2回 令和3年9月15日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：経営計画及び事業計画について、実際に作成した内容の発表等を行いながら完成を目指す全2回の連続講座

##### オ 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）申請書の書き方ゼミ

開催日：第1回 令和3年10月13日、第2回 令和3年10月22日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：経営計画及び事業計画について、実際に作成した内容の発表等を行いながら完成を目指す全2回の連続講座

**カ 中小企業チャレンジセミナー**

開催日：令和3年11月16日

場所：仙台市中小企業活性化センター 多目的ホール

講師：シズる(株)、(株)クロールアップ、REborn PILATES Salon & School、市産業振興事業団、仙台市

概要：仙台市中小企業チャレンジ補助金、国の事業再構築補助金、小規模事業者持続化補助金等各種支援制度の活用事例紹介

**キ 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の申請に向けた経営計画作成セミナー**

開催日：令和3年12月6日

場所：仙台商工会議所

講師：ダイナミックビジネスブレイン(株)

概要：補助金概要や注意点、申請に必要な経営計画や補助金を活用し実施する補助計画作成のポイントについて解説

**ク 第3回事業再構築補助金獲得セミナー**

開催日：令和4年1月18日

場所：仙台市中小企業活性化センター 多目的ホール

講師：経済産業省東北経済産業局、市産業振興事業団、仙台市

概要：事業再構築補助金の概要、補助金申請の具体的なポイント等の説明

**ケ 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）獲得セミナー**

開催日：令和4年1月25日

場所：TKP ガーデンシティ仙台勾当台 ホール2

講師：市産業振興事業団

概要：制度概要や事業計画の組み立て方、資料作成の方法等の説明

**コ 小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）申請書の書き方ゼミ**

開催日：第1回 令和4年2月8日、第2回 令和4年2月17日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：経営計画及び事業計画について、実際に作成した内容の発表等を行いながら完成を目指す全2回の連続講座

**【令和4年度】**

**サ 小規模事業者持続化補助金（一般型）獲得セミナー**

開催日：令和4年4月28日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：制度概要や事業計画の組み立て方、資料作成の方法等の説明

**シ 小規模事業者持続化補助金（一般型）申請書の書き方個別相談会**

開催日：令和4年5月13日他

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：経営計画や事業計画等の書き方に関するアドバイス

**ス 事業再構築チャレンジセミナー**

開催日：令和4年6月3日

場所：TKP ガーデンシティ仙台勾当台 ホール1

講師：(株)深松組、(株)ブロスアップ、経済産業省東北経済産業局、市産業振興事業団

概要：前向きな挑戦を行う事業者の講演及び事業再構築補助金の概要、補助金申請の具体的なポイント等の説明

#### セ 小規模事業者持続化補助金（一般型）獲得セミナー

開催日：令和4年7月20日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：制度概要や事業計画の組み立て方、資料作成の方法等の説明

#### ソ 小規模事業者持続化補助金（一般型）申請書の書き方個別相談会

開催日：令和4年7月28日他

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：経営計画や事業計画等の書き方に関するアドバイス

#### タ ネットショップ活用セミナー

開催日：令和4年8月24日

場所：仙台市中小企業活性化センター セミナールーム2A

講師：市産業振興事業団

概要：これからネットショップを始めるにあたって押さえておきたいポイントや、ショップの制作や販促に活用できる公的支援制度を説明

#### チ 第2回事業再構築チャレンジセミナー

開催日：令和4年8月26日

場所：TKP ガーデンシティ仙台 ホール21C+D

講師：(株)ドムドムフードサービス、Music Office Bop Wind、(株)わざケア、市産業振興事業団

概要：前向きな挑戦を行う経営者の講演及び市内の事業再構築補助金活用事業者によるトークセッション

#### ツ 小規模事業者持続化補助金（一般型）獲得セミナー

開催日：令和4年10月21日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：制度概要や事業計画の組み立て方、資料作成の方法等について、ワークを行いながら説明

#### テ 小規模事業者持続化補助金（一般型）申請書の書き方個別相談会

開催日：令和4年10月26日他

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：経営計画や事業計画等の書き方に関するアドバイス

#### ト 第3回事業再構築チャレンジセミナー

開催日：令和4年11月7日

場所：仙台市中小企業活性化センター 多目的ホール

講師：(株)仙台89ERS、わたな補聴器、(株)鯛きち、市産業振興事業団

概要：前向きな挑戦を行う経営者の講演及び市内の事業再構築補助金活用事業者によるトークセッション

**ナ 事業再構築補助金補助事業計画策定ワークショップ**

開催日：令和4年11月14日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：自身のやりたいことを実行可能な計画案に落とし込むコツや、補助事業計画書の書き方のポイント等について、ワークを行いながら説明

**ニ 小規模事業者持続化補助金（一般型）獲得セミナー**

開催日：令和5年1月13日

場所：市産業振興事業団

講師：市産業振興事業団

概要：経営計画書や補助事業計画書について、ワークしながら具体例を基に説明

【令和5年度】

**ヌ 仙台ビジネス進化論 vol.1**

開催日：令和5年4月17日

場所：TKP ガーデンシティ仙台

講師：(有)ファーム・ソレイユ東北、(株)グリーンディー、(株)ほまれや

(株)クロールアップ、(株)キュウエイコーポレーション、市産業振興事業団

概要：補助金を活用して新商品開発等の前向きな取組みを行う女性経営者によるトークセッション及び補助金等支援制度の紹介、プロ人材を活用して経営課題解決に取り組んだ市内事業者によるトークセッション

**1-3 補助金活用事例集**

国の「生産性革命推進事業（ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金等）」や「事業再構築促進事業（事業再構築補助金）」について、採択事業者の活用事例を紹介し、市内中小企業等の補助金の利用促進を図るもの。

**実績・効果**

**1-1 地域産業応援金**

【実績】

支給件数 3,346件、支給金額 590,405千円（令和5年5月31日時点）

【効果】

国の補助金等を活用して社会変化に対応した新たな取組みや業態転換などを行う事業者に対して、国等の補助金交付決定時点で本補助金を支給することで、コロナ禍により売上が大きく減少している事業者の自己負担軽減を図り、新たな取組みの促進に寄与した。

**1-2 補助金獲得支援**

【実績】

セミナー等累計参加1,038者（令和5年5月31日時点）

持続化補助金に係るゼミ、個別相談会等参加者中、補助金申請33者。うち、採択発表済み分に係る採択率96%（令和4年12月1日時点）

【効果】

新型コロナの影響を乗り越えるための前向きな取組みの促進に寄与した。

**1-3 補助金活用事例集**

【実績】

発行28件（令和5年5月31日時点）



## 【効果】

新型コロナの影響を乗り越えるための前向きな取組みの促進に寄与した。

## 〔事業費・内訳一覧〕

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>1-1 地域産業応援金</b>			
事業費総額	250,082,000	156,634,722	190,249,359
交付金充当額	217,732,000	75,900,000	156,083,170
<b>1-2 補助金獲得支援</b>			
事業費総額	0	1,973,635	6,752,335
交付金充当額	0	0	6,752,335
<b>1-3 補助金活用事例集</b>			
事業費総額	396,990	1,177,900	2,700,900
交付金充当額	396,990	0	2,700,900

## 課 題

## 1-1 地域産業応援金

- ・ コロナ禍で売上減少に直面する事業者に対して、新たな取組みを行うための自己負担の軽減に寄与することで、国の補助金等の活用を促す一定程度の効果があったと考えられるが、いずれの補助金についても全国平均に比べて県内の事業者の十分な活用実績があるとはいえなかった。県内事業者の補助金活用をより促進するためには、補助金の趣旨や活用方法に関する周知広報の強化に加えて、採択基準に達する事業計画へのブラッシュアップ支援など、これまで経済局中小企業支援課で行ってきた補助金獲得支援に加えて、事業者がアフターコロナを見据えた適切な事業展開を行っていきけるよう、本質的な経営力向上の支援を併せて行っていく必要がある。
- ・ 当該補助金は国等の補助金の交付決定を受けた事業者を対象にしており、国で活用している電子申請システム（jGrants）を本市でも導入することで、申請の簡素化と迅速な補助金交付につながる可能性があるため、今後、検討を進める必要がある。ただし、補助金交付規則等により、補助金の交付申請には押印された申請書の原本が必要であるため、電子申請を導入するためには、市全体で取り組む必要がある。
- ・ 国や県等の支援策は、随時公表されるため、平時より情報収集や補助金活用を習慣化させることが有益である。

## 1-2 補助金獲得支援、1-3 補助金活用事例集

- ・ 事業者に対して支援内容を周知するため、より効果的な広報手段を検討していく必要がある。
- ・ 国や県等の支援策は、随時公表されるとともに申請書類の作成が煩雑であるため、平時より情報収集や補助金活用に慣れておくことが重要であることから、こうした取組みを継続的に行っていくことが望ましい。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(2) 中小企業支援金、商店街向け支援等の経済回復策の実施</p> <p>イ 中小企業チャレンジ補助金</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間：</p> <p>第4波 ～第8波</p>
<p>担当部署：経済局中小企業支援課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>1 事業設立の趣旨</p> <p>新型コロナウイルス拡大の影響により、これまでの生活様式や消費行動、ビジネススタイルなどが大きく変化した。こうした変化に対応し、業態転換やビジネスモデル変革などにチャレンジする市内事業者を支援することを目的として創設した補助金である。類似する国の補助金に事業再構築補助金と小規模事業者持続化補助金があるが、事業者の規模や取組みの方向性において、これら補助金の対象外となる事業を補完的に支援できるよう制度設計を行った。</p> <p>2 制度概要</p> <p>新型コロナウイルスによる社会の変化に対応するため、新たな商品やサービスの開発、新分野展開などに取り組む市内の事業者を支援し、地域経済を牽引する事業の創出を図るもの。</p> <p>3 対象者</p> <p>(1) 中小企業者等</p> <p>市内に本店又は主たる事務所の登記を行っていること 資本金の額等が10億円未満(定められていない場合は、常勤の従業員数が2,000人以下)の法人</p> <p>(2) 個人事業者</p> <p>市内に住民登録があること又は市内に施設を所有・賃借し、当該施設で事業を行っていること</p> <p>4 対象要件</p> <p>募集回によって違うため、以下に記載は第4回の対象要件</p> <p>(1) 令和4年1月から6月までの任意の1か月(対象月)の売上高が、前3か年における任意の同月(基準月)の売上高と比較して10%以上減少していること</p> <p>※ 対象月及び基準月は各募集回によって違う</p> <p>※ 第4回募集では、交付申請の特例として、売上高が減少していない場合でも、売上総利益や営業利益が減少しているときには対象とした。</p> <p>(2) 以下の要件のいずれかに該当する事業(チャレンジ事業)であること</p> <p>ア 新型コロナウイルスの流行による社会の変化に適応するため、新たな製品や商品、もしくはサービスを提供すること</p> <p>イ 新型コロナウイルスの流行による社会の変化に適応するため、製品又は商品もしくはサービスの製造方法又は提供方法を変更すること</p> <p>(3) 採択された場合、定期的に本市関係機関等における進捗状況の確認を受けること。また、事業の実施内容をロールモデルとして公表することに同意すること</p> <p>(4) 同じ事業について、他の補助金等の交付決定を受けていないこと</p> <p>(5) 応募申請の前に、市産業振興事業団が設置する中小企業応援窓口にご相談し、専門家等から事業内容について確認を受けること。</p> <p>市産業振興事業団(中小企業応援窓口)</p> <p>(電話) 022-724-1122 (平日9時～17時)</p>		

(6) 採択された場合、第4回仙台市中小企業チャレンジ補助金採択者向け説明会（令和4年8月18日又は19日予定）に出席すること。

## 5 補助上限額

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
通常枠	300万円 (補助率2/3)	200万円 (補助率2/3)	200万円 (補助率2/3)	200万円 (補助率2/3)	200万円 (補助率2/3)
特別枠	300万円 (補助率3/4)	-	200万円 (補助率3/4)	200万円 (補助率3/4)	200万円 (補助率3/4)
協業枠	1,000万円 (補助率2/3)	400万円 (補助率2/3)	400万円 (補助率2/3)	400万円 (補助率2/3)	-

## 6 経過

- (1) 令和3年度当初予算にて、第1回募集を実施
- (2) 令和3年9月補正予算にて、第2次チャレンジ補助金（第2回、第3回募集）を実施
- (3) 令和4年度当初予算にて、第4回募集を実施
- (4) 令和5年度当初予算にて、第5回募集を実施

## 実績・効果

### 【実績】

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
募集期間	令和3年6月8日～7月7日	令和3年10月20日～11月26日	令和4年1月7日～2月4日	令和4年5月20日～7月8日	令和5年4月10日～5月31日
申請件数	117件(119者)	63件(63者)	80件(82者)	63件(63者)	60件(60者)
交付決定件数	8件(9者)	30件(30者)	28件(29者)	27件(27者)	
支給済額	23,094千円	47,730千円	46,119千円	40,850千円	

### 〔事業費及び内訳〕

	令和3年度	令和4年度
補助金支給額	50,427,000	107,726,000
委託費	7,004,470	7,053,750
その他経費	3,083,877	1,067,281
事業費総額	60,515,347	115,847,031
交付金充当額	27,619,347	41,750,940

### 【効果】

- ・ 市内中小企業が社会変化に対応した新たな取組みを行うきっかけとなった。
- ・ キッチンカーによる出店などコロナ禍で新たに生まれたニーズに対応する取組みについて、国等の補助金では対象経費として認められていない車両購入費を本補助金では対象経費と認めることで、感染症拡大の影響により売上が大幅に減少した飲食店事業者等の新たな取組みの支援につながった。
- ・ 市産業振興事業団と連携した伴走支援（専門家による助言等）により、市内事業者の経営戦略の基盤づくりや売上の増加、販路開拓等に寄与した。

課題

- 本補助金は、感染症拡大の影響により、生活様式や消費行動、ビジネススタイルなどの変化に対応し、業態転換やビジネスモデル変革などにチャレンジする市内事業者を支援することを目的とし、コロナ禍で売上減少に直面する事業者にとってのロールモデルとなりうる取組みを採択することを想定していた。しかし、制度設立時 300 万円としていた補助上限額を、第 2 回目以降の公募時に、200 万円に引き下げたことで、事業者にとってはより使いやすくなった半面、事業規模が比較的大きく、ロールモデル性が高い取組みを行う事業者にとっては、本補助金より補助上限額が大きい事業再構築補助金を選択する割合が高くなり、本補助金で採択する事業は比較的小規模のものが増え、ロールモデル性が高い事業が相対的に減少した可能性があり、地域経済再生に資するロールモデル性の高い事業を支援するうえでは、現行制度では困難な部分がある。
- 感染症発生の有無にかかわらず、社会経済の変化に対応した取組みを適切に事業者が行えることが重要であるため、平時から経営力向上の取組みを支援していくことが重要である。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(2) 中小企業支援金、商店街向け支援等の経済回復策の実施</p> <p>ウ 中小企業応援窓口</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期 ～第8波</p>																								
<p>担当部署：経済局中小企業支援課</p>																										
<p><b>対 応 経 過</b></p>																										
<p>1 制度概要</p> <p>新型コロナの影響を受けた事業者に対して、国や県等の各種助成金申請書の作成・手続き支援や、テレワーク導入支援等を市産業振興事業団内に設置している中小企業応援窓口で令和2年6月29日から行った。</p> <p>2 広報方法</p> <p>市ホームページや経済局 Facebook への掲載のほか、地元新聞や地元ラジオへの広告掲載、各支援機関のメールマガジンや会報への掲載、各経済団体への協力依頼等により、広報を図った。</p>																										
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>																										
<p>【実績】</p> <p>相談件数 10,257 件（令和5年5月31日時点）</p> <p>〔事業費及び内訳〕</p> <table border="1" data-bbox="242 952 1348 1227"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金支給額</td> <td>20,795,974</td> <td>29,908,898</td> <td>27,366,691</td> </tr> <tr> <td>委託費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>その他経費</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>事業費総額</td> <td>20,795,974</td> <td>29,908,898</td> <td>27,366,691</td> </tr> <tr> <td>交付金充当額</td> <td>0</td> <td>29,908,898</td> <td>27,366,691</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度	令和3年度	令和4年度	補助金支給額	20,795,974	29,908,898	27,366,691	委託費	0	0	0	その他経費	0	0	0	事業費総額	20,795,974	29,908,898	27,366,691	交付金充当額	0	29,908,898	27,366,691
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																							
補助金支給額	20,795,974	29,908,898	27,366,691																							
委託費	0	0	0																							
その他経費	0	0	0																							
事業費総額	20,795,974	29,908,898	27,366,691																							
交付金充当額	0	29,908,898	27,366,691																							
<p>【効果】</p> <p>新型コロナにより大きな影響を受けている中小企業、小規模事業者等に対して、持続化補助金、雇用調整助成金及び国や県等の各種助成金の申請手続きや、中小企業等が抱える課題にワンストップで対応した。</p> <p>【支援内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種給付金、補助金等の紹介、申請書等の作成支援</li> <li>・各種融資制度、その他支援制度の紹介</li> <li>・EC サイト構築など非対面型ビジネスへの転換</li> <li>・事業計画の策定支援、資金繰りの確認</li> <li>・販路開拓、商品開発支援</li> </ul>																										
<p><b>課 題</b></p>																										
<p>危機時に限らず、事業者にとって頼りにされる存在として認知されることが重要であるので、平時より事業者にとって有益な情報発信や経営相談を行っていく。</p>																										



第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 3 事業者への支援及び経済回復策 (2) 中小企業支援金、商店街向け支援等の経済回復策の実施 エ 割増商品券事業	本市事業	実施期間： 流行初期 ～第6波
担当部署：経済局商業・雇用支援課		

**対 応 経 過**

**1 概要及び目的**

令和2年度及び令和3年度に、新型コロナの影響により売上が減少した事業者を支援するため、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、独自に割増商品券を発行・販売する市内の商店街等の団体に対して「仙台市商店街応援割増商品券発行事業補助金」の交付(以下「割増商品券事業」という。)を実施した。

**2 対象**

割増商品券を発行・販売する市内の商店街振興組合等

**3 実施内容**

	令和2年度	令和3年度
商品券割増率	3割増	国分町以外 2.5割増 国分町 5割増
募集期間	令和2年6月26日～7月15日	令和3年3月8日～3月26日
交付決定日	令和2年7月上旬(団体により異なる)	令和3年4月1日(全団体共通)
商品券利用開始	令和2年8月上旬(団体により異なる)	令和3年8月下旬(団体により異なる)
商品券利用期限	令和2年12月31日(全団体共通)	国分町以外 令和3年12月31日 国分町 令和4年1月31日

**4 補助対象経費**

- (1) 事業費(割増商品券の換金額のうち割増相当分)
- (2) 事業実施に係る事務費
  - ・ 割増商品券の印刷費
  - ・ 広報・広告等に係る経費
  - ・ 割増商品券の販売に係る経費
  - ・ 割増商品券の換金に係る経費
  - ・ 印刷・広報・換金等に係る委託費
  - ・ その他事業実施に必要な事務費

**実 績 ・ 効 果**

当該事業実施後のアンケートでは参加した全ての団体において、売上向上、会員店舗増などの効果があったと回答していることから、商店街等への支援策として一定程度効果があったと考える。

	令和2年度	令和3年度
実施団体数	46 団体	48 団体
商品券の種類	26 種類	31 種類
商品券取扱店舗数	2,049 店	2,181 店
商品券発行額	3,241,173 千円	2,143,670 千円
商品券利用額	3,225,990 千円	2,131,793 千円

## 【事業費及び内訳】

	令和2年度	令和3年度
事業費	744,449 千円	497,857 千円
事務費	268,323 千円	230,421 千円
合計	1,012,772 千円	728,278 千円
上記のうち交付金充当額	1,012,772 千円	235,748 千円

## 課題

商品券販売時に行列ができ密が発生すること、商品券の印刷や商品券販売に係る費用（事務費）が高いことが課題であった。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(2) 中小企業支援金、商店街向け支援等の経済回復策の実施</p> <p>オ デジタルスタンプラリー</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間：</p> <p>第7波 ～第8波</p>										
<p>担当部署：経済局商業・雇用支援課</p>												
<p><b>対 応 経 過</b></p>												
<p>1 概要及び目的</p> <p>長期化する新型コロナの流行による影響に加え、原油価格・物価高騰などにより、商店街等における事業環境が厳しさを増していたことから、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、商店街等で買い回りを促し商店街の新規顧客の獲得に繋げるため、一定のスタンプ数を貯めた場合に市内で利用できるデジタル商品券を発行する「デジタルスタンプラリー」を実施した。</p> <p>2 対象</p> <p>市内に店舗を有する小売・飲食・サービス業等（個人消費者向けの業種に限る）の事業者</p> <p>3 実施内容</p> <p>スマートフォンアプリを使い、1会計1,000円以上のお買い物でスタンプを獲得、エリアごとにスタンプを4つ集めると2,000円分のデジタル商品券を付与することを基本とした。</p> <p>実施期間 令和4年10月20日～令和5年2月28日</p> <p>実施エリア 28エリア（商店街27エリア、その他1エリア）</p> <p>4 広報方法</p> <p>以下の媒体を使用して広報を行った。</p> <p>事業専用ホームページ、市ホームページ、市政だより、市公式LINE、新聞広告、情報誌など</p> <p>5 人員体制</p> <p>局内より、以下のとおり応援職員を支援</p> <p>令和4年7月1日～令和4年9月30日 1名</p> <p>令和4年8月1日～令和4年11月21日 1名</p> <p>令和4年8月1日～令和5年3月31日 1名</p> <p>令和4年12月1日～令和5年3月31日 1名</p>												
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>												
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ユーザー登録数 229,060件</li> <li>・ 参加店舗数 2,969店</li> <li>・ 当該事業実施後の参加店向けアンケートにおいて、約8割が「消費の回復と経済状況の回復に効果があった」と回答していることから、商店街等への支援策として一定程度効果があったと考える。</li> </ul> <p>【事業費及び内訳】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">項目</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商品券利用額</td> <td style="text-align: right;">2,142,083千円</td> </tr> <tr> <td>事業費</td> <td style="text-align: right;">204,999千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">2,347,082千円</td> </tr> <tr> <td>上記のうち交付金充当額</td> <td style="text-align: right;">2,228,216千円</td> </tr> </tbody> </table>			項目	金額	商品券利用額	2,142,083千円	事業費	204,999千円	合計	2,347,082千円	上記のうち交付金充当額	2,228,216千円
項目	金額											
商品券利用額	2,142,083千円											
事業費	204,999千円											
合計	2,347,082千円											
上記のうち交付金充当額	2,228,216千円											
<p><b>課 題</b></p>												
<p>デジタルスタンプラリー事業においては、スマートフォンアプリをダウンロードすれば参加できるため、密の回避や事務コストの大幅な削減につながった。一方、アプリの操作方法やスタンプラリーのルールが分かりにくいなどの課題もあった。</p>												

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(3) 資金繰り支援</p> <p>ア 仙台市中小企業融資制度の拡充及び融資に係る信用保証料補給</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>								
<p>担当部署：経済局中小企業支援課</p>										
<p><b>対 応 経 過</b></p>										
<p>1 概要</p> <p>新型コロナの影響を受けた事業者への資金繰り支援として、仙台市中小企業融資制度の融資条件の拡充を行い、併せて、セーフティネット保証等の認定を受けて仙台市中小企業融資制度の対象資金の融資実行を受けた中小企業等に対し、信用保証料の補給を行った。</p> <p>2 仙台市中小企業融資制度の拡充について</p> <p>市、地域金融機関、宮城県信用保証協会が連携して従来から運営している中小企業者向けの融資制度のこと。新型コロナ等の影響を受けた事業者の早期の経営改善等を促すため、経済変動対策資金（災害関連）、経済変動対策資金（不況関連）について、令和2年3月から、融資期間及び融資限度額の拡充を行った。</p> <p>【拡充内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済変動対策資金（災害関連）              融資期間（運転資金）：7年以内→10年以内（据置1年以内→2年以内）              融資期間（設備資金）：12年以内→15年以内（据置1年以内→2年以内）              融資限度額：3,000万円→8,000万円</li> <li>・経済変動対策資金（不況関連）              融資期間（運転資金）：7年以内→10年以内              融資期間（設備資金）：12年以内→15年以内              融資限度額：5,000万円→8,000万円</li> </ul> <p>3 信用保証料補給について</p> <p>セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証の認定を受け、仙台市中小企業融資制度のうち経済変動対策資金（災害関連）、経済変動対策資金（不況関連）、経済変動対策資金（危機関連）を利用した中小企業等を対象に、令和2年3月から制度を開始した。</p> <p>なお、セーフティネット保証等の認定要件及び信用保証料補給の補助上限額は以下のとおり。</p> <p>【表：セーフティネット保証等の認定要件】</p> <table border="1" data-bbox="258 1574 1335 1977"> <thead> <tr> <th>制度</th> <th>認定要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4号</td> <td>原則として最近1ヶ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少していること。</td> </tr> <tr> <td>5号</td> <td>指定業種に属する事業を行い、原則として最近3ヶ月の売上高が前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。</td> </tr> <tr> <td>危機関連</td> <td>原則として最近1ヶ月間の売上高が前年同期に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少していること。</td> </tr> </tbody> </table>			制度	認定要件	4号	原則として最近1ヶ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少していること。	5号	指定業種に属する事業を行い、原則として最近3ヶ月の売上高が前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。	危機関連	原則として最近1ヶ月間の売上高が前年同期に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少していること。
制度	認定要件									
4号	原則として最近1ヶ月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少していること。									
5号	指定業種に属する事業を行い、原則として最近3ヶ月の売上高が前年同期の売上高に比して5%以上減少していること。									
危機関連	原則として最近1ヶ月間の売上高が前年同期に比して15%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少していること。									

【表：信用保証料補給の補助上限額】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補給率	10/10	10/10	10/10	1/2
上限額	500万円	100万円	50万円	なし

**実績・効果**

【実績】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度※
補給件数	1,081件	405件	253件	—
補給金額	959,626千円	149,065千円	71,944千円	—

※令和5年度の実績は未確定

【効果】

新型コロナにより売上高が減少している中小企業等に対して、融資条件の拡充や信用保証料の補給を実施し、事業活動に影響が出ている中小企業等の資金繰り改善や事業の継続に寄与した。

**課題**

令和4年度までは、事業者が信用保証協会に信用保証料を一度支払ったうえで、本市へ信用保証料の交付申請を行う必要があり、事業者の負担が大きかった。そこで、令和5年度からは、事業者が信用保証協会に支払いを行う時点で、本市補助分を差し引き、本市から信用保証協会に補助分を支払う形としたため、事業者の負担軽減につながった。

次の感染症危機においても、支援を行うにあたっては、事業者の負担軽減を考慮する必要がある。



<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(3) 資金繰り支援</p> <p>イ 資本性劣後ローン連動型給付金</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>		
<p>担当部署：経済局中小企業支援課</p>				
<p><b>対 応 経 過</b></p>				
<p><b>1 制度概要</b></p> <p>新型コロナの影響を受け、日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫による新型コロナ対策の資本性劣後ローン*と、民間金融機関等からの協調支援により、財務体質の強化と資金繰り改善に取り組む事業者に対し、令和2年10月から、給付金を支給し、資金繰り支援を行った。</p> <p>*資本性劣後ローン：通常の融資と比べ、業績連動金利により利息負担が抑えられ、期日一括返済により返済負担が抑えられることから、中長期的な資金繰りの安定化が図られる。法的倒産時の返済順位の劣後性により金融機関からは資本とみなされるため、財務の安定化が図られ、金融機関からの融資が受けやすくなる。</p> <p><b>2 対象者</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本政策金融公庫又は商工組合中央金庫の資本性劣後ローンが実行された事業者で、事業計画書を策定し協調融資等による資金調達が見込まれる市内事業者</li> <li>協調融資等を希望しない場合は、認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画を策定している市内事業者</li> </ul> <p><b>3 補助金額</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資本性劣後ローン及び民間金融機関の協調融資の利子額相当分（初年度金利に基づき算出した5年分の利子額）</li> <li>上限1,000万円（令和4年度より上限額500万円へ変更）</li> </ul>				
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>				
<p>【実績】</p>				
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給件数	19件	56件	23件	2件
支給金額	115,956千円	248,077千円	61,764千円	5,238千円
<p>（令和5年5月31日時点）</p>				
<p>【効果】</p>				
<p>新型コロナの影響を受けた中小企業等に対して、資本性劣後ローンの利子相当分の給付を行い、財務体質の強化や事業の継続に寄与した。</p>				
<p><b>課 題</b></p>				
<p>日本政策金融公庫等との連携を密にし、資本性劣後ローンを利用した事業者の申請漏れ等がないようにしていく必要がある。</p>				

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保                  3 事業者への支援及び経済回復策                  (4) 地域企業のデジタル化推進                  ア 地域企業デジタル化推進事業補助金</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期</p>																
<p>担当部署：経済局産業振興課</p>																		
<p><b>対 応 経 過</b></p>																		
<p>新型コロナの拡大を受け、経営に多大な影響を受けた事業者に対して、競争力強化、生産性向上を支援するため、市産業振興事業団に補助金を支出し、事業団主催で「仙台市地域企業デジタル化推進事業」として、事業者が業務のデジタル化やテレワークに取り組むための専門家のコンサルティング及びIT ツール導入等に要する経費の一部（上限50万円）を補助する事業を令和2年度に実施した。</p>																		
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>																		
<p>当該事業についての実績（令和2年度）は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンサルティング実施件数 175件</li> <li>・補助金申請受付件数 147件</li> <li>・補助金交付件数 42件</li> </ul> <p>コンサルティングについては、事業開始時の想定80件に対し、2倍以上の申し込みがあったほか、補助金活用に関する問合せも多く、地域中小企業のデジタル化に寄与した。</p> <p>申請内容としては、Web ページの改修あるいは新規構築、EC 関連の申請が多かったが、SNS や Web 広告、Web 解析ツールなど、SNS マーケティングや Web マーケティングに力を入れようとする企業も多かった。</p> <p>デジタル化を投資ではなくコストと捉えて前に進まないケースが多く、資金不足の課題がある事業者への支援を行う必要性を再認識できたほか、金銭面だけでなく、平時からデジタル・アナログを融合した経営改善・価値向上等の道筋を示した伴走型支援を行うことが、経営改善やツール導入に繋げるためには重要であることが認識できた。</p>																		
<p>【事業費及び内訳】 ※財源は地方創生臨時交付金</p>																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">内容</th> <th style="width: 40%;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託料</td> <td style="text-align: right;">21,772,850 円</td> </tr> <tr> <td>審査員謝金</td> <td style="text-align: right;">91,680 円</td> </tr> <tr> <td>通信運搬費</td> <td style="text-align: right;">102,996 円</td> </tr> <tr> <td>消耗品費</td> <td style="text-align: right;">1,158 円</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td style="text-align: right;">16,788,000 円</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">2,364,897 円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">41,121,581 円</td> </tr> </tbody> </table>			内容	金額	委託料	21,772,850 円	審査員謝金	91,680 円	通信運搬費	102,996 円	消耗品費	1,158 円	補助金	16,788,000 円	人件費	2,364,897 円	合計	41,121,581 円
内容	金額																	
委託料	21,772,850 円																	
審査員謝金	91,680 円																	
通信運搬費	102,996 円																	
消耗品費	1,158 円																	
補助金	16,788,000 円																	
人件費	2,364,897 円																	
合計	41,121,581 円																	
<p><b>課 題</b></p>																		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ テレワークやデジタル化に係る課題として、IT ツールの適切な選定や導入後の効果的な運用といった点が挙げられ、ツール導入前後の相談体制を整えることが必要となる。</li> <li>・ 感染症危機下では事業者の業績が大幅に変動するケースが多く、平時からデジタル化支援等の取り組みを通じて、事業者の競争力強化、生産性向上を推進していく必要がある。</li> </ul>																		

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(4) 地域企業のデジタル化推進</p> <p>イ 地域企業テレワーク導入・利活用支援事業補助金</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">本市事業</div>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：経済局産業振興課</p>		

**対 応 経 過**

新型コロナの拡大を受け、テレワーク等の機運が急速に高まったことから、市産業振興事業団に補助金を支出し、事業団主催でテレワークやデジタル化の導入を促進する体験イベントを開催した。令和2年度～令和4年度に開催した各イベントにて、IT ツール・システムの展示や専門家や登壇企業によるセミナー、経営相談等を実施した。

**【開催日】**

令和2年度：令和3年2月18、19日「仙台テレワークパーク2021」

令和3年度：令和3年12月8日「杜の都・DX 大作戦！2021」

令和4年度：令和4年10月19日「IT 導入補助金活用フェア2022」

**【写真】「IT 導入補助金活用フェア2022」の様子**

会場全体



展示ブース



ミニセミナー



事例紹介



ミニセミナー



会計ソフトデモ



経営相談



**実績・効果**

- 各イベントの来場者等は以下のとおり。  
 令和2年度：オンライン視聴数 510 回  
 令和3年度：来場者 244 名、オンライン視聴数 672 回（アーカイブ視聴含む）  
 令和4年度：来場者 208 名
- イベントへの参加がきっかけとなって IT ツールを導入した事例や、出展がきっかけとなって出展企業同士の連携が進み、共同でのサービス開発につながっている事例があった。

**【事業費】**

年度	事業費
令和2年度	8,578 千円
令和3年度	5,118 千円
令和4年度	4,844 千円

**課題**

- テレワークやデジタル化に係る初期費用が事業者にとって負担になるケースが多く、イベントによる機運醸成やテレワーク活用方法の案内に加え、国等の助成制度を適切に案内する必要がある。
- 感染症危機下では事業者の業績が大幅に変動するケースが多く、平時からデジタル化支援等の取組みを通じて、事業者の競争力強化、生産性向上を推進していく必要がある。

第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 3 事業者への支援及び経済回復策 (5) 文化・観光事業の回復に向けた支援 ア 文化活動支援	本市事業	実施期間： 流行初期 ～第6波
担当部署：文化観光局文化振興課		

**対 応 経 過**

1 多様なメディアを活用した文化芸術創造支援事業補助金

(1) 経過及び目的

- ・ 新型コロナの感染拡大に伴い、イベントの自粛要請や外出自粛が行われ、文化芸術に関する様々な公演・展示等が中止されたことから、それに携わる団体やアーティスト、舞台技術者らは、活動の縮小や停止を余儀なくされていた。また、レンタルスタジオ、ライブハウス及び各種教室などの多様な文化活動の基盤となる民間施設も、経営危機に直面していた。
- ・ このような状況下にある地域の文化芸術関係者を支え、本市の文化環境の存続を図るため、多様なメディアを工夫して用い、市民に文化芸術を届ける創造的な活動に対して、人件費や作品制作費など、事業に直接かかる経費を助成する制度を創設した。
- ・ 令和2年度に第1回、令和3年度に第2回を実施。第1回は、令和2年5月の第1回臨時会及び第2回定例会で補正予算を編成。当初、第2回は実施を予定していなかったが、新型コロナの拡大により、文化芸術活動の継続が困難な状況が長期に及ぶことが見込まれたため、令和3年第1回定例会で補正予算を編成し、第2回を実施することとなった。

(2) 募集概要

	第1回	第2回
対象期間	令和2年6月中旬～10月31日 までに行われる事業	令和3年6月1日から12月31日 までに行われる事業
対象者	(1) 個人 (2) 文化芸術団体 (3) 民間文化施設 (4) 上記(1)～(3)の助成対象者の2者以上によって構成される任意のグループ・団体	
対象事業	A. 創造・発信事業 多様なメディアを活用した文化芸術の創造と発信を行う事業 B. 創造・発信のための基盤づくり事業 多様な主体が将来に渡って、Aに掲げる活動を継続的に進める基盤をつくる事業	多様なメディアを活用した文化芸術の創造と発信を行う事業 <対象事業例> (1) オンラインイベント (2) ウェブサイトや映像、冊子等の媒体を用いた発信を伴う文化創造活動 (3) 文化芸術に関するアーカイブ事業
対象経費	申請事業に直接かかる経費 (例) 人件費、作品制作費、印刷費、物品購入費、会場費、旅費交通費等	
申請受付期間	令和2年5月8日～5月29日	令和3年2月26日～4月12日

(3) 周知方法

市ホームページへの掲載、市政だよりへの掲載、募集要項を市内の公共施設に配架、市政記者クラブへの資料提供

2 民間屋内施設使用料助成（実演芸術の会場費助成）

(1) 経過及び目的

- ・ 新型コロナの感染拡大に伴い、国の事務連絡により屋内イベントに収容率50%以内という開催制限が課せられたことにより、文化芸術団体等は収支が成り立たず公演の実施が困難な状況



が続いていた。このことから、令和2年7月の第2回臨時会において補正予算を編成し、民間屋内施設を利用し、新型コロナの感染対策を講じながら実演芸術の公演を実施する主催者に対し、会場費の2分の1を助成する制度を創設した。

- ・ 当初、当該助成は令和3年3月31日までの事業を対象とした募集であったが、収容率50%以内での開催制限が解除される見通しがまだ立っていなかったこと、また、仮に制限が解除されても、準備が進んでいる公演をすぐに収容率100%で開催できるとは限らなかったこと、本助成制度を活用することで公演を実施できている主催者も多く、主催者や民間施設から期間延長の要望が多くあがっていたことから、令和3年第1回定例会で補正予算を編成し、令和3年9月30日まで募集の延長を行った。
- ・ その後も、新型コロナの拡大状況が改善しなかったことから、令和3年第3回定例会で補正予算を編成し、令和4年3月31日まで再度延長を行った。

(2) 募集概要

対象期間	令和2年9月1日～令和4年3月31日
対象者	対象期間内に、仙台市内の屋外施設（仙台市・宮城県施設を除く）を会場に実演芸術の公演を主催する個人または団体。
対象事業	下記の要件をすべて満たす事業 (1) 入場料を徴収して開催する実演芸術の公演であること。 (2) チラシまたはインターネット等で周知をし、広く市民に鑑賞機会を提供する事業であること。 (3) 施設の定める定員の50%以下の観客数で実施すること。 (4) 国、宮城県、仙台市が示すイベント開催に係る方針に従うこと。 (5) 内閣官房ウェブサイト（ <a href="https://corona.go.jp/">https://corona.go.jp/</a> ）に掲載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」に即して実施すること。 ただし、下記に該当する場合は対象外とする。 (1) 特定の政治団体、宗教団体等の宣伝を目的とした事業 (2) 学校（小・中・高）内の行事およびサークル・部活動の成果発表会 (3) カルチャー教室、各種教室の稽古ごと、習いごと等の成果発表会 (4) 飲食等、文化芸術以外のサービスの提供と一体となったイベント（ただし、ワンドリンクの提供等は除く） (5) 公序良俗に反するもの
対象経費	公演会場となる施設の使用料 ※公演本番と連続するリハーサルや撤去のための使用料及び会場施設に附属する楽屋等の使用料も対象とするが、附帯設備使用料やスタッフ人件費は対象外とする。
申請受付期間	令和2年8月28日～令和4年3月15日

実績・効果

1 実績

		多様なメディアを活用した文化芸術創造支援事業	実演芸術の公演会場費助成事業 (民間屋内施設使用料助成)
令和2年度	助成総額	62,196千円	65,119千円
	助成上限額 1件あたり	A. 創造・発信事業 30/50万円 B. 基盤づくり事業 100万円	会場料の1/2
	交付件数	172件	711件
令和3年度	助成総額	79,929千円	144,978千円
	助成上限額 1件あたり	個人 30万円/団体 50万円	会場料の1/2
	交付件数	209件	1,614件

2 効果

感染拡大に伴い活動自粛となった文化芸術の関係者や文化施設の活動継続、開催が困難となって

いた文化芸術公演の再開の促進、民間施設の利用増加による施設存続とスタッフの雇用継続に寄与したものと考えられる。

### 課 題

- ・ 民間屋内施設使用料助成（実演芸術の会場費助成）において、2回にわたり実施期間を延長したこと、また、多様なメディアを活用した文化芸術創造支援事業においても令和3年度に再実施したことに伴い、助成事業にかかる事務を担う市市民文化事業団内の事務局で申請・報告受付業務が繁忙となり、職員の負担が増大した。
- ・ これを受け、会場費助成においては、申請書受理から交付決定、報告書受理から交付額確定までの審査期間を延長（2週間程度から3週間程度）して対応した。加えて、事務局としては、複数の職員に兼務を発令し、課を横断した業務の再分担を行ったほか、臨時職員2名を最大5名まで増員する等、体制の見直しを行った。
- ・ 次の感染症危機においては、今回の実績等を踏まえ、事務局に過度な負担が生じないよう、事務局体制を適切に整備する必要がある。
- ・ 令和2・3年度にかけては、コロナ禍の影響により文化芸術活動そのものが困難であった状況を踏まえた助成事業を実施した。次の感染症危機に際しては、収容率の制限等がなく、直接的な感染症対策支援の必要性が薄いフェーズにおいては、対策の収束後を見据え、感染症の影響により変化した人々の生活様式や価値観に寄り添った、新たな文化芸術の発展に資する文化芸術関係者の自主的な活動の促進を目的とした支援について検討する必要がある。

第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保  
 3 事業者への支援及び経済回復策  
 (5) 文化・観光事業の回復に向けた支援  
 イ 宿泊キャンペーン

実施期間：  
 流行初期  
 ～第8波

担当部署：文化観光局観光課

対 応 経 過

【令和2年度】

1 第一次キャンペーン「今こそ行こう！秋保温泉・作並温泉宿泊キャンペーン」(令和2年7月～令和3年3月31日)

本市民を対象に、秋保温泉旅館組合、作並温泉旅館組合加盟宿泊施設で使用できる宿泊クーポン(3,000円)を6,000枚配布。

2 第二次キャンペーン「Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーン」(令和2年9月15日～令和3年3月31日)

東北6県居住者を対象に、市内の宿泊施設にひとり一泊最大5,000円相当の割引が受けられる宿泊プランを各宿泊施設が作成、販売。(※感染拡大により令和2年12月28日から停止、その後県内限定で再開するも、令和3年3月19日再び停止)

【令和3年度】

3 「Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーン」  
 (令和3年10月15日～令和4年1月31日)

東北6県居住者(11/4までは県内居住者)を対象に、市内の宿泊施設にひとり一泊最大10,000円相当の割引が受けられる宿泊プランを各宿泊施設が作成、販売。(※感染症の状況により11月4日までは県内限定、感染拡大により1月27日から新規予約停止)



【令和4年度】

4 「Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーン」(令和4年9月16日～令和5年1月31日)

国内居住者(10/10までは東北6県及び北海道居住者)を対象に、市内の宿泊施設にひとり一泊最大10,000円相当の割引が受けられる宿泊プランを各宿泊施設が作成、販売。利用者に対しWebアンケートを実施し、回答者から抽選で6,000名に3,000円程度の地場産品を贈呈。

5 局内応援体制の確立について

令和2年度において文化観光局観光課は既存事業における新型コロナウイルス対応に追われており、宿泊キャンペーン事業に対応する人的余裕がなかったことから、局内で応援体制の調整を行い、インバウンドの減少に伴い事務縮小を余儀なくされていた文化観光局誘客戦略推進課から2名、東京2020オリンピック・パラリンピックの延期決定により業務が縮小していた文化観光局スポーツ振興課から2名(ただし業務は0.5人分×2)を観光課と兼務発令することとし、応援体制を確立した。具体的な従事内容は以下のとおり。

(1) 第一次キャンペーン「今こそ行こう！秋保温泉・作並温泉宿泊キャンペーン」

実施主体である温泉旅館組合への補助金交付作業のほか、募集や抽選、問合せ対応等、温泉旅館組合の業務の補助を行った。

(2) 第二次キャンペーン「Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーン」

キャンペーン説明会、参加施設募集、参加施設への補助金交付、コールセンター・集計業務委託、ホームページ等プロモーション業務委託、事業の一時停止に伴う支援金交付等の作業に従事した。

**実績・効果**

【今こそ行こう！秋保温泉・作並温泉宿泊キャンペーン】

1 配布 6,000 枚に対して使用 2,953 枚(執行率 49.2%)。参加施設 16 施設

当初 1,000 枚の配布予定に対し、応募件数 40,231 件と想定を遥かに超える応募があったことから、補正にて 5,000 枚追加配布した。同時期に国の GoTo トラベル事業が実施されたことにより満室が続き予約困難となり使用が伸びなかったが、旅行マインドが低下した中でも近隣への旅行需要は依然として高いことが確認できた。

【Travel 仙台 選べるトク旅キャンペーン】

2 割引原資 300,000 千円に対し実績 181,400 千円(執行率 60.5%)。参加施設 113 施設

3 割引原資 300,000 千円に対し実績 220,681 千円(執行率 73.6%)。参加施設 115 施設

4 割引原資 300,000 千円に対し実績 235,656 千円(執行率 78.6%)。参加施設 101 施設

令和 2 年、令和 3 年は実施期間中感染拡大により停止を余儀なくされたが、実施中は反響も大きく、順調に稼働した。各宿泊施設からもキャンペーンの効果で稼働が上がったとの声を頂いており、宿泊業界をはじめとする観光関連産業の支援を行うことができた。

【事業費】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
補助金支給額	192,422,517 円	220,681,000 円	235,656,000 円
委託料	13,516,199 円	16,177,150 円	95,986,073 円
その他経費	49,500 円	0 円	0 円
事業費合計	205,988,216 円	236,858,150 円	331,642,073 円
(交付金充当額)	(141,783,716 円)	(128,000,000 円)	(331,642,073 円)

**課題**

- ・ 開始後感染が拡大すると、旅行にマイナスイメージがつき、かえって悪影響を及ぼすおそれがあることから、開始時期については慎重に検討する必要がある。
- ・ 感染の拡大状況により急遽キャンペーンを停止するなど、利用者や宿泊施設に迷惑をかけた経緯があり、感染拡大時の事業停止について事前に案内する等対策をする必要がある。
- ・ 長期にわたりキャンペーンを実施することで、終了後に需要が冷え込むおそれがある。国や県の動向も見据えながら、ソフトランディングについて検討する必要がある。
- ・ キャンペーンの実施方法や効果等について様々な観光関連事業者と意見交換を行い、再度、感染症危機が発生した際には、必要に応じて適切に需要喚起策を実施できるよう備えておく必要がある。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(5) 文化・観光事業の回復に向けた支援</p> <p>ウ 宿泊事業者事業継続支援金</p>	<p>実施期間：</p> <p>第6波 ～第7波</p>
<p>担当部署：文化観光局観光課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>新型コロナの長期化及び令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の影響により売上げが大きく落ち込んだ宿泊事業者を対象に「仙台市宿泊事業者事業継続支援金」を支給した。</p>	
<p>1 申請期間</p>	
<p>令和4年5月17日～8月31日※7月14日付にて、締切を7月15日から8月31日に延長</p>	
<p>2 対象者</p>	
<p>市内において、旅館、ホテル、簡易宿所又は住宅宿泊事業（民泊）を営んでいる事業者〔ただし、大企業（資本金又は出資金が10億円以上の法人）を除く〕で、次の(1)、(2)のいずれかを満たす事業者</p>	
<p>(1) 次のア、イのいずれも満たす事業者</p>	
<p>ア 新型コロナの影響を受けた事業者であり、かつ、令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震の影響を受け、令和4年3月又は4月の売上げが、過去3年間のいずれかの同月比で30%以上減少していること。</p>	
<p>イ 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、市内の施設の建物・設備に合計100万円以上の被害が生じていること。</p>	
<p>(2) 次のアからウの全てを満たす事業者</p>	
<p>ア 令和4年3月又は令和4年4月の事業者の売上げが、過去3年間のいずれかの同月比で減少していること。</p>	
<p>イ 直近の決算期において、債務超過に陥っている又は繰越欠損を計上していること</p>	
<p>ウ 令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、市内の施設の建物・設備に合計1千万円以上の被害が生じていること。</p>	
<p>3 支給金額</p>	
<p>宿泊施設の建物・設備の被害額の10%（1事業者あたり上限額2千万円）</p>	
<p>4 周知方法</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 問合せ専用ダイヤルの開設</li> <li>・ オンライン説明会の実施</li> <li>・ 申請書類等を対象宿泊施設に郵送</li> <li>・ 市ホームページへの掲載</li> <li>・ 市長記者会見での発表</li> </ul>	
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>	
<p>1 実績</p>	
<p>27事業者 補助金交付総額196,120千円</p>	
<p>2 効果</p>	
<p>新型コロナの長期化に加え、地震被害を受け、厳しい経営状況にある宿泊事業者の事業継続に寄与した。</p>	



**3 事業費**

令和4年度

補助金支給額	196,120,000円
委託費	15,736,811円
交付金充当額	36,121,000円

**課 題**

新型コロナに加え、今回の令和4年3月の福島県沖地震などのように複合的に災害の影響を受けると、自助努力だけでは復興が困難な事業者が多いので、国、県と連携を図りながら、支援のあり方について検討していく必要がある（今回は地震の後、国や県と早期に調整を図るとともに、被災した現地の案内なども行いながら、迅速に対応できた）。

第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 3 事業者への支援及び経済回復策 (5) 文化・観光事業の回復に向けた支援 エ 市内で開催される会議等への支援	本市事業	実施期間： 流行初期 ～第8波																							
担当部署：文化観光局誘客戦略推進課																									
対 応 経 過																									
1 ハイブリッド形式コンベンション開催助成制度 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コロナ禍でリアル会議とオンライン会議を組み合わせ開催するハイブリッド形式コンベンションが、会議の主形態のひとつとなっていたため、新形態のコンベンションにも対応した助成制度を創設し、オンライン配信に要する経費を助成した。</li> <li>・ 周知については、市ホームページ、仙台観光国際協会ホームページに掲載することにより行った。</li> <li>・ 令和3年5月12日より申請受付開始</li> <li>・ 令和4年度は、申請多数のため、10月25日に受付を終了した。</li> </ul> 【制度概要】 <p>○申請要件</p> 次に掲げる各号全ての条件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主たる現地会場が仙台市内であること。</li> <li>・ 参加者数、ならびに参加対象範囲が「○補助対象」の条件に適合すること。</li> <li>・ 現地開催の会期が2日以上で、オンライン上で仙台市をPRすること。</li> <li>・ 資金計画、主催団体の組織が明確であり、適切に運営されていること。</li> <li>・ 営利を目的としないものであること。</li> <li>・ 主催団体が国、又は地方公共団体以外の、公益目的に資する団体であること。</li> <li>・ 特定の企業、政治団体若しくは宗教団体等の宣伝目的、又はこれらの団体に対する特定の便宜供与の恐れが生じないものであること。</li> <li>・ 産業、経済の振興、又は学術、芸術、文化の振興に寄与するものであること。</li> <li>・ 仙台市、又はその関係諸団体から当該年度内において助成を受けていないもの、また受ける見込みがないものであること。(コンベンション開催助成を除く)</li> <li>・ 暴力団等との関係を有していないものであること。</li> </ul> ○補助対象 下表に適合するハイブリッド形式コンベンション																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">参加者総数</th> <th style="width: 25%;">現地参加者数</th> <th style="width: 60%;">その他条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">100人以上</td> <td style="text-align: center;">外国人10人以上</td> <td>参加国数が日本を含む3ヵ国以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">県外から50人以上</td> <td>全国規模(参加対象地域の範囲が東北地域を超える)以上のもの</td> </tr> </tbody> </table>			参加者総数	現地参加者数	その他条件	100人以上	外国人10人以上	参加国数が日本を含む3ヵ国以上	県外から50人以上	全国規模(参加対象地域の範囲が東北地域を超える)以上のもの															
参加者総数	現地参加者数	その他条件																							
100人以上	外国人10人以上	参加国数が日本を含む3ヵ国以上																							
	県外から50人以上	全国規模(参加対象地域の範囲が東北地域を超える)以上のもの																							
○支給までの流れ																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4" style="width: 25%;">開催1か月前</th> <th rowspan="2" style="width: 5%; vertical-align: middle;">ハイブリッド形式 コンベンション開催</th> <th colspan="4" style="width: 25%;">開催後1か月以内</th> <th colspan="2" style="width: 15%;">請求後1か月以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 5%;">出</td> <td style="width: 10%;">交付申請書提出</td> <td style="width: 10%;">書類審査</td> <td style="width: 10%;">書発送 交付決定通知</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">書提出</td> <td style="width: 10%;">事業実績報告</td> <td style="width: 10%;">交付額確定 通知書発送</td> <td style="width: 5%;">出</td> <td style="width: 5%;">交付請求書提出</td> <td style="width: 5%;">込</td> <td style="width: 10%;">助成交付(振)</td> </tr> </tbody> </table>			開催1か月前				ハイブリッド形式 コンベンション開催	開催後1か月以内				請求後1か月以内		出	交付申請書提出	書類審査	書発送 交付決定通知		書提出	事業実績報告	交付額確定 通知書発送	出	交付請求書提出	込	助成交付(振)
開催1か月前				ハイブリッド形式 コンベンション開催	開催後1か月以内				請求後1か月以内																
出	交付申請書提出	書類審査	書発送 交付決定通知			書提出	事業実績報告	交付額確定 通知書発送	出	交付請求書提出	込	助成交付(振)													

## 2 仙台市企業内会議・研修会等開催助成制度

- ・ 新型コロナにより影響を受けた市内の宿泊等施設の利用促進及び地域経済の回復を図るため、企業等が市内で宿泊を伴う会議・研修会等を実施する場合に、1人1泊当たり5,000円を助成する「仙台市企業内会議・研修会等開催助成制度」を令和2年度に創設。
- ・ 周知については、市ホームページ、仙台観光国際協会ホームページに掲載することにより行った。
- ・ 令和4年度は、申請多数のため、10月21日に受付を終了した。

### 【制度概要】

#### ○対象会議

企業等がMICE施設を利用して、宿泊を伴う会議・研修会等を行う次に掲げる各号全ての条件を満たすもの

- (1) 会議・研修会等の参加者数が10名以上であること
- (2) 仙台市内の宿泊者数が延べ10人泊以上であること（※）
- (3) 会議・研修会等で仙台市内のMICE施設を利用すること
- (4) 政治活動又は宗教的活動を目的としないこと
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがないこと
- (6) 仙台観光国際協会、仙台市から当該年度内において本助成へ申請する経費に対して助成を受けていないもの、また受ける見込みがないものであること

（※）令和5年度は(2)の条件を下記の通り変更

「宿泊施設での宿泊数が延べ20人泊以上、かつ、そのうち県外宿泊者数が延べ10人泊以上であること」

## 実績・効果

### 1 ハイブリッド形式コンベンション開催助成制度

- ・ 令和3年度 実績件数： 5件
- ・ 令和4年度 申請件数： 13件（令和5年3月31日現在）

令和4年度は、コロナ禍においても感染対策を講じたうえで会議を再開する傾向が見受けられ、本制度を利用して多くのハイブリッド会議が開催された。

### 【事業費】

	令和3年度	令和4年度
補助金支給額	2,500,000円	6,500,000円
その他経費	880円	2,090円
事業費合計	2,500,880円	6,502,090円
(交付金充当額)	(1,500,000円)	(5,500,000円)

### 2 仙台市企業内会議・研修会等開催助成制度

- ・ 令和2年度 実績件数： 8件、宿泊者数： 233人泊、助成金額：1,165千円
- ・ 令和3年度 実績件数： 3件、宿泊者数： 140人泊、助成金額： 700千円
- ・ 令和4年度 申請件数： 41件、宿泊者数：1,273人泊、助成金額：6,365千円  
(令和5年3月31日現在)
- ・ 令和4年度は、コロナ禍においても感染対策を講じたうえで、会議・研修会等を再開する傾向が見受けられ、市内での宿泊を伴う会議・研修会等が増加し、宿泊等施設の利用促進及び地域経済の回復に寄与した。

【事業費】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金支給額	1,165,000円	700,000円	6,365,000円
その他経費	0円	1,210円	14,960円
事業費合計	1,165,000円	701,210円	6,379,960円
(交付金充当額)	(0円)	(700,000円)	(6,365,000円)

課 題

1 ハイブリッド形式コンベンション開催助成制度

- ・ コロナ禍において、ハイブリッド形式によるコンベンションの開催が増加したが、今後も会議開催形態として定着した場合に、現地を訪れる参加者の減少が懸念される。
- ・ コンベンション開催が回復傾向にある中、会議開催形態の動向に注視しながら、現地を訪れて体験することの魅力を発信し、交流人口の拡大及び地域経済の活性化を推進する必要がある。

2 仙台市企業内会議・研修会等開催助成制度

令和4年度は、コロナ禍にあっても、企業等における会議・研修会等の開催件数増加に寄与することができた。今後は会議・研修等の開催動向を注視しつつ、海外や県外からの参加者を増加させ、地域経済のさらなる活性化につなげることについても検討する必要がある。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(5) 文化・観光事業の回復に向けた支援</p> <p>オ 大型観光イベント・屋外イベントの開催に係る支援</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：文化観光局観光課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>新型コロナの影響で、屋外イベントの多くが中止や延期を余儀なくされている状況を踏まえ、以下のイベント開催に関する支援を行った。</p>		
<p>1 大型観光イベント事業継続補助（令和2年7月から）</p>		
<p>(1) 目的・概要</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナの影響によりイベントを中止や縮小した場合、協賛金等の減収により事業継続への影響が生じることから、大型観光イベントの事務局維持のため、家賃、人件費に対し補助する。</li> <li>○ 感染対策を講じた安全な大型観光イベント開催を支援するため、状況の変化に応じた新たな感染対策ガイドラインの策定に係るコンサル委託費等に対し補助する。</li> </ul>		
<p>(2) 補助対象者</p>		
<p>仙台・青葉まつり、仙台七夕花火祭、仙台七夕まつり、 定禅寺ストリートジャズフェスティバル、みちのく YOSAKOI まつり、 SENDAI 光のページェントの主催者</p>		
<p>(3) 補助率 補助対象経費の10/10</p>		
<p>2 大型観光イベント新型コロナウイルス感染症対策追加補助（令和3年4月から）</p>		
<p>(1) 目的・概要</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型コロナ対策のため、消毒液、マスクなどの衛生消耗品のほか、観客動線変更に係る看板等の告知費用や誘導に携わる警備員、現場スタッフ等人件費が増額となることから、必要経費を追加で補助する。</li> <li>○ 大型観光イベント開催を支援することで、屋外でのイベント開催気運を醸成し、街の賑わいを早期にとり戻す。</li> </ul>		
<p>(2) 補助対象者</p>		
<p>仙台七夕まつり、仙台七夕花火祭、定禅寺ストリートジャズフェスティバル、 みちのく YOSAKOI まつり、SENDAI 光のページェントの主催者</p>		
<p>(3) 補助率 補助対象事業費の1/2</p>		
<p>3 屋外イベント開催支援事業</p>		
<p>(1) 屋外モデルイベント開催支援事業（令和2年8月から）</p>		
<p>屋外市有施設でイベントを行う事業者に対し、手指消毒液やフェイスシールドの購入経費や来場者管理にかかる人員、機材の経費など、新型コロナ対策にかかる経費を補助することで、「新しい生活様式<sup>†6</sup>」に対応した開催ノウハウを蓄積し、事業者の事業継続を支援する。</p>		
<p><b>ア 対象となるイベント</b></p>		
<p>市が所管する概ね3,000㎡以上の屋外施設において、9月17日から11月30日の期間に開催する「新しい生活様式」に対応したイベント</p>		
<p><b>イ 補助対象経費</b></p>		
<p>感染症対策関連経費、イベント運営関連経費、運営スタッフ人件費、警備費、会場設営、関連経費、看板製作費等</p>		
<p>※ 出演料などイベントの規模により大きく変動する経費は補助対象外</p>		



(2) 屋外イベント開催支援事業（令和3年度・令和4年度）

新型コロナの予防対策を適切に講じたうえで、本市が所管する屋外施設において開催されるイベントの経費の一部を補助することで、感染対策に配慮したイベントの開催を支援する。

ア 対象となるイベント

(ア) 令和3年度

市が所管する概ね3,000㎡以上の屋外施設において、令和3年8月7日から12月31日の期間に開催するイベント

(イ) 令和4年度

市が所管する概ね3,000㎡以上の屋外施設において、令和4年6月1日から令和5年1月29日の期間に開催するイベント

イ 補助対象経費

感染対策関連経費、イベント運営関連経費、運営スタッフ人件費、警備費、会場設営、関連経費、看板製作費等

実績・効果

1 大型観光イベント事業継続補助（令和2年7月から）

(1) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	6件	3件	4件
補助金支給額	19,839,340円	13,136,142円	15,300,122円
(交付金充当額)	(14,214,763円)	(0円)	(15,300,122円)

(2) 効果

補助を行った全ての大型観光イベントにおいて、事務局が適切に維持された。

2 大型観光イベント新型コロナウイルス感染症対策追加補助（令和3年4月から）

(1) 実績

	令和3年度	令和4年度
件数	2件	5件
補助金支給額	5,574,000円	11,044,000円
(交付金充当額)	(0円)	(7,594,000円)

(2) 効果

令和3年度は仙台七夕まつり、SENDAI 光のページェント、令和4年度は、全ての大型イベントにおいて、新型コロナ対策が適切に行われ、イベントが開催された。

3 屋外イベント開催支援事業（令和2年8月から）

(1) 実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	4件	1件	11件
補助金支給額	24,000,000円	2,000,000円	18,771,000円
委託料	0円	円	2,993,903円
その他経費	0円	円	0円
事業費合計	24,000,000円	2,000,000円	21,764,903円
(交付金充当額)	(18,000,000円)	(0円)	(21,764,903円)

## (2) 効果

令和2年度においては、適切に新型コロナ対策を取り入れたイベントを開催し、コロナ禍での屋外イベントの手法を示すことができた。次年度以降は、このモデルを活用し、新型コロナ対策を施した屋外イベントの開催を支援した。令和3年度においては新型コロナの感染状況が悪化し、開催できたイベントが1件にとどまったものの、令和4年度においては、支援により、11件の屋外イベント開催することができた。

## 課題

- 新型コロナのような、新しい感染症が流行している中での屋外イベントの開催手法については、一定のノウハウを蓄積できたが、開催可否の判断基準や、イベント開催時のしっかりとした感染対策が完全には定まっていない。また、開催する場合でも、中止すべきという意見が多く寄せられ、対応に苦慮した。
- 次の感染症危機に向け、屋外イベント開催の取扱いについて整理を行う必要がある。

第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 3 事業者への支援及び経済回復策 (6) その他の支援 ア タクシー運行継続奨励金	本市事業	実施期間： 流行初期 ～第8波
担当部署：都市整備局公共交通推進課		

**対 応 経 過**

**1 事業の目的**

新型コロナの感染拡大により影響を受けているタクシー事業者に対し、市民の移動手段であるタクシーの運行継続を支援するため、奨励金の支給を行ったもの。

**(1) 第1弾**

- ア 申請受付期間 令和2年11月16日から令和2年12月28日まで
- イ 支給額 1台当たり1万円

**(2) 第2弾**

- ア 申請受付期間 令和3年3月26日から令和3年5月20日まで
- イ 支給額 1台当たり2万5千円

**(3) 第3弾**

- ア 申請受付期間 令和4年8月17日から令和4年9月30日まで
- イ 支給額 1台当たり3万円

**(4) 第4弾**

- ア 申請受付期間 令和5年1月17日から令和5年2月28日まで
- イ 支給額 1台当たり3万円

**実 績 ・ 効 果**

**1 実績**

交付実績については下記のとおり。

	申請期間	金額	支給額	交付事業者数
第1弾	R2.11.16～R2.12.28	10千円/台	26,330千円	550社
第2弾	R3.3.26～R3.5.20	25千円/台	65,000千円	578社
第3弾	R4.8.17～R4.9.30	30千円/台	80,370千円	553社
第4弾	R5.1.17～R5.2.28	30千円/台	81,150千円	587社

**2 効果**

新型コロナの感染拡大防止による外出自粛の影響を受けたタクシー事業者に対し奨励金を交付したことで、市民の日常生活や経済活動等を支える移動サービスの安定的・継続的な提供に寄与した。

**課 題**

- ・ 事業者からは新型コロナの影響で収支が悪化したため支援を行うよう要望があるものの、予算規模が大きく一般財源での実施は困難と思料され、実施にあたっては国からの臨時交付金等の確保が必要と考える。

第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 3 事業者への支援及び経済回復策 (6) その他の支援 イ 路線バス運行継続奨励金	本市事業	実施期間： 流行初期 ～第8波
担当部署：都市整備局公共交通推進課		

**対 応 経 過**

**1 目的**

緊急事態宣言<sup>†1</sup>発令等に伴う外出自粛の影響により、路線バス利用者が減少しバス事業者の収入が大幅に減少した。事業者の経営悪化が継続すると、バスの減便や廃止などにより移動サービスの提供の確保が困難となるおそれがあったことから、バス事業者からの要請を受け、奨励金の交付を行うこととした。

**2 概要**

**(1) 対象事業者**

新型コロナの感染拡大防止による外出自粛の影響を受けたバス事業者

**(2) 対象車両**

一定の期間内に継続して国土交通省東北運輸局に登録している乗合バス車両であって、次に掲げる要件に該当するもの。

- ・ 交付対象者が保有する市内の路線定期運行に使用した乗合バス車両（高速バス・定期観光バス・地域交通は除く）
- ・ 営業キロ全体に占める市域内の割合が2分の1以上で、かつ乗降可能な停留所を市域内に複数持つ路線の運行に使用した車両

※ 減便等に伴い一時抹消登録をした車両も対象とし、老朽化等を理由として廃車し、その代替車両がある場合は新旧の車両を合わせて1台とみなす。

**実 績 ・ 効 果**

**1 実績**

実施した回のいずれも国からの臨時交付金を財源としている。

	申請期間	金額	支給額
第1弾	R2. 10. 2～R2. 11. 30	200千円/台	145,800千円
第2弾	R3. 3. 23～R3. 4. 30	500千円/台	367,500千円
第3弾	R3. 12. 23～R4. 1. 14	300千円/台	214,800千円
第4弾	R4. 7. 12～R4. 7. 29	450千円/台	319,050千円
第5弾	R4. 12. 26～R5. 1. 20	450千円/台	321,300千円

**2 効果**

新型コロナの感染拡大防止による外出自粛の影響を受けたバス事業者に対し奨励金を交付したことで、市民の日常生活や経済活動等を支える移動サービスの安定的・継続的な提供に寄与した。

**課 題**

- ・ 事業者からは新型コロナの影響で収支が悪化したため支援を行うよう要望があるものの、予算規模が大きく一般財源での実施は困難と思料され、実施にあたっては国からの臨時交付金等の確保が必要と考える。
- ・ 条件を満たす車両に対し支給をしていることから、対象車両の多い事業者は提出書類が多く、今後簡素化についての検討が必要である。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(6) その他の支援</p> <p>ウ NPO 法人等活動支援金</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期</p>
<p>担当部署：市民局市民協働推進課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p>1 経過及び目的 新型コロナにより大きな影響を受けているNPO法人等の活動の継続や新しい活動の展開を支援するため、収入が減少したNPO法人等に対して、「仙台市NPO法人等活動支援金」を交付した。</p> <p>2 支援金の額 1団体あたり10万円</p> <p>3 対象団体 NPO法人など市民活動を行うことを主たる目的として設立された団体であって、交付要件を満たしている団体</p> <p>4 主な交付要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内に主たる活動拠点を有すること（法人にあつては、市内に主たる事務所を有すること）</li> <li>・ 令和2年6月以前に設立された団体で、直近1年以内に活動実績があり、今後も活動を継続する意思があること</li> <li>・ 新型コロナの感染拡大の影響により、令和2年4月から同年10月までの間のいずれか一月の収入の額が、前年同月における収入の額と比較して、50%以上減少していること</li> <li>・ 仙台市地域産業支援金又は仙台市地域産業協力金の交付を受けていないこと 等</li> </ul> <p>5 スケジュール 令和2年10月26日 記者発表、申請書等の公表 令和2年11月4日 申請書受付開始 令和3年1月29日 申請書受付終了</p> <p>6 周知方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市ホームページへの掲載</li> <li>・ 市政だよりへの掲載</li> <li>・ 市関連部署・施設等へのお知らせの送付</li> <li>・ 市メール配信サービス登録者へのメール配信</li> <li>・ 本市を所轄庁とするNPO法人へのお知らせの送付 等</li> </ul>		
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>		
<p>1 実績 61団体 支援金交付総額 6,100千円</p> <p>2 効果 新型コロナの影響により厳しい運営状況にあるNPO法人等の活動の継続に寄与した。</p>		
<p><b>課 題</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施にあたっては、申請手続きの手引きを準備して周知広報に努めたものの、受付を開始した当初は、NPO法人等からの個別の問合せに対して、説明に時間を要してしまうことがあった。</li> <li>・ 新たな制度を始める際は、想定し得る問合せへの説明内容や対応した実績などの情報を蓄積し、部署内で共有する仕組みを整えておくなど、手続きを円滑に進めるための体制作りを行う必要がある。</li> </ul>		



<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>3 事業者への支援及び経済回復策</p> <p>(6) その他の支援</p> <p>エ 指定管理者への支援</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間：</p> <p>流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：健康福祉局医療政策課、こども若者局総務課、文化観光局誘客戦略推進課、スポーツ振興課、都市整備局総務課、教育局生涯学習課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p><b>1 目的及び経過</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市が所有する施設について、指定管理者制度*1を導入しており、その中でも、一部施設については利用料金制*2を適用している。</li> <li>・ 新型コロナの感染拡大防止による、施設利用の停止等に伴い、本来得られるはずであった利用料収入が減少したことから、利用料金制をとる指定管理者の一部に対し、本市への納付金の支払いを免除するなどの支援措置を行った。             <ul style="list-style-type: none"> <li>*1 指定管理者制度：公の施設に民間の活力を活用することで、効果的な管理を行い、市民サービスの質の向上を図ることを目的とする制度。</li> <li>*2 利用料金制：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の直接の収入とする制度。定めにより、利用料金収入による利益の一部を本市に納めさせることができる。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 完全利用料金制適用施設</p> <p><b>ア 仙台国際センター・青葉山交流広場及び駐車場</b></p> <p>当該施設は、利用料金のみで運営される完全利用料金制を適用しているが、新型コロナの感染拡大防止のため、本市の事業・施設等の取り扱いガイドライン<sup>†7</sup>に則り、新規利用予約の停止や催事の開催自粛に伴う利用者への施設利用料の全額返還等を実施したことにより、本来得られるはずであった利用料収入が減少したことから、これに伴う補償として指定管理料を支払うこととした。</p> <p>また、毎年本市に納付している指定管理者納付金（令和元年度は約5,200万円）についても、令和2年度は全額減免、令和3・4年度は一部減免としている。</p> <p>これらの取組みにより、新型コロナの感染拡大防止対策を講じつつ、仙台国際センターのMICE*受入機能の確保を図り、本市MICE推進施策を継続した。</p> <p>*MICE：国内外から多数の誘客が見込める会議（Meeting）、研修（Incentive travel）や、国際的な会議（Convention）、イベント（Exhibition）の頭文字を取ったもの。</p> <p><b>イ 泉中央駅前駐車場</b></p> <p>当該施設は、利用料金のみで運営される完全利用料金制を適用しているが、令和2～4年度において、新型コロナの感染拡大により、外出自粛要請等がなされたことに伴い、駐車場の利用台数及び利用料収入が減少したため、既定の固定・変動納付金を支払うと指定管理者の収支が赤字となった。</p> <p>このことから、駐車場の利用料収入から本来支払うべき納付金及び諸経費を差し引いた指定管理者の赤字分を、納付金から減額して相殺し、指定管理者に対する支援を行った。</p> <p>(2) その他の利用料金制導入施設における対応</p> <p>以下の施設は、完全利用料金制ではないが、利用料金制を導入していたため、指定管理者の減収に対応した支援を行った。</p> <p><b>ア 仙台市急患センター、仙台市北部急患診療所、仙台市夜間休日こども急病診療所</b></p> <p>新型コロナの影響により患者数及び診療収益が大きく減少したため、指定管理料を増額して、初期救急医療体制の確保を図った。</p>		

イ 子育てふれあいプラザ（仙台・宮城野・若林・長町南・泉中央）

利用料金の減収等の程度に応じ、指定管理料を年度末に追加で支出した。支出額は、令和元年度と該当年度の比較により、本来得られるはずだった収入額（令和元年度の収入－当該年度の収入）と事業の中止・縮小等により発生しなかった支出額（令和元年度の支出－当該年度の支出）を算出し、この差を新型コロナによる影響額（A）としたうえで、マスクやアルコール消毒液などの消耗品等購入額（B）を算出し、（A）と（B）の合計とした。

ウ 仙台市陸上競技場

本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインに則り施設の休館や自主事業を中止した期間について、収支に不足が生じた場合に追加で支出を行った。本市から支出した額は、自主事業収入等の休館等を行うことで減収となった金額から、休館等により不要となった光熱水費等の経費を差し引くことで算出した。

エ 泉岳自然ふれあい館

利用料金が減収となったが、指定管理料も減少したため、指定管理料を一部返還させた。

実績・効果

1 実績

(1) 完全利用料金制適用施設

ア 仙台国際センター・青葉山交流広場及び駐車場

(ア) 本市からの指定管理料支払い実績

単位(円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者 収支	収入(A)	592,769,058	124,821,034	371,246,497	539,331,306
	支出(B)	588,552,737	464,591,749	513,684,752	575,261,194
収支赤字額(B)-(A) =本市からの指定管理料		—	339,770,715	142,438,255	35,929,888

(イ) 【参考】利用状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数		286,996人	51,608人	116,487人	245,532人
開催を中止した催 事数	件数	54件	350件	216件	58件
	対象人数	16,964人	299,726人	173,047人	47,393人
収支赤字額(B)-(A) =本市からの指定管 理料(再掲)		—	339,770,715円	142,438,255円	35,929,888円

イ 泉中央駅前駐車場

単位(円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
固定納付金(A)	78,000,000	78,000,000	81,330,000
変動納付金(B)	18,674,440	18,886,101	20,015,100
前年度定期券収入(C)	5,180,333	0	0
修繕費(D)	1,946,179	4,584,140	2,860,000
合計(E=A+B-C-D)	89,547,928	92,301,961	98,485,100
収支赤字額=納付金減額(F)	545,711	6,114,504	10,811,408
実支払い額(E-F)	89,002,217	86,187,457	87,673,692

- ・令和2年度 納付金を545,711円減額
- ・令和3年度 納付金を6,114,504円減額
- ・令和4年度 納付金を10,811,408円減額

(2) その他の利用料金制導入施設

ア 仙台市急患センター、仙台市北部急患診療所、仙台市夜間休日こども急病診療所

(3 施設合計)

単位(円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者 収支	収入(A)	769,309,842	301,214,092	393,901,024	371,231,126
	支出(B)	1,013,982,708	926,824,658	946,073,519	956,832,327
収支赤字額(B)-(A) =本市からの指定管理料		244,672,866	625,610,566	552,172,495	585,601,201

イ 子育てふれあいプラザ (5 施設合計)

単位(円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新型コロナウイルス による影響額(A)		1,849,635	10,519,162	9,005,195	2,968,823
消耗品等購入額 (B)		—	574,951	264,741	356,734
(A) + (B) =本市から の指定管理料		1,849,635	11,094,113	9,269,936	3,325,557

ウ 仙台市陸上競技場

単位(円)

		令和3年度
指定管理者収支	休館・中止による不用額(A)	1,815,106
	休館・中止による減収額(B)	2,794,318
収支赤字額(B)-(A) =本市からの追加指定管理料		979,212

エ 泉岳自然ふれあい館

単位(円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定管理者収支	収入(A)	171,047,228	152,126,105	160,154,824	173,511,722
	支出(B)	164,097,656	137,732,857	153,672,158	184,017,882
コロナを理由に追加で支払 った指定管理料		0	0	0	0

2 効果

- ・ 赤字分の補填や納付金の免除により、指定管理者の経営面での負担を解消し、施設機能の維持に寄与した。
- ・ 子育てふれあいプラザについては、施設の性質上、運営にあたって感染リスクの低減をどのように図るかが課題となるが、マスク、アルコール消毒液などの消耗品購入額を補填したことで、流行期における適切な感染対策を講じることができた。

課 題

- ・ 指定管理者の募集は、新型コロナの感染拡大前に実施しており、本市、指定管理者双方において、新型コロナの感染拡大による利用料収入の大幅な減少を予測することは不可能であった。このため、指定管理者の減収分について、納付金を減額するなどの措置により支援することはやむを得ないものと言えた。  
感染拡大期においては、感染拡大防止のため、集客施設等の休館措置が必要だが、交流人口拡大に資する施設の安定的な運営のためには、指定管理料の支払い等の措置が必要である。  
また、催事の開催状況が安定してきた際には指定管理料を徐々に減額するなどの仕組みづくりが必要である。
- ・ 完全利用料金制適用施設については、本市の事業・施設等の取り扱いガイドラインに則った利用料等減免施策の影響ではあるものの、指定管理者の公募条件である「利用料金制・独立採算制の指定管理運営」が実施されなかった。次期指定管理者の選定に当たっては、利用料収入が大きく減少する場合であっても、指定管理者の安定経営が確保できる納付金の算出方法等を検討していく必要がある。
- ・ 初期救急の確保に向け、休日夜間診療所の開設・運営などに努めてきたが、適切に運営されるよう引き続き確認、管理していくことが必要である。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保                  3 事業者への支援及び経済回復策                  (6) その他の支援                  才 使用料・貸付料の減免等</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間：                  流行初期                  ～第8波</p>												
<p>担当部署：危機管理局危機管理課、財政局財産管理課</p>														
<p><b>対 応 経 過</b></p>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナの感染拡大防止措置として、令和2年4月に市有施設の休館措置が実施されたことや、県が緊急事態宣言<sup>†1</sup>の対象区域となったため、市有施設内に設置している売店や飲食店、自販機等に係る行政財産目的外使用料と普通財産・行政財産貸付料（以下「使用料・貸付料」という。）について、同年4月から6月の間、各財産所管課や事業者より、全市的な減免制度を創設するよう継続的な要請があった。</li> <li>・ このことを受け、新型コロナの影響を受けた場合における使用料・貸付料の減免に係る対応の妥当性を考慮し、公営企業等における減免実施の状況も踏まえ、当該減免制度創設の検討に着手した。</li> <li>・ 令和2年10月27日、減免に係る対応を決定し、翌28日に全庁へ制度を周知した。具体的には、「支払い猶予・分納」は、地方自治法施行令第171条の6に基づき遅延損害金や延滞金を発生させないことなど、適切な債権管理に留意しつつ、事業者の申請及び所管課の判断で減免を実施することとした。</li> <li>・ 減免は、次の①から③に該当する場合に、事業者からの申請に基づいて、該当期間の使用料・貸付料について適用することとした。                         <ul style="list-style-type: none"> <li>① 本市が休館措置等を行った施設内に売店、飲食店、自販機等を設置していた場合                                  休館期間について、日割りで100%減免</li> <li>② 県の休業要請に応じ休業した場合                                  県が緊急事態宣言の対象区域となった期間中に、県の休業要請に基づき休業していた場合、当該休業期間について、日割りで100%減免</li> <li>③ 感染拡大防止のため自主的に休業した場合                                  県の休業要請期間の前後において自主的に休業した場合や、休業要請対象業種以外の事業者が自主的に休業した場合、当該休業期間について、日割りで100%減免</li> </ul> </li> </ul>														
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>														
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該制度の創設により、コロナ禍で経営難に直面する中小事業者の事業継続に一定程度寄与したものと認識している。</li> <li>・ 減免及び減額の実績は以下のとおり。</li> </ul>														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">令和2年度</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象施設数</td> <td style="text-align: center;">95</td> <td style="text-align: center;">65</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">対象事業者数</td> <td style="text-align: center;">69</td> <td style="text-align: center;">46</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">減免・減額した額</td> <td style="text-align: center;">20,151,383</td> <td style="text-align: center;">3,099,276</td> </tr> </tbody> </table>				令和2年度	令和3年度	対象施設数	95	65	対象事業者数	69	46	減免・減額した額	20,151,383	3,099,276
	令和2年度	令和3年度												
対象施設数	95	65												
対象事業者数	69	46												
減免・減額した額	20,151,383	3,099,276												
<p><b>課 題</b></p>														
<p>令和2年10月の制度創設以降、各財産所管課や中小事業者から新たな要請等がなく、今後、感染症拡大の危機が発生した場合でも、現行制度により対応可能と考えている。</p>														



<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 4 感染防止と地域経済の両立に向けた対策 (1) 仙台感染症対策・地域経済循環プロジェクト</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第6波</p>
<p>担当部署：経済局経済企画課</p>		

**対 応 経 過**

＜経過及び目的＞

- 令和2年6月中旬より新型コロナが市内で拡大傾向にあり、感染場所となり得る飲食店の感染対策への支援が急務となっていた。
- 経済局において、業種別ガイドライン<sup>†21</sup>を分かりやすく取りまとめた飲食店・宿泊施設向け感染対策マニュアルを作成予定だったが、この取組みに関連し、支援体制を更に強化するため、仙台商工会議所との連携することとなった。
- 感染症の拡大防止と地域経済の循環を両立するため、令和2年8月から仙台商工会議所、みやぎ仙台商工会と連携して「仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト」を開始し、ポスター、ステッカー、ガイドブック、動画を活用した周知広報を行った。本プロジェクトの事務局は仙台商工会議所に置かれた。
- 令和5年5月8日に新型コロナの5類への位置づけの変更に伴い、本プロジェクトも終了した。仙台商工会議所ホームページ及び市ホームページにて、終了の旨を周知した。

【実施内容】

- 仙台商工会議所・みやぎ仙台商工会との連携事業「仙台 感染症対策・地域経済循環プロジェクト」開始（令和2年8月24日）
- 仙台感染拡大防止ガイドブック公表（令和2年9月1日初版発行、令和4年1月25日第5版発行）  
東北大学病院感染管理室の徳田医師の監修で、飲食店、宿泊施設向けにわかりやすく編集
- 「感染防止想いやり宣言 STOP! コロナ」啓発動画を公開（令和2年11月24日飲食店編公開、令和2年12月1日お客様編公開）



感染防止 想いやり宣言  
啓発ポスター



仙台感染拡大防止ガイドブック



感染防止 想いやり宣言  
啓発ステッカー

**実 績 ・ 効 果**

- 市内飲食事業所約 10,000 箇所にポスター及びステッカーの発送を行い、市内の多くの飲食店で掲示され、感染症拡大防止と地域経済循環の両立に一定程度寄与したものと考えられる。
- 県においても活用され、県内の感染拡大防止に寄与した。



【事業費】

令和2年度	感染拡大防止ガイドブック・事例集作成	3,840千円
	吊り看板製作・取付・撤去	165千円
	負担金	3,000千円
	その他	122千円
令和3年度	新型コロナ拡大防止に関する動画掲出	1,312千円
	ガイドブック・事例集の修正	114千円
	負担金	95千円

課 題

- ・ 感染対策の方向性について、国の基本的対処方針<sup>†17</sup>や業種別ガイドラインが適宜見直しされるため、その都度ガイドブックや動画等の見直しを行う必要があり、頻繁な修正や改訂が必要になった。
- ・ 国の基本的対処方針や業種別ガイドライン等に基づき、感染症危機の状況下においても事業者が事業を継続し、感染症の拡大防止と地域経済の循環を両立できるように感染対策の普及・啓発を行う必要がある。

第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 4 感染防止と地域経済の両立に向けた対策 (2) 飲食店関係検査 ア 接待を伴う飲食店従業員の検査	本市事業	実施期間： 流行初期
担当部署：健康福祉局感染症対策室		

**対 応 経 過**

**1 目的・概要**

令和2年9月、複数の飲食店においてクラスターが発生し、また、バーや接待を伴う飲食店等で、クラスターには至らないものの複数の感染者が確認される事例が発生していた。

こうした飲食店での感染拡大防止を目的として、東北最大の歓楽街である国分町を中心とした飲食店の従業員を対象に、PCR検査<sup>†10</sup>を実施することとなった。

**2 実施内容**

- (1) 対象地域 県の「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」第5条第1項に規定する営業延長許容地域
- (2) 対象施設 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1号に規定する飲食店
- (3) 対象者 上記(1)(2)に該当する施設(約420施設)の従業員(無症状者に限る)
- (4) 実施日 令和2年10月3日(土)、4日(日)、10日(土)、11日(日)
- (5) 検査料金 無料
- (6) 周知方法 令和2年9月18日付で上記2の約420施設に対し、郵送による個別通知を送付した。申込者数が定員に達しなかったことから、9月28日付で追加募集を実施した。
  - ・ 一次申込受付  
 通知日：令和2年9月18日  
 募集期間：令和2年9月19日～27日
  - ・ 追加申込受付  
 通知日：令和2年9月28日  
 募集期間：令和2年9月30日～10月4日

**実 績 ・ 効 果**

**【PCR検査件数】**

区 分	検 体 採 取 日				計
	10月3日 (土)	10月4日 (日)	10月10日 (土)	10月11日 (日)	
申込者数	94名	71名	64名	42名	271名
受検者数	77名	54名	46名	32名	209名
検査結果	全て陰性	全て陰性	全て陰性	全て陰性	

**【効果】**

結果として、すべて陰性であったが、今回の新型コロナのように不顕性感染者が一定数存在する感染症の場合、接待を伴う飲食店の従業員は、意図せず感染を拡大させてしまう場合があることから、当該事業の実施により、検査を受けた従業員等の不安解消・安全確保に寄与したものと考えられる。

**課 題**

- ・ 急遽、本事業の実施が決まったことから、会場や物資の確保が難航した。
- ・ 今回の新型コロナのように不顕性感染者が一定数存在する感染症の場合、PCR検査の実施は有効と考えられることから、感染症の特性に応じ、必要な場合、早期に体制を整えられる準備が必要である。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保                  4 感染防止と地域経済の両立に向けた対策                  (2) 飲食店関係検査                  イ 中心市街地飲食店従業員向け検査</p>	<p>実施期間：                  第4波</p>
<p>担当部署：危機管理局危機管理課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p><b>1 経過及び目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本市における第4波の感染拡大が起こった令和3年3月に、飲食店に関連する新型コロナ感染者が多く確認された状況を踏まえ、県が、「飲食店の安全・安心の確保」や「無症状の感染者の早期発見による感染拡大防止」「対象地域の感染状況の把握」を目的に中心市街地飲食店の従業員等を対象とした無料のPCR検査<sup>†10</sup>を実施した。</li> <li>・ 当該事業の実施にあたっては、本市は県に協力し、中心市街地に設置した検体回収ポイントの確保・設置・運営を担った。</li> </ul> <p><b>2 概要</b></p> <p>(1) 目的</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 飲食店の安全・安心の確保</li> <li>② 無症状の感染者の早期発見による感染拡大防止</li> <li>③ 対象地域の感染状況の把握</li> </ol> <p>(2) 対象者                  中心市街地（青葉区中央1～4丁目、国分町1～3丁目、一番町4丁目）の飲食店従業員等</p> <p>(3) 対象店舗数                  約3,000店舗</p> <p>(4) 検査申込受付期間                  令和3年3月25日から令和3年4月2日まで（検体提出期間は令和3年4月23日まで）</p> <p>(5) 検査方法</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 申込書を県から対象店舗へ郵送</li> <li>② 検査希望店舗は申込書を郵送又はFAXで県へ提出</li> <li>③ 検査キットを店舗へ郵送</li> <li>④ 従業員が自身で唾液を採取</li> <li>⑤ 指定回収日時に回収業者へ検体を提出、又は検体回収ポイントへ提出</li> <li>⑥ 検査結果を県から店舗代表者へ電話で通知</li> </ol> <p>※ 陽性者については、管轄の保健所等へも情報共有を行い、その後の対応は各保健所において行った。</p> <p>※ 協力店舗について、公表を承諾する店舗のみ県ホームページにて公表を行った。</p> <p>(6) 回収ポイント                  場所：スマイルホテル仙台国分町（仙台市青葉区一番町4丁目3-22）                  開設期間：令和3年4月1日～令和3年4月23日（※日曜日を除く）                  （当初は4月16日までの開設予定であったが、開設期間を4月23日まで延長した。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検体回収ポイントの運営においては、全庁応援体制における応援職員を派遣し運営を行った。</li> </ul>	

## 実績・効果

## 【検査実績】

	申込書発送	申込 ①	検体提出 ②	②/①
店舗数	2,888 店舗	1,072 店舗	1,004 店舗	93.7%
人数		5,092 人	4,724 人	92.8%

- ・ 新型コロナの流行初期から、飲食店関係団体から従業員の安全・安心の確保のために無症状の検査を求める声が上がっていたことから、当該事業を活用した店舗従業員については不安解消・安全確保に一定程度寄与したものと考えられる。

## 課題

- ・ 検査の実施において対象区域を限定したことにより、該当地域で感染が拡大しているかのようなマイナスの印象を与えかねないといった課題があった。
- ・ 関係団体等からは、一時的な検査事業ではなく継続的に検査を受けられる体制整備が求められた。これについては、後に本市の事業として「飲食店従業員向け無料 PCR 検査」を開始し、市内全飲食店を対象とし、定期的な検査が可能な体制を整備した（詳細は 430 ページ「第 6 節 4(2)ウ 仙台市内飲食店等従業員無料検査」参照）。
- ・ 新型コロナの流行初期から、無症状の市民等の検査機会の確保が求められたが、本市として早期の体制整備が図れなかった。背景としては、流行初期においては検査実施機関が少なく検査を実施する民間事業者の数が限られていたこと、有症状者への対応で逼迫する市保健所<sup>15</sup>では、無症状者に対する検査体制の整備や実施を図ることが困難な状況であったことが挙げられる。
- ・ 感染症危機における検査体制の確保において、有症状や感染が疑われる者の検査体制の確保が最優先されるが、感染拡大防止にあたっては、無症状者の検査も有効であるとともに、市民の安全・安心確保に寄与することから、検査需要の高まりに早期に対応できる体制の構築が必要である。
- ・ 無症状者への検査体制の確保においては、新型コロナ対応において本市が実施した全庁推進体制（詳細は 76 ページ「第 1 節 2(3)ア 全庁推進体制」参照）の活用も視野にいれ、全庁で役割分担の整理を行うことが必要である。

<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保</p> <p>4 感染防止と地域経済の両立に向けた対策</p> <p>(2) 飲食店関係検査</p> <p>ウ 仙台市内飲食店等従業員無料検査</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間：</p> <p>第4波 ～第6波</p>
<p>担当部署：文化観光局交流企画課</p>		
対 応 経 過		
<p>1 目的・経過</p> <p>市内飲食店の従業員を対象に定期的に無料のPCR検査<sup>†10</sup>を実施することにより、飲食店の感染対策における安全・安心の更なる確保を図るとともに地域経済の回復につなげるもの。なお、本事業は、「全庁推進体制」の中で、文化観光局が担当することとなった。</p> <p>※ 無症状者の早期発見につながることも副次的な効果として見込まれるが、飲食店が安全・安心を確保して営業を行うことが主目的であるため、対外的な資料や飲食店への周知チラシ等には記載は行わなかった。</p> <p>2 業務概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象             <p>市内の食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店で働いている方</p> <p>※ アルバイト・パートを含む。テイクアウト専門店などは対象外</p> </li> <li>○ 検査の流れ             <p>ア 飲食店の代表者がWeb専用フォーム又はFAXで申し込む (フォームは委託事業者が開発し本市用にカスタマイズしたものを使用)</p> <p>イ 配送された検査キットを受領、従業員に配布</p> <p>ウ 各従業員が検体を採取し、キットに記載されているWebフォームへアクセスし、結果通知先メールアドレスをそれぞれ登録</p> <p>エ 代表者が採取した検体をとりまとめ、付属のゆうパック着払い伝票で検査機関へ送付(とりまとめられなかったものは自費で送付可)</p> <p>オ 各店員は検査結果の通知をウで登録したメールアドレスで受領</p> <p>※ 各店舗月1回申込可能(当初は各店舗最大5回としていたが、期間延長に伴い撤廃)</p> </li> <li>○ 費用             <p>無料(キット返送用の着払い伝票を同封し、送料も無料とした)</p> </li> <li>○ 期間             <p>令和3年5月26日～令和4年2月28日(飲食店からの申込受付期間)</p> <p>※ 精算などの事後処理のため事業期間は令和4年3月末まで</p> <p>※ 当初は令和3年10月末までを予定していたが、感染状況等を考慮し、申込受付期間を2回延長した(1回目：令和3年12月末まで延長、2回目：令和4年2月末まで延長)</p> </li> <li>○ 委託事業者             <p>近畿日本ツーリスト仙台支店</p> <p>※ 受託者は対象店舗への案内の発送、事務局運営(コールセンター等)、店舗からの申込内容の確認、店舗への検査勧奨(過去に申込のあった店舗へメール連絡)の業務を担い、委託業</p> </li> </ul>		







実績・効果

※ 本項の表中においては、端数処理の関係上、構成比の合計が100%とならない場合がある。

1 申込数、発送数について

申込数と発送数の合計は下表のとおり。

申込数と発送数に差があるのは、申込内容を確認した結果、対象外となるものを除外したためである。

なお、各月の申込数では、5月26日に申込受付を開始して以降、翌6月が最多となり、以降は遞減していったが、デルタ株<sup>†11</sup>（8月頃）や、オミクロン株<sup>†11</sup>（1月頃）による感染の拡大に合わせて申込数が増える傾向があった。

また、日次ベースでは、店舗ごとに月1回利用可能との条件もあり、各月の初旬に申込が集中したほか、日曜日は各店舗の事務所が閉まっているため、申込数が少ない傾向があった。

	申込数		発送数	
	店舗件数	キット数	店舗件数	キット数
合計	7,787	50,396	7,384	45,579
平均 (申込期間279日)	27.9	180.6	26.5	163.4

2 申込状況と感染状況の比較

申込受付期間中（令和3年5月26日～令和4年2月28日）の本事業の申込数と市内新規陽性者数の間には関連はみられなかった。

3 区ごとの申込状況について

○ 申込構成、申込率

表の対象店舗数は、各月時点の食品衛生法の営業許可リストから、対象外となる店舗を除外したものと異なるが、閉店の情報は把握できないため、対象店舗は累積している。

区ごとの申込を構成比で見ると、青葉区が最も多く約6割、その他の区が1割前後となった。これは対象店舗の構成比とほぼ合致しており、偏りなく申込があったと言える。

	期間合計				対象店舗（2月末時点）	
	申込		キット		数	構成比
	数	構成比	数	平均		
青葉区	4,816	61.8%	29,439	6.1	5,134	62.3%
宮城野区	834	10.7%	5,408	6.5	858	10.4%
若林区	556	7.1%	3,522	6.3	613	7.4%
太白区	858	11.0%	6,988	8.1	806	9.8%
泉区	723	9.3%	5,039	7.0	835	10.1%
計	7,787	100.0%	50,396	6.5	8,246	100.0%

○ 申込店舗数について

実際に申込のあった店舗数（期間中、1回以上申込のあった店舗を1とカウントした数）は、2,009店となり、対象店舗の4店に1店が申込をしたことになる。当初の想定は従業員数の4割としていたことから、結果として想定を下回った。

区ごとの申込数と対象店舗の構成比はほぼ同じであり、偏りなく申込があったと言える。

	申込数			対象店舗数（R4.2月時点）	
	件数	構成比	対象店舗に占める%	件数	構成比
青葉区	1,268	63.1%	24.7%	5,134	62.3%
宮城野区	204	10.2%	23.8%	858	10.4%
若林区	130	6.5%	21.2%	613	7.4%
太白区	216	10.8%	26.8%	806	9.8%
泉区	191	9.5%	22.9%	835	10.1%
計	2,009	100.0%	24.4%	8,246	100.0%

○ リピート状況について

令和3年5月から令和4年2月までの申込受付期間に月1回申込が可能だったため、最大の申込回数は10回となる。

申込回数が最も多かったのは「1回」の754店、次いで多いのが「2回」で269店（13.4%）、3番目が「9回」の209店（10.4%）であり、本事業の活用状況は二極化の傾向があるといえる。

なお、2回以上申込をした店舗は1,255店で、6割強の店舗が複数回申込を行ったことになる。また、区ごとの申込状況に大きな偏りはみられなかった。

	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	計
件数	754	269	181	116	130	111	95	110	209	34	2,009
%	37.5%	13.4%	9.0%	5.8%	6.5%	5.5%	4.7%	5.5%	10.4%	1.7%	100.0%

○ エリアごとの比較

「申込有計」でみると、駅前エリアが195店で、対象店舗の27.5%と最も高かった。

また、2回以上申込をした店舗の割合（リピート率）をみると、駅前エリアは130店で66.7%、国分町エリアが369店で69.5%となり、全体平均の62.5%を上回った。

		1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回	申込有計	対象店舗数
駅前 エリア	件数	65	26	26	12	13	7	7	19	18	2	195	709
	%	33.3%	13.3%	13.3%	6.2%	6.7%	3.6%	3.6%	9.7%	9.2%	1.0%	100%	
国分町 エリア	件数	162	65	51	39	42	39	36	31	58	8	531	2,394
	%	30.5%	12.2%	9.6%	7.3%	7.9%	7.3%	6.8%	5.8%	10.9%	1.5%	100%	
それ 以外	件数	527	178	104	65	75	65	52	60	133	24	1,283	5,097
	%	41.1%	13.9%	8.1%	5.1%	5.8%	5.1%	4.1%	4.7%	10.4%	1.9%	100%	
計	件数	754	269	181	116	130	111	95	110	209	34	2,009	8,200
	%	37.5%	13.4%	9.0%	5.8%	6.5%	5.5%	4.7%	5.5%	10.4%	1.7%	100%	

○ 検査結果について

	検査件数 (件)	陽性 (件)	陽性率 (%)
5月 (5/26~)	62	1	1.61
6月	6,241	4	0.06
7月	4,557	6	0.13
8月	4,507	12	0.27
9月	4,294	6	0.14
10月	3,665	1	0.03
11月	2,561	0	0.00
12月	2,808	1	0.04
1月	3,068	14	0.46
2月	3,648	70	1.92
3月 (~3/20)	1,204	12	1.00
合計	36,615	127	0.35

○ コールセンターの問合せ件数

1,471件

※ 月～金 10:00～18:00 に稼働。土・日・祝日、年末年始（12/29～1/4）は休業

○ 市ホームページ掲載店舗数

本事業を活用し、検査を実施した店舗は、検査を実施したメリット提供の一環として、市ホー

ムページの実施店舗の一覧に掲載した（ただし、掲載を希望しない申し出のあった店舗を除く）。なお、掲載に当たっては、申し込みしたキットが1本でも使用された時点で掲載を行った。

	青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	計
掲載数	4,207	645	401	683	534	6,470
月平均	420.7	64.5	40.1	68.3	53.4	647.0
実店舗数	1,014	166	108	174	151	1,613

## 5 事業費

- ・委託料 270,681,596 円
  - ・その他経費 300,367 円
- ※ 全額臨時交付金充当

## 課 題

### 1 検査活用のメリットの提示

申込を行った店舗は、市内対象店舗全体の約 24%で、申込のあった店舗のうち1回のみ申し込んだ店舗は全体の約 38%となっており、3分の1以上の店舗が一度だけしか検査を受けなかったことになる。「感染症拡大防止協力金」が各期 4,000 件を超す申込があったことを踏まえると、飲食店にとって本事業はメリットが感じにくかったと考えられる。対策として、申込方法の簡素化や、検査を受けることによる更なる優遇措置などを打ち出すなど、継続的に検査を受けてもらえる工夫が必要だったと考えられる。

### 2 未使用の検査キット

発送したキットのうち、約 20%が未使用となった。未使用の店舗には委託事業者から電話により勧奨を行ったが、次の感染症危機においては、申込をしながら、検査を実施しないことが繰り返される店舗の申込は受け付けないといった運営上の工夫や、本市が検査を行うのではなく、キットの購入費補助制度にするといった制度上の工夫が必要である。

### 3 検査事業の効果検証

本事業は「市内飲食店の従業員を対象に定期的に無料のPCR検査を実施することにより、飲食店の感染対策における安全・安心の更なる確保を図るとともに地域経済の回復につなげる」という目的で実施したが、実際に本事業を利用した飲食店の客足が回復したのか検証は行わなかった。事業を早く開始することを優先させたため、立ち上げ時に事業終了後を見据えた検証に関する検討ができなかったことが原因にある。様々な要因があるため厳密な測定は困難だが、利用した店舗としなかった店舗にアンケートをとるなど、事業立ち上げ時にあらかじめ効果検証の仕組みづくりを行う必要があったと考えられる。



<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 4 感染防止と地域経済の両立に向けた対策 (3) PCR検査センターの設置</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 第4波 ～第8波</p>
<p>担当部署：危機管理局危機管理課</p>		

**対 応 経 過**

**1 必要性**

新型コロナに係る無症状者向け検査（積極的疫学調査<sup>†14</sup>に基づく検査を除く）については、市内飲食店従業員を対象とした定期的な無料検査は実施されていたが、一般市民が検査を受けられる機会がほとんどなく、医療機関の自費検査についても実施機関が少なく費用も高額であったことから、検査を希望する一般市民が気軽に受検できる機会の確保が求められていた。

**2 木下グループとの連携**

- ・ このような状況から、新たな検査事業の実施や民間の検査センターの設置等について検討を行っていたところ、羽田空港等で新型コロナの検査センターを運営していた木下グループから、低廉な価格での検査センターの設置・運営の提案とともに、本市に対して場所提供の依頼があった。
- ・ 本市が検討していた内容に沿った形での実施が可能だったことから、当該事業者と連携し、検査センターを設置することとした。
- ・ 設置にあたっては、木下グループと連携協定を締結し、本市は場所を無償で提供し、木下グループが自らの事業として検査センターを設置・運営する形とした。
- ・ 令和3年6月23日、木下グループと最終合意し、同日付で協定を締結した。

**3 検査センター設置場所の確保**

会場は、利用者に分かりやすいこと、また、感染対策と混雑防止のため、一般来庁者と動線を分離できることが望ましかったことなどから、市役所本庁舎1階のギャラリーホールを候補とし、必要な条件や改修工事の内容等について、関係課間で調整し、感染防止策として、市役所本庁舎外壁への検査センター利用者専用の出入口の設置及び換気設備の増設等の改修工事を実施した。

○ 設置場所確保に係る費用

- ・ 会場改修費：3,960,000円
- ・ パーティション等の備品：370,018円
- ・ その他、インターネット使用料や光熱水費などの経費：213,249円

※ 上記を除く検査センター運営費や検査費等は木下グループが負担



センター出入口（庁舎玄関とは別に設置）



センター内部



4 検査センター開設に向けた事前調整

当検査センター開設にあたっては、事前に関係各所へ事前説明を行った。

(1) 市医師会

市医師会長へ事前説明を行った。また、感染者への対応等について意見を聴取した。

(2) 宮城県（保健福祉部疾病・感染症対策課）

受検対象を本市民に限定せず、県内居住者は受検可能としたことから、県に対しても事前説明を行った。また、当該検査で陽性と判明した方への対応等についても意見交換を行った。

5 陽性判明者への対応について

当検査センターは民間事業者の検査であり、検査により陽性と判明しても、医師の診断ではないことから、感染症法上の陽性者としては扱うことができなかった。このため、木下グループが運営する他都市の検査センターでは、受検者が陽性だった場合、医療機関を受診するよう促していた。

本市においては、確実に医師の診断につなげるため、検査により陽性と判明した場合には、当検査センターから情報提供を受けたうえで、市保健所<sup>†5</sup>が陽性判明者本人に連絡し、改めて行政検査を実施することとした。

※ 受検者が提出する同意・誓約書には、その旨を記載し、受検者の同意・誓約を得たうえで検査を行う流れとした。

6 検査センター概要（開設当初）

○名称 「木下グループ 新型コロナ PCR 検査センター 仙台店」

○開設日 令和3年7月15日

○営業時間 平日8時30分～17時30分（最終受付17時）

※ 令和3年8月7日からは、休日営業を開始し、原則年中無休とした

○検査対象者 宮城県内に居住している方で、検査を希望する無症状の方

※ 症状がある方、濃厚接触者<sup>†13</sup>は受検不可

○予約方法

原則、木下グループのホームページからの事前予約とした。ただし、インターネット環境を持たない利用者を考慮し、直接来店でも検査を受け付けることも可能とした。

○支払方法

感染防止のために接触を減らす観点から原則キャッシュレス決済としたが、キャッシュレス決済の方法を持たない利用者については現金対応（お釣りが出ないように支払い）も可能とした。

○検査方法

唾液によるPCR検査

※ 令和4年1月1日からは、抗原定性検査<sup>†10</sup>の実施も開始した


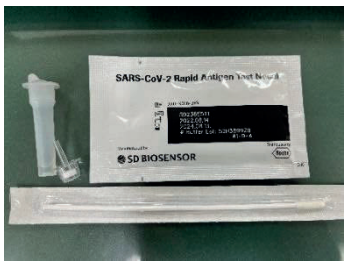
○検査の流れ

(1) 木下グループウェブサイト上の専用予約フォームから予約

(2) 予約日時に来場し、費用を支払い、同意書に記入後、自身で検体を採取

(3) 検査を実施した翌日（最長で翌々日の24時）までに予約時に登録したメールアドレスに結果通知。なお、陽性であった場合、結果通知の翌日を目途に市保健所より本人に電話連絡。

【表：検査センターで実施した検査】

	PCR 検査 	抗原定性検査 
開始日	令和3年7月15日（開設日）	令和4年1月1日
検体採取	唾液	鼻腔ぬぐい液
検査費用	仙台市民 1,900円 仙台市民以外 2,100円 ※ 令和3年9月1日からは、いずれも1,900円とした ※ 令和4年5月1日からは、原材料費の値上がりにより、いずれも2,300円とした	1,600円
結果通知	開設当初：検査の翌々日中 令和3年11月17日以降（仙台駅前への検査ラボ設置後）：検査の翌日中	検査を受けてから30分後

7 広報

本検査センター開設にあたり、市民等への周知のために、各種媒体で広報を行った。

（主な媒体）

市ホームページ、新聞広告（河北新報社）、危機管理局 Twitter、市 LINE 公式アカウント、市政だより、市民向けチラシ等

※ 市ホームページやチラシ等は適宜更新

※ チラシ配架・配布先は、以下のとおり

印刷して配架	市民のへや、各区役所・総合支所、各市民センター
電子データ配布	庁内各課室公所、市内の大学、短期大学、専門学校、各種学校等

8 県が実施した無料検査事業

(1) 制度の概要

令和3年の第5波を踏まえ、国は、令和3年11月12日に発表した「次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像」（以下「全体像」という。）の中で、「感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和を進めていく」との方針を示し、その方策の一つとして「誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の拡大・環境整備」を掲げた。これに伴い、県では、国の支援を受け、以下の無料検査事業を実施した。

ア ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

- 令和3年11月19日に、緊急事態措置<sup>†22</sup>やまん延防止措置<sup>†2</sup>等による行動制限等が行われている間にワクチン接種歴又は検査結果の提示を受けることでイベント等の人数制限を緩和する「ワクチン・検査パッケージ制度」が開始され、これに基づき、県は令和3年12月23日に「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業（以下、定着促進事業）」に基づく無料検査を開始した（その後、対象者に対する全員検査を活用することでも同様の緩和が可能とされた）。
- ワクチン・検査パッケージ制度は、オミクロン株<sup>†11</sup>の強い感染力やブレイクスルー感染\*

の発生等を踏まえ、令和4年1月に原則停止とされたが、対象者に対する全員検査の枠組みは継続され、定着促進事業に基づく無料検査は令和4年8月31日まで継続された（終了後も制度自体は存置され、検査需要の増加が見込まれた令和4年12月24日から令和5年1月12日には一時再開）。

\*ブレイクスルー感染：ワクチン接種後に感染すること

イ 感染拡大傾向時の一般検査事業

- ・ 国が全体像の中で示した「感染拡大の傾向がみられる場合に、都道府県の判断により、ワクチン接種者を含め感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料とできる」制度として、「感染拡大傾向時の一般検査事業」（以下、「一般検査事業」という。）が構築され、これに基づき、県は令和4年1月1日に一般検査事業を開始した。
- ・ 一般検査事業は、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症に見直されたことに伴い、特措法に基づく都道府県知事の協力要請等が終了したことから、令和5年5月7日で終了した。

(2) 検査実施場所

上記ア、イに基づき検査実施場所に登録された事業者は、大手ドラッグストアや薬局、検査専門の事業者、医療機関等で、令和5年4月末現在の市内の登録店舗数は93件だった。

※ 県においては、定着促進事業と一般検査事業のいずれにも登録するものとされたため、両事業の登録店舗数は同数となる。

【表：定着促進事業と一般検査事業】

	定着促進事業	一般検査事業
対象の検査	令和4年4月以降は、原則抗原定性検査のみ 例外：以下の場合にはPCR検査等による ・受検者が10歳未満 ・高齢者や基礎疾患を有する者等との接触が予定される	PCR検査、抗原定性検査
対象者	ワクチン3回目接種未了者等で、様々な社会経済活動に際して陰性の検査結果を確認する必要がある無症状の方（例外有）	感染不安を感じる無症状の方
住所要件	居住要件なし	宮城県に住民票があることが必要
県費負担	全額国費	国負担80% 県負担20%

9 検査センターの事業終了

- ・ 会場である市役所本庁舎1階ギャラリーホールは、市役所本庁舎建替工事に伴い、令和5年度中に解体されることから、木下グループと協議し、当検査センターの令和4年度末営業終了を決定し、当事業を終了することとした。
- ・ 当検査センターの営業終了については、令和5年2月24日の市議会総務財政委員会において報告のうえ、令和5年3月1日に、市政だよりや、本市ホームページ及び木下グループのホームページ等にて周知した。
- ・ 令和5年3月31日の営業終了後、当検査センターにて使用していた備品や文具等の消耗品は、木下グループが仙台駅前店等で引き続き使用する物を除き、全て本市に寄贈され、各部署にて有効活用された。

10 検査センターの変遷及び経過（まとめ）

- ・ 令和3年6月23日 木下グループとの連携協定締結
- ・ 令和3年7月6日 市長定例記者会見で木下グループと連携した検査センターの開設を公表
- ・ 令和3年7月10日 検査センターの予約申込受付を開始

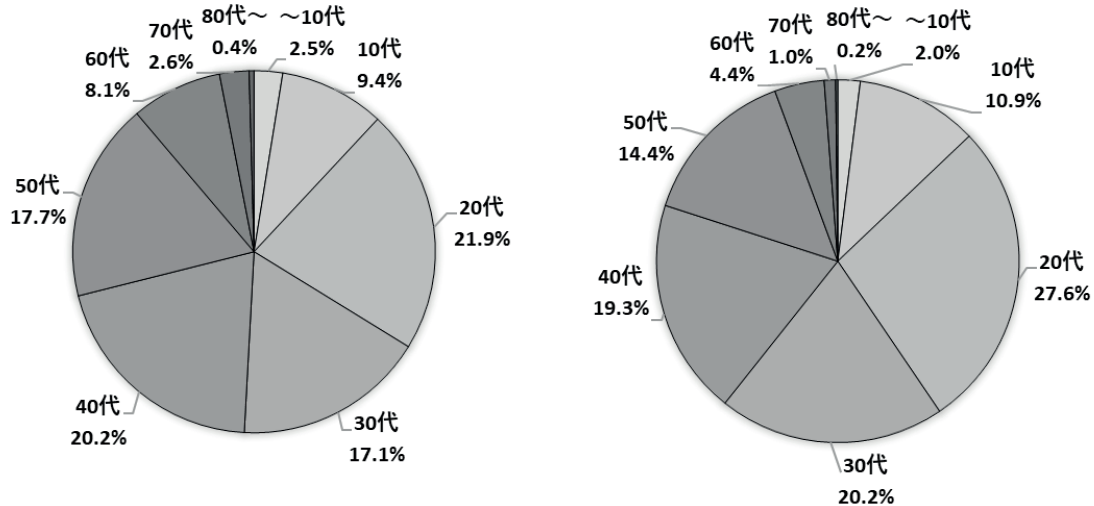
- ・ 令和3年7月15日 検査センターオープン(午前はメディア等への内覧会を行い、午後から稼働)
- ・ 令和3年8月7日 休日営業開始(以降、原則年中無休)
- ・ 令和3年9月1日 検査費用について、本市民と本市民以外の県内居住者の金額を同額の1,900円に統一
- ・ 令和3年11月17日 木下グループが独自店舗である「木下グループ 新型コロナ PCR 検査センター 仙台駅前店」を仙台駅東口に開設  
仙台駅前店に検査ラボが併設されたことに伴い、それまで県外で行っていたPCR検査の判定が市内で行うことができるようになり、当検査センターの検査結果判明が、翌々日から翌日に短縮された。
- ・ 令和3年11月27日 予約システムの仕様の変更(予約時に作成されるマイページでの検査結果確認や、検査結果通知書のダウンロードが可能となった)
- ・ 令和3年12月23日 県が定着促進事業を開始
- ・ 令和4年1月1日 県が一般検査事業を開始  
同日、当検査センターにおいても、定着促進事業及び一般検査事業による無料検査の適用開始。併せて抗原定性検査の実施開始(検査費用:1,600円 ※各事業利用時は無料)
- ・ 令和4年5月1日 検査試薬、検査キットの原材料費等の値上がり等に伴い検査費用を改訂(改訂前)PCR検査1,900円 抗原定性検査1,600円  
(改訂後)PCR検査2,300円 抗原定性検査1,900円  
※ 前記の各事業利用時は無料
- ・ 令和4年8月5日 木下グループが、当検査センターを含む全国の行政連携店舗において、インターネット環境を持たない利用者向けに電話予約窓口を開設(電話予約の場合の検査方法は、原則、抗原定性検査のみ)
- ・ 令和4年9月30日 定着促進事業が終了(大型連休のみ再開を検討)
- ・ 令和4年10月1日 9月から実施された発生届<sup>†15</sup>の限定化に伴う感染者対応の見直しにより、市保健所からの電話連絡をやめ、陽性判明者には、検査結果通知メールの記載に従って、医療機関の受診か受診・相談センターへの相談、又は県陽性者サポートセンターへの検査結果の登録のいずれかを行ってもらうこととした。  
また、当検査センターは、東北でも最初期に開設したことから、他県からの利用者によって県内居住者が利用できないことの無いよう県内在住を利用の要件としていたが、定着促進事業の実施要件に合わせ、居住地の制限を廃止した。
- ・ 令和5年3月31日 検査センターの営業終了

**実績・効果**

- ・ 一般市民が気軽に検査できる検査センターの設置を早期に実現するため、場所の確保や事業者との調整を速やかに進めたことで、民間事業者と行政の連携による市役所庁舎内への店舗設置等、政令指定都市では最も早い事例となった。
- ・ PCR検査業務の実績を有する木下グループと連携したことで、安定した検査精度とサービスを有する施設を短期間で開設でき、感染拡大に対する市民の感染不安解消に資することができた。
- ・ 本市の立場からは、運営を木下グループが担うことによる費用負担の軽減、利用者の立場からは、低廉な価格での検査及び市役所本庁舎を会場としたことによるアクセスの良さ、事業者の立場からは、行政連携店舗の全国拡大へのきっかけとなるなど、それぞれにとってメリットのある施策となった。
- ・ 下図のとおり、PCR検査センターの利用者は、市役所店、仙台駅前店いずれも20～50代が多いが、市役所店の方が高齢者の利用割合が比較的高かった。



【図：仙台市役所店利用者の年齢層（左）と仙台駅前店利用者の年齢層（右）】



※ 端数処理の関係上、割合の合計が100%とならない場合がある。

- この理由として、当検査センターは、木下グループにとって初の行政連携店舗ということもあり、運用の内容については本市との間で協議を重ね、それまでの独自店舗とは異なるサービスを取り入れ、特に現金支払いの取扱いや、直接来店での検査に加え、令和4年8月から電話予約を開始したことなど、スマートフォン等を持っていない人も利用しやすい体制が取られたことで、高齢者等の検査需要に応えることができたことが考えられる。(利用者の予約方法別の内訳は下表のとおり)

【表：仙台市役所店利用者の予約方法内訳】

予約方法	利用者数
インターネット予約	103,015
電話予約	75
直接来店	61

※ 電話予約、直接来店の約半数が70代以上であり、数は少ないものの、インターネットでの予約が困難な利用者の受皿となった。

- 当検査センターは、103,151人（うち本市民91,856人、本市を除く県民10,636人、他県659人）の市民等に利用され、感染不安の解消とともに、陽性者の早期把握及び感染拡大防止に役立ったと考えられる。

【表：四半期ごとの利用実績】

時期	総検査数	平均利用者数/日	陽性者数	陽性率
令和3年7～9月	16,847	241人	148	0.9%
令和3年10～12月	6,228	68人	0	0.0%
令和4年1～3月	20,421	227人	539	2.6%
令和4年4～6月	15,017	165人	553	3.7%
令和4年7～9月	20,231	220人	1,081	5.3%
令和4年10～12月	17,194	189人	1,563	9.1%
令和5年1～3月	7,213	80人	360	5.0%
合計	103,151	168人	4,244	4.1%

注) 平均利用者数は、営業日数を用いて算出している。

課題

1 衛生検査所（検査ラボ）の設置

- PCR検査の判定にあたっては検査ラボが必要だが、木下グループが仙台駅前に検査ラボ併設の店舗を設置するまでは、検体を県外の検査ラボに送って検査していたため、検査結果が出るまで



に2日間を要した（仙台駅前の検査ラボ設置以降は、1日に短縮された）。

## 2 インターネット環境が無い又は機器の操作に不慣れな市民等への対応

- ・ 当検査センターは、開設当初、予約はインターネットのみで、電話等の方法での予約ができなかった。インターネットが使用できない人は、直接来店して予約の空いている時間に検査を受けていただくこととしていたが、予約状況によっては来店しても速やかに検査することができない場合があった。
- ・ なお、令和4年8月には木下グループの行政連携店舗限定のサービスとして電話予約が開始されたことから、この課題は解消された。

## 3 開設当初及び感染拡大期における予約対応

- ・ 当検査センター開設当初は、ほかにPCR検査等を実施できる機関が少なかったことから、数日先まで予約が取れないような状況が発生した。
- ・ また、感染拡大期においても、検査需要の高まりから、同様の事態が生じた。

## 4 検査対象者以外の受検

当検査センターは、無症状かつ濃厚接触者ではない人が受検する施設であるにもかかわらず、症状のある人等が来場する場合があった。

## 5 その他

- ・ 新型コロナは、無症状者からも感染が拡大するため、市民の感染不安の解消と感染拡大防止のために、本検査センターのような無症状者が気軽に受検可能な検査事業が必要だったことから、次の感染症危機においても、今回の事例は参考になると考えられる。
- ・ 検査事業の制度設計を行う際は、市民が利用しやすいよう以下に留意する必要がある。
  - ア 次期感染症危機に際し、デジタル・デバイド等の課題が存在する状況であれば、今回と同様、可能な限り格差が生じることの無いスキームを構築することが必要である。
  - イ 全国に先駆けて事業を実施する場合など、利用者が極めて多くなることが想定される場合は、利用対象者を市民に限定することも考えられるが、近隣市町から本市に通学・通勤している人が多いことや、他県在住者が帰省等に際して検査を受けたい場合もあることから、利用対象の限定については、慎重に検討する必要がある。

第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 4 感染防止と地域経済の両立に向けた対策 (4) 飲食店認証制度	実施期間： 第4波 ～第8波
担当部署：危機管理局危機管理課	

対 応 経 過

1 経過及び目的

(1) 経過

- ・ 飲食店等の認証制度については、山梨県の「やまなしグリーン・ゾーン認定制度」に対し、全国で注目が高まっていた。
- ・ 宮城県では、令和3年3月の第4波の感染拡大への対応の中で、3月25日から飲食店への時短要請等が実施され、4月5日にまん延防止措置<sup>†2</sup>が適用された。
- ・ 時短要請に伴う給付金・支援金は支給されていたが、感染拡大に伴う飲食店への影響は大きく、県において、新たな支援策として飲食店認証制度を実施することとした。
- ・ 実施主体は県であったが、本市としても広報・宣伝の面で県に協力し対応を行った。

(2) 目的

県内飲食店における感染防止策を強化し、新型コロナウイルスの感染拡大を継続的に抑えこむとともに、県が第三者として認証することで利用客の増加につなげ、県内飲食業の振興を図るもの。

2 制度概要等

(1) 飲食店認証制度（県実施事業）

- ・ 名称：「選ぶ!選ばれる!!みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」
- ・ 対象店舗：県内の営業許可を受けた飲食店（客席を有するもの）  
 ※宿泊施設等の食事会場・宴会場などを含む。  
 ※持ち帰りやデリバリー専門店等、客席を有しない飲食店は対象外とされた。
- ・ 認証基準：感染対策に関するチェック項目を設定し、該当する場合に認証  
 （※発足当初は、「接待を伴う飲食店」も含めて対象としていたため、38項目のチェック項目を設定した。令和3年5月27日に、急遽、「接待を伴う飲食店」を認証の対象外とする見直しが行われたため、当該形態店に対する2項目を減じて36項目で運用（開始日に遡及して運用）したが、令和3年10月1日の改定で、「接待を伴う飲食店」を対象に含めることとなったため、1項目増え、37項目となった。その後も、国が示す認証制度の標準的な基準例の見直し等により、令和4年11月1日に22項目、令和5年1月20日に19項目まで減じられ、項目の内容も適宜変更された。令和5年3月13日、最後の改定が行われ、マスク着用の見直しによる項目内容の変更が行われた。）
- ・ 申請受付開始：令和3年5月21日
- ・ 認証までの流れ：店舗からの申請に応じて現地調査を実施し、認証を行う。



認証マーク

## (2) 認証制度に伴う関連事業（県実施事業）

## ア 飲食店感染予防環境整備支援事業

県が、認証取得のために必要となる費用について補助を行う事業を実施した。

- ・ 補助対象：宮城県内において飲食業を営む中小企業者及び個人事業主
- ・ 補助対象経費：令和3年5月8日から認証取得の日までに要した設備・備品購入等（飛沫感染防止アクリルパネル、パーティション、CO<sub>2</sub>センサー等。  
※消耗品やリース品は対象外）
- ・ 補助率及び上限額：10/10を補助  
1店舗あたり100千円（下限額50千円）
- ・ 申請受付期間：令和3年度分：令和3年7月1日から令和3年12月28日まで  
令和4年度分：令和4年4月15日から令和4年12月28日まで

## イ 認証店おうえん食事券の発行

県が、認証店<sup>†24</sup>の利用促進に向けた消費喚起策として、認証店でのみ利用できる「認証店おうえん食事券」の発行を行った。

- ・ 食事券内容：1冊あたり1,000円券×12枚＝12,000円分を10,000円で販売
- ・ 販売期間：令和3年10月15日から令和4年1月31日まで
- ・ 利用期間：令和3年10月15日から令和4年4月30日まで  
※ 利用期間は制度開始当初は令和3年12月15日までとしていたが、最終的に令和4年4月30日まで延長となった。

## 3 制度運営

## (1) 時短要請時の認証店舗への対応

- ・ 飲食店認証制度を開始した後の令和3年7月からの第5波の感染拡大に際し、県による時短要請が実施された。その後、宮城県にまん延防止措置や緊急事態措置<sup>†22</sup>が適用され、営業時間のさらなる短縮が行われたほか、要請期間が延長された。
- ・ 飲食店への時短要請に際し、一部期間については認証店とその他の店舗で要請内容を変更し、認証店にインセンティブを持たせる対応を行った。

(対応経過)

- |                            |  |
|----------------------------|--|
| ・ 令和3年7月21日21時<br>～8月17日5時 | 市全域の飲食店に時短要請。営業は21時まで（酒類の提供は20時まで）。<br><u>※認証店は要請対象外</u> |
| ・ 令和3年8月17日20時<br>～8月20日5時 | 市全域の飲食店に時短要請。営業は20時まで（酒類の提供は19時まで）<br><u>※認証店は要請対象外</u>  |
| ・ 令和3年8月20日0時<br>～8月27日0時  | 仙台市全域 20時まで（酒類の提供は終日停止）<br>※認証店も要請対象に含む                  |
| ※仙台市以外：令和3年8月<br>20日20時～   | 仙台市以外 20時まで（酒類の提供は19時まで）<br>※認証店も要請対象に含む                 |
| ・ 令和3年8月27日0時<br>～9月13日0時  | 県内の酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等へ休業要請                              |
| ※仙台市以外：～令和3年9<br>月13日5時    | 上記以外の全ての飲食店等への時短要請 20時まで<br>※認証店も要請対象に含む                 |
| ・ 令和3年9月13日0時<br>～10月1日5時  | 仙台市全域 20時まで（酒類の提供は終日停止）<br><u>※認証店は19時まで酒類提供可</u>        |
| ※仙台市以外：令和3年9月<br>13日20時～   | 仙台市以外 20時まで（酒類の提供は19時まで）<br><u>※認証店は要請対象外</u>            |

(2) 事業運営に係る経過

- ・令和3年5月21日 申請受付開始
- ・令和3年5月25日 申請に基づく現地調査開始（当初は県職員で対応⇒委託に切り替え）
- ・令和3年5月26日 接待を伴う飲食店等を対象から除外
- ・令和3年7月1日 飲食店感染予防環境整備支援事業の申請受付開始
- ・令和3年7月末 認証件数 1,000件超
- ・令和3年10月1日 認証店対象店舗の拡大  
（接待を伴う飲食店、ホテルや結婚式場などの宴会場も認証可能に変更）
- ・令和3年10月15日 認証店おうえん食事券の販売・利用開始
- ・令和3年11月22日 認証店おうえん食事券の利用期間延長  
（令和3年12月15日まで⇒令和4年2月28日まで）
- ・令和3年11月末 認証件数 3,000件超
- ・令和4年2月1日 第6波を受けて県独自の緊急特別要請を実施したことに伴い、「認証店おうえん食事券」の利用自粛要請
- ・令和4年3月9日 食事券の利用自粛要請に伴い、利用期限延長（令和4年2月28日まで⇒令和4年3月31日まで）
- ・令和4年3月31日 「認証店おうえん食事券」の利用自粛要請解除。利用期限延長  
（令和4年3月31日まで⇒令和4年4月30日まで）
- ・令和4年11月1日 認証基準変更（37項目⇒22項目へ緩和）
- ・令和5年1月20日 認証基準変更（22項目⇒19項目へ緩和）
- ・令和5年2月28日 新規認証受付停止（最後の認証処理完了は3月16日）
- ・令和5年3月13日 認証基準変更（マスク着用の見直しによる項目内容の変更）

(3) 制度終了

令和5年5月7日

実績・効果

1 実績

(1) 本市の対応実績

- ・ 飲食店認証制度の案内チラシや申請書を本庁及び各区等庁舎のほか、市民利用施設へ配架
- ・ 伊達武将隊をキャラクターとした広報宣材を地下鉄仙台駅東西自由通路柱面（JR⇄地下鉄連絡通路）のピラービジョンへ放映（令和3年12月13日から令和4年1月9日まで）
- ・ 見回りの際の広報

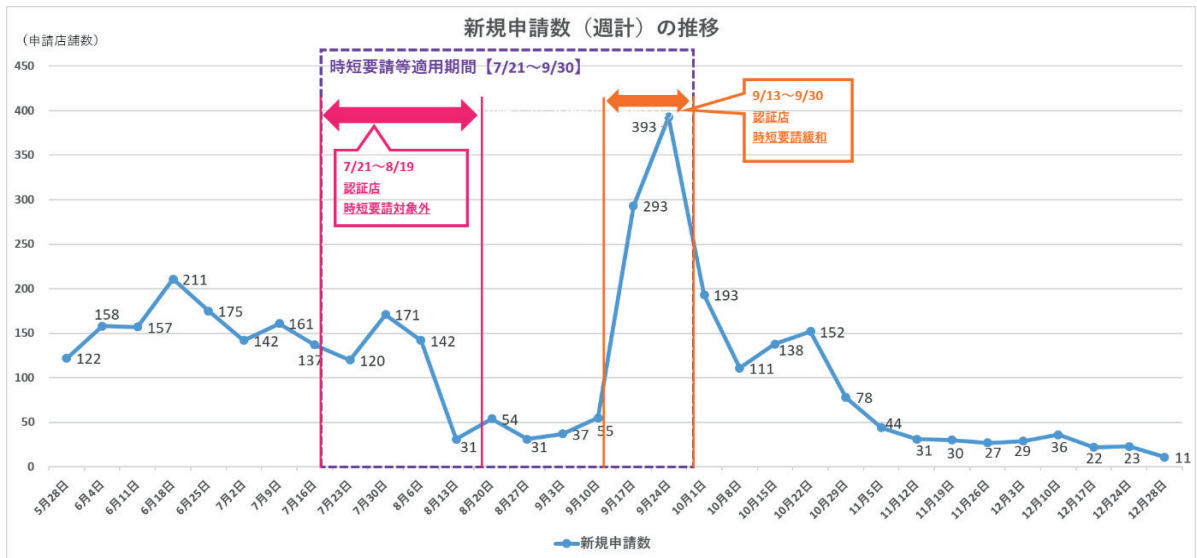
(2) 認証制度の実績

ア 認証件数（令和5年3月17日時点）

	申請数	認証数
県内	3,904	3,622
うち 市内	2,642	2,454

- ・ 当初、県が想定していた5,000件には届かず、認証を受けた店舗数は合計3,622件となった。そのうち、市内の店舗数は約7割弱の2,454件であった。
- ・ 不認証の理由としては、主に換気や卓席間の距離確保等が困難な点が挙げられた。これについては、店舗自体の立地や構造、規模等から、認証基準を満たすのは無理があるとの声の一部の業態の店舗から上がっていた。
- ・ 上記の意見や、次第に国の感染対策に係る対応の緩和の方向性になったことを受け、令和4年11月1日付で、認定基準が37項目から22項目へと緩和された。

イ 令和3年5月～12月の新規申請数の推移



- ・ 制度開始当初、認証店の申請件数は週あたり 100～200 件で推移していた。認証店にインセンティブを付与した時短要請適用期間には、新規申請数が大幅に増加した。

2 効果

- ・ 飲食店側と利用者側双方の感染防止に関する意識向上に寄与した。
- ・ 感染拡大時に、飲食店が感染源になるとのマイナスなイメージが発生した中で、認証制度を運用し感染対策を実施している飲食店を周知することで、飲食店利用に係る市民の安全・安心に寄与するとともに、経済活動の継続に一定程度効果があった（おうえん食事券の利用状況等を確認して）と思われる。

課題

1 本市の実施体制に係る課題

- ・ 本市では県と連携のうえ広報等の対応を行ったが、市役所庁内における当該業務の所管部署が定まらず、不明確なまま、一部の職員によって対応を行う体制となってしまった。
- ・ 本施策は、感染対策と経済活用の両立を図るうえでは有効的な対策であることから、次の感染症危機発生時にも同様の対策の実施を想定し、組織的な対応を行うためにも、庁内における対応体制を予め定めておく必要がある。

2 制度及び事業運営に係る課題

- ・ 認証店の申請件数は、時短要請において認証店にインセンティブを設けた令和3年7月～9月の期間に急増したが、以降は減少傾向となり、令和4年度にかけても新規申請数は頭打ちとなった。令和3年10月以降は、特段有効なインセンティブの付与等がなかったことから、認証を受けるメリットを飲食店側が感じる機会が不足していた。
- ・ 認証制度基準を満たすために、座席の間隔を確保するなどにより店内の利用客数を制限することから、経営効率の面でデメリットがある中で、上記の通り認証を取得することのメリットが少なく、一度取得した認証を経営効率のため途中で辞退する店舗も多く見られた。
- ・ 対策の有効性を高めるためには、経済回復策と併せて実施するなど、より制度利用のインセンティブを感じることができるとともに、日頃から県等と連携体制を確保する必要がある。



<p>第6節 市民生活及び市民経済の安定の確保 5 斎場等における対応</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：健康福祉局保健管理課</p>	
<p><b>対 応 経 過</b></p>	
<p>1 葛岡斎場、市内の葬祭業者等への対応</p> <p>(1) 流行初期の対応（令和2年4月頃の対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本来、死後の火葬等の対応は、「墓地、埋葬等に関する法律」に基づき、他の法令に別段の定めがあるものを除き、死後24時間以内の火葬等を行ってはならないこととされている。</li> <li>・ しかし、令和2年2月1日、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」が施行されたことに伴い、新型コロナにより亡くなられた方及びその疑いのある方（以下「新型コロナにより亡くなられた方等」という。）への対応については、感染症法第30条（死体の移動制限等）が適用されることとなり、死後24時間以内の火葬等が可能とされた。</li> <li>・ 令和2年3月30日、厚労省より、事務連絡「新型コロナウイルスにより亡くなられた方及びその疑いがある方の遺体の引渡しの取扱いについて（周知）」が発出された。主な内容は以下のとおり。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 医療機関等は、新型コロナにより亡くなられた方等である場合、感染拡大防止の観点から、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨の伝達を徹底すること。</li> <li>イ アについて、伝達の際は、伝える相手を必要最低限とするなどプライバシー保護にも十分配慮すること。</li> </ul> </li> <li>・ これを受け、本市は、本市が運営する葛岡斎場の指定管理者や市内の葬祭業者等（以下「葬祭業者等」という。）と調整のうえ、令和2年4月7日、以下の内容を葬祭業者等宛通知した。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 厚労省による新型コロナに関するQ&amp;A</li> <li>イ 葛岡斎場を利用する場合の取扱い概要                 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) ご遺体からの感染防止措置について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内感染症指定医療機関<sup>†19</sup>で新型コロナに罹患した方が亡くなった場合の対応（ご遺体の非透過性納体袋への収容及び納体袋の消毒の実施等）</li> <li>・ ご遺族から葬儀の依頼があった際の対応</li> <li>・ 医療機関等においては、新型コロナにより亡くなられた方等である場合、感染拡大防止の観点から、ご遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者にその旨の伝達を徹底するよう、国から通知が発出されていること</li> </ul> </li> <li>(イ) 火葬場への搬入について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご遺族から火葬の依頼があった場合には、健康福祉局保健管理課へ連絡すること</li> <li>・ 火葬炉の予約方法（新型コロナにより亡くなられた方等の場合、通常の予約システムは使用せず、斎場への電話予約のみとした）</li> <li>・ 火葬までのご遺体の取扱い</li> <li>・ 一般会葬者の火葬の最終予約時間後に火葬を行うこと</li> <li>・ ご遺体の搬入口の指定</li> <li>・ 火葬時刻までに火葬許可証が用意できない場合は翌日の火葬となること</li> <li>・ 死亡届を各区役所に提出する際に、死因が「1類感染症等」であることを必ず申し添えること</li> </ul> </li> <li>(ウ) 告別式について                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ご遺族の意向があれば、焼香可能であること</li> <li>・ 感染防止の観点から、柩を開けての顔見せ、お花入れ等は行うことができないため、事</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> </li></ul>	

前にご遺族へ説明すること

(エ) 会葬者について

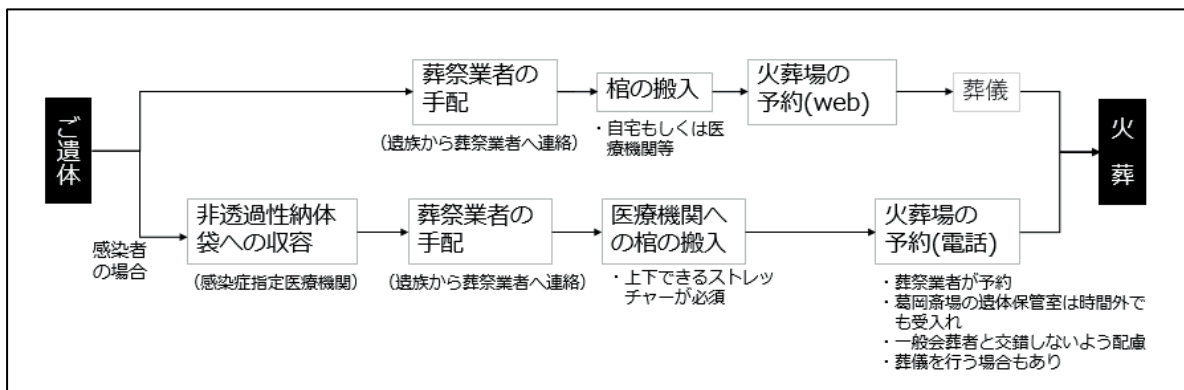
- ・ 感染防止の観点から、濃厚接触者<sup>†13</sup>、感染の疑いのある方、風邪症状及び発熱のある方の来場を控えていただくことや、待合室等にて十分な間隔をとるため、5名以下の来場の協力について事前にご遺族へ説明すること
- ・ 入場場所の指定や専用の待合室を案内するため、事前に葛岡斎場に確認すること
- ・ 施設内でのマスク着用や、手指消毒のお願い

(オ) その他

新型コロナで亡くなられた方等のご遺体を搬送した、搬送されるのを見た等の情報は、故人が特定されかねないプライバシーに関わる情報となるため、同業者や報道機関等第三者へ情報を漏らすことのないよう、従事する職員等へ周知徹底すること等

- ・ また、新型コロナにより亡くなられた方等に係る火葬までの対応を以下のとおりとした。

【図：新型コロナにより亡くなられた方等に係る対応フロー（通常の場合との比較）】



※ 当対応フローは令和2年4月7日時点のものであり、以降も感染状況や国からの通知等を踏まえ、適宜フローの見直しを行いながら対応した。

- ・ 市民局戸籍住民課に対しては、火葬許可証の取扱いについて、死亡診断書又は死体検案書等に「新型コロナウイルス」、「COVID-19」等の記載がある場合には、火葬許可証の死因を「1類感染症等」とするよう依頼した。

(2) 流行初期の対応（令和2年7月以降の対応）

- ・ 令和2年7月29日、厚労省より「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」（以下、本項において「ガイドライン」という。）の第1版が発出された。主な内容は以下のとおりであり、当該内容について、葬祭業者等へ周知を行った。

- ア ご遺体からの接触感染防止のため、ご遺体に触れることは避けること
- イ 非透過性納体袋の使用が推奨されること
- ウ 斎場においては、一般会葬者との動線分離及び時間分離を行うこと
- エ 納体袋の開封は行わないこと
- オ 会葬者等はできるだけ少人数とすること 等

- ・ 令和2年8月、新型コロナによる市民の死亡を確認（本市1例目）したことから、本市（健康福祉局保健管理課、感染症対策室、市民局戸籍住民課）、当該市民の死亡を確認した医療機関、葬祭業者、葛岡斎場と情報共有、各種調整等を行い、同日中に火葬を完了した。

(3) 第4波～第5波の対応

- ・ 令和3年3月18日から県・市独自の緊急事態宣言を発令したことや、令和3年4月5日からは本市がまん延防止措置の対象とされたことを踏まえ、令和3年4月23日、葛岡斎場待合室での会食を極力控えていただくほか、飲酒を禁止する等、感染対策を強化した（この後、感染状況に合わせて適宜強化・緩和の対応を行った）。
- ・ 令和3年6月14日、厚労省から、事務連絡「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の火葬等に関する取扱いについて」が発出された。主な内容は以下のとおりであり、当該内容について、葛岡斎場への周知を行った。
  - ア ご遺体については飛沫感染のおそれがないため、手指消毒の徹底や、ガイドラインを踏まえた取扱いを行うことで、十分に感染のコントロールが可能であること
  - イ 100℃を超える温度にさらされたウイルスは失活することから、遺骨から感染することはなく、拾骨時の遺骨に関する感染対策は不要であり、火葬場従事者は通常通り拾骨に関する業務を行うこと

(4) 第6波～第7波の対応

- ・ 令和4年1月中旬頃より、オミクロン株による急速な感染拡大が発生し、死亡者が増加したことから、県から非透過性納体袋の提供を受け、医療機関や葬祭業者等へ配付した。
  - ※ それまでも各医療機関や葬祭業者等からの依頼に応じて配布していたが、従前よりも感染拡大の規模が大きかったことから、これ以降配布用の納体袋のストック数を増やし、健康福祉局保健管理課内で常時40袋程度ストックしておくこととした。

(5) 第8波から5類移行までの対応

- ・ 令和5年1月6日、厚労省から、ご遺体の取扱いに係る感染対策を緩和することを目的として改正されたガイドライン（第2版）が発出された。主な内容は以下のとおり。
  - ア これまで使用を推奨してきた非透過性納体袋について、体液漏出対策（エンゼルケア）が施されていれば通常のご遺体と同様の扱いを可能とすること
  - イ 火葬時間や場所について、適切な感染対策がなされていれば動線分離及び時間分離は不要とすること 等
- ・ 令和5年1月18日、ガイドラインの改正に伴う感染対策の緩和を受け、本市においてもこれまでの取扱いを廃止し、ガイドライン（第2版）の内容を反映した「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方等に係る葛岡斎場のご利用について」を葬祭業者等あてに発出した。主な内容は以下のとおり。
  - ア 厚労省による新型コロナに関する Q&A
  - イ 葛岡斎場を利用する際の取扱い概要
    - (ア) ご遺体からの感染防止措置について
      - ・ ご遺体に感染予防措置を施し納棺した後は、ご遺体の搬送時に特別な感染防止策は不要であること
      - ・ 遺品等は清拭、消毒により、通常の遺品と同様に取り扱うことができること
    - (イ) 火葬場への搬入について
      - ・ 新型コロナにより亡くなられた方等も、通常のご遺体と同じ取扱いとすること
      - ・ 火葬も通常の時間帯に行うこととするもの
      - ・ 体液漏出予防（エンゼルケア）を行って納棺した場合は、故人の自宅等にて棺を保管することを可能とすること。ただし、ご遺体に触れた場合は手指の洗浄、消毒を行うよ

う、ご遺族へ説明すること

- ・ ご遺体の受付等、動線についても通常の取扱いと同様とすること等

(ウ) 告別式について

- ・ 通常と同様に焼香は可能であること
- ・ 柩を開けてご遺体に触れた場合は手指の洗浄、消毒を行うよう、ご遺族へ説明すること

(エ) 会葬者について

- ・ 感染者、体調不良の方等の来場をお控えいただくよう、事前にご遺族へ説明すること
- ・ 感染防止の観点から、待合室等では3密<sup>†20</sup>の回避に協力いただくようお願いすること
- ・ 感染防止のため、施設内でのマスクの着用及び手指消毒をすること

(オ) その他

新型コロナで亡くなられた方等のご遺体を搬送した、搬送されるのを見た等の情報は、故人が特定されかねないプライバシーに関わる情報となるため、同業者や報道機関等第三者へ情報を漏らすことのないよう、従事する職員等へ周知徹底すること等

- ・ 令和5年3月3日、厚労省より、マスクの着用を原則個人の判断に委ねる旨を反映したガイドライン（第3版）が発出され、令和5年3月9日、本市もこの趣旨を踏まえた「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方等に係る葛岡斎場のご利用について」の改訂版を葬祭業者等あてに発出した。
- ・ 令和5年4月27日、厚労省は、新型コロナの感染症法上の位置づけが令和5年5月8日より5類に移行することを受け、新型コロナにより亡くなられた方等のご遺体に適切な感染対策を講じつつ、基本的な感染対策については個人や事業者の判断に委ねることを基本とする等、5類移行後の対応を反映したガイドライン（第4版）を発出した。これを受け、本市においても、令和5年5月2日に、今後の対応はガイドラインに依ることとする旨の通知を発出した。
- ・ 同時に、市民局戸籍住民課に対して依頼していた火葬許可証事務に係る対応について、今後は火葬許可証の死因は「その他」を選択するよう依頼した。

2 関係課、医療機関、葬祭業者等との連携体制

- ・ 新型コロナの流行初期において、実際に死亡者が出る前から、厚労省等が発出する通知や、Q&A等を参考に、各関係機関等と、ご遺体の搬送、火葬等の対応に関する具体的な対処方針について意見交換を行った。
- ・ 令和2年8月に初の死亡事例が発生した際には、事前に詳細について意見交換を繰り返していたことで、迅速に情報共有ができ、大きな混乱なく対応することができた。

実績・効果

1 新型コロナにより亡くなられた方等の火葬件数（葛岡斎場）

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
件数	15件	83件	403件	5件	506件

※ 令和5年度は5月7日までの件数

※ 火葬件数には市民以外（他都市住民等）も含む

2 ご遺体対応時の感染防止策

- ・ 新型コロナにより亡くなられた方等の火葬は、一般会葬者の退場後の時間帯に行った。
- ・ 医療機関等において、非透過性納体袋の密閉を徹底した。
- ・ 斎場職員は、医療用のN95マスク、ディスポーザブルグローブ、フェイスシールド、感染防止用ガウン等を着用して対応した。



3 葛岡斎場での基本的な感染対策

従業員	業務中のマスクの着用、出勤時に体調や検温の状況を申告、執務室の出入口等への手指消毒液の配置、打合せ時の換気、事務室（受付）への遮蔽カーテンの設置、新型コロナ対策や衛生管理に関する研修の実施、休憩・食事時間の留意点等の周知、サーマルカメラの設置等
会葬者	会葬者の人数を極力少なくする、マスク着用等の協力依頼を市ホームページで周知（葬祭業者にも、ご遺族へ説明するよう依頼）、会葬者がマスクを忘れた場合のマスク提供、施設内への手指消毒液の配置、会葬者向けの感染対策に係る注意喚起掲示（少人数での来場、手指消毒の実施、マスク着用、3密回避対策、発熱・体調不良の場合の申出及び入館規制等）、感染対策を呼びかける館内放送の実施、空調システム等による常時換気、待合室利用終了後の消毒作業、接触機会が多い場所（手すり等）の重点的な消毒作業、清掃消毒頻度の増、感染拡大時期におけるキッズルームの利用の休止、斎場レストランの1テーブル当たりの座席を減らす等

4 市営墓地（北山霊園・葛岡墓園・いずみ墓園）での感染防止策

管理事務所内集会所について、感染拡大期には休止もしくは一部利用制限（飲食を伴う利用を不可）とする等の対応を実施。

課 題

1 ご遺体の搬送・火葬等の対応に係る関係各所との合意形成について

- 関係課、医療機関、葬祭業者等との事前の意見交換において、ご遺体の搬送、火葬等の対応に係る対応については、これまで経験したことのない事象であることに加え、新型コロナにより亡くなられた方等との接触を要することから、実際に作業する従業員の不安感も大きく、対応の共通認識を構築するまでに複数回の意見交換が必要だった。したがって、対応内容の合意形成に至るまで、かなりの時間を要した。
- 感染症まん延時におけるご遺体への対応は、さらなる感染症の拡大を防ぐためにも、その対応については関係各所において迅速に決定されることが望ましい。そのためにも、今回の対応を踏まえ、感染症まん延時における対応を、事前にすり合わせておくことが必要である。

2 火葬の実施時間について

新型コロナにより亡くなられた方等の火葬について、一般会葬者の火葬の後の時間帯（15時30分以降）とする対応を、感染症法上の位置づけが5類に移行するまで継続していたが、特に死者数が多かった第8波では、葛岡斎場の職員のシフト調整に苦慮した。

※ なお、他都市では、新型コロナにより亡くなられた方等の火葬の時間帯を限定したことによる「火葬待機」が問題となった事例もあったが、本市ではそういった問題は発生しなかった。



第7節 財政運営・財源確保等 1 財政運営・財源の確保 担当部署：財政局財政課	実施期間： 流行初期 ～第8波
---	-----------------------

**対 応 経 過**

- ・ 新型コロナへの対応として、令和2年3月の専決補正を皮切りに、複数回にわたる補正予算や当初予算において、感染症対策に係る予算を計上。
- ・ 新型コロナの発生以降における各年度の補正予算編成回数は以下の通り。  
 平常時は年4回程度の補正予算編成であることと比較しても、相当な回数の編成数であり、特に令和3年度については新型コロナ対応を中心として19回の補正予算を編成したが、これは東日本大震災後を上回る、過去最多の編成回数となった。また、令和4年度においてはコロナ禍に加え、物価高騰等への対応としての補正予算編成も求められることとなった。
  - ・ 令和元年度：1回
  - ・ 令和2年度：14回
  - ・ 令和3年度：19回
  - ・ 令和4年度：10回
- ・ 予算編成の財源としては、臨時交付金をはじめとする国費・県費の活用や、財政調整基金や中小企業活性化基金といった本市基金の取崩しなどにより対応したが、なお不足する部分については市債管理基金からの借入金や保有株式売却益の予算計上といった、特例的な収支差対策により対処せざるを得ない状況であった。
- ・ 令和2年度及び3年度においては、上記のような厳しい財政状況を踏まえて、予算執行方針を年央で改定。全事業の優先順位の再点検を行い、緊急性が高いもの以外の事業については中止又は縮小等とし、感染症対応に係る財源を確実に確保することとした。
- ・ 令和3年度と令和4年度の当初予算においては、極めて厳しい財政運営が見込まれることから、一般経費（法定外扶助費、維持補修費、光熱水費等、普通建設事業費を除く）に3%のマイナスシーリングを設定し、各局等の主体的な歳入創出、事務事業効率化に向けた一層の取組みを促した。

**実 績 ・ 効 果**

- ・ 感染症対応としての予算計上額は、令和元年度から令和5年度当初予算までの累計で約3,500億円。年度ごとの内訳は下表のとおり。

（単位：千円）

年度	事業費	財源				
		国・県支出金	臨時交付金	基金	その他特定財源	一般財源
元年度	305,800	301,650	0	0	0	4,150
2年度	174,409,709	137,374,695	10,860,336	2,855,590	17,138,335	6,180,753
3年度	108,169,375	100,811,214	2,767,793	1,165,103	163,694	3,261,571
4年度	43,827,915	35,006,868	5,373,445	987,072	157,180	2,303,350
5年度	23,336,508	19,562,538	2,061,807	77,304	45,437	1,589,422
合計	350,049,307	293,056,965	21,063,381	5,085,069	17,504,646	13,339,246

- ・ これらの予算措置を通じて、医療・検査体制の確立や給付金の支給を始めとする生活者支援、子育て・教育・福祉分野における感染症対策、地域経済の早期回復に向けた取組みなど、多岐にわたる施策を実施し、感染拡大防止や地域の医療提供体制の確保、地域経済の維持と活性化に寄与した。

課 題

- 感染症対策に必要となる財源について、国からは臨時交付金をはじめとする財源措置がなされているものの、予算ベースで約184億円にのぼる多額の本市負担額（基金繰入金及び一般財源）が生じている状況であるなど措置は十分とは言えず、本市の厳しい財政状況の一因となっている。  
感染症危機等の際には、感染拡大防止と社会経済活動を両立させるため、他の指定都市とも連携を図りながら、国に対して継続的に財源支援を求めていく必要がある。
- 感染症対策に多額の財政出動が必要となり、その財源として市債管理基金からの借入など、特例的な収支差対策に頼らざるを得ない状況となったことから、国へ財源措置を求めていくことはもとより、本市としても不測の事態にも耐えうるだけの財政基盤の構築が必要である。  
地域経済の早期回復や、長期的視点を踏まえた経済施策による税源涵養など、自主財源の確保に向けた取組みを強化することに加え、事務事業の見直しや効率化の徹底、公共施設の長寿命化や事業費の更なる平準化など、歳入歳出両面におけるあらゆる方策を講じ、持続可能な財政基盤を確立していく必要がある。

<b>第7節 財政運営・財源確保等</b> <b>2 地方創生臨時交付金の活用</b>	<b>実施期間：</b> 流行初期 ～第8波
担当部署：まちづくり政策局政策企画課、財政局財政課	

**対 応 経 過**

**1 制度の概要及び経過**

- ・ 新型コロナの感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、令和2年度に「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が措置された。
- ・ 令和3年度には、緊急事態宣言<sup>†1</sup>の発出により、人流が減少し、経済活動への影響が生じることを踏まえ、その影響を受ける事業者に対し、地域の実情に応じた支援を確実に実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（事業者支援分）」が創設された。
- ・ 令和4年度には、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減をするとされたことを目的に「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設された。また、令和4年9月には、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する自治体の取組みに、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」が創設された。

**実 績 ・ 効 果**

**1 実績**

- ・ 令和2年度交付金では計115件、11,149,038,420円、令和3年度交付金では計74件、3,174,019,000円、また、令和4年度交付金は、計131件、7,638,797,000円であった（詳細は下表）。
- ・ 事業完了後、庁内照会により臨時交付金活用事業の実績及び効果の確認を行っている。

【事業別臨時交付金額の主なもの（予算額ベース）】

（単位：千円）

事業名	内容	予算年度	予算額	うち臨時交付金
地域産業協力金等事業費	新型コロナの拡大による外出自粛の影響を受けている市内事業者 に協力金又は支援金を支給するもの	R2	6,900,000	2,000,000
地域産業協力金等事業費	国の持続化給付金の要件緩和を踏まえ、地域産業支援金の対象者 を拡大して支援金を支給するために要する経費を追加するもの	R2	530,000	530,000
児童福祉施設等職員慰労金支給 事業費	児童福祉施設等に勤務し、利用者との接触を伴うサービスに携わる 職員に対して慰労金を支給するもの	R2	694,575	694,575
教育情報ネットワーク運営等に 要する経費	学びのICT活用を推進するため、市立小中学校における教員用端 末整備や既存端末の更新、市立高校における端末の円滑な導入に 要する経費等を追加するもの	R2	1,071,271	995,044
時短要請等関連事業者支援金事 業費	県からの営業時間短縮の協力要請等の影響を受けて売上が減少し た中小事業者に対して、事業継続に向けた支援金を支給するもの	R2	1,702,100	1,125,560
感染症拡大防止協力金事業費	新型コロナの拡大防止のため、営業時間短縮の要請に応じた市内 全域の飲食店に対する協力金の支給に要する経費を追加するもの (第6期分(20日分))	R3	6,478,000	595,753
時短要請等関連事業者支援金事 業費	県からの営業時間短縮の協力要請等の影響を受けて売上が減少し た中小事業者に対して、事業継続に向けた支援金を支給するもの	R3	1,338,650	1,151,953
商店街等消費喚起促進事業費	新規顧客の獲得に繋げるため、商店街等での買い回りを促すデジ タルスタンプラリーを実施し、一定のスタンプ数を貯めた場合に デジタル商品券を発行するもの	R4	2,293,356	2,293,356
公共交通運行継続奨励金	コロナ禍における原油価格や物価高騰等の影響を受けている公共 交通事業者に対し、市民の移動手段である公共交通の運行継続を 支援するため、奨励金を支給するもの	R4	416,670	416,670
福祉施設等食材料費助成（学校 給食含む）	コロナ禍において物価が高騰する中、福祉施設等において利用者 や保護者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った食事 を提供するため、食材料費の物価上昇分に相当する助成金を支給 するもの	R4	524,022	524,022

【年度別臨時交付金額】

年度	区分	対象事業数	交付決定額
令和2年度	通常分	115件	11,149,038,420円
令和3年度	通常分	73件	2,321,142,000円
	事業者支援分	2件	852,877,000円
令和4年度 ※2	通常分	103件	4,782,416,000円
	原油価格・物価高騰対応分	19件	1,733,005,000円
	電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金分	9件	1,123,376,000円

※1

※1 両方の区分を併用した事業が1事業あり、対象事業数を重複して計上している。

※2 令和5年度への繰り越し事業があり未確定。

2 効果

- ・ 臨時交付金により、市民生活・地域経済支援など各般の分野における機動的な感染症対策の実施につながるるとともに、感染症対策にかかる本市の負担額が一定程度抑制された。
- ・ 臨時交付金を活用した事業の実施により、感染拡大防止や診療体制・検査体制の確保につながったほか、事業者の事業継続に寄与するなどの効果が得られた。
- ・ 各事業の個別の効果検証の結果については、令和3年度実施計画事業分まで、実績及び効果検証結果を本市ホームページにて公表済み。これ以降の年度も事業完了の翌年度中に公表予定。

課題

- ・ 感染症対策等の財源として、臨時交付金による措置がなされていたものの、十分な金額とはなっておらず、多額の本市負担額（基金繰入金及び一般財源）が生じていた。
- ・ 特に、以下の要因等によって本市への交付額は十分なものとはなっていなかった。
  - (1) 臨時交付金の算定に用いられている感染状況の指標について、都道府県単位で算定されており、市町村単位の陽性者数が反映されていないこと
  - (2) 財政力が高い大都市ほど、感染症対応の最前線である保健所や地方衛生研究所を有し、医療機関も集積する地域医療の拠点としての役割も担っているが、臨時交付金の算定に当たっては財政力等によって自治体間に差が設けられており、指定都市に不利な算定となっていること
- ・ また、翌年度への繰越は限定的な場合にしか認められていない、国庫負担率が法定で定められている事業については臨時交付金の算定基礎とはされているものの、負担裏に臨時交付金を充当することができないなど、運用面での制約があり、機動的な感染症対策や経済対策に制約が生じていた。
- ・ 次の感染症危機に備え、以下の点について、引き続き他の指定都市とも連携しながら、国に対して働きかけていく必要がある。
  - (1) 感染症対策の財源については、臨時交付金等により国が手当すること
  - (2) 地域経済や住民生活に最も身近な基礎自治体である市町村に対してより重点的に配分すること
  - (3) 財政力指数による算定を廃止するなど、大都市特有の事情を反映した臨時交付金の算定方法見直しや、地域の実情に応じた効果的な施策を継続して実施するための柔軟かつ効果的な運用となるような見直しを図ること
- ・ 次期感染症発生時においても同様の制度措置がなされた場合は、今回の新型コロナ対応における効果検証結果も踏まえながら臨時交付金の効果的な活用に努め、感染拡大防止や事業者支援等を推進する。

<p>第7節 財政運営・財源確保等 3 各種契約事務における特例的対応</p>	<p>本市事業</p>	<p>実施期間： 流行初期 ～第8波</p>
<p>担当部署：財政局契約課</p>		
<p><b>対 応 経 過</b></p>		
<p><b>1 新型コロナ対応に伴う契約事務の取扱い</b></p> <p>(1) 全庁共通の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書を作成する場合には、契約規則第14条第1項の規定では、落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約書に記名押印しなければならないこととされているものを、当面の間、特例的取扱いにより「10日」とした。</li> <li>・ 「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和2年3月3日総行第61号）において、入札・契約への対応について通知されたが、それを踏まえた本市の契約事務の取扱いについて改めて通知した。</li> </ul> <p>(2) 物品契約係の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名競争入札について、一堂に会しての入札を実施せず、契約課窓口を設置した入札箱への投函又は郵送とした。また、現場説明が必要な案件について、説明会を休止し、質疑応答書で対応することとした。各課契約についても同様の取扱いを可能とする通知を发出した。</li> <li>・ 電子入札システムを令和3年11月から随意契約（見積合せ）に導入、令和4年11月から指名競争入札へ対象を拡大し、事業者が来庁しなくても入札等への参加と結果の確認が可能となった。</li> </ul> <p>(3) 工事契約係の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指名通知の受領と設計図書のダウンロード、又は設計図書の受領をもって現場説明への参加とみなすこととした。</li> <li>・ 従来、紙入札としていた設計業務委託及び随意契約案件に関して、電子入札により開札することとした。さらに、全ての電子入札案件は、入札待合室の待機と入札室への入室（立会）を制限し、担当職員のみで開札を実施することとした。</li> </ul> <p><b>2 各種対応の経緯</b></p> <p>国からの通知、事業者からの要望、庁内からの相談を踏まえ、感染拡大防止の観点から対応を検討したもの。</p> <p><b>3 令和5年度の対応</b></p> <p>上記の取扱いを継続している。</p>		
<p><b>実 績 ・ 効 果</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入札参加者の負担軽減や入札事務の効率化につながっている。また、一堂に顔を合わせる機会が減少したことにより、感染防止だけでなく、不正行為の抑止にもつながるものとする。</li> <li>・ 今回の対応経過を踏まえ、次の感染症危機に向けて生かしていくこととする。</li> </ul>		
<p><b>課 題</b></p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特になし</li> </ul>		



第7節 財政運営・財源確保等 4 会計事務における特例的対応	本市事業	実施期間： 流行初期
担当部署：会計室会計課		
<b>対 応 経 過</b>		
新型コロナの発生により会計事務の実施が困難となった場合に備え、市会計規則及び会計管理者事務の専決等に関する規程の改正を行った（令和2年4月施行）。		
<p><b>1 市会計規則の改正内容</b></p> <p>新型コロナの発生により、会計管理者から権限を委任された事務の実施が困難となった区については、当該区以外の区会計管理者のうち、会計管理者が指定した者へ、当該区の事務を委任することとした。</p> <p><b>2 会計管理者事務の専決等に関する規程の改正内容</b></p> <p>新型コロナの発生により、会計管理者及び会計室会計課長が不在となった場合で、会計課の職員が会計事務を実施することが困難となったときは、会計管理者が指定する区会計管理者が、会計管理者決裁事項及び会計課長専決事項を代決することとした。</p>		
<b>実 績 ・ 効 果</b>		
コロナ禍でも会計事務が滞りなく実施できる体制を新型コロナ発生初期から整えたことで、実際に事例はなかったが、安定的な処理を確保することができた。		
<b>課 題</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同時期に複数の区・会計室で新型コロナが発生した場合には、支出処理等に時間を要すると思われる。</li> <li>・ 収納金の確認等、毎日行う必要がある会計事務について、新型コロナの感染拡大等により執務室が使用できず、処理作業が困難な状況となった場合の対応の検討が必要である。</li> </ul> <p>※ なお、実際の運用はなかったものの、感染拡大による会計室会計課執務室への入室不可時においては、1日遅れまでの処理を許容範囲とし、入室可能となった後に処理（年末年始特例処理を適用）するよう調整した。</p>		

<b>第7節 財政運営・財源確保等</b> <b>5 物資の寄附</b>	<b>実施期間：</b> <b>第4波</b>
<b>担当部署： 財政局財政企画課、市立病院財産管理課</b>	
<b>対 応 経 過</b>	
<p>コロナ禍において、市民及び民間企業等より、マスクやフェイスシールド等の医療物資や食料品等の寄附を受けた。寄附は、市長部局のほか、市立病院にも寄せられた。</p>	
<b>1 市長部局における対応</b>	
<b>(1) 経過及び目的</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年3月31日 市保健所<sup>†5</sup>の業務逼迫を受け、全庁推進体制が実施されることになり、新型コロナ対策調整担当会議において、寄附受け対応については財政局で担当することとした。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年4月9日 健康福祉局総務グループとの打ち合わせで、寄附受け対応に加え、金銭以外の物品（マスク等）の受付や、セレモニー実施の仕切りについても財政局財政企画課が行うこととした。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年4月～5月 健康福祉局総務グループとの打ち合わせで、寄附受け対応にかかる個別の事務フロー等を整理。これまでのつながりを考慮し、各医療機関や医師会との調整窓口は引き続き健康福祉局健康政策課が行うこととした。</li> </ul>	
<b>(2) 具体的な取扱い</b>	
<p>寄附された物品については、当該物品を主に使用する部局等に個別に配布したが、大量の寄附があった場合については、以下のとおり対応した。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和3年5月上旬～下旬 企業から、大量の不織布マスクの寄附（数量80,100枚）の申し出があったが、直接、市医師会を通じて市内の医療機関へ配布することが、最も迅速かつ効率的と判断し、納品先を医師会館とする対応を取った。 市医師会との調整は健康福祉局健康政策課が実施し、企業との調整は財政局財政企画課が実施した。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和5年1月 企業から次亜塩素酸水溶液200箱、スプレー容器100個の寄贈（その後、次亜塩素酸水溶液400箱、スプレー容器200個へ増量）の申し出があったことから、財政局庁舎管理課において、全庁に受入希望の有無を照会した。</li> </ul>	
<b>2 市立病院における対応</b>	
<p>多くの市民、企業、団体から、市立病院へ直接、医療物資や食品、寄附金等の支援が多数寄せられた。寄贈者から公開の了承があったものについては、市立病院ホームページに氏名や団体名を掲載した。</p>	
<b>実 績 ・ 効 果</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多くの市民、企業、団体からの寄附等の支援により、特に新型コロナ発生初期等、物資不足の状況に対応することができた。</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市保健所からの業務切り出しを行ったことで、寄附申し出件数が増加した場合の体制が整備されたことは、健康福祉局の業務負荷の低減につながるものとして評価できると思料する。</li> </ul>	

課 題

- 本来であれば、寄附申し出を受けた各局で対応すべき個別の案件（各局固有の事業や業務に対しての金銭や物品の寄附）についても、財政局に対応を求められることが多々あり、本来業務に支障が生じた。寄附という理由のみで、申し出内容について詳細を把握していないことによるものと思われる。
- 個別の案件（各局固有の事業や業務に対しての金銭や物品の寄附）に関しては、各局が対応窓口となることを周知するとともに、次の感染症危機に備え、今回の寄附対応を整理、課題等を反映し、有事においては、速やかに全庁に周知できる体制を構築する必要がある。

第7節 財政運営・財源確保等 6 備蓄の確保	本市事業	実施期間： 流行初期
担当部署：危機管理局危機管理課		

**対 応 経 過**

**1 新型コロナの発生前の経過**

- ・ 新型インフルエンザ等感染症対策用として、マスクについては、平成 26 年から窓口対応を行う職員から感染が拡大することを防ぐ目的で計画的に備蓄を行ってきた（平成 28 年より「サージカルマスク」に変更）。
- ・ 防護服セットについては、当初患者搬送を行う救急隊員の罹患を防ぐことを目的に、平成 25 年から「N95 マスク」を単品で購入していたが、マスクのみでは個人防護具として不十分との指摘もあり、平成 28 年度からは、「N95 マスク」に替え「防護服セット（N95 マスク含む）」を購入してきた。

**2 新型コロナ発生後の対応**

- ・ サージカルマスクについては、新型コロナ発生 of 初期において、各種販売店にマスクの在庫がなくなり、入手が困難になったことを受け、備蓄分に加え、市民及び民間企業等からの寄附も活用し、当初想定していた窓口業務に従事する職員や市有施設のほか、市医師会や社会福祉施設、市内町内会に対しても配付を行った。
- ・ 本市では、国の行動計画<sup>16</sup>において、新型インフルエンザの流行期間は約 8 週間と想定されていることから、それぞれ備蓄計画を作成し対応を行ってきたが、新型コロナの発生により備蓄資機材の全てを使用したため、備蓄数の見直しを行ったうえで、サージカルマスクについては 350,000 枚、防護服セットについては、500 着を目標に循環備蓄を行うこととした。

**実 績 ・ 効 果**

- ・ サージカルマスクについては、当初想定していた窓口業務に従事する職員や市有施設のほか、市医師会や社会福祉施設、市内町内会に対しても配付を行ったことで、マスク需要の急増により各種販売店で在庫がなくなる中で、各者の円滑な活動を支援できた。



【写真：医療機関へ提供するサージカルマスクの搬出】

【表：サージカルマスクの配布実績】

配布先	配布枚数	備考
市医師会	100,000 枚	本市備蓄分を活用
社会福祉施設	50,000 枚	本市備蓄分を活用
市内町内会	70,000 枚	寄附品を活用

**課 題**

- ・ 国の行動計画において、新型インフルエンザの流行期間は約 8 週間と想定されていたことから、物資については約 2 か月分の使用料等を目安に備蓄してきたが、新型コロナの感染拡大により、サージカルマスクを医療機関や社会福祉施設等にも配布する必要が生じた。  
 今回の新型コロナの対応を踏まえ、改めて必要な品目、数量の精査を行うとともに、今後改定が見込まれる国、県の行動計画の内容を踏まえながら、計画的に備蓄を行っていく必要がある。

